

地域活性化に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 28 年 7 月
総務省行政評価局

前書き

本行政評価・監視は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服といった構造的な課題に対して、国と地方が総力を挙げて取り組むことが求められている中、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられてきた地域活性化（地域再生、都市再生、中心市街地活性化等）施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	3
I 調査の趣旨	3
II 調査の結果	41
1 人口移動の状況及びその要因等	41
(1) 人口移動の状況	42
(2) 地方都市における人口の増減要因等	48
(3) 地方都市における人口等の増加・維持のための取組の状況	50
2 地方都市における地域活性化3計画の実施状況	107
(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況	107
(2) 効果の発現状況	144
(3) 効果の発現状況の的確な把握	196
(4) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、 中間評価を踏まえた見直し等）の推進	314
(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進	356
3 地域再生計画における申請手続の簡素合理化	372

図 表 等 目 次

I 調査の趣旨

表① 地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制の設置に関する規定	5
表② 地域活性化3計画に係る取組に関する規定	8
表③ 定住自立圏構想に関する規定	28
表④ 地方都市一覧（都道府県別）	31
表⑤ 地域活性化の目的等に関する規定	32
表⑥ 地域活性化3計画の作成状況	40

II 調査の結果

1 人口移動の状況及びその要因等

(1) 人口移動の状況

表 1-(1)-① 社会増減	53
表 1-(1)-② 直近3年間の社会増減の傾向別の人口及び社会増減等	57
表 1-(1)-③ 通勤圏・通勤圏外別の社会増減	58
表 1-(1)-④ 大都市圏・地方圏等別の人口移動の状況	60
表 1-(1)-⑤ 大都市圏通勤圏・政令市通勤圏等別の人口移動の状況	69

(2) 地方都市における人口の増減要因等

表 1-(2)-① 人口指標と経済指標の相関関係	76
表 1-(2)-② 書面調査（様式）	82
表 1-(2)-③ 社会増減の要因	88
表 1-(2)-④ 就業者の増減要因	91

(3) 地方都市における人口等の増加・維持のための取組の状況

表 1-(3)-① 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画の取組	93
表 1-(3)-② 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画以外の取組	98
表 1-(3)-③ 就業者の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画の取組	101
表 1-(3)-④ 就業者の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画以外の施策	103
表 1-(3)-⑤ 今後実施予定の取組	105
表 1-(3)-⑥ 国への意見・要望	106

2 地方都市における地域活性化3計画の実施状況

表 2-① 地方都市における地域活性化3計画の作成状況	111
表 2-② 調査対象計画一覧	111
(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況	
表 2-(1)-ア 291計画において実施された事業の実施概況	125
表 2-(1)-イ 国の支援施策の活用状況	125
表 2-(1)-イ-(ア)-① 地域再生計画の特別の措置の活用状況	126

表 2-(1)-イ-(ア)-②	地域再生計画の特別の措置のメニュー数	127
表 2-(1)-イ-(イ)-①	都市再生法第 47 条第 2 項の交付金の活用状況	128
表 2-(1)-イ-(イ)-②	都市再生法第 47 条第 2 項の交付金のメニュー数	129
表 2-(1)-イ-(イ)-③	都市再生整備計画事業の交付対象事業	129
表 2-(1)-イ-(イ)-④	都市再生整備計画における地域創造支援事業の活用状況	133
表 2-(1)-イ-(ウ)-①	中心市街地活性化基本計画の特別の措置の活用状況	134
表 2-(1)-イ-(ウ)-②	中心市街地活性化基本計画の特別の措置のメニュー数	135
表 2-(1)-イ-(ウ)-③	中心市街地活性化基本計画の特別の措置の対象事業	135
表 2-(1)-イ-(ウ)-④	中心市街地活性化基本計画における都市再生法第 47 条第 2 項 の交付金の活用状況	138
表 2-(1)-イ-(ウ)-⑤	中心市街地活性化基本計画における地域創造支援事業の活用 状況	139
表 2-(1)-ウ	地域独自の取組	140
表 2-(1)-ウ-(ア)	地域再生計画における地域独自の取組	141
表 2-(1)-ウ-(イ)	都市再生整備計画における地域独自の取組	142
表 2-(1)-ウ-(ウ)	中心市街地活性化基本計画における地域独自の取組	143
(2) 効果の発現状況		
表 2-(2)-ア-①	地域再生計画における指標数別計画数	159
表 2-(2)-ア-②	地域再生計画における指標設定内容	159
表 2-(2)-ア-③	地域再生計画における計画期間別計画数	159
表 2-(2)-ア-④	地域再生計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識	160
表 2-(2)-ア-⑤	地域再生計画の指標の目標達成状況	160
表 2-(2)-ア-⑥	地域再生計画の効果の発現状況等	161
表 2-(2)-ア-⑦	地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）	164
表 2-(2)-ア-⑧	平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（平成 27 年 9 月）（抜粋）	165
表 2-(2)-イ-①	都市再生整備計画における指標数別計画数	166
表 2-(2)-イ-②	都市再生整備計画における指標設定内容	166
表 2-(2)-イ-③	都市再生整備計画における計画期間別計画数	166
表 2-(2)-イ-④	都市再生整備計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識	167
表 2-(2)-イ-⑤	都市再生整備計画の指標の目標達成状況	167
表 2-(2)-イ-⑥	都市再生整備計画の効果の発現状況等	168
表 2-(2)-ウ-①	中心市街地活性化基本計画における指標数別計画数	171
表 2-(2)-ウ-②	中心市街地活性化基本計画における指標設定内容	171
表 2-(2)-ウ-③	中心市街地活性化基本計画における計画期間別計画数	172
表 2-(2)-ウ-④	中心市街地活性化基本計画を作成した市の目標の達成状況に関する 認識	172
表 2-(2)-ウ-⑤	中心市街地活性化基本計画の指標の目標達成状況	172

表 2-(2)-ウ-⑥	中心市街地活性化基本計画の効果の発現状況等	173
表 2-(2)-ウ-⑦	中心市街地活性化基本計画において、目標の達成状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由等	175
表 2-(2)-ウ-⑧	中心市街地に係る統計データの前回調査との比較	178
表 2-(2)-ウ-⑨	中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）	181
表 2-(2)-ウ-⑩	内閣府政策評価書（抜粋）	182
表 2-(2)-ウ-⑪	中心市街地活性化推進委員会関連資料（抜粋）	186
(3) 効果の発現状況の的確な把握		
表 2-(3)-①	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）	208
表 2-(3)-②	地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）	208
表 2-(3)-③	都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）	212
表 2-(3)-④	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）（抜粋）	213
表 2-(3)-⑤	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件（抜粋）	214
表 2-(3)-⑥	社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 102 号国土交通事務次官通知）（抜粋）	215
表 2-(3)-⑦	都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】（平成 16 年 4 月 16 日付け国都まち第 10 号、国道政第 5 号、国住備第 27 号国土交通事務次官通知）（抜粋）	216
表 2-(3)-⑧	都市再生整備計画事業ハンドブック（平成 27 年度版）（国土交通省都市局市街地整備課監修）（抜粋）	216
表 2-(3)-⑨	中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）（抜粋）	218
表 2-(3)-⑩	中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）	219
表 2-(3)-⑪	地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査（平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方創生推進室）調査票（抜粋）	224
表 2-(3)-⑫	平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：地域再生計画の認定等）（抜粋）	225
表 2-(3)-⑬	平成 27 年度行政事業レビューシート（事業名：社会資本整備総合交付金）（抜粋）	226
表 2-(3)-⑭	平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）（抜粋）	227
表 2-(3)-⑮	中心市街地活性化基本計画平成 26 年度最終フォローアップ報告（平成 27 年 8 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）	229
表 2-(3)-⑯	平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：中心市街地活性化基	

本計画の認定）（抜粋）	232
表 2-(3)-⑰ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（抜粋）	233
表 2-(3)-⑱ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）	238
表 2-(3)-⑲ 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（抜粋）	244
表 2-(3)-⑳ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル（平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）	247
表 2-(3)-ア-① 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない例	249
表 2-(3)-ア-② 地域再生計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例	250
表 2-(3)-ア-③ 都市再生整備計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例	252
表 2-(3)-ア-④ 汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標等のアウトカム指標を設定している例等	254
表 2-(3)-ア-⑤ 同一地区で引き続き実施された次期計画において、新たにアウトカム指標を設定している例	257
表 2-(3)-ア-⑥ 目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例	258
表 2-(3)-ア-⑦ 都市再生整備計画における指標別目標達成数	263
表 2-(3)-ア-⑧ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）	264
表 2-(3)-ア-⑨ 都市再生整備計画における満足度指標の目標値について、十分な説明がなされないまま設定されている例	265
表 2-(3)-ア-⑩ 事業内容を踏まえ、一定の考え方をもち満足度指標の目標値が設定されている例	269
表 2-(3)-イ-① 地域再生計画における事後評価実施状況	270
表 2-(3)-イ-② 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していない例	272
表 2-(3)-イ-③ 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしている例	278
表 2-(3)-イ-④ 交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は実施していない例	280
表 2-(3)-イ-⑤ 見込み値で実施した事後評価結果と確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じているにもかかわらず、事後評価結果のみ公表して、フォローアップ結果を公表していない例	283
表 2-(3)-イ-⑥ 指標の測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例	286

表 2-(3)-イ-⑦	効果発現要因の分析内容が事実と異なる例	296
表 2-(3)-イ-⑧	歩行者通行量について、あらかじめ予備日を設定している例	297
表 2-(3)-イ-⑨	歩行者通行量について、次期計画では年 4 回測定し、その平均値を用いることとしている例	298
表 2-(3)-イ-⑩	目標値に達しなかった要因が適切に把握されていない例	298
表 2-(3)-イ-⑪	歩行者通行量について、目標を達成した要因が適切に把握できていない例	300
表 2-(3)-イ-⑫	歩行者通行量の測定回数	301
表 2-(3)-イ-⑬	歩行者通行量を 1 年に 1 回しか測定していない理由	301
表 2-(3)-イ-⑭	まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）	302
表 2-(3)-イ-⑮	平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務（中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業）報告書（平成 26 年 3 月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室）（抜粋）	303
表 2-(3)-イ-⑯	年間商品販売額の推計精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては指標としないとした例	305
表 2-(3)-イ-⑰	過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している例	306
表 2-(3)-イ-⑱	過去の商業統計の調査結果を基に評価値を推計することが困難として、過去の調査結果をそのまま使用している例	306
表 2-(3)-イ-⑲	まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）	307
表 2-(3)-イ-⑳	満足度が向上しなかった原因を分析できず、事業効果が把握できなかった例	308
表 2-(3)-ウ-①	地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 27 年 9 月 1 日内閣府地方創生推進室）（抜粋）	309
表 2-(3)-ウ-②	まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）	310
表 2-(3)-ウ-③	中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成 27 年度版＞（内閣府地方創生推進室）（抜粋）	312
表 2-(3)-ウ-④	中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル（平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）	313
(4)	効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進	
表 2-(4)-①	適切な情報収集による計画作成、実施及び見直しに関する規定	321

表 2-(4)-②	地域住民等との連携に関する規定	322
表 2-(4)-③	中間評価を踏まえた計画の見直しに関する規定	325
表 2-(4)-④	地域再生に係る情報提供に関する規定	330
表 2-(4)-⑤	地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例	332
表 2-(4)-⑥	地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例	336
表 2-(4)-⑦	中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例	339
表 2-(4)-⑧	中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達していない例	341
表 2-(4)-⑨	実践型地域雇用創造事業 継続の可否の判断基準	343
表 2-(4)-⑩	国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例	344
表 2-(4)-⑪	近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例	345
表 2-(4)-⑫	近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例	346
表 2-(4)-⑬	地域再生計画に関する事例集	347
表 2-(4)-⑭	「都市再生整備計画に関する事例集」(平成 22 年 3 月国土交通省)(抜粋)	350
表 2-(4)-⑮	中心市街地活性化基本計画に関する事例集	352
表 2-(4)-⑯	地域活性化に関する事例集一覧	355
(5)	計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進	
表 2-(5)-①	計画期間終了後の継続的な効果測定の実施状況	358
表 2-(5)-②	計画期間終了後の継続的な効果測定を実施している主な理由	358
表 2-(5)-③	計画期間終了後の継続的な効果測定をしていない主な理由	359
表 2-(5)-④	施設を整備したものの、一定期間経過後に施設利用者数が大幅に減少している例	360
表 2-(5)-⑤	地域再生計画に関するアンケート調査(平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方創生推進室)調査票(抜粋)	363
表 2-(5)-⑥	地域再生計画認定申請マニュアル(総論)(平成 27 年 9 月内閣府地方創生推進室)(抜粋)	364
表 2-(5)-⑦	社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成 27 年 4 月 9 日付け国官会第 102 号国土交通事務次官通知)(抜粋)	365
表 2-(5)-⑧	まちづくり交付金評価の手引き 第 3 部事後評価の進め方 2-2 事業の成果及び実施過程の検証(事後評価シートの作成を含む)(平成 20 年	

	8月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室) (抜粋)	366
表 2-(5)-⑨	中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室) (抜粋)	369
表 2-(5)-⑩	国土交通省がストック効果に着目した情報収集を行い、情報提供して いる事例	371
3	地域再生計画における申請手続の簡素合理化	
表 3-①	地域再生計画の認定手続のワンストップ化に関する規定等	378
表 3-②	地域再生基本方針の一部変更について(平成 19 年 12 月 7 日閣議決定)新旧対 照表(抜粋)	384
表 3-③	地域再生計画と地域雇用創造計画の関係	385
表 3-④	地域雇用開発促進法第五条第六項及び第六条第六項の審議会を定める政令 (平成 13 年政令第 319 号) (抜粋)	395
表 3-⑤	地域雇用開発促進法施行規則(平成 13 年厚生労働省令第 193 号) (抜粋) ..	395
表 3-⑥	地域再生計画の記載事項に関する規定	396
表 3-⑦	地域雇用創造計画の記載事項に関する規定	402
表 3-⑧	地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項	405
表 3-⑨	地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(平成 28 年 4 月 1 日内閣府地方創生 推進室)(抜粋)	405
表 3-⑩	地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項の比較	406
表 3-⑪	地域再生計画と地域雇用創造計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画 のマネジメントが行われるとみられる例	442

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この評価・監視は、地域活性化関係施策の効果的な実施に資する観点から、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（8）、市区町村（262）、関係団体、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 11 事務所（青森、岩手、茨城、栃木、長野、石川、三重、山口、長崎、宮崎、鹿児島）

4 実施時期

平成 27 年 4 月～28 年 7 月

5 用語の説明

(1) 地域活性化 3 計画の概要

本結果報告書における「地域活性化 3 計画」とは次の 3 計画をいう。

① 地域再生計画

社会経済情勢の変化に対応した、地方公共団体の自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図るための計画（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条及び第 5 条第 1 項）

② 都市再生整備計画

社会経済情勢の変化に対応した、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に必要な公共公益施設等を市町村が重点的に整備するための計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「都市再生法」という。）第 1 条及び第 46 条第 1 項）

③ 中心市街地活性化基本計画

社会経済情勢の変化に対応した、中心市街地（注）における都市機能の増進及び経済活力の向上に関する施策を市町村が総合的かつ一体的に推進するための計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」と

いう。) 第 1 条及び第 9 条第 1 項)

(注) 中心市街地とは、i) 相当数の小売業者及び相当程度の都市機能が集積し、市町村の中心としての役割を果たし、ii) 機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあり、iii) 都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが当該市町村等の発展にとって有効かつ適切と認められる市街地をいう。

(2) 特別の措置

地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を作成した地方公共団体がそれらを国に申請して認定を受け、又は都市再生整備計画を作成した市町村がそれを国に提出することによって、次の措置が講じられることになっている。

- ① 地域再生法第 5 章の規定に基づく特別の措置及び地域再生基本方針(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)5 の 6) に基づく認定と連動して実施する支援措置
 - ② 都市再生法第 47 条第 2 項の規定に基づく交付金の交付
 - ③ 中心市街地活性化法第 4 章の規定に基づく特別の措置及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定。以下「中心市街地活性化基本方針」という。) 第 2 章 5(2)及び(3)に基づく認定と連携した支援措置等
- 以下、上記①から③までを「特別の措置」という。

第2 行政評価・監視結果

I 調査の趣旨

調査の結果	説明図表番号
<p>地域活性化施策について、国は、従前から様々な取組を実施しており、平成19年10月、地方における人口減少の悪循環を断ち切る等のため、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制として、内閣官房地域活性化統合事務局を設置し、地域活性化3計画（注1）を始めとした取組を推進してきた（注2）。</p>	表①
<p>また、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する『定住自立圏構想』の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる」とされ、これを踏まえ、「定住自立圏構想推進要綱」（平成20年12月26日付け総務事務次官通知）（注3）が示され、これに基づく取組が進められている。</p>	表② 表③、④
<p>さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定。以下「総合戦略」という。）においては、「定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する」とされている。また、総合戦略では、「明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う」とされ、施策の推進に当たってのPDCAサイクルの重要性が示されている。</p>	表⑤
<p>こうした状況を踏まえ、関係施策の効果的な実施に資する観点から、定住自立圏における中心市の要件（注3）に該当する市（以下「地方都市」という。）を中心に、人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査、分析することとした。</p>	
<p>（注1）各法律に基づく制度が創設されてから平成26年度までの全国の地方公共団体における計画の作成状況は、次のとおりである。</p>	
<p>① 地域再生法第5条第16項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）は、平成17年度から26年度までに1,870計画</p>	表⑥-i
<p>② 都市再生法第47条第2項の規定に基づき国土交通大臣に提出され、交付金が充てられた都市再生整備計画は、平成16年度から26年度までに2,563計画</p>	表⑥-ii
<p>③ 中心市街地活性化法第9条第10項の規定に基づき内閣総理大臣に認定された中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）は、平成18年度から26年度までに177計画</p>	表⑥-iii
<p>（注2）内閣官房地域活性化統合事務局は、平成27年1月20日に内閣府地方創生推進室に再編され、さらに、28年4月1日には内閣府地方創生推進事務局に改組された。従前、</p>	表①（再掲）

<p>地域活性化統合事務局が担ってきた地域活性化3計画に関する事務は、現在、内閣府地方創生推進事務局において、同様に行われている。</p> <p>(注3) 定住自立圏構想推進要綱によると、定住自立圏の中心市の要件は次の①から③までの全てを満たす必要があり、要件を満たす市は平成27年4月1日現在262市となっている。</p> <p>① 人口が5万人程度以上であること</p> <p>② 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること</p> <p>③ 当該市の所在する地域について、次のいずれかに該当するもの</p> <p>i) 「国土利用計画(全国計画)第4次」(平成20年7月4日閣議決定)における三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)の区域外に所在すること</p> <p>ii) 三大都市圏の区域内に所在する場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「政令指定都市」という。)又は東京都特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数又は通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値(以下「通勤通学者の割合」という。)が0.1未満であること</p> <p>また、「中心市に係る特例について(通知)」(平成25年3月29日付け総行応第39号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)において、後背地に国立公園や国定公園を有するなど当該通知に定める要件を満たす市については、上記の要件を満たさない場合でも、中心市の要件を満たしたものとみなすとしている。</p>	<p>表③(再掲)</p>
--	---------------

表① 地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制の設置に関する規定

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

第七章 地域再生本部

（設置）

第 24 条 地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

第二章 都市再生本部

（設置）

第 3 条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）（抜粋）

第五章 中心市街地活性化本部

（設置）

第 66 条 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 構造改革特別区域法（平成 14 年法律 189 号）（抜粋）

第五章 構造改革特別区域推進本部

（設置）

第 37 条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 第 168 回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説（平成 19 年 10 月 1 日）（抜粋）

構造改革を進める中で、格差といわれる様々な問題が生じています。私は、実態から決して目をそらさず、改革の方向性は変えずに、生じた問題には一つ一つきちんと処方箋を講じていくことに全力を注ぎます。

地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るという悪循環に陥っています。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければなりません。

内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的、総合的に政策を実施していきます。

国と地方が定期的な意見交換を行うなど、地方の皆様の声に真剣に耳を傾け、地域力再生機構の創設等、決してばら撒きではなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めてまいります。

○ 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合の開催方法について（平成19年10月9日閣議決定）（抜粋）

1. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合については、特段の事情がない限り、合同で開催するものとする。
2. 都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の会合を合同で開催する場合には、当該会合を地域活性化統合本部会合と総称する。

○ 内閣に置かれた地域活性化に係る実施体制の統合について（平成19年10月9日地域活性化統合本部第1回会合配布資料）

1 趣旨

これまで、地域活性化の推進に係る体制として、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部（以下「地域活性化関係4本部」という。）の4本部をそれぞれの根拠法律に基づいて設置し、単独で開催してきたところ。また、各本部に係る事務についても、内閣官房に個別の組織を置いて処理してきたところ。

このような本部及び事務局体制について、10月1日の福田総理の所信表明演説において、「内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施して」いくとされるところ。とともに（資料1-2参照）、同月5日には、福田総理から、地域再生などの実施体制を統合し、地域活性化関係の4本部会合を一元化し、また、事務局体制についても早急に一元化を進めるよう指示があったところ。

上記の所信表明演説や指示を受け、以下のとおり、地方の声を十分に反映する仕組みを確保しつつ、地域活性化に係る実施体制の統合を図る。

2 概要

(1) 4本部の合同開催

地域活性化関係4本部については、今後、特段の事情のない限り、「合同会合」として開催し、「地域活性化統合本部会合」と称する（資料1-3参照）。

(2) 事務局の体制

地域活性化関係4本部に係る事務を一元的に処理するため、内閣官房部局としての4本部事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を設置する（資料1-4参照）。

(3) 地方の声の反映

「地域活性化統合本部会合」において審議を行うに当たっては、地方公共団体の首長、民間有識者等が「参与」として参画し、地方の声を反映させるものとする。

○ 地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則（平成19年10月9日内閣総理大臣決定）（抜粋）

（設置及び任務）

第1条 内閣官房に、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部に係る事務を一元的に処理するため、事務体制を設けることとし、地

域活性化統合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

2 事務局長は、局務を掌理する。

3 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。

4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

6 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。

7 事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

○ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）（抜粋）

（所掌事務）

第 4 条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三の三 （略）

四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 （略）

七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九～二十九 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 (略)

三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四～六十二 (略)

(設置)

第40条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

第40条の2 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。

3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(注) 下線は当省が付した。

表② 地域活性化3計画に係る取組に関する規定

<地域再生計画>

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(地域再生計画の認定)

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3～15 (略)

16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(認定地域再生計画の変更)

第7条 地方公共団体は、第五条第十六項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等

第13条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしたところである。一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、推進することが強く期待されている。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②地域の政策課題を解決するための制度改革の推進、③民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の目標地域再生の推進により実現すべき目標は、次の 2 つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第 5 条第 16 項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること（第 1 号基準）

1 の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ 3) の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。

あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

地域再生を図るために行う事業について、

イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

ロ 事業の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

2)～4) (略)

5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置

① まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）

イ 法第13条第1項により、認定地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付する。

a. 法第5条第4項第1号イに規定する地方創生事業全般（b.に掲げる事業を除く。）

i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ii) 移住及び定住の促進に資する事業

iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

b. 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

iii) 地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

ロ これらの交付金を充てて行う事業に関する事項が記載された地域再生計画の認定に当たっては、計画全体が認定基準に適合するかどうかを判断することとする。交付金は、次のような手順で交付、実施する。

a. 地方公共団体は、交付金を充てて行う事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。

b. 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画を認定す

る。

- c. 法第5条第4項第1号イに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度、交付金の交付に係る申請をする際に、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
- d. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業について、地方公共団体は、認定地域再生計画に基づき、毎年度の予算の要望を内閣総理大臣に提出する。その際、交付金を充てて行う事業に係る重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）についても併せて提出する。
- e. 内閣総理大臣は、法第5条第4項第1号イに規定する事業については内閣府において予算執行を行う一方、同号ロに規定する事業については、要望を踏まえて、交付の事務を行う各大臣と協議の上、施設の種別別の配分を決定し、各施設の所管省庁に対し予算の移替えを行う。
- f. 法第5条第4項第1号ロに規定する事業に係る交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、各事業の所管省庁が実施するが、地方公共団体に対する統一的な窓口を設ける。
- g. 地方公共団体は、法第5条第4項第1号ロに規定する事業については、事業の進捗よく等に応じて、一定の範囲内で施設間の予算の融通、年度間の事業量の変更を行い、予算を弾力的に執行する。

ハ イ及びロを踏まえ、この交付金の制度に関する基本的な枠組みについては、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省が共同して整理し、地方公共団体に提示する。

ニ 平成28年3月31日以前に認定された地域再生計画（地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）による改正前の法第5条第4項第1号に規定する事項が記載されたものに限る。）を変更し、引き続き同号に規定する事項を記載しようとする場合には、当該変更に係る認定基準は「地域再生基本方針の一部変更について」（平成28年4月15日閣議決定）による変更前の地域再生基本方針の定めるところによる。

② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

イ 法第13条の2により、法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用する。

ロ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、イの寄附の総額が事業費を超えない範囲において、寄附を受領することとする。

ハ イの寄附を受領した地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を行った法人に対して、寄附を受領したことを証する書類を交付することとする。

ニ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了した場合には、当該事業を行った地方公共団体は、当該事業の重要業績評価指標の達成状況（達成状況が芳しくない場合については、加えてその改善策）、事業費及び関連する寄附額を内閣総理大臣に報

告することとする。

ホ イの寄附を受けた地方公共団体にあつては、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはならない。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

③ 地域再生支援利子補給金

イ 法第 14 条第 1 項により、政府は、認定地域再生計画に記載された事業（地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、内閣総理大臣が指定するものと地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、地域再生協議会の構成員であり、かつ、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して 5 年間とする。

④ 特定地域再生支援利子補給金

イ 法第 15 条第 1 項により、政府は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、内閣総理大臣が指定するものと特定地域再生支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、特定地域再生支援利子補給金を支給することとする。

ロ 金融機関は、内閣府令で定める要件に適合するものを指定するものとする。

ハ 特定地域再生支援利子補給金の支給期間は、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対して、金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して 5 年間とする。

⑤ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

法第 16 条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（集落生活圏（法第 5 条第 4 項第 6 号に規定する集落生活圏をいう。以下同じ。）における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の内閣府令で定める事業とする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用する。

この場合において、当該事業を行う株式会社は、常時雇用する従業員数が一定数以上であること、設立の日から 10 年未満であることなどの内閣府令で定める要件に適合することについて、地方公共団体の確認を受けたものに限るものとする。

⑥ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

法第 17 条により、認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができるものとする。

⑦ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

イ 認定を受けた都道府県の知事（以下「認定都道府県知事」という。）は、法第 17 条の 2 第 3 項により、事業者が作成した地方活力向上地域特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画を認定することができる。

ロ 法第 17 条の 3 により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。

ハ 法第 17 条の 4 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。

ニ 法第 17 条の 5 により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。

ホ 法第 17 条の 6 により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合、その減収額の一部を普通交付税により補填する。

⑧ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、法第 17 条の 7 により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏について、地域再生土地利用計画を作成することができる。

当該計画には、地域再生拠点形成のために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用（以下「農用地等の保全及び利用」という。）を図る区域（以下「農用地等保全利用区域」という。）等を記載するものとする。

ロ 法第 17 条の 8 により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為（地域再生拠点区域内で行われるものを除く。）又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとするとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハ 法第 17 条の 9 により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認められる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対して勧告することができるものとする。

ニ 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第 17 条の 10、第 17 条の 11 及び第 17 条の 12 により、当該事業により整備される誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）に関して以下の特例を適用することとする。

a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画（以下「同意地域再生土地利用計画」という。）に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に定める農地等の転用等に係る許可があつたものとみなす。

b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第 13 条第 2 項に定める農用地区域からの除外要件を適用しない。

c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号に掲げる開発行為とみなす等。

⑨ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第 17 条の 13 により、法第 5 条第 4 項第 7 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第 17 条の 7 第 9 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区

間又は区域が存する自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送を行う者をいう。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができるものとする。

⑩ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第 17 条の 14 により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業（生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業）の実施に関する計画（生涯活躍のまち形成事業計画）を作成することができる。

認定市町村は、6 の 1）のとおり、法第 19 条に基づき地域再生を図るために行う事業等を行う地域再生推進法人を指定することができるが、生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行う地域再生推進法人は、法第 17 条の 15 から第 17 条の 17 までに定めるとおり、認定地域再生計画に基づき生涯活躍のまち形成事業計画の素案を作成し、当該計画の作成又は変更の提案を行うことができる。

当該生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するものとする。当該生涯活躍のまち形成地域の区域は、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、生涯活躍のまち形成事業計画には、おおむね a. から e. までに掲げる事項を記載するものとする。

a. 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するための施策として、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助や、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

b. 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サービス付き高年齢者向け住宅、有料老人ホームその他の高年齢者に適した住宅をいう。）を記載するとともに、当該高年齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

c. 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（法第 17 条の 14 第 3 項第 3 号に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業等の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。）を記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

d. 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進

するための施策として、情報の提供、便宜の供与等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

e. a. から d. までに掲げる事項のほか、認定市町村が生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要と認める事項を記載する。

ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第 17 条の 14 第 4 項各号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる。当該事項を記載し、かつ厚生労働大臣や都道府県知事の権限に係るものについてその同意を得たときは、法第 17 条の 18、第 17 条の 22、第 17 条の 23 及び第 17 条の 24 により、以下の特例を適用することとする。

a. 生涯活躍のまち形成事業計画に記載され、厚生労働大臣の同意を得た事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）に関して、当該同意事業協同組合等の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等に委託して、生涯活躍のまち形成事業として行われる事業の実施のため必要となる労働者の募集を行わせるときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項に定める厚生労働大臣の許可又は厚生労働大臣に対する届出を要するとの規定は適用しない。

b. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載された有料老人ホームに関する老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項の規定による届出については、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

c. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、都道府県知事の同意を得た居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文又は同法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなす。

同様に、当該計画に必要事項が記載された地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、第一号事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に、それぞれ同法第

42 条の 2 第 1 項本文、同法第 54 条の 2 第 1 項本文又は同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定があったものとみなす。

d. 生涯活躍のまち形成事業計画に必要事項が記載され、第 17 条の 14 第 12 項の規定により都道府県知事の同意を得た生涯活躍のまち一時滞在事業を行う事業者に関して、当該計画の公表の日に旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の旅館業の許可があったものとみなす。

⑪ 遊休工場用地等に導入する産業の特例

法第 17 条の 26 により、認定地域再生計画に記載されている法第 5 条第 4 項第 9 号に規定する事業において遊休工場用地等に導入される工業等（農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する工業等をいう。）以外の産業は、同法の適用については、工業等とみなすこととする。

⑫ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

イ 法第 17 条の 27 第 1 項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。

ロ 法第 17 条の 28 第 1 項及び第 2 項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画（以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。）に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。

ハ 法第 17 条の 29 により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。

⑬ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第 17 条の 30 により、法第 5 条第 4 項第 11 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 4 条第 9 項の規定による認定（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑭ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第 17 条の 31 により、法第 5 条第 4 項第 12 号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の認定（同法第 11 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなすこととする。

⑮ 産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例

法第 17 条の 32 により、法第 5 条第 4 項第 13 号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 5 条第 5 項の規定による同意（同法第 6 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）があったものとみなすこととする。

⑯ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第 18 条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供する場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認める。

なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

「地域再生推進のためのプログラム」（平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定）別表 1 に基づき、認定に際しての同意の判断が明記されている施設は次のとおりである。

イ 公立学校の廃校施設及び余裕教室、史跡等購入費補助金により公有化した史跡等

【文部科学省】

ロ 勤労青少年ホーム、職業能力開発校、社会福祉施設【厚生労働省】

ハ 下水道補助対象施設、公営住宅、特定優良賃貸住宅【国土交通省】

⑰ 認定を受けた地方公共団体による関係行政機関の事務調整の要請

法第 10 条の 2 第 1 項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

この要請を受けて、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

⑱ 認定を受けた地方公共団体による施策の改善提案

法第 11 条第 1 項により、認定を受けた地方公共団体は、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、政府の地域再生に関する施策の改善について提案をすることができる。

この提案を受けて、地域再生本部は、検討を加え、遅滞なくその結果を当該地方公共団体に通知する。

当分の間、この施策の改善提案については、3 の 1) の提案募集と同様の枠組みの中で行うものとする。

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3）④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に

行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

<都市再生計画>

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（都市再生整備計画）

第 46 条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第百十九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 都市再生整備計画の区域及びその面積
- 二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共公益施設の整備に関する事業
 - ロ 市街地再開発事業
 - ハ 防災街区整備事業
 - ニ 土地区画整理事業

ホ 住宅施設の整備に関する事業

ヘ その他国土交通省令で定める事業

三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

五 計画期間

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

3～16 (略)

(交付金の交付等)

第47条 市町村は、次項の交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、当該事業等を通じて増進が図られる都市機能の内容、公共公益施設の整備の状況その他の事項を勘案して国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の規定による交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○ 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動
- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

2 都市再生整備計画において具体的明らかされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下視点を明らかかつ迅速実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

- 得られる成果を重視し、計画に基づき実施される事業・施策についてできる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。
- 既存施設の活用、ソフト施策との連携、民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組などを重視することにより、事業・施策の効率的実施と文化、環境、生物多様性、居住等の都市の機能の増進が図られること。
- 構造改革特別区域、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果の発揮が図られること。
- 将来にわたって継続的かつ一体的に都市の多様な機能を確保する施設等の維持管理が図られること。

イ 民間のまちづくりに関する活動等と連携・協働

- 計画・事業・運営への地域団体等の積極的な参加と民間をはじめとした多様な主体による取組の推進やアイデア・ノウハウ等の活用が図られること。また、必要に応じて、市町村による都市再生推進法人の指定や、市町村都再生協議会を組織することにより、官民連携の取組を図ること。

<中心市街地活性化基本計画>

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関

し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第2条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であって、次に掲げる要件に該当するもの（以下「中心市街地」という。）について講じられるものとする。

- 一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。
- 二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。
- 三 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(基本計画の認定)

第9条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中心市街地の位置及び区域
- 二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
- 三 都市福利施設を整備する事業に関する事項
- 四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
（地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあっては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項）
- 五 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
- 六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
 - ロ 特定事業
- 七 第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
- 八 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
- 九 計画期間

- 3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
 - 二 中心市街地の活性化の目標
 - 三 その他中心市街地の活性化に資する事項
- 4 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第一百八号）第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下この項及び第四十一条において「施設等」という。）のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路（同法による道路に限る。第四十一条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であつて、同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。
- 5～9 （略）
- 10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 11 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。
- 12 内閣総理大臣は、第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、国土交通大臣、総務大臣その他の当該事項に係る関係行政機関の長（次条、第十二条及び第十三条において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 15 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第16条 認定基本計画において第九条第二項第二号に掲げる事項として定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、都市福利施設（認定中心市街地の区域内の住民等の共同の福祉又は利便のため必要な施設に限る。）で国、地方公共団体、中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、認定基本計画において第九条第二項第三号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）又は公営住宅等（認定基本計画において第九条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）（抜粋）

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を

含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に関する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の

中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. ～4. (略)

5. 認定と連携した支援措置等について

国は、中心市街地の活性化に資する各種支援措置を整備するとともに、認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援を実施するに当たり、認定と連携した支援措置の創設に努める。

(1) 法に定める特別の措置

法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めていないものについては、基本計画の認定を受けることにより活用することが可能となる。

また、法に定められた特別の措置のうち、基本計画の認定を受けることの他に要件を定めているものについては、その要件を満たすことにより活用することが可能となる。

(2) 認定と連携した支援措置

政府の支援措置のうち、認定と連携した支援措置は、以下に示すとおりである。

① 認定と連携した特例措置

政府の支援措置のうち、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大する、支援要件が緩和されるなどの措置を講ずるものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、当該支援措置を活用するに当たっては、別途、支援措置の要件等を満たすことが必要である。また、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

② 認定と連携した重点的な支援措置

政府の支援措置のうち、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携させて重点的な支援を実施するものについては、基本計画に当該支援措置を活用する取組について記載することが必要となる。なお、政府が予算上の支援を行うものについては、予算の範囲内で重点的な支援を行うものとする。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

(1)及び(2)に該当しない政府の支援措置についても、中心市街地の活性化に資する取組である場合には、(1)及び(2)に掲げるものと併せて総合的かつ一体的に推進することが重要である。このため、これらの支援措置を活用する取組についても基本計画に記載することとし、効果的かつ効率的な実施がなされるよう、各府省庁は必要な支援を行うよう努めることとする。なお、広く中心市街地の活性化に資する取組として有効であるものについては、積極的に実施することとする。

(注) 下線は当省が付した。

表③ 定住自立圏構想に関する規定

○ 経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抜粋）

2. 地域活性化

（1）地方再生

地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」8 等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しするとともに P D C A を着実に実施する。

【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

○ 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総務事務次官通知）（抜粋）

第 3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

① 人口が 5 万人程度以上であること（少なくとも 4 万人を超えていること）。

② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上であること。

イ 平成 11 年 4 月 1 日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、第 4（5）及び第 5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が 1 以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市であつて三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第 281 条第 1 項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が 0.1 未満であること。この場合において、平成 11 年 4 月 1 日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるとときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

○ 中心市に係る特例について（通知）（平成25年3月29日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）（抜粋）

次に掲げる要件のすべてを満たす市は、要綱第7に規定する「一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすもの」として、中心市とみなし、要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができるものとする。

1 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 人口が4万人以上であって、人口集中地区が存在すること。

イ 人口が4万人未満であって、人口集中地区人口が1万人以上であること。

2 当該市の周辺に、次に掲げる要件のすべてを満たす市町村が存在すること。

ア 人口が4万人未満であること。

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a 昼夜間人口比率が1以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合（注1）が0.1以上であること。

b 昼夜間人口比率が0.9以上であり、かつ、当該市からの通勤通学割合が0.2以上であること。

ウ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a その区域の全部又は一部が、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園又は同条第3号に規定する国定公園の区域内にあること。

b 林野率（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づく林業調査の結果による平成22年における当該区域に係る林野率）が80%以上であること。

エ その区域の全部又は一部が、次に掲げる区域に含まれるものでないこと。

a 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地

又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

b 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

c 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に規定する都市整備区域

オ 他の中心市要件を満たす市に対する通勤通学割合が0.1未満であること。

3 政令指定都市及び特別区（注2）に対する通勤通学割合が0.1未満であること。

4 当該市からの通勤通学割合が0.1以上である市町村への通勤者数及び通学者数の合計が、300人以上であること。

5 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た市については、合併関係市町村に市を含むこと。この場合において、次のア又はイのいずれかに該当し、人口が最大の合併関係市が本通知の要件を満たす市は、要綱第4（5）に規定する「広域的な市町村の合併を経たもの」とする。

ア 合併関係市町村が5以上であること。

イ 合併関係市町村以外に、当該中心市からの通勤通学割合が0.1以上の市町村が存在すること。

（注1）「通勤通学割合」とは、当該市から周辺市町村への通勤者数及び通学者数を、周辺市町村において従業又は通学する就業者数及び通学者数で除して得た数をいう。

（注2）「政令指定都市」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいい、「特別区」とは、同法第281条第1項の特別区をいう。

（注）1 下線は当省が付した。

2 「中心市に係る特例について（通知）」の要件を満たす市は、平成26年度末現在、14市（北見市、富良野市、伊達市、日光市、那須塩原市、沼田市、青梅市、小浜市、御殿場市、富士吉田市、新城市、新宮市、人吉市及びうるま市）となっている。

表④ 地方都市一覧(都道府県別)

地方都市一覧(都道府県別) (平成27年4月1日現在)

No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏	No.	都道府県	市数	市名	3大都市圏
1	北海道	16	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、稚内市、千歳市、滝川市、石狩市、富良野市、伊達市、北見市、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市		24	三重県	7	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、亀山市、いなべ市、伊賀市	○
2	青森県	7			25	滋賀県	5	彦根市、長浜市、草津市、栗東市、東近江市、福知山市	○
3	岩手県	7	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市		27	大阪府	0		○
4	宮城県	4	仙台市、石巻市、気仙沼市、大崎市		28	兵庫県	7	姫路市、洲本市、豊岡市、西脇市、たつの市、加西市、加西市	○
5	秋田県	7	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市		29	奈良県	1	天理市	○
6	山形県	6	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、東根市		30	和歌山県	3	和歌山市、田辺市、新宮市	
7	福島県	8	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、南相馬市		31	鳥取県	3	鳥取市、米子市、倉吉市	
8	茨城県	8	水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市		32	鳥根県	5	松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市	
9	栃木県	8	宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、日光市		33	岡山県	4	岡山市、倉敷市、津山市、備前市	
10	群馬県	8	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市		34	広島県	8	広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	
11	埼玉県	2	秩父市、本庄市	○	35	山口県	8	下関市、宇都部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、長門市、周南市	
12	千葉県	2	館山市、旭市	○	36	徳島県	2	徳島市、阿南市	
13	東京都	1	青梅市	○	37	香川県	4	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市	
14	神奈川県	0		○	38	愛媛県	8	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市	
15	新潟県	12	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市、佐渡市、南魚沼市		39	高知県	2	高知市、南国市	
16	富山県	5	富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市		40	福岡県	9	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、朝倉市	
17	石川県	3	金沢市、七尾市、小松市		41	佐賀県	5	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市	
18	福井県	4	福井市、敦賀市、越前市、小浜市		42	長崎県	5	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、五島市	
19	山梨県	3	甲府市、北杜市、富士吉田市		43	熊本県	7	熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、人吉市	
20	長野県	9	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市		44	大分県	4	大分市、中津市、日田市、佐伯市、日向市	
21	岐阜県	6	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、美濃加茂市、関市	○	45	宮崎県	6	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市	
22	静岡県	12	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、牧之原市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、掛川市、御殿場市		46	鹿児島県	9	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市	
23	愛知県	6	刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、田原市、新城市	○	47	沖縄県	5	那覇市、浦添市、名護市、宮古島市、うるま市	
						合計	262		

(注) 総務省(自治行政局)提出資料に基づき、当省が作成した。

表⑤ 地域活性化の目的等に関する規定

○ まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

第 8 条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策

を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第 11 条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

○ 閣議決定に伴う地方創生担当大臣コメント（平成 26 年 12 月 27 日）

地方から日本を創生する
「長期ビジョン」「総合戦略」の閣議決定を受けて

地方創生担当大臣
石破 茂

日本は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えています。まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むために設置されました。

本日、政府は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」をとりまとめ、閣議決定しました。

総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指していきます。

このため、「しごと」と「ひと」の好循環として、次の目標に対応する施策を提示してい

ます。

1. 2020年までの5年間で地方での若者雇用30万人分創出などにより、「地方における安定的な雇用を創出する」、
2. 現状、東京圏に10万人の転入超過があるのに対して、これを2020年までに均衡させるための地方移住や企業の地方立地の促進などにより、「地方への新しいひとの流れをつくる」、
3. 若い世代の経済的安定や、「働き方改革」、結婚・妊娠・出産・子育てについての切れ目のない支援などにより、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、また、併せて、この好循環を支える「まち」の活性化として、
4. 中山間地域等、地方都市、大都市圏各々の地域の特性に応じた地域づくりなどにより、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、

も進めます。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」です。地方創生においても、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、今後、地方公共団体において、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定していただくことにしています。その際は、「縦割り」や「重複」を地方においても排除し、行政だけでなく、地域で実際に取組を進めている産官学金労（産業界・行政・大学・金融機関・労働団体）や住民代表も含めた多様な主体が参画して、自らのこととして策定・検証していくことが重要です。

こうした地方の取組に対して、国は、地域経済分析システム（いわゆるビッグデータ）を開発・提供することによる「情報支援」、小規模市町村へ国家公務員を派遣する地方創生人材支援制度や相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任による「人的支援」、地方創生の先行的な取組を支援する新しい交付金措置を盛り込んだ緊急経済対策や地方財政措置などの「財政的支援」により、地方公共団体を支援することとしています。

人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。地方創生は、日本の創生です。国と地方が、国民とともに基本認識を共有しながら総力をあげて取り組むことにより、新しい国づくりを進め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいこうではありませんか。

○ まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）（抜粋）

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

－国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して－

はじめに

地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する。

まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に正面から取り組むために設置された。この目的の下、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」

という。)を策定した。

本長期ビジョンは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的としている。これにより、人口減少をめぐる問題や地方創生の在り方について国民的な論議がより一層深まることを心から期待したい。

I. 人口問題に対する基本認識

1. (略)

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

(1) 人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少は、経済社会にどのような影響を与えるであろうか。人口減少により経済規模が縮小しても、国民一人当たり所得を維持することができれば、悪影響を与えないとする意見がある。しかし、人口減少はその過程において、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行によって悪影響が生じること（人口オーナス）に留意しなければならない。高齢化によって総人口の減少を上回る「働き手」の減少が生じ、その結果、総人口の減少以上に経済規模を縮小させ、一人当たりの国民所得を低下させるおそれがある。働き手一人当たりの生産性が高まれば、一人当たりの国民所得を維持できる可能性はあるが、社会保障費の増大等により働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させるおそれがあることから、楽観視することはできない。日本の場合は、人口減少と高齢化があまりに急速に進むことに留意する必要がある。日本の人口は、このままでは約100年後（2100年）には5,000万人を切ることを推計されている。1911年（明治44年）には同じような人口であったのだから、昔に戻るわけではないかという意見もある。しかし、こうした意見は、高齢化の問題を度外視している。1911年頃の日本は高齢化率（65歳以上人口割合）が5%程度であったのに対し、2100年の日本は40%を超える水準にまで高齢化率が高まっているのである。

(2) 地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

人口減少によって経済規模の縮小がいったん始まると、それが更なる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがある。特に人口急減に直面している地方では、深刻な事態が生じるおそれがある。地方の人口急減は労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させる。そして、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環である。こうした悪循環に陥ると、地域経済社会は急速に縮小していくこととなる。国土交通省が平成26年7月4日に発表した「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」では、人口減少がこのまま進むと、2050年には、現在人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されている。過疎地域においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスをいかに確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で最も大きな課題となってくる。

都市における影響も大きい。都市機能の維持には一定の人口規模が必要とされるが、例えば、三大都市圏を除いた 36 の道県において人口 30 万人以上の都市は現在 61 あるのに対し、2050 年には 43 (およそ各県当たり 1 ずつ) に減少することが予測 6 されている。都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、第 3 次産業を中心に、雇用機会的大幅な減少や都市機能の低下が生ずるおそれがある。そうすると、ますます若年層の流出が進み、地方の衰退を加速してしまうこととなる。このように人口減少は、地域経済社会に甚大な影響を与えていくこととなる。

III. 目指すべき将来の方向

1. (略)

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

(1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 26 年 12 月 27 日閣議決定) (抜粋)

まち・ひと・しごと創生法 (平成 26 年法律第 136 号) 第 8 条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のとおり定める。

別紙

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

○ 我が国は、2008 年をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。首都圏への人口集中度が約 3 割 (東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県の数値) という実態は、諸外国に比べても圧倒的に高い。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。

○ 人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それゆえに事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難としている。2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を前に、東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展している。

○ このように、地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル (悪循環の連鎖) に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。

① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

Ⅲ. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

そうした都市を形成することで、地方都市が中山間地域等の生活機能のバックアップとなりつつ、大都市圏への人口流出のダム機能を発揮することを目指す。

また、地方都市の拠点となる中心市街地等において、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進する。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定するが、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 改訂版) (平成 27 年 12 月 24 日閣議決定) (抜粋)

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. (略)

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則

(1)～(4) (略)

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

3. (略)

III. 今後の施策の方向

1.・2. (略)

3. 政策 パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。このため、人口 20 万人以上の市を中心として、経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた連携中枢都市圏を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として、2009 年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 4 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 95 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-① 連携中枢都市圏の形成
(略)

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2015 年 10 月現在、95 圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広が

っている。また、定住自立圏の先行実施圏域（21 圏域）では、取組前後の圏域人口を比較すると、社会増となったのが 2 圏域、社会減が緩和したのが 17 圏域となっており、この取組の効果が見られる。

(注) 下線は当省が付した。

表⑥ 地域活性化3計画の作成状況

表⑥-i 地域再生計画の認定件数、実績額

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
認定件数(A)	703	165	141	100	256	134	58	50	59	204	1,870
うち地方都市(B)	227	61	47	31	91	36	22	25	22	61	623
実績額	81,095	155,791	166,047	174,551	169,877	128,622	98,582	102,724	102,396	84,077	1,263,762
割合(B/A)	32.3	37.0	33.3	31.0	35.5	26.9	37.9	50.0	37.3	29.9	33.3

(単位：件、百万円、%)

(注)1 内閣府地方創生推進事務局ホームページ及び会計検査資料「地域再生法に基づく事業の状況等について」に基づき、当省が作成した。

2 「認定件数」には、新規の申請件数を計上しており、認定後に市町村合併等により統合・廃止されたものを含む。

表⑥-ii 都市再生整備計画の採択件数、実績額

区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
交付金活用件数(A)	355	385	362	253	163	187	185	151	202	133	187	2,563
うち地方都市(B)	101	122	135	86	66	58	56	50	55	39	54	822
実績額	99,672	182,289	237,102	247,997	232,256	201,353	244,326	1,905,977	1,480,095	1,178,560	990,139	6,999,766
割合(B/A)	28.5	31.7	37.3	34.0	40.5	31.0	30.3	33.1	27.2	29.3	28.9	32.1

(単位：件、百万円、%)

(注)1 国土交通省提出資料に基づき、当省が作成した。

2 「交付金活用件数」は、都市再生法第47条第2項の交付金を活用した都市再生整備計画を、交付開始年度で整理している。

3 国土交通省は、平成23年度以降は、地方公共団体向け補助金を原則一括した「社会資本整備総合交付金」が創設され、予算が同交付金全体で管理されることになったことから、実績額を把握していないとしている。このため、平成23年度以降の実績額については、社会資本整備総合交付金の支出済額（及びまちづくり交付金の繰越額）を記載しており、都市再生整備計画に基づき事業において活用されていない予算も含んでいる。

表⑥-iii 中心市街地活性化基本計画の認定件数、実績額

区分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
認定件数(A)	2	30	45	23	7	10	21	17	22	177
うち地方都市(B)	2	22	32	16	5	7	16	13	15	128
実績額	2,917	34,105	65,727	90,926	80,613	79,522	70,149	75,577	75,577	575,113
割合(B/A)	100.0	73.3	71.1	69.6	71.4	70.0	76.2	76.5	68.2	72.3

(単位：件、百万円、%)

(注)1 内閣府地方創生推進事務局ホームページ及び内閣府提出資料（市区町村から報告された認定中心市街地活性化基本計画実績報告調査を内閣府において取りまとめたもの）に基づき、当省が作成した。

2 実績額は、内閣府提出資料（市区町村から報告された認定中心市街地活性化基本計画実績報告調査を内閣府において取りまとめたもの）に基づき、当方で作成した（百万円未満は四捨五入）。なお、平成26年度は未集計のため25年度と同じ数値を仮に計上している。

II 調査の結果

1 人口移動の状況及びその要因等

調査の結果	説明図表番号
<p>全国の市区町村を、大都市圏と地方圏（注1）に区分し、地方圏を、地方都市とその他の市区町村（周辺等市町村）に区分し、さらに、大都市圏、地方圏それぞれについて、政令指定都市又は東京都特別区への通勤通学者の割合が一定以上の市区町村を、それぞれ大都市通勤圏、政令市通勤圏（注2）として区分し、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（総務省自治行政局。以下「住民基本台帳調査」という。）の平成24年から26年までのデータ及び「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）参考表の24年から27年までのデータ（注3）を基に、社会増減、人口移動の状況等を分析した。</p> <p>また、地方都市262市に対して、社会増減の要因、これまで取り組んだ人口等の増加・維持に効果のあった施策などについて書面調査を実施し、分析した。</p> <p>（注1）「大都市圏」とは、国土利用計画に基づく三大都市圏の区域内に所在する市区町村で地方都市に該当しない市区町村をいい、「地方圏」とは、大都市圏の区域外の市区町村をいう。</p> <p>（注2）「大都市通勤圏」とは、大都市圏の区域内に所在する市区町村で、大都市圏の区域内に所在する政令指定都市、東京都特別区及びこれらの市区への通勤通学者の割合が10%以上となる市区町村をいう。</p> <p>「政令市通勤圏」とは、地方圏の区域内に所在する市区町村で、政令指定都市、東京都特別区及びこれらの市区への通勤通学者の割合が1.5%以上の市区町村並びにこれらの市区町村に囲まれている市区町村をいう。</p> <p>（注3）住民基本台帳調査においては、住民基本台帳制度の改正を踏まえ、平成24年から外国人住民を集計対象とする変更が行われている（これにより平成24年は全国で約200万人の社会増となっている）ことから、本結果報告書では、この集計対象の変更による影響を除いて分析を行うため、住民基本台帳調査の日本人住民のデータを用いている。</p> <p>また、住民基本台帳人口移動報告の参考表は、日本人の国内移動の実態を取りまとめたものである。</p> <p>さらに、「住民基本台帳調査の転入・転出者」及び「住民基本台帳人口移動報告の移動者」はともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による転入届等を基にしているため、本結果報告書の移動者数及び転入・転出者数（転入・転出者数を元に算出した社会増減の数も含む。）には、政令指定都市内の行政区から行政区への移動者（転入・転出者）も含まれている。一方、市区町村数については、東京都特別区は23市区町村として集計しているが、政令指定都市は、行政区単位ではなく、市単位で集計している（例：横浜市の行政区は18区あるが、横浜市1市として集計）。</p>	

<p>(分析結果)</p> <p>(1) 人口移動の状況</p> <p>ア 社会増減</p> <p>(7) 大都市圏・地方圏別の社会増減</p> <p>平成 24 年から 26 年までの 3 年間の社会増減をみると、大都市圏では 26.1 万人 (0.4%) の増 (注 1)、地方圏では 31.2 万人 (0.5%) の減となっている。さらに、大都市圏を東京圏、名古屋圏及び大阪圏 (注 2) に、地方圏を地方都市・周辺等市町村にそれぞれ区分してみると、東京圏では 27.0 万人 (0.8%) の増、名古屋圏では 0.3 万人 (0.0%) の増、大阪圏では 1.2 万人 (0.1%) の減、地方都市では 12.3 万人 (0.3%) の減、周辺等市町村では 18.8 万人 (0.8%) の減となっている。</p> <p>また、3 年連続で社会減の市区町村数をみると、大都市圏では 453 市区町村のうち 220 市区町村 (48.6%) と約半数、地方圏では 1,288 市区町村のうち 873 市区町村 (67.8%) と約 7 割、さらに、大都市圏を東京圏、名古屋圏及び大阪圏に、地方圏を地方都市・周辺等市町村に区分してみると、東京圏では 207 市区町村のうち 76 市区町村 (36.7%)、名古屋圏では 106 市区町村のうち 50 市区町村 (47.2%)、大阪圏では 140 市区町村のうち 94 市区町村 (67.1%)、地方都市では 262 市のうち 191 市 (72.9%)、周辺等市町村では 1,026 市区町村のうち 682 市区町村 (66.5%) となっている。</p> <p>(注 1) 本項目では、別途単位を表記している場合を除き、人数表記は千人未満を切捨てたものを、%表記は小数第 2 位を四捨五入したものを記載している。</p> <p>(注 2) 「東京圏」は、大都市圏のうち、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県区域内に所在する市区町村を、「名古屋圏」は、大都市圏のうち、岐阜県、愛知県及び三重県区域内に所在する市区町村を、「大阪圏」は、大都市圏のうち、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県区域内に所在する市区町村をいう。</p> <p>(イ) 通勤圏・通勤圏外別の社会増減</p> <p>① 平成 24 年から 26 年までの 3 年間の社会増減について、大都市圏を大都市通勤圏・大都市通勤圏外別にみると、大都市通勤圏では 30.2 万人 (0.6%) の増、大都市通勤圏外では 4.0 万人 (0.8%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、大都市通勤圏では 295 市区町村のうち 109 市区町村 (36.9%)、大都市通勤圏外では 158 市区町村のうち 111 市区町村 (70.3%) となっている。</p> <p>② 地方圏を政令市通勤圏・政令市通勤圏外別にみると、政令市通勤圏では 1.6 万人 (0.1%) の増、政令市通勤圏外では 32.8 万人 (0.8%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、政令</p>	<p>表 1-(1)-①-i ~ iii、②</p> <p>表 1-(1)-② (再掲)</p> <p>表 1-(1)-③-i</p> <p>表 1-(1)-③-i (再掲)</p>
--	---

<p>市通勤圏では 256 市区町村のうち 135 市区町村 (52.7%)、政令市通勤圏外では 1,032 市区町村のうち 738 市区町村 (71.5%) となっている。</p> <p>③ 地方圏のうち地方都市を政令市通勤圏・政令市通勤圏外別にみると、政令市通勤圏では 2.9 万人 (0.2%) の増、政令市通勤圏外では 15.3 万人 (0.6%) の減となっている。また、3 年連続で社会減の市区町村数は、政令市通勤圏では 70 市区町村のうち 41 市区町村 (58.6%)、政令市通勤圏外では 192 市区町村のうち 150 市区町村 (78.1%) となっている。</p> <p>このように、全国では 1,741 市区町村のうち 1,093 市区町村 (62.8%) が 3 年連続で社会減となっている中で、大都市圏では約半数の市区町村が 3 年連続で社会減、地方圏では約 7 割の市区町村が 3 年連続で社会減であり、また、大都市圏・地方圏ともに通勤圏では、それぞれ通勤圏外と比べて 3 年連続で社会減の市区町村の割合は小さい。一方、全国では 1,741 市区町村のうち 218 市区町村 (12.5%) が 3 年連続で社会増となっている中で、大都市通勤圏では 295 市区町村のうち 102 市区町村 (34.6%)、大都市通勤圏外では 158 市区町村のうち 15 市区町村 (9.5%)、政令市通勤圏では 256 市区町村のうち 44 市区町村 (17.2%)、政令市通勤圏外では 1,032 市区町村のうち 57 市区町村 (5.5%) が社会増であり、大都市圏・地方圏ともに通勤圏では、それぞれ通勤圏外と比べて 3 年連続で社会増の市区町村の割合は大きい。</p>	<p>表 1-(1)-③-ii</p>
<p>イ 人口移動</p> <p>人口移動について、平成 24 年から 27 年までの 4 年間の年平均移動者数を基に分析した結果は次のとおりである。</p> <p>(7) 大都市圏・地方圏等別の人口移動</p> <p>① 大都市圏では、266.7 万人が他の市区町村に移動しており、地方圏へ 31.0 万人 (うち地方都市へ 27.2 万人、周辺等市町村へ 3.8 万人)、大都市圏内の他の市区町村へ 203.1 万人が移動していた。</p> <p>これに転入・転出者数が極めて少ないため個人が特定される可能性があるとして統計上秘匿処理されている者 (注) を勘案すると、移動者数は、地方圏へ 31.0 万人から 63.6 万人 (うち地方都市へ 27.2 万人から 51.1 万人、周辺等市町村へ 3.8 万人から 28.5 万人)、大都市圏内の他の市区町村へ 203.1 万人から 235.7 万人までの範囲となり、大都市圏内での移動者が最も多い。一方、地方都市への移動者と周辺等市町村への移動者とを比較すると、周辺等市町村への移</p>	<p>表 1-(1)-④-i ~ x iv</p> <p>表 1-(1)-④-i、iii (再掲)</p> <p>表 1-(1)-④-v (再掲)</p> <p>表 1-(1)-④-vi、xi、x ii (再</p>

<p>動者の最大値 28.5 万人は、地方都市への移動者の最小値 27.2 万人を計算上は上回るものの、どちらへの移動者が多いか確定するため、東京圏に 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域内に所在する地方都市 5 市を含めた人口移動の状況や当該 5 市の移動者数を踏まえて分析すると、大都市圏からは、周辺等市町村よりも地方都市への移動者が多い。</p>	<p>掲)</p>
<p>② 地方圏では、232.8 万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ 39.0 万人、地方圏内の他の市区町村へ 143.2 万人が移動していた。</p>	<p>表 1-(1)-④-i、iii（再掲）</p>
<p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ 39.0 万人から 73.4 万人、地方圏内の他の市区町村へ 143.2 万人から 191.9 万人までの範囲となり、地方圏内での移動者が最も多い。</p>	<p>表 1-(1)-④-vii（再掲）</p>
<p>③ 地方圏を地方都市・周辺等市町村別にみると、次のとおりであった。</p>	
<p>i) 地方都市では、157.2 万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ 34.0 万人、周辺等市町村へ 27.0 万人、他の地方都市へ 72.3 万人が移動していた。</p>	<p>表 1-(1)-④-i、iii（再掲）</p>
<p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ 34.0 万人から 57.8 万人、周辺等市町村へ 27.0 万人から 50.8 万人、他の地方都市へ 72.3 万人から 96.1 万人までの範囲となり、他の地方都市への移動者が最も多い。</p>	<p>表 1-(1)-④-viii（再掲）</p>
<p>ii) 周辺等市町村では、75.6 万人が他の市区町村に移動しており、地方都市へ 29.9 万人、大都市圏へ 5.0 万人、他の周辺等市町村へ 13.9 万人が移動していた。</p>	<p>表 1-(1)-④-i、iii（再掲）</p>
<p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、地方都市へ 29.9 万人から 53.8 万人、大都市圏へ 5.0 万人から 31.7 万人、他の周辺等市町村へ 13.9 万人から 38.7 万人までの範囲となり、大都市圏への移動者の最大値 31.7 万人は、地方都市への移動者の最小値 29.9 万人を計算上は上回るものの、1 都 3 県における人口移動の状況や 1 都 3 県内の地方都市 5 市の移動者数を踏まえると、周辺等市町村からは、大都市圏よりも地方都市への移動者が多い。</p>	<p>表 1-(1)-④-ix、xi、xiii（再掲）</p>
<p>④ 転入超過が続いている東京圏について、平成 24 年から 27 年までの人口移動の状況をみると、東京圏への移動者は 26 年に減少したものの 27 年は対 24 年比で 5.0 万人の増であり、東京圏からの移動者は増減はあるものの 27 年は対 24 年比で 0.1 万人の減となっている。また、転入超過数は 24 年が 6.8 万人であるのに対して、27 年</p>	<p>表 1-(1)-④-ii（再掲）</p>

<p>は 11.9 万人と約 1.8 倍になっていた。</p> <p>i) 東京圏への移動者数について分析したところ、176.6 万人が他の市区町村から移動してきており、東京圏内の他の市区町村から 123.7 万人、地方都市から 20.3 万人、大阪圏から 6.0 万人、周辺等市町村から 3.0 万人、名古屋圏から 2.4 万人が移動していた。</p> <p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、東京圏内の他の市区町村から 123.7 万人から 142.6 万人、地方都市から 20.3 万人から 41.2 万人、大阪圏から 6.0 万人から 14.5 万人、周辺等市町村から 3.0 万人から 24.0 万人、名古屋圏から 2.4 万人から 7.6 万人までの範囲となり、東京圏内の他の市区町村からの移動者が最も多い。一方、地方都市からの移動者と周辺等市町村からの移動者を比較すると、周辺等市町村からの移動者の最大値 24.0 万人は、地方都市からの移動者の最小値 20.3 万人を計算上は上回るものの、1 都 3 県における人口移動の状況や 1 都 3 県内の地方都市 5 市の移動者数を踏まえると、東京圏へは、東京圏内の他の市区町村からに次いで地方都市からの移動者が多い。</p> <p>ii) 東京圏からの移動者数について分析したところ、166.7 万人が他の市区町村に移動しており、東京圏内の他の市区町村へ 123.7 万人、地方都市へ 15.3 万人、大阪圏へ 4.5 万人、周辺等市町村へ 2.2 万人、名古屋圏へ 1.9 万人が移動していた。</p> <p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、東京圏内の他の市区町村へ 123.7 万人から 142.6 万人、地方都市へ 15.3 万人から 34.2 万人、大阪圏へ 4.5 万人から 12.7 万人、周辺等市町村へ 2.2 万人から 21.0 万人、名古屋圏へ 1.9 万人から 7.1 万人までの範囲となり、東京圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。</p> <p>(注) 住民基本台帳人口移動報告の参考表では、前住市区町村（又は現住市区町村）別に男女計の年齢階級計の移動者数が極めて少ない市区町村は、「その他の区」、「その他の市町村」又は「その他の県」という形で市区町村名が秘匿処理されている。このため、移動先が特定できる移動者を合計しても移動者の総計と一致しない。</p>	<p>表 1-(1)-④-i、iv（再掲）</p> <p>表 1-(1)-④-x、xi、xiv（再掲）</p> <p>表 1-(1)-④-i、iv（再掲）</p>
<p>(イ) 通勤圏・通勤圏外別の人口移動</p> <p>① 政令市通勤圏では、104.6 万人が他の市区町村に移動しており、政令市通勤圏内の他の市区町村へ 55.0 万人、政令市通勤圏外へ 13.6 万人、大都市圏へ 21.1 万人が移動していた。</p> <p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、政令市通勤圏内の他の市区町村へ 55.0 万人から 69.8 万人、政令市通勤圏外へ 13.6 万人から 28.4 万人、大都市圏へ 21.1 万人から 35.9 万人</p>	<p>表 1-(1)-⑤-i、ii</p> <p>表 1-(1)-⑤-iii</p>

<p>までの範囲となり、政令市通勤圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。</p>	
<p>② 政令市通勤圏を地方都市・周辺等市町村別にみると、次のとおりであった。</p>	
<p>i) 政令市通勤圏内の地方都市では、79.2万人が他の市区町村に移動しており、大都市圏へ18.5万人、周辺等市町村へ11.4万人（うち政令市通勤圏内へ8.3万人、政令市通勤圏外へ3.0万人）、他の地方都市へ41.7万人（うち政令市通勤圏内へ33.2万人、政令市通勤圏外へ8.5万人）が移動していた。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-i、ii（再掲）</p>
<p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、大都市圏へ18.5万人から26.0万人、周辺等市町村へ11.4万人から18.9万人（うち政令市通勤圏内へ8.3万人から15.4万人、政令市通勤圏外へ3.0万人から10.5万人）、他の地方都市へ41.7万人から49.2万人（うち政令市通勤圏内へ33.2万人から40.7万人、政令市通勤圏外へ8.5万人から16.0万人）までの範囲となり、他の地方都市への移動者が最も多く、その中でも政令市通勤圏内の他の地方都市への移動者が最も多い。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-iv、v</p>
<p>ii) 政令市通勤圏内の周辺等市町村では、25.4万人が他の市区町村に移動しており、地方都市へ10.0万人（うち政令市通勤圏内へ8.5万人、政令市通勤圏外へ1.4万人）、大都市圏へ2.5万人、他の周辺等市町村へ5.4万人（うち政令市通勤圏内へ4.9万人、政令市通勤圏外へ0.5万人）が移動していた。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-i、ii（再掲）</p>
<p>これに秘匿処理されている者を勘案すると、移動者数は、地方都市へ10.0万人から17.3万人（うち政令市通勤圏内へ8.5万人から15.8万人、政令市通勤圏外へ1.4万人から8.7万人）、大都市圏へ2.5万人から9.8万人、他の周辺等市町村へ5.4万人から12.7万人（うち政令市通勤圏内へ4.9万人から12.0万人、政令市通勤圏外へ0.5万人から7.8万人）までの範囲となり、大都市圏より地方都市への移動者が多い。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-vi</p>
<p>③ 大都市通勤圏、大都市通勤圏外及び政令市通勤圏外について、人口移動の状況をみたところ、次のとおりであった。</p>	
<p>i) 大都市通勤圏及び政令市通勤圏外では、秘匿処理されている者を勘案すると、それぞれ同一圏内の他の市区町村への移動者が最も多い。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-vii、viii</p>
<p>ii) 政令市通勤圏外の地方都市では、秘匿処理されている者を勘案すると、大都市圏へ15.4万人から31.7万人、周辺等市町村へ15.6万人から31.9万人（うち政令市通勤圏内へ1.7万人から8.8万人、政令市通勤圏外へ13.8万人から30.1万人）、他の地方都市</p>	<p>表 1-(1)-⑤-ix、x</p>

<p>へ 30.6 万人から 46.9 万人（うち政令市通勤圏内へ 10.7 万人から 18.5 万人、政令市通勤圏外へ 19.9 万人から 35.9 万人）までの範囲となり、周辺等市町村への移動者の最大値 31.9 万人は、地方都市への移動者の最小値 30.6 万人（うち政令市通勤圏内 10.7 万人、政令市通勤圏外 19.9 万人）を計算上 1.3 万人上回るものの、移動先が特定されている者の状況をも踏まえると、他の地方都市への移動者が最も多いと推定され、地方都市の中では政令市通勤圏よりも政令市通勤圏外の他の地方都市への移動者の方が多い。</p> <p>iii) 政令市通勤圏外の周辺等市町村では、秘匿処理されている者を勘案すると、地方都市へ 19.8 万人から 39.2 万人（うち政令市通勤圏内へ 4.3 万人から 12.2 万人、政令市通勤圏外へ 15.4 万人から 31.5 万人）、大都市圏へ 2.4 万人から 21.8 万人、他の周辺等市町村へ 8.4 万人から 27.9 万人（うち政令市通勤圏内へ 0.8 万人から 7.9 万人、政令市通勤圏外へ 7.6 万人から 25.3 万人）までの範囲となり、大都市圏への移動者の最大値 21.8 万人は、地方都市への移動者の最小値 19.8 万人を計算上 2.0 万人上回るものの、移動先が特定されている者の状況をも踏まえると、大都市圏より地方都市への移動者が多いと推定される。</p> <p>iv) 大都市通勤圏外では、どこへの移動者が最も多いか、また、大都市通勤圏及び大都市通勤圏外では、地方圏への移動者のうち地方都市と周辺等市町村のどちらへの移動者が多いかについてもみたとところ、いずれも秘匿処理されている者を勘案すると判断困難であった。</p> <p>地方都市への移動者は、秘匿処理されている者も含め、全国の年平均移動者数 499.5 万人のうち 30.7% に当たる 153.4 万人であり、上記のとおり、周辺等市町村からの移動先は地方都市が最も多いこと、地方都市からの移動先は他の地方都市が最も多いことなどを踏まえると、地方都市は、地方圏における人口移動の受け皿として一定の役割を果たしているものと考えられる。</p> <p>一方、転入超過が続いている東京圏への他の圏域からの移動者は、地方都市からが最も多い状況である。また、周辺等市町村からの移動者は、東京圏への年平均移動者 176.6 万人のうち 3.0 万人（秘匿処理されている者を勘案しても最大 24.0 万人）のみとなっている。</p> <p>こうしたことから、地方圏における周辺等市町村からの人口移動の受け皿となっており、今後の地域活性化や東京圏への人口の過度の集中を是正する観点から、地方都市の役割が重要と考えられる。</p>	<p>表 1-(1)-⑤-x i</p> <p>表 1-(1)-⑤-x ii ~ x iv</p>
---	---

<p>(2) 地方都市における人口の増減要因等</p> <p>ア 人口指標と経済指標の相関関係</p> <p>地方都市 262 市について、人口指標（注 1）といくつかの経済指標のそれぞれの増減率との相関関係を分析したところ、相関係数（注 2）は、それぞれ就業者数（注 3）0.89、卸売業・小売業の事業所数（注 4）0.66、同従業員数（注 4）0.59 などとなっており、これらの指標と人口指標との間には一定の相関があると考えられる。</p> <p>（注 1）平成 16 年及び 24 年の住民基本台帳調査における日本人人口の増減率である。 なお、就業者の増減率との相関関係の分析では、同一の期間における相関関係を分析するため、平成 12 年及び 22 年国勢調査における人口の増減率を使用している。</p> <p>（注 2）相関係数は 2 つの変量（本調査では人口指標と経済指標）の関係性を表す数値であり、1 に近いと正の相関（例：人口指標が増加すると経済指標も増加する）が強く、-1 に近いと負の相関（例：人口指標が増加すると経済指標が減少する）が強いことを示す。</p> <p>（注 3）平成 12 年及び 22 年国勢調査における常住地における 15 歳以上就業者数の増減率である。</p> <p>（注 4）平成 16 年の商業統計調査及び平成 24 年の経済センサス活動調査の卸売業・小売業における事業所数及び従業員数の増減率である。</p>	<p>表 1-(2)-①-i ~ vi</p>
<p>イ 人口等の増減要因</p> <p>地方都市 262 市に対して、書面調査により、人口及び就業者数の増減要因を聴取（複数回答）した結果は次のとおりである。</p> <p>(7) 人口の社会増減の要因</p> <p>① 社会増減の要因については、「しごとの増減の影響」と回答した市が 162 市と最も多く、次いで「ひとに対するサービスの影響」が 94 市、「まちづくりの影響」が 47 市などとなっている。</p> <p>② 地方都市 262 市のうち、平成 16 年と比較して 24 年に人口が社会増となっている 60 市についてみると、</p> <p>i) 「しごとの増減の影響」と回答した市が 27 市あり、その具体的な内容として、企業・事業所の進出（17 市）、地元企業の業績好調（7 市）などの回答があった。</p> <p>ii) 次いで、「まちづくりの影響」と回答した市が 27 市あり、その具体的な内容として、土地区画整理（14 市）、居住支援（14 市）などの回答があった。</p> <p>iii) また、「ひとに対するサービスの影響」と回答した市が 25 市あり、その具体的な内容として、子育て環境の充実（19 市）、医療・福祉の充実（7 市）、教育文化の充実（6 市）との回答があった。</p> <p>③ 一方、平成 16 年と比較して 24 年に人口が社会減となっている 202 市についてみると、</p>	<p>表 1-(2)-②</p> <p>表 1-(2)-③-i</p> <p>表 1-(2)-③-ii</p> <p>表 1-(2)-③-iii</p> <p>表 1-(2)-③-iv</p> <p>表 1-(2)-③-v</p> <p>表 1-(2)-③-vi</p>

<p>i) 「しごとの増減の影響」と回答した市が 135 市と最も多く、その具体的な内容として、企業・事業所の撤退 (43 市)、雇用のミスマッチ (40 市)、地場産業等の衰退 (事業規模縮小) (29 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-③-vii</p>
<p>ii) 次に、「ひとに対するサービスの影響」と回答した市が 69 市あり、その具体的な内容として、教育文化の不足 (60 市)、子育て環境の不足 (5 市)、医療・福祉の不足 (3 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-③-viii</p>
<p>iii) また、「まちづくりの影響」と回答した市が 20 市あり、その具体的な内容として、交通不便 (11 市)、近隣市で宅地開発 (5 市)、近隣市に比べて地価が高いこと (4 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-③-ix</p>
<p>iv) なお、「災害による影響」と回答した市が 22 市あった。</p>	<p>表 1-(2)-③-vi</p>
<p>(イ) 就業者の増減要因</p>	
<p>① 就業者の増減要因については、「企業・事業所の進出・撤退」と回答した市が 112 市と最も多く、次いで「担い手・後継者の充足・不足」が 109 市、「景気の影響」が 88 市、「繁華街・商店街の繁栄・衰退」が 85 市などとなっている。</p>	<p>表 1-(2)-④-i</p>
<p>② 地方都市 262 市のうち、平成 12 年と比較して 22 年に就業者が増加した 22 市についてみると、</p>	<p>表 1-(2)-④-ii</p>
<p>i) 「企業・事業所の進出」と回答した市が 15 市と最も多くなっている。</p>	
<p>ii) 次に、「定住人口・観光客の増加」と回答した市が 8 市あり、その具体的な内容として、交通網の整備 (2 市)、宅地造成 (2 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-④-iii</p>
<p>③ 一方、平成 12 年と比較して 22 年に就業者が減少した 240 市についてみると、</p>	<p>表 1-(2)-④-iv</p>
<p>i) 「担い手・後継者の不足」と回答した市が 108 市と最も多くなっている。</p>	
<p>ii) 次に、「企業・事業所の撤退」と回答した市が 96 市となっている。</p>	
<p>iii) 「景気」と回答した市が 86 市あり、その具体的な内容として、リーマンショックの影響 (31 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-④-v</p>
<p>iv) 「繁華街・商店街の衰退」と回答した市が 84 市あり、その具体的な内容として、郊外店出店の影響 (14 市)、市中心部からの大型店撤退の影響 (6 市) などの回答があった。</p>	<p>表 1-(2)-④-vi</p>

<p>(3) 地方都市における人口等の増加・維持のための取組の状況</p> <p>地方都市 262 市に対して、書面調査により、人口等の増加・維持に効果があった施策について、地域活性化 3 計画に基づく施策とそれ以外の施策とに分けて聴取（複数回答）し、あわせて、今後実施予定の施策についても聴取した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 人口の増加・維持に効果のあった施策</p> <p>(7) 地域活性化 3 計画に基づく取組</p> <p>① 地域活性化 3 計画については、255 市がいずれかの計画を作成しており（地域再生計画 222 市、都市再生整備計画 233 市、中心市街地活性化基本計画 87 市）、このうち 7 割に当たる 177 市がこれら計画に基づく取組により、人口の増加・維持に効果があったと回答している。</p> <p>② 効果があったと回答した 177 市に対して、どの分野の施策が効果があったかについてみると、</p> <p>i) 「まち」に関する施策と回答した市が 145 市と最も多く、その具体的な内容は、道路（60 市）、公園（56 市）、土地高度利用（53 市）などとなっている。</p> <p>ii) 次に、「しごと」に関する施策と回答した市が 77 市あり、その具体的な内容は、就労支援・就職促進（33 市）、起業支援・新規商品開発（29 市）、企業誘致（13 市）などとなっている。</p> <p>iii) また、「ひと」に関する施策と回答した市が 60 市あり、その具体的な内容は、子育て支援（35 市）、教育文化（25 市）、医療・高齢者等福祉（22 市）などとなっている。</p> <p>(イ) 地域活性化 3 計画以外の取組</p> <p>地域活性化 3 計画以外の取組により、人口の増加・維持に効果があったと回答した市が 209 市あり、どの分野の施策が効果があったかについてみると、</p> <p>i) 「しごと」に関する施策と回答した市が 164 市と最も多く、その具体的な内容は、企業誘致（142 市）、就労支援・就職促進（47 市）、起業支援・新規商品開発（35 市）などとなっている。</p> <p>ii) 次に、「ひと」に関する施策と回答した市が 158 市あり、その具体的な内容は、子育て支援（141 市）、医療・高齢者等福祉（26 市）、教育文化（21 市）などとなっている。</p> <p>iii) また、「まち」に関する施策と回答した市が 103 市あり、その具体的な内容は、交通体系整備（40 市）、居住支援（34 市）、土地高度利用（24 市）などとなっている。</p>	<p>表 1-(3)-①-i</p> <p>表 1-(3)-①-ii、iii</p> <p>表 1-(3)-①-iv、v</p> <p>表 1-(3)-①-vi、vii</p> <p>表 1-(3)-②-i</p> <p>表 1-(3)-②-ii</p> <p>表 1-(3)-②-iii</p> <p>表 1-(3)-②-iv</p>
---	--

<p>イ 就業者の増加・維持に効果のあった施策</p>	
<p>(7) 地域活性化3計画に基づく取組</p>	
<p>① 地域活性化3計画のいずれかを作成している255市のうち4割に当たる109市が、これらの計画に基づく取組により、就業者の増加・維持に効果があったと回答している。</p>	表 1-(3)-③-i
<p>② 効果があったと回答した109市に対して、その具体的な内容をみると、就労支援・就職促進(54市)、起業支援・新規商品開発(37市)、企業誘致(20市)などとなっている。</p>	表 1-(3)-③-ii
<p>(4) 地域活性化3計画以外の取組</p>	
<p>地域活性化3計画以外の取組により、就業者の増加・維持に効果があったと回答した市が171市あり、その具体的な内容は、企業誘致(120市)、就労支援・就職促進(65市)、起業支援・新規商品開発(36市)などとなっている。</p>	表 1-(3)-④
<p>ウ 今後実施予定の取組等</p>	
<p>(7) 今後実施予定の取組</p>	
<p>現在実施中又は今後実施予定の地域活性化に関する施策について聴取したところ、該当する施策があると回答した市が239市あり、どの分野の施策を現在実施中又は今後実施予定か聴取したところ、</p>	表 1-(3)-⑤-i
<p>i) 「しごと」に関する施策と回答した市が205市と最も多く、その具体的な内容は、起業支援・新規商品開発(97市)、企業誘致(95市)、就労支援・就職促進(67市)などとなっている。</p>	表 1-(3)-⑤-ii
<p>ii) 次に、「まち」に関する施策と回答した市が173市あり、その具体的な内容は、交通体系整備(43市)、道路(30市)、土地高度利用(25市)などとなっている。</p>	表 1-(3)-⑤-iii
<p>iii) また、「ひと」に関する施策と回答した市が162市あり、その具体的な内容は、子育て支援施策(105市)、教育文化(26市)、医療・高齢者等福祉(22市)などとなっている。</p>	表 1-(3)-⑤-iv
<p>(4) 国への意見・要望</p>	
<p>現在実施中又は今後実施予定の取組を推進するに当たっての国への意見・要望について聴取したところ、意見・要望があると回答した市が101市あり、その具体的な内容は、財政措置を求めるものが76市と最も多く、次いで税制上の優遇措置が10市、規制緩和が8市、人的支援、国の機関等の移転、情報支援がそれぞれ4市などとなっている。</p>	表 1-(3)-⑥
<p>意見の中には、地域再生計画と連動した支援措置である実践型地域</p>	

雇用創造事業を活用する際に作成する書類の簡素化、窓口の一本化を 求めるものもあった（詳細は後述 3 エ参照）。	
--	--

表1-(1)-① 社会増減

表1-(1)-①-i 社会増減

(単位:人)

区分		平成24年度	25年	26年	24年度～26年
全国	人口	126,659,683	126,393,679	126,434,634	—
	転入	5,068,173	5,164,139	5,063,791	15,296,103
	転出	5,137,166	5,201,248	5,102,734	15,441,148
	その他記載	75,962	82,272	76,774	235,008
	その他消除	46,855	51,727	42,132	140,714
	社会増減数	-39,886	-6,564	-4,301	-50,751
	社会増減率	-0.031%	-0.005%	-0.003%	-0.040%
大都市圏	人口	59,889,619	59,927,776	60,019,680	—
	転入	2,848,283	2,878,581	2,821,590	8,548,454
	転出	2,797,064	2,802,043	2,739,328	8,338,435
	その他記載	46,522	53,348	48,503	148,373
	その他消除	30,485	37,469	29,114	97,068
	社会増減数	67,256	92,417	101,651	261,324
	社会増減率	0.112%	0.154%	0.169%	0.436%
地方圏	人口	66,770,064	66,465,903	66,414,954	—
	転入	2,219,890	2,285,558	2,242,201	6,747,649
	転出	2,340,102	2,399,205	2,363,406	7,102,713
	その他記載	29,440	28,924	28,271	86,635
	その他消除	16,370	14,258	13,018	43,646
	社会増減数	-107,142	-98,981	-105,952	-312,075
	社会増減率	-0.160%	-0.149%	-0.160%	-0.467%
地方都市	人口	44,187,169	44,052,014	44,072,634	—
	転入	1,507,821	1,567,257	1,540,783	4,615,861
	転出	1,557,787	1,613,162	1,598,918	4,769,867
	その他記載	20,240	19,716	19,844	59,800
	その他消除	11,305	9,242	9,150	29,697
	社会増減数	-41,031	-35,431	-47,441	-123,903
	社会増減率	-0.093%	-0.080%	-0.108%	-0.280%
周辺等市町村	人口	22,582,895	22,413,889	22,342,320	—
	転入	712,069	718,301	701,418	2,131,788
	転出	782,315	786,043	764,488	2,332,846
	その他記載	9,200	9,208	8,427	26,835
	その他消除	5,065	5,016	3,868	13,949
	社会増減数	-66,111	-63,550	-58,511	-188,172
	社会増減率	-0.293%	-0.284%	-0.262%	-0.833%

(注)1 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

なお、住民基本台帳調査では、平成26年調査（社会増減の調査期間としては平成25年）から、人口の調査期日を3月31日から1月1日に、転出入等の社会増減の調査期間を4月1日から3月31日までの期間から1月1日から12月31日までの期間に、それぞれ変更している。

- 2 「転入」及び「転出」は、それぞれ、日本人の転入者（他の市区町村又は国外から転入し転入届により住民票に記載された者の数）及び転出者（他の市区町村又は国外に転出し転出届により住民票を消除された者の数）を集計したものである。

「その他記載」及び「その他消除」は、転出入や出生・死亡以外の事由により職権により記載又は消除された者の数を集計したものである。

「社会増減数」及び「社会増減率」は、次のとおり計算している。

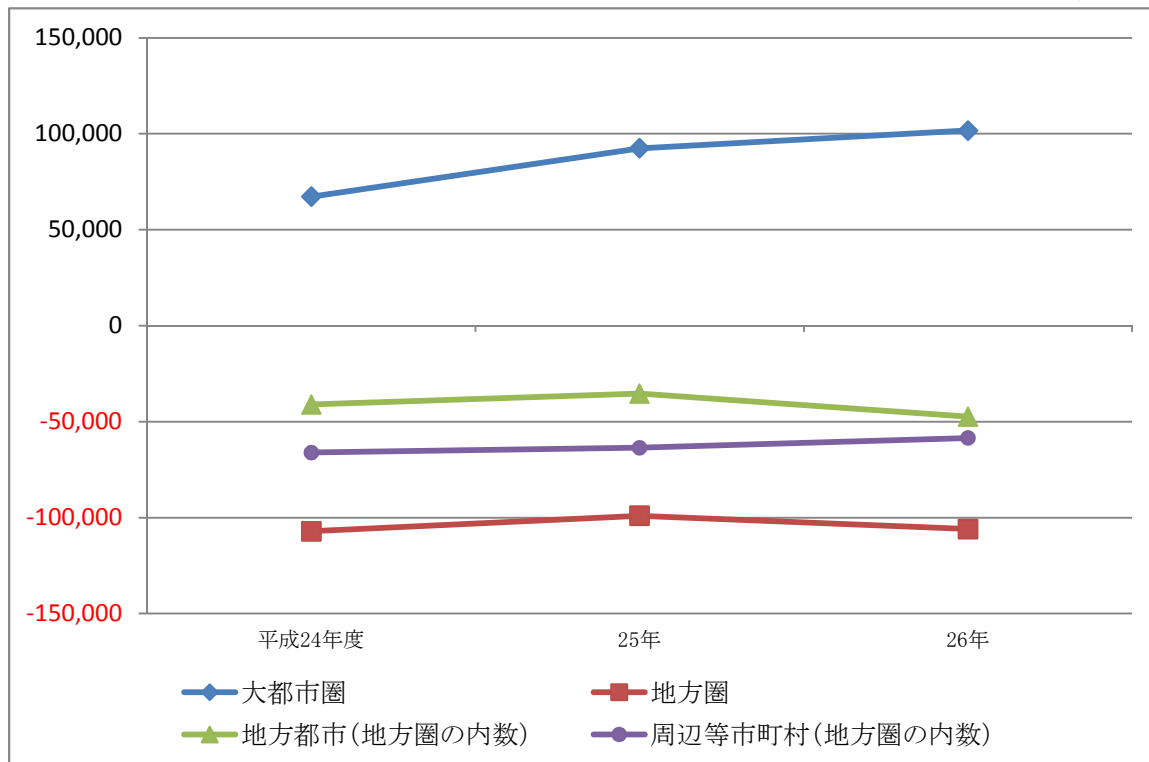
転入－転出＋その他記載－その他消除＝社会増減数

社会増減数/人口＝社会増減率

また、平成24年度～26年は、3か年の社会増減数の合計を平成24年3月31日の人口で除したものである。

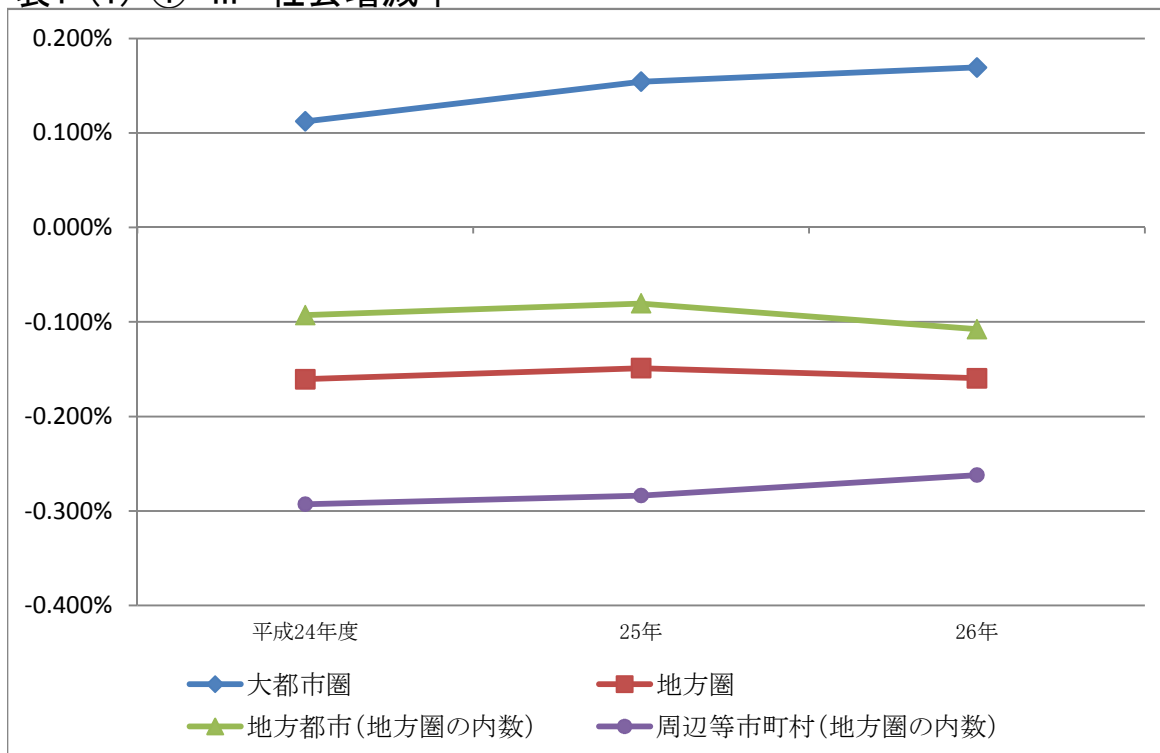
表1-(1)-①- ii 社会増減数

(単位:人)



(注)住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-①- iii 社会増減率



(注)住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

【参考】社会増減(平成16年度からの推移)

(単位:人)

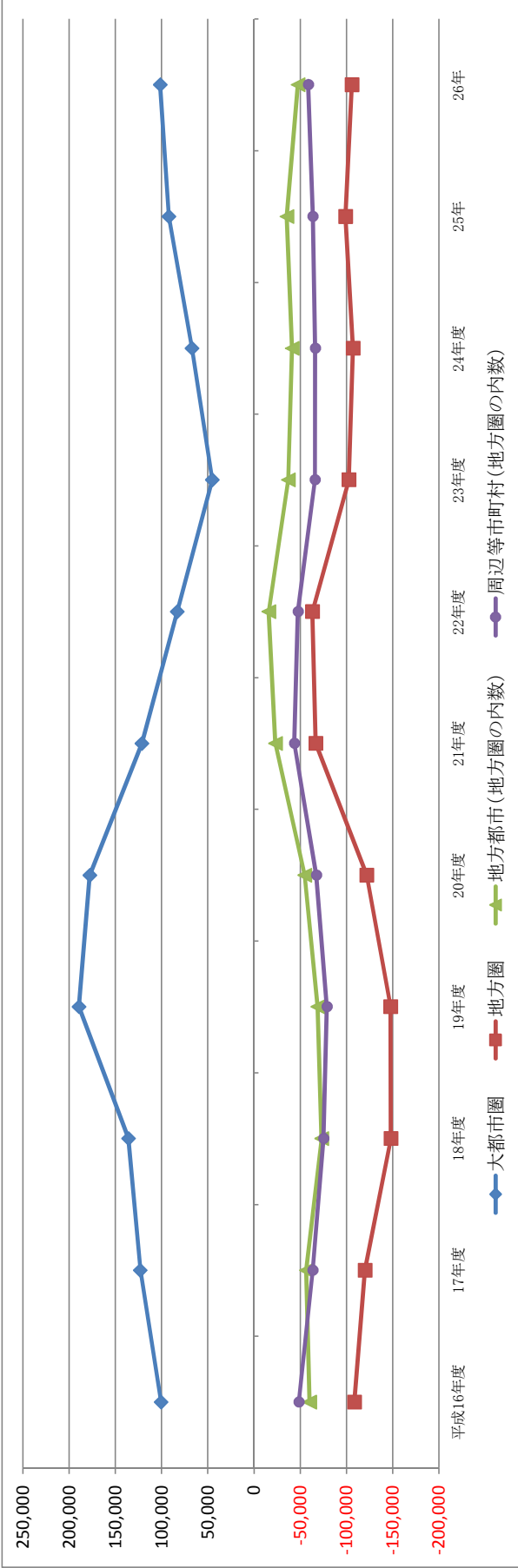
区分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年	
全国	人口	126,824,166	126,869,397	127,055,025	127,053,471	127,066,178	127,076,183	126,923,410	126,659,683	126,393,679	126,434,634	
	転入	5,863,688	5,752,181	5,688,042	5,627,314	5,510,512	5,346,629	5,147,812	5,068,173	5,164,139	5,063,791	
	転出	5,889,437	5,772,036	5,719,624	5,604,537	5,485,613	5,324,052	5,151,307	5,252,534	5,137,166	5,201,248	5,102,734
	その他記載	105,323	107,333	108,848	97,597	88,772	91,543	90,231	83,827	75,962	82,272	76,774
	その他消除	87,323	84,235	89,563	78,548	57,752	59,419	66,661	65,528	46,855	51,727	42,132
	社会増減数	-7,749	3,243	-12,297	41,826	55,919	54,701	20,075	-57,155	-39,886	-6,564	-4,301
社会増減率	-0.006%	0.003%	-0.010%	0.033%	0.044%	0.043%	0.016%	-0.045%	-0.031%	-0.005%	-0.003%	
大都市圏	人口	58,473,941	58,664,812	58,917,605	59,127,355	59,374,197	59,603,176	59,765,866	59,889,619	59,927,776	60,019,680	
	転入	3,167,555	3,147,136	3,140,695	3,145,966	3,073,521	2,975,958	2,882,330	2,848,283	2,878,581	2,821,590	
	転出	3,077,286	3,037,787	3,017,103	2,968,761	2,914,210	2,872,819	2,810,878	2,797,064	2,802,043	2,739,328	
	その他記載	71,100	72,725	74,281	63,384	55,023	57,920	59,344	55,257	46,522	53,348	48,503
	その他消除	60,659	58,899	62,013	51,023	36,461	39,577	47,555	47,456	30,485	37,469	29,114
	社会増減数	100,710	123,175	135,860	189,566	177,873	121,482	83,241	45,421	67,256	92,417	101,651
社会増減率	0.172%	0.210%	0.231%	0.321%	0.300%	0.204%	0.139%	0.076%	0.112%	0.154%	0.169%	
地方圏	人口	68,350,225	68,204,585	68,137,420	67,926,116	67,691,981	67,473,007	67,291,994	67,064,693	66,770,064	66,465,903	66,414,954
	転入	2,696,133	2,605,045	2,547,347	2,481,348	2,436,991	2,370,671	2,265,482	2,325,610	2,219,890	2,285,558	2,242,201
	転出	2,812,151	2,734,249	2,702,521	2,635,776	2,571,403	2,451,233	2,340,429	2,438,684	2,340,102	2,399,205	2,363,406
	その他記載	34,223	34,608	34,567	34,213	33,749	33,623	30,887	28,570	29,440	28,924	28,271
	その他消除	26,664	25,336	27,550	27,525	21,291	19,842	19,106	18,072	16,370	14,258	13,018
	社会増減数	-108,459	-119,932	-148,157	-147,740	-121,954	-66,781	-63,166	-102,576	-107,142	-98,981	-105,952
社会増減率	-0.159%	-0.176%	-0.217%	-0.218%	-0.180%	-0.099%	-0.094%	-0.153%	-0.160%	-0.149%	-0.160%	
地方都市	人口	44,733,611	44,686,481	44,710,765	44,630,658	44,539,541	44,457,668	44,395,701	44,310,754	44,187,169	44,052,014	44,072,634
	転入	1,828,591	1,761,042	1,725,993	1,681,312	1,647,568	1,611,805	1,540,169	1,592,881	1,507,821	1,567,257	1,540,783
	転出	1,893,313	1,823,172	1,803,319	1,754,102	1,709,903	1,644,395	1,563,531	1,635,898	1,557,787	1,613,162	1,598,918
	その他記載	23,661	23,670	23,768	23,675	23,171	23,240	20,787	19,347	20,240	19,716	19,844
	その他消除	18,918	18,111	19,353	19,853	15,426	13,807	13,227	13,116	11,305	9,242	9,150
	社会増減数	-59,979	-56,571	-72,911	-68,968	-54,590	-23,157	-15,802	-36,786	-41,031	-35,431	-47,441
社会増減率	-0.134%	-0.127%	-0.163%	-0.155%	-0.123%	-0.052%	-0.036%	-0.083%	-0.093%	-0.080%	-0.108%	
周辺等市町村	人口	23,616,614	23,518,104	23,426,655	23,295,458	23,152,440	23,015,339	22,896,293	22,582,895	22,413,889	22,342,320	
	転入	867,542	844,003	821,354	800,036	789,423	758,866	725,313	732,729	718,069	718,301	701,418
	転出	918,838	911,077	899,202	881,674	861,500	806,838	776,898	802,786	782,315	786,043	764,488
	その他記載	10,562	10,938	10,799	10,538	10,578	10,383	10,100	9,223	9,200	9,208	8,427
	その他消除	7,746	7,225	8,197	7,672	5,865	6,035	5,879	4,956	5,065	5,016	3,868
	社会増減数	-48,480	-63,361	-75,246	-78,772	-67,364	-43,624	-47,364	-65,790	-66,111	-63,550	-58,511
社会増減率	-0.205%	-0.269%	-0.321%	-0.338%	-0.291%	-0.190%	-0.207%	-0.289%	-0.293%	-0.284%	-0.262%	

(注) 1 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

2 表1-(1)-①-1の注に同じ。

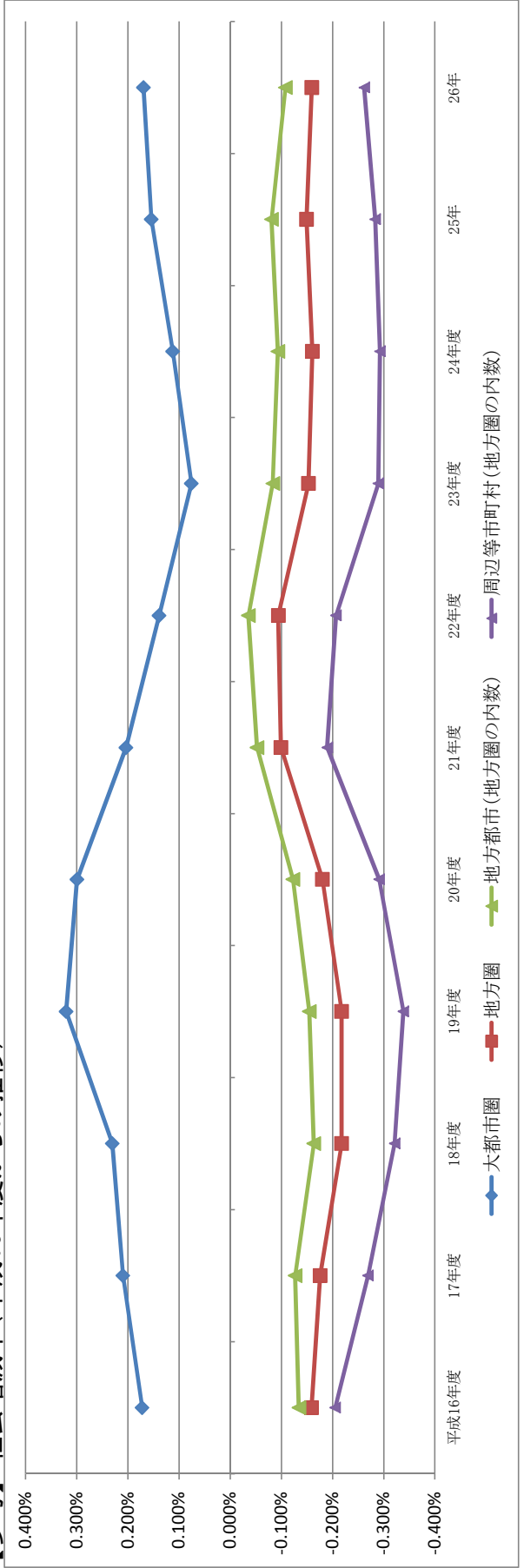
【参考】 社会増減数(平成16年度からの推移)

(単位:人)



(注) 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

【参考】 社会増減率(平成16年度からの推移)



(注) 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-② 直近3年間の社会増減の傾向別の人口及び社会増減等

区分	市区町村数(H27.1.1現在)				人口				年平均人口			社会増減				社会増減率				
	総数	割合	H24.3.31	H25.3.31	H26.1.1	H27.1.1	(H24～H26) /3	H24年度	25年	26年	H24年度	25年	26年	H24年度	25年	26年	H24年度	25年	26年	
			1,741	100%	126,659,683	126,393,679		126,434,634	126,163,576	126,495,999	-39,886	-6,564	-4,301	-50,751	-0.031%	-0.005%	-0.003%	-0.031%	-0.005%	-0.003%
全国	1,741	100%	126,659,683	126,393,679	126,434,634	126,163,576	126,495,999	-39,886	-6,564	-4,301	-50,751	-0.031%	-0.005%	-0.003%	-0.031%	-0.005%	-0.003%	-0.031%	-0.005%	
(うち3年連続で社会増)	218	12.5%	44,862,025	44,862,025	45,055,564	45,243,633	44,864,307	185,186	185,186	185,186	535,452	0.380%	0.413%	0.401%	0.380%	0.413%	0.401%	0.380%	0.413%	0.401%
(うち3年連続で社会減)	1,093	62.8%	51,843,038	51,423,887	51,232,051	50,802,524	51,499,659	-203,112	-199,349	-191,566	-594,027	-0.392%	-0.385%	-0.374%	-0.392%	-0.385%	-0.374%	-0.392%	-0.385%	-0.374%
(うち増減有り)	453	24.7%	30,139,814	30,107,677	30,147,019	30,117,419	30,131,533	6,680	7,599	6,680	7,824	-0.021%	-0.025%	-0.022%	-0.021%	-0.025%	-0.022%	-0.021%	-0.025%	-0.022%
大都市圏	430	100%	59,927,619	59,927,776	60,019,680	60,075,052	59,945,692	92,417	92,417	92,417	261,324	0.112%	0.154%	0.169%	0.112%	0.154%	0.169%	0.112%	0.154%	0.169%
(うち3年連続で社会増)	117	25.8%	32,186,983	32,315,248	32,436,820	32,580,884	32,319,017	118,432	134,261	138,601	391,294	0.368%	0.415%	0.427%	0.368%	0.415%	0.427%	0.368%	0.415%	0.427%
(うち3年連続で社会減)	220	48.6%	14,355,480	14,272,104	14,138,146	14,138,146	14,227,270	-7,208	-7,208	-7,208	-140,473	-0.335%	-0.319%	-0.319%	-0.335%	-0.319%	-0.319%	-0.335%	-0.319%	-0.319%
(うち増減有り)	116	25.6%	13,347,156	13,340,424	13,355,590	13,356,022	13,347,723	8,451	8,451	8,451	10,503	0.045%	0.063%	0.079%	0.045%	0.063%	0.079%	0.045%	0.063%	0.079%
(うち東京都)	207	100%	34,512,284	34,515,264	34,660,676	34,757,711	34,582,731	67,765	93,592	108,671	270,028	0.196%	0.271%	0.314%	0.196%	0.271%	0.314%	0.196%	0.271%	0.314%
(うち3年連続で社会増)	74	35.7%	4,743,429	4,711,156	4,694,747	4,664,012	4,716,444	-17,645	-15,699	-13,443	-46,787	-0.372%	-0.333%	-0.286%	-0.372%	-0.333%	-0.286%	-0.372%	-0.333%	-0.286%
(うち3年連続で社会減)	76	36.7%	7,819,460	7,811,145	7,821,999	7,827,393	7,817,535	7,508	2,819	9,575	4,886	-0.096%	-0.122%	-0.062%	-0.096%	-0.122%	-0.062%	-0.096%	-0.122%	-0.062%
(うち増減有り)	57	27.5%	21,949,365	22,052,963	22,143,930	22,266,306	22,048,753	92,918	106,472	112,539	311,929	0.423%	0.483%	0.508%	0.423%	0.483%	0.508%	0.423%	0.483%	0.508%
(うち名古屋圏)	106	100%	8,207,184	8,205,208	8,214,778	8,210,622	8,209,057	-696	3,026	1,585	3,915	-0.008%	0.037%	0.019%	-0.008%	0.037%	0.019%	-0.008%	0.037%	0.019%
(うち3年連続で社会増)	24	22.6%	4,045,369	4,056,003	4,070,262	4,082,143	4,057,211	6,984	10,296	10,122	27,402	0.173%	0.254%	0.249%	0.173%	0.254%	0.249%	0.173%	0.254%	0.249%
(うち3年連続で社会減)	50	47.2%	2,086,003	2,071,542	2,063,676	2,048,130	2,073,740	-8,336	-8,409	-7,876	-24,621	-0.400%	-0.406%	-0.382%	-0.400%	-0.406%	-0.382%	-0.400%	-0.406%	-0.382%
(うち増減有り)	32	30.2%	2,075,812	2,077,663	2,080,840	2,080,349	2,078,105	656	1,139	-661	1,134	0.032%	0.055%	-0.032%	0.032%	0.055%	-0.032%	0.032%	0.055%	-0.032%
(うち大阪圏)	140	100%	17,170,181	17,147,304	17,144,226	17,106,719	17,153,904	187	-4,201	-8,605	-12,619	0.001%	-0.024%	-0.050%	0.001%	-0.024%	-0.050%	0.001%	-0.024%	-0.050%
(うち3年連続で社会増)	19	13.6%	6,192,249	6,206,282	6,222,628	6,232,435	6,207,053	18,530	17,493	15,940	51,963	0.299%	0.282%	0.256%	0.299%	0.282%	0.256%	0.299%	0.282%	0.256%
(うち3年連続で社会減)	94	67.1%	7,526,048	7,489,406	7,468,847	7,426,004	7,494,767	-21,227	-23,756	-24,082	-69,065	-0.282%	-0.317%	-0.322%	-0.282%	-0.317%	-0.322%	-0.282%	-0.317%	-0.322%
(うち増減有り)	27	19.3%	3,451,884	3,451,616	3,452,751	3,448,280	3,452,084	2,884	-463	-463	4,483	0.084%	0.060%	-0.013%	0.084%	0.060%	-0.013%	0.084%	0.060%	-0.013%
地方圏	1,288	100%	66,770,064	66,465,903	66,414,954	66,088,524	66,550,307	-107,142	-98,981	-105,952	-312,075	-0.160%	-0.149%	-0.160%	-0.160%	-0.149%	-0.160%	-0.160%	-0.149%	-0.160%
(うち3年連続で社会増)	101	7.8%	12,489,848	12,546,777	12,618,744	12,662,749	12,551,790	51,249	60,925	41,984	144,158	0.410%	0.406%	0.333%	0.410%	0.406%	0.333%	0.410%	0.406%	0.333%
(うち3年連続で社会減)	873	67.8%	37,487,558	37,151,783	37,004,781	36,664,378	37,214,707	-156,904	-151,485	-146,165	-453,594	-0.416%	-0.408%	-0.395%	-0.416%	-0.408%	-0.395%	-0.416%	-0.408%	-0.395%
(うち増減有り)	314	24.4%	16,792,658	16,767,343	16,791,429	16,761,397	16,783,810	1,579	-1,771	-2,679	-2,679	0.015%	0.009%	-0.011%	0.015%	0.009%	-0.011%	0.015%	0.009%	-0.011%
(うち地方都市)	262	100%	44,187,169	44,052,014	44,072,634	43,914,933	44,103,939	-41,031	-35,431	-47,441	-123,903	-0.093%	-0.080%	-0.108%	-0.093%	-0.080%	-0.108%	-0.093%	-0.080%	-0.108%
(うち3年連続で社会増)	24	9.2%	9,395,896	9,432,736	9,484,513	9,512,177	9,437,715	33,090	26,693	26,693	92,739	0.352%	0.349%	0.281%	0.352%	0.349%	0.281%	0.352%	0.349%	0.281%
(うち3年連続で社会減)	191	72.9%	23,566,664	23,401,943	23,346,555	23,175,862	23,438,387	-76,299	-72,545	-72,419	-221,263	-0.324%	-0.310%	-0.310%	-0.324%	-0.310%	-0.310%	-0.324%	-0.310%	-0.310%
(うち増減有り)	47	17.9%	11,224,609	11,217,335	11,241,566	11,226,894	11,227,837	2,178	4,158	-1,715	4,621	0.019%	0.037%	-0.015%	0.019%	0.037%	-0.015%	0.019%	0.037%	-0.015%
(うち周辺等市町村)	1,026	100%	22,582,895	22,413,889	22,342,320	22,173,591	22,446,368	-66,111	-63,550	-68,511	-188,172	-0.293%	-0.284%	-0.262%	-0.293%	-0.284%	-0.262%	-0.293%	-0.284%	-0.262%
(うち3年連続で社会増)	77	7.5%	3,093,952	3,114,041	3,134,231	3,150,579	3,114,075	18,159	17,969	15,291	51,419	0.587%	0.577%	0.488%	0.587%	0.577%	0.488%	0.587%	0.577%	0.488%
(うち3年連続で社会減)	682	66.5%	13,920,894	13,749,840	13,658,226	13,488,516	13,776,320	-79,605	-78,940	-73,746	-232,291	-0.572%	-0.574%	-0.540%	-0.572%	-0.574%	-0.540%	-0.572%	-0.574%	-0.540%
(うち増減有り)	267	26.0%	5,568,049	5,550,008	5,549,863	5,534,503	5,555,973	-4,665	-2,579	-56	-7,300	-0.084%	-0.046%	-0.001%	-0.084%	-0.046%	-0.001%	-0.084%	-0.046%	-0.001%

(注)1 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

2 表1-(1)-①の社会増減を、大都市圏(東京都、大阪圏、名古屋圏、地方都市、周辺等市町村)別に集計したものである。

3 「(うち3年連続で社会増)」は平成24年度、25年及び26年において連続で社会増の市区町村の、「(うち3年連続で社会減)」は同期間において連続で社会減の市区町村の、「(うち増減有り)」は左記以外の市区町村の状況を表している。

4 「割合」は、小数第2位で四捨五入しているため、「(うち3年連続で社会増)」、「(うち3年連続で社会減)」及び「(うち増減有り)」を合計しても必ずしも100%にならない。

表1-1(1)-③ 通勤圏・通勤圏外別の社会増減

(単位：市区町村、人)

区分	人口										社会増減				社会増減率			
	市区町村数(H27.1.1現在)					割合					年平均人口				社会増減			
	総数	(3年連続で社 会増)	(3年連続で社 会減)	(増減 有り)	(増減 有り)	H24.3.31	H25.3.31	H26.1.1	H27.1.1	(H24~H26) /3	H24年度	25年	26年	24年度 ~26年	H24年度	25年	26年	24年度 ~26年
全国	1,741	218	1,093	430	24.7%	126,659,683	126,393,679	126,434,634	126,163,576	126,495,999	-39,886	-6,564	-4,301	-50,751	-0.031%	-0.005%	-0.003%	-0.040%
大都市圏	463	117	220	116	25.6%	59,889,619	59,927,776	60,019,680	60,075,052	59,945,692	67,256	92,417	101,651	261,324	0.112%	0.154%	0.169%	0.436%
(うち大都市通勤圏)	295	102	109	84	34.6%	54,950,747	55,020,898	55,128,853	55,217,692	55,033,499	81,297	106,260	114,688	302,245	0.148%	0.193%	0.208%	0.550%
(うち大都市通勤圏外)	158	15	111	32	9.5%	4,938,872	4,906,878	4,890,827	4,857,360	4,912,192	-14,041	-13,843	-13,037	-40,921	-0.284%	-0.282%	-0.267%	-0.829%
地方圏	1,288	101	873	314	7.8%	66,770,064	66,465,903	66,414,954	66,088,524	66,550,307	-107,142	-98,981	-105,952	-312,075	-0.160%	-0.149%	-0.160%	-0.467%
(うち政令市通勤圏)	256	44	135	77	17.2%	25,823,863	25,800,758	25,836,376	25,797,950	25,820,332	7,137	7,737	1,728	16,602	0.028%	0.030%	0.007%	0.064%
(うち地方都市)	70	13	41	16	18.6%	18,755,055	18,753,863	18,791,793	18,772,877	18,766,904	13,829	12,332	3,659	29,820	0.074%	0.066%	0.019%	0.159%
(うち周辺等市町村)	186	31	94	61	16.7%	7,068,808	7,046,895	7,044,583	7,025,073	7,053,429	-6,692	-4,595	-1,931	-13,218	-0.095%	-0.065%	-0.027%	-0.187%
(うち政令市通勤圏外)	1,032	57	738	237	5.5%	40,946,201	40,665,145	40,578,578	40,290,574	40,729,975	-114,279	-106,718	-107,680	-328,677	-0.279%	-0.262%	-0.265%	-0.803%
(うち地方都市)	192	11	150	31	5.7%	25,432,114	25,298,151	25,280,841	25,142,056	25,337,035	-54,860	-47,763	-51,100	-153,723	-0.216%	-0.189%	-0.202%	-0.604%
(うち周辺等市町村)	840	46	588	206	5.5%	15,514,087	15,366,994	15,297,737	15,148,518	15,392,939	-59,419	-58,955	-56,580	-174,954	-0.383%	-0.384%	-0.370%	-1.128%

(注)1 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

2 表1-1(1)-③-iの社会増減数、大都市圏(大都市通勤圏・大都市通勤圏外)・地方圏(政令市通勤圏(地方都市、周辺等市町村)・政令市通勤圏外(地方都市、周辺等市町村)別に区分して集計したものである。

3 「(うち3年連続で社会増)」は平成24年度、25年及び26年において連続で社会増の市区町村の、「(うち3年連続で社会減)」は同期間において連続で社会減の市区町村の、「(うち増減有り)」は左記以外の市区町村の状況を表している。

4 「割合は、小数第2位で四捨五入しているため、「(うち3年連続で社会増)」、「(うち3年連続で社会減)」を合計しても必ずしも100%にならない。

表1-1(1)-③-ii 地方都市の社会増減等

(単位：市区町村、人)

区分	人口					社会増減				社会増減率								
	市区町村数(H27.1.1現在)					割合				年平均人口								
	総数	(3年連続で社 会増)	(3年連続で社 会減)	(増減 有り)	(増減 有り)	H24.3.31	H25.3.31	H26.1.1	H27.1.1	(H24~H26) /3	H24年度	25年	26年	24年度 ~26年	H24年度	25年	26年	24年度 ~26年
地方都市	262	24	191	47	9.2%	44,187,169	44,052,014	44,072,634	43,914,933	44,103,939	-41,031	-35,431	-47,441	-123,903	-0.093%	-0.080%	-0.108%	-0.280%
政令市通勤圏	70	13	41	16	18.6%	18,755,055	18,753,863	18,791,793	18,772,877	18,766,904	13,829	12,332	3,659	29,820	0.074%	0.066%	0.019%	0.159%
政令市通勤圏外	192	11	150	31	5.7%	25,432,114	25,298,151	25,280,841	25,142,056	25,337,035	-54,860	-47,763	-51,100	-153,723	-0.216%	-0.189%	-0.202%	-0.604%

(注)本表は、表1-1(1)-③-iの地方都市の数値をまとめたものである。

【参考】都道府県別・通勤圏内外別の3年連続社会増減の状況

(単位:市区町村)

区分	通勤圏							通勤圏外							三大都市圏
	市区町村数	増	割合	減	割合	どちらでもない	割合	市区町村数	増	割合	減	割合	どちらでもない	割合	
北海道	12	1	8.3%	9	75.0%	2	16.7%	167	4	2.4%	133	79.6%	30	18.0%	
青森県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	40	1	2.5%	36	90.0%	3	7.5%	
岩手県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	2	6.1%	25	75.8%	6	18.2%	
宮城県	30	8	26.7%	11	36.7%	11	36.7%	5	0	0.0%	4	80.0%	1	20.0%	
秋田県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	0	0.0%	23	92.0%	2	8.0%	
山形県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	1	2.9%	28	80.0%	6	17.1%	
福島県	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	58	1	1.7%	46	79.3%	11	19.0%	
茨城県	15	4	26.7%	9	60.0%	2	13.3%	29	1	3.4%	23	79.3%	5	17.2%	
栃木県	4	1	25.0%	1	25.0%	2	50.0%	21	2	9.5%	15	71.4%	4	19.0%	
群馬県	3	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	32	3	9.4%	24	75.0%	5	15.6%	
埼玉県	50	16	32.0%	20	40.0%	14	28.0%	13	1	7.7%	8	61.5%	4	30.8%	○
千葉県	37	11	29.7%	13	35.1%	13	35.1%	17	1	5.9%	15	88.2%	1	5.9%	○
東京都	48	35	72.9%	5	10.4%	8	16.7%	14	2	14.3%	6	42.9%	6	42.9%	○
神奈川県	26	7	26.9%	8	30.8%	11	42.3%	7	1	14.3%	5	71.4%	1	14.3%	○
新潟県	15	0	0.0%	12	80.0%	3	20.0%	15	1	6.7%	12	80.0%	2	13.3%	
富山県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	0	0.0%	10	66.7%	5	33.3%	
石川県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	2	10.5%	11	57.9%	6	31.6%	
福井県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	17	1	5.9%	16	94.1%	0	0.0%	
山梨県	4	0	0.0%	3	75.0%	1	25.0%	23	2	8.7%	16	69.6%	5	21.7%	
長野県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	77	6	7.8%	33	42.9%	38	49.4%	
岐阜県	5	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%	37	3	8.1%	25	67.6%	9	24.3%	○
静岡県	15	1	6.7%	10	66.7%	4	26.7%	20	2	10.0%	14	70.0%	4	20.0%	
愛知県	39	15	38.5%	8	20.5%	16	41.0%	15	5	33.3%	6	40.0%	4	26.7%	○
三重県	6	2	33.3%	3	50.0%	1	16.7%	23	3	13.0%	15	65.2%	5	21.7%	○
滋賀県	13	3	23.1%	8	61.5%	2	15.4%	6	0	0.0%	3	50.0%	3	50.0%	
京都府	15	5	33.3%	5	33.3%	5	33.3%	11	0	0.0%	10	90.9%	1	9.1%	○
大阪府	43	6	14.0%	30	69.8%	7	16.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	○
兵庫県	19	4	21.1%	9	47.4%	6	31.6%	22	0	0.0%	20	90.9%	2	9.1%	○
奈良県	24	4	16.7%	14	58.3%	6	25.0%	15	0	0.0%	14	93.3%	1	6.7%	○
和歌山県	5	0	0.0%	4	80.0%	1	20.0%	25	3	12.0%	20	80.0%	2	8.0%	
鳥取県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	1	5.3%	12	63.2%	6	31.6%	
島根県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	1	5.3%	15	78.9%	3	15.8%	
岡山県	17	5	29.4%	5	29.4%	7	41.2%	10	0	0.0%	5	50.0%	5	50.0%	
広島県	13	0	0.0%	7	53.8%	6	46.2%	10	0	0.0%	8	80.0%	2	20.0%	
山口県	3	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	16	0	0.0%	9	56.3%	7	43.8%	
徳島県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	24	2	8.3%	17	70.8%	5	20.8%	
香川県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	17	1	5.9%	11	64.7%	5	29.4%	
愛媛県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	20	3	15.0%	14	70.0%	3	15.0%	
高知県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	34	2	5.9%	23	67.6%	9	26.5%	
福岡県	57	11	19.3%	26	45.6%	20	35.1%	3	0	0.0%	2	66.7%	1	33.3%	
佐賀県	6	1	16.7%	1	16.7%	4	66.7%	14	0	0.0%	11	78.6%	3	21.4%	
長崎県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	1	4.8%	17	81.0%	3	14.3%	
熊本県	26	5	19.2%	15	57.7%	6	23.1%	19	0	0.0%	13	68.4%	6	31.6%	
大分県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	0	0.0%	14	77.8%	4	22.2%	
宮崎県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	26	3	11.5%	16	61.5%	7	26.9%	
鹿児島県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	43	3	7.0%	32	74.4%	8	18.6%	
沖縄県	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	41	7	17.1%	14	34.1%	20	48.8%	
合計	551	146	26.5%	244	44.3%	161	29.2%	1,190	72	6.1%	849	71.3%	269	22.6%	

(注)1 住民基本台帳調査に基づき、当省が作成した。

2 「増」及び「減」は、それぞれ平成24年度、25年及び26年において連続で社会増又は社会減の市区町村の数を表している。

3 「通勤圏」は、大都市通勤圏及び政令市通勤圏内の市区町村を、「通勤圏外」は、大都市通勤圏外及び政令市通勤圏外の市区町村を表している。

表1-(1)-④ 大都市圏・地方圏等別の人口移動の状況

表1-(1)-④-i 大都市圏・地方圏等別の人口移動

移動元	大都市圏										地方圏				総計(転入)	総計(転出)	秘匿処理	総計(転出) (秘匿処理も含めた全体)
	東京圏	名古屋圏	大阪圏	転入割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	地方都市	周辺等市町村	転出割合	転出割合	転出割合					
大都市圏	1,322,670	199,565	509,072	2,031,307	21.738%	86.741%	272,285	38,217	1.632%	310,502	13.259%	2,941,809	325,752	2,667,561	53.396%			
転入割合	84.985%	75.235%	84.836%	83.880%	1.301%	88.105%	21.029%	8.527%	1.501%	17.815%	100%	1,478,632	188,633	1,667,265	33.373%			
東京圏	1,237,993	19,238	45,516	1,302,747	3.078%	88.105%	11,870%	22,195	4.952%	175,885	11.895%	261,359	52,164	313,523	6.276%			
転入割合	79.544%	7.253%	7.585%	53.795%	4.294%	78.211%	54,191	2,757	1.055%	56,948	21.789%	601,818	84,955	686,773	13.747%			
名古屋圏	24,180	169,007	11,224	204,411	4.294%	78.211%	54,191	2,757	1.055%	56,948	21.789%	261,359	52,164	313,523	6.276%			
転入割合	1.554%	63.715%	1.870%	8.441%	4.294%	78.211%	4.185%	0.615%	3.267%	3.267%	100%	601,818	84,955	686,773	13.747%			
大阪圏	60,497	11,320	452,332	524,149	75.161%	87.094%	64,404	13,265	2.204%	77,669	12.906%	1,822,835	505,414	2,328,249	46.604%			
転入割合	3.887%	4.268%	75.380%	21.644%	4.992%	21.416%	4.974%	2,960%	2.204%	4.456%	100%	1,822,835	505,414	2,328,249	46.604%			
地方圏	233,690	65,689	90,994	390,373	16.120%	21.416%	1,022,512	409,950	22.490%	1,432,462	78.584%	1,822,835	505,414	2,328,249	46.604%			
転入割合	15.015%	24.765%	15.164%	16.120%	4.992%	21.416%	78.971%	91.473%	22.490%	82.185%	100%	1,822,835	505,414	2,328,249	46.604%			
地方都市	203,066	62,004	75,231	340,301	5.640%	25.510%	723,451	270,224	20.257%	993,675	74.490%	1,333,976	238,221	1,572,197	31.470%			
転入割合	13.047%	23.375%	12.537%	14.052%	5.640%	25.510%	55.874%	60.295%	20.257%	57.011%	100%	1,333,976	238,221	1,572,197	31.470%			
周辺等市町村	30,624	3,685	15,763	50,072	3.224%	10.243%	299,061	139,726	28.582%	438,787	89.757%	488,859	267,193	756,052	15.134%			
転入割合	1.968%	1.389%	2.627%	2.068%	3.224%	10.243%	23.097%	31.177%	28.582%	25.175%	100%	488,859	267,193	756,052	15.134%			
総計(転入)	1,556,360	265,254	600,066	2,421,680	100%	100%	1,294,797	448,167	100%	1,742,964	100%	4,164,644		4,995,810	100%			
秘匿処理	209,800	51,852	82,438	344,090			239,600	247,476		487,076			831,166					
総計(転入) (秘匿処理も含めた全体)	1,766,160	317,106	682,504	2,765,770	55.362%		1,534,397	695,643	13.925%	2,230,040	44.638%			4,995,810	100%			
	35.353%	6.347%	13.662%	55.362%			30.714%							100%				

(注) 1 住民基本台帳人口移動報告の参考表に基づき、当省が作成した「その他の市町村」又は「その他の区」、
 なお、当該統計では前住市区町村(又は現住市区町村)別に男女計の年齢階級別の移動者数が極めて少ない市区町村は、「その他の市町村」又は「その他の区」又は「その他の市町村」という形で市区町村名が秘匿処理されており、これらは本結果報告書の区分(大都市圏、地方圏(地方都市、周辺等市町村))に応じて整理することが困難である。このため、移動先と移動元の関係が確認できるものと区分して「秘匿処理」欄に計上している。
 2 本表の移動者数は、当該調査の平成24年から27年までの期間における日本人の国内の市区町村間移動者数の年平均である。各区分ごとに小数点以下を四捨五入しており、総計欄は当該数値を集計したものである。
 3 「転入割合」は、各区分の「総計(転入)」に占める各区分の市区町村からの移動者の割合を、それぞれ表している。
 4 実際の移動者数は、移動元と移動先が確認できる数から、当該数値に秘匿処理されている数(移動先が秘匿処理されている数)と推定している。
 5 「転出割合」等の%表記しているものは、いずれも小数第4位で四捨五入したものであるため、合計しても必ずしも100%にならない。

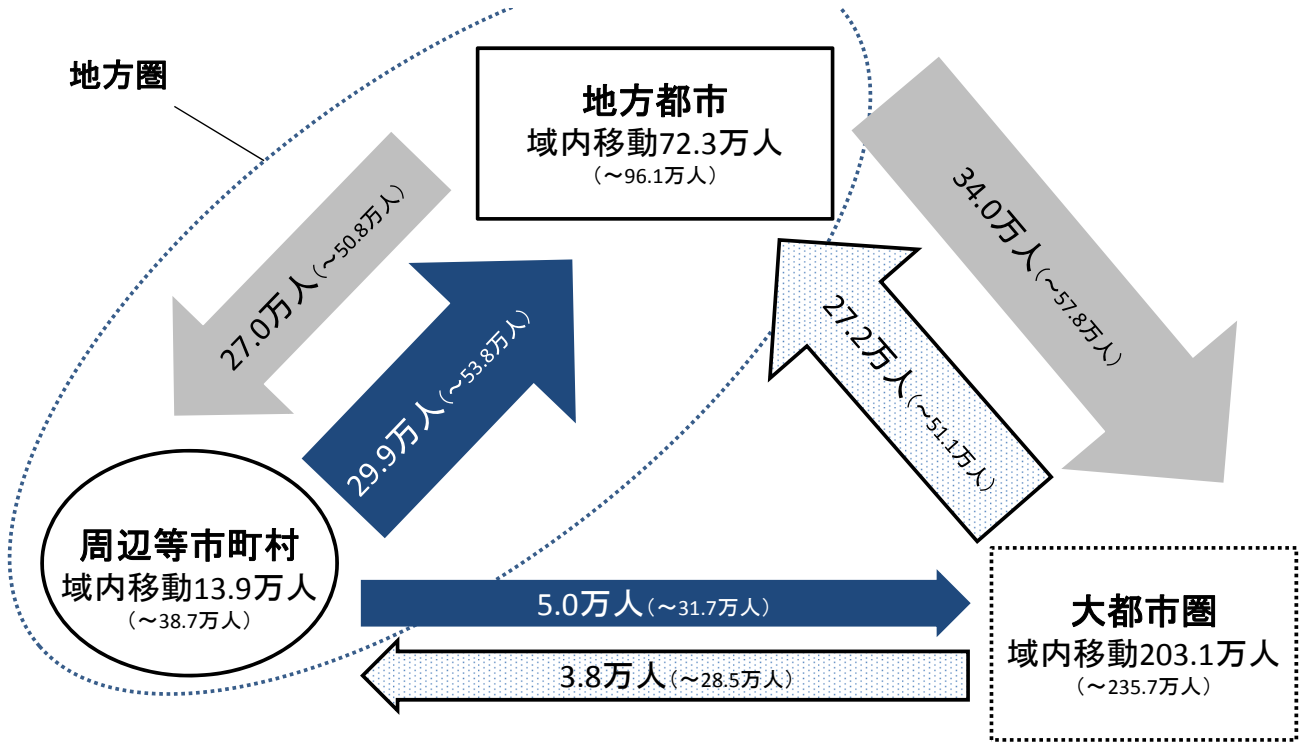
表1-(1)-④-ii 移動者総数に占める東京圏の移動者の割合

(単位:人)

区 分		平成24年	25年	26年	27年	対24年比
移動者総数	A	5,018,166	5,015,571	4,908,009	5,041,483	23,317
東京圏への移動	B	1,754,964	1,767,618	1,736,381	1,805,675	50,711
	B/A	35.0%	35.2%	35.4%	35.8%	0.8%
東京圏からの移動	C	1,686,945	1,670,170	1,625,999	1,685,944	-1,001
	C/A	33.6%	33.3%	33.1%	33.4%	-0.2%
転入超過数	B-C	68,019	97,448	110,382	119,731	51,712
	対24年比	1.0	1.4	1.6	1.8	1.8

(注) 住民基本台帳人口移動報告に基づき、当省が作成した。

表1-(1)-④-iii 大都市圏・地方圏等別の人口移動



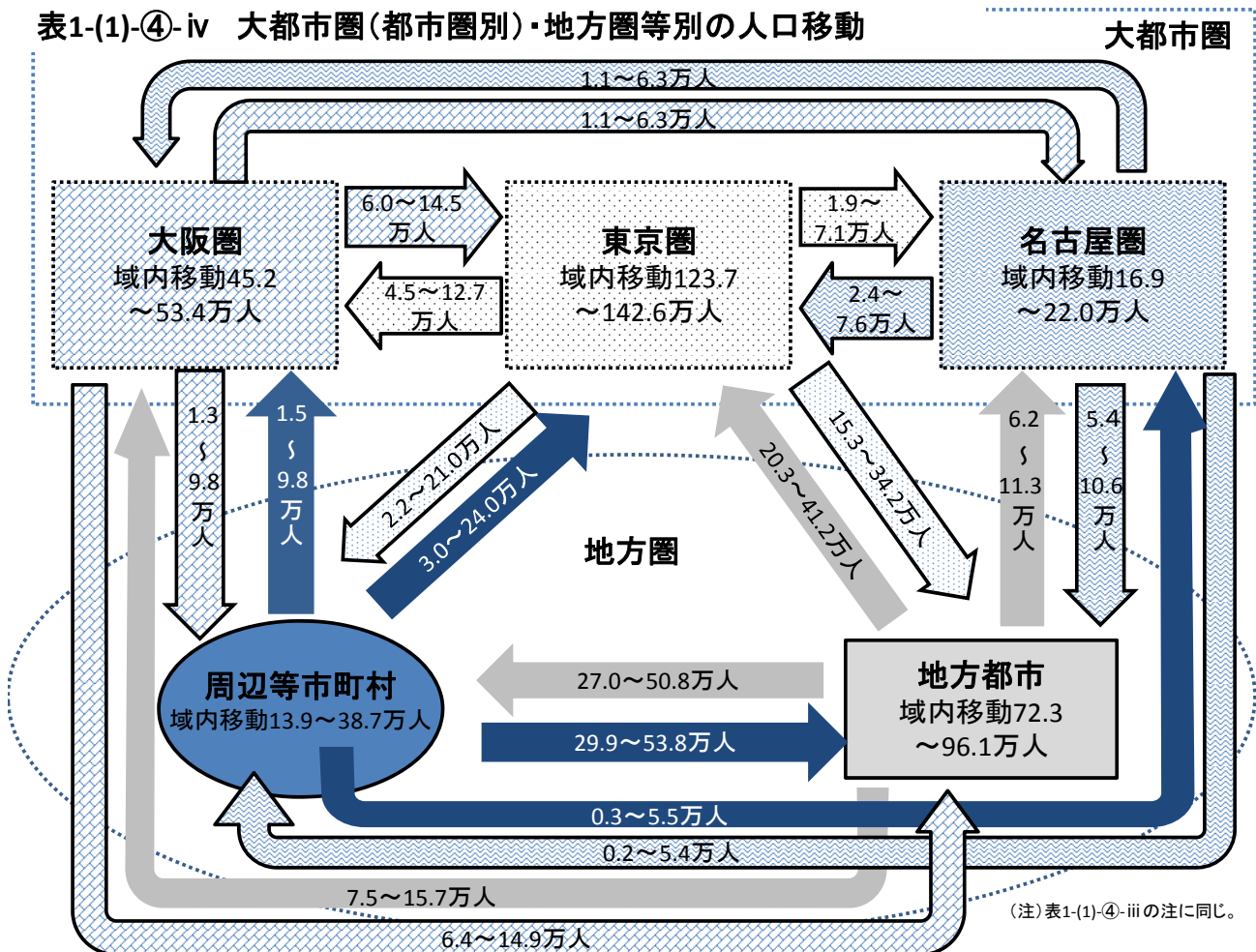
(注)1 住民基本台帳人口移動報告に基づき、当省が作成した。

なお、上記統計では前住市区町村(又は現住市区町村)別の移動者数が極めて少ない市区町村は、個人が特定される可能性があるとして、「その他の区」、「その他の市町村」又は「その他の県」という形で秘匿処理されている。

よって、移動者数の最大値は、移動元と移動先が特定できる数から、当該数値に秘匿処理されている数(移動先が秘匿処理されている数と移動元が秘匿処理されている数のどちらか少ない方の数値)を加算した数としている。例えば、周辺等市町村からの移動者のうち移動先が秘匿処理されている数は26.7万人であるが、地方都市への移動者のうち移動元が秘匿処理されている数は23.9万人であるため、周辺等市町村から地方都市への移動者は最大でも移動元と移動先が特定できる29.9万人にこの23.9万人を加えた53.8万人と推定している。

2 本表の移動者数は、千人未満切り捨てて記載している。

表1-(1)-④-iv 大都市圏(都市圏別)・地方圏等別の人口移動

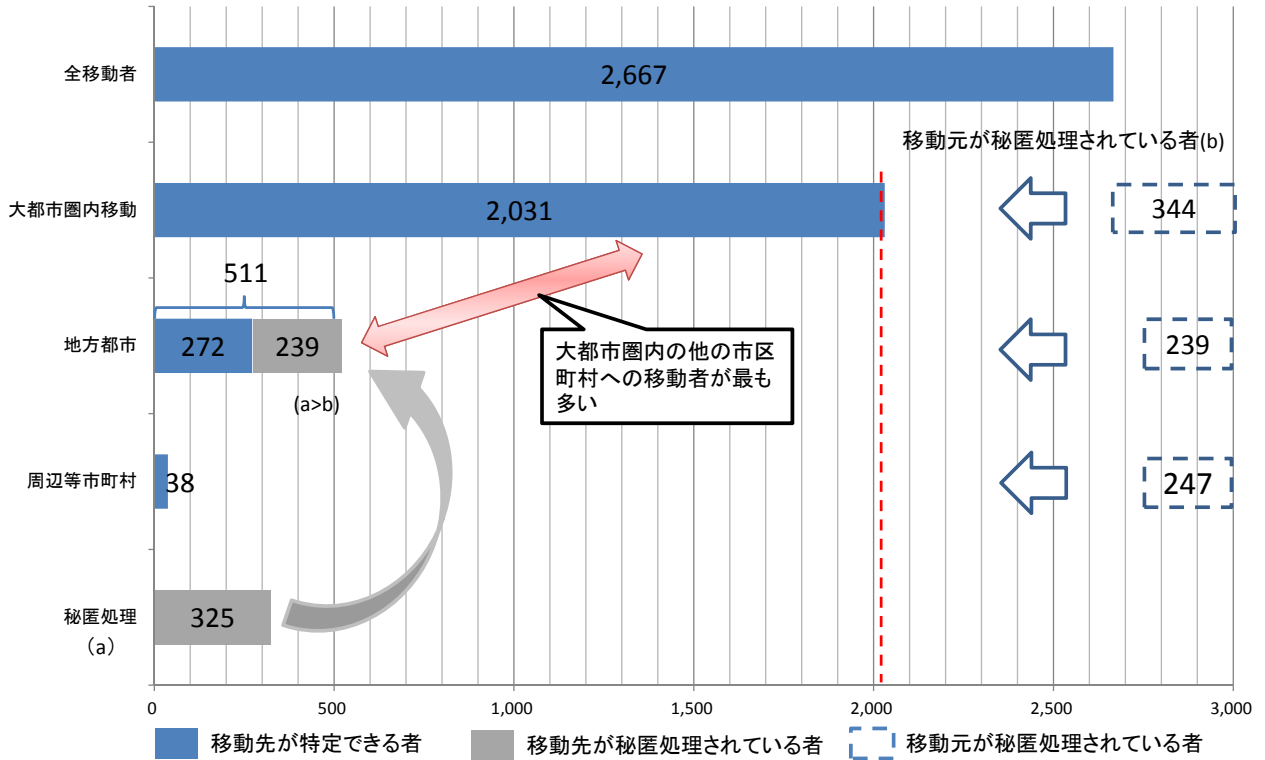


(注)表1-(1)-④-iiiの注に同じ。

表1-(1)-④-v 人口移動の状況(大都市圏)

大都市圏内移動者数と地方都市への移動者数の比較

(単位:千人)

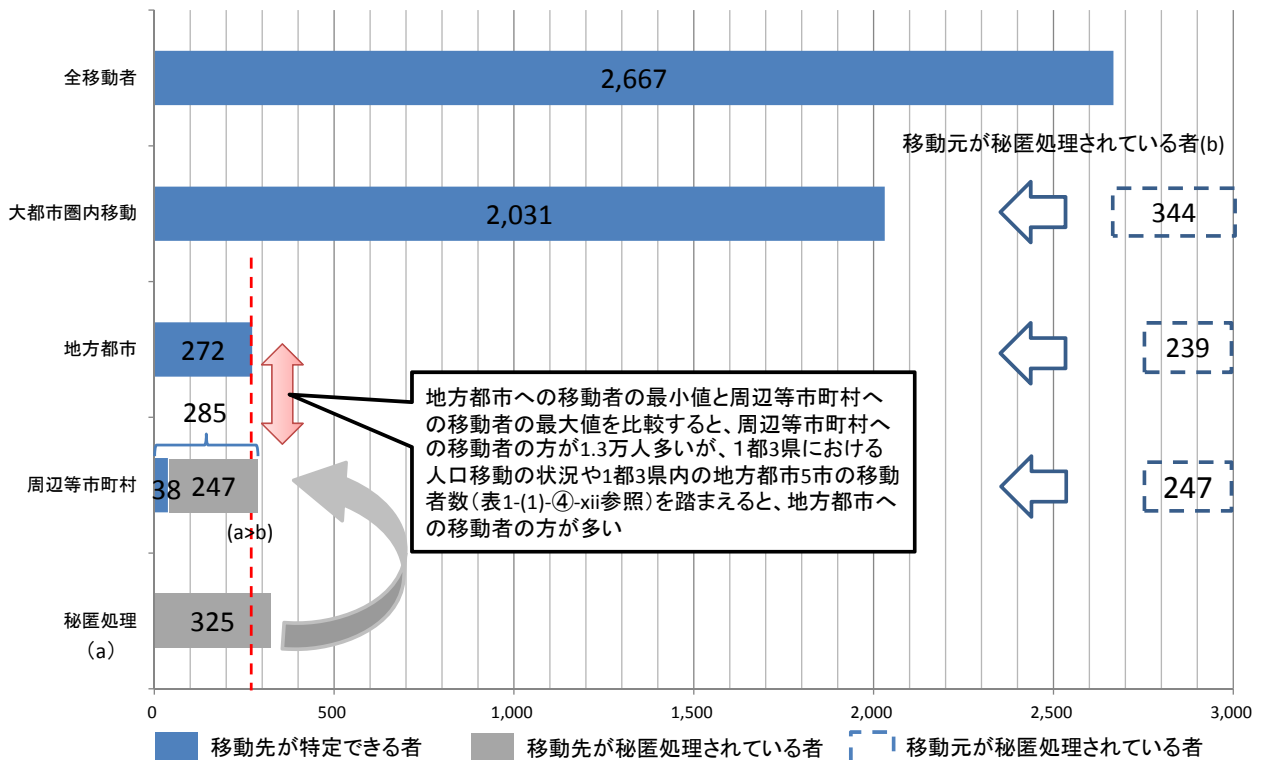


※ 「移動先が特定できる者」の数値に「移動先が秘匿処理されている者」と「移動元が秘匿処理されている者」のうち少ない方の数値を加えたものが、計算上の移動者数の最大値と推定される。

表1-(1)-④-vi 人口移動の状況(大都市圏)

地方都市への移動者数と周辺等市町村への移動者数の比較

(単位:千人)

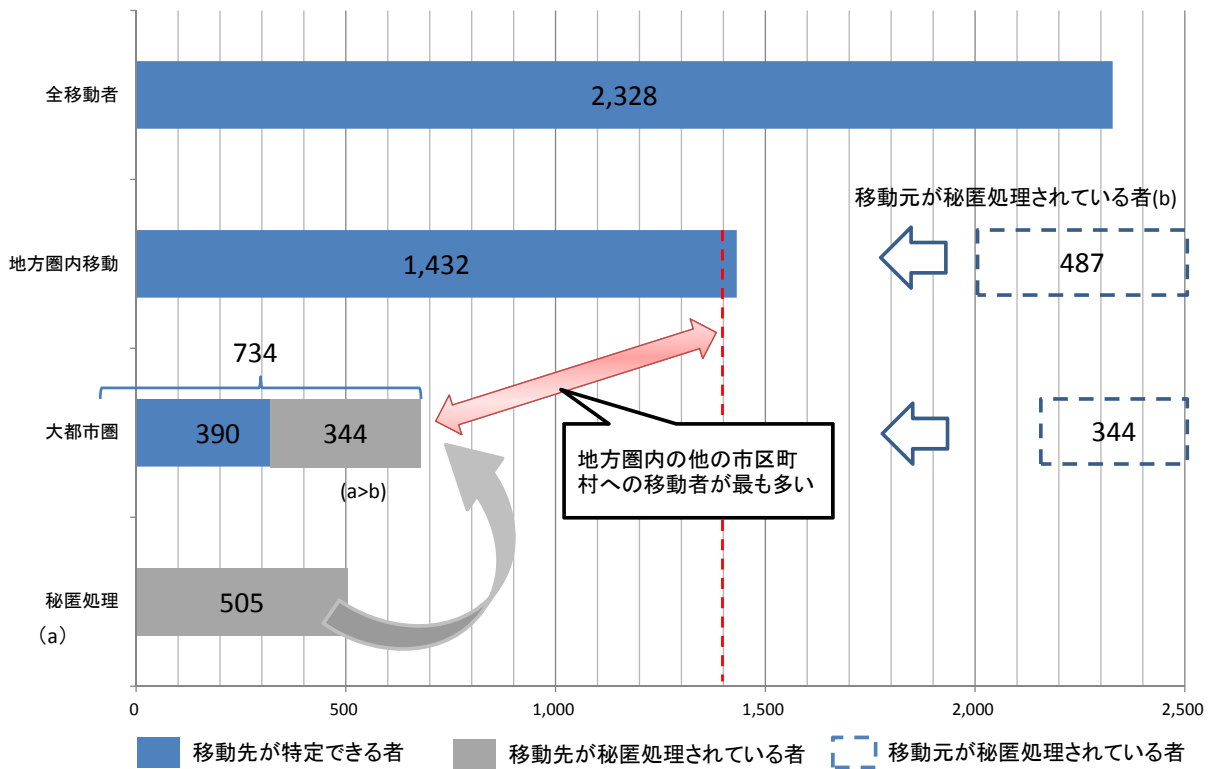


※ 「移動先が特定できる者」の数値に「移動先が秘匿処理されている者」と「移動元が秘匿処理されている者」のうち少ない方の数値を加えたものが、計算上の移動者数の最大値と推定される。

表1-(1)-④-vii 人口移動の状況(地方圏)

地方圏内移動者数と大都市圏への移動者数の比較

(単位:千人)

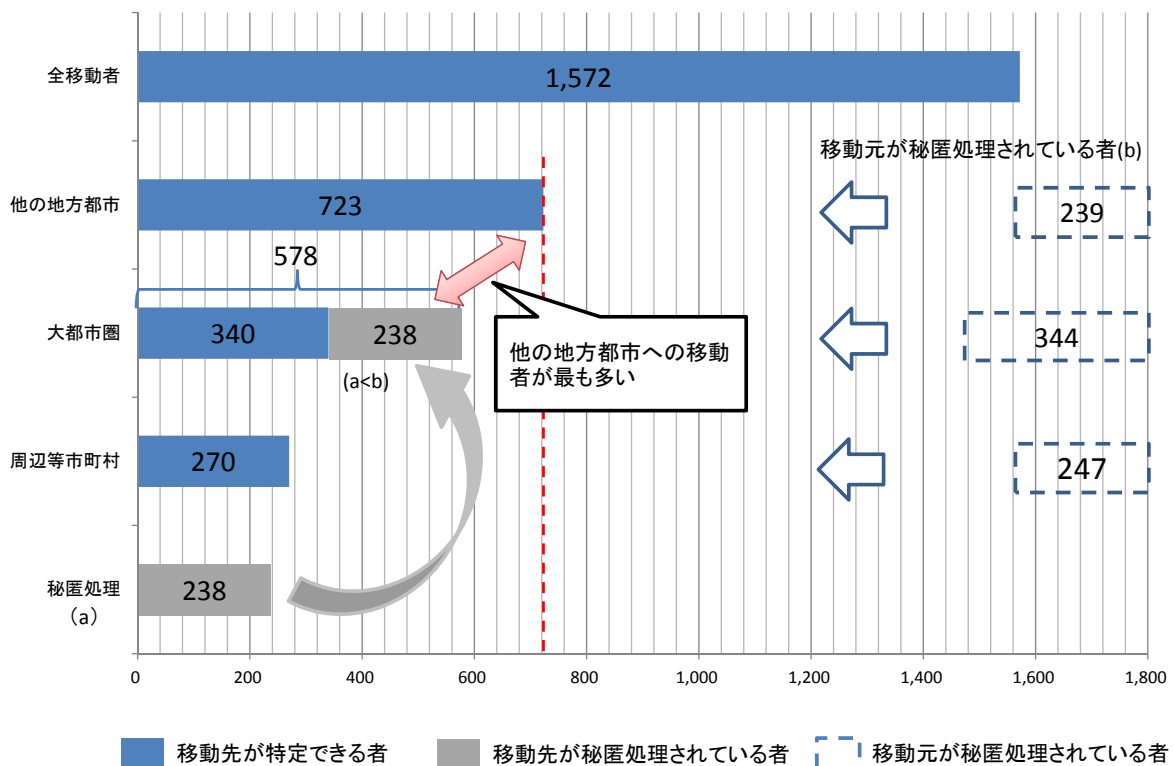


※ 「移動先が特定できる者」の数値に「移動先が秘匿処理されている者」と「移動元が秘匿処理されている者」のうち少ない方の数値を加えたものが、計算上の移動者数の最大値と推定される。

表1-(1)-④-viii 人口移動の状況(地方都市)

他の地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

(単位:千人)



※ 「移動先が特定できる者」の数値に「移動先が秘匿処理されている者」と「移動元が秘匿処理されている者」のうち少ない方の数値を加えたものが、計算上の移動者数の最大値と推定される。

表1-(1)-④-ix 人口移動の状況(周辺等市町村)

地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

(単位:千人)

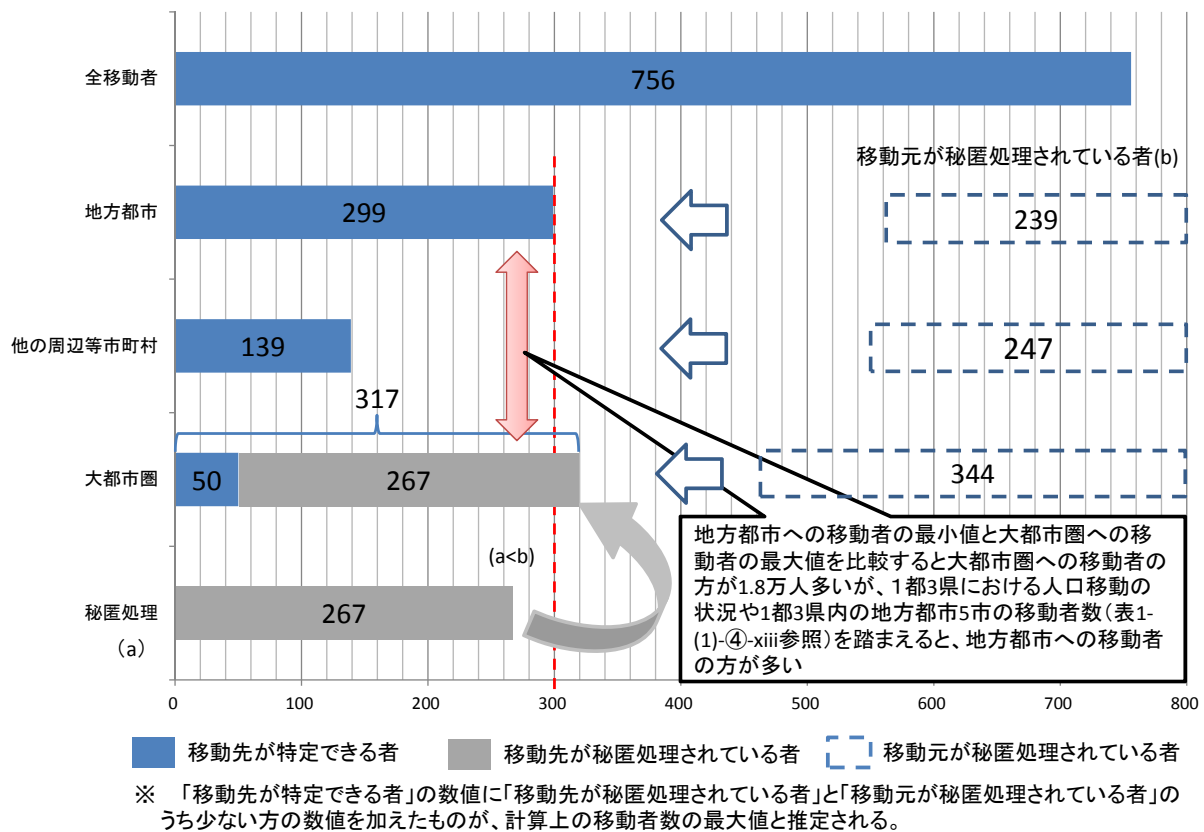


表1-(1)-④-x 人口移動の状況(東京圏)一転入

地方都市からの移動者数と周辺等市町村からの移動者数の比較

(単位:千人)

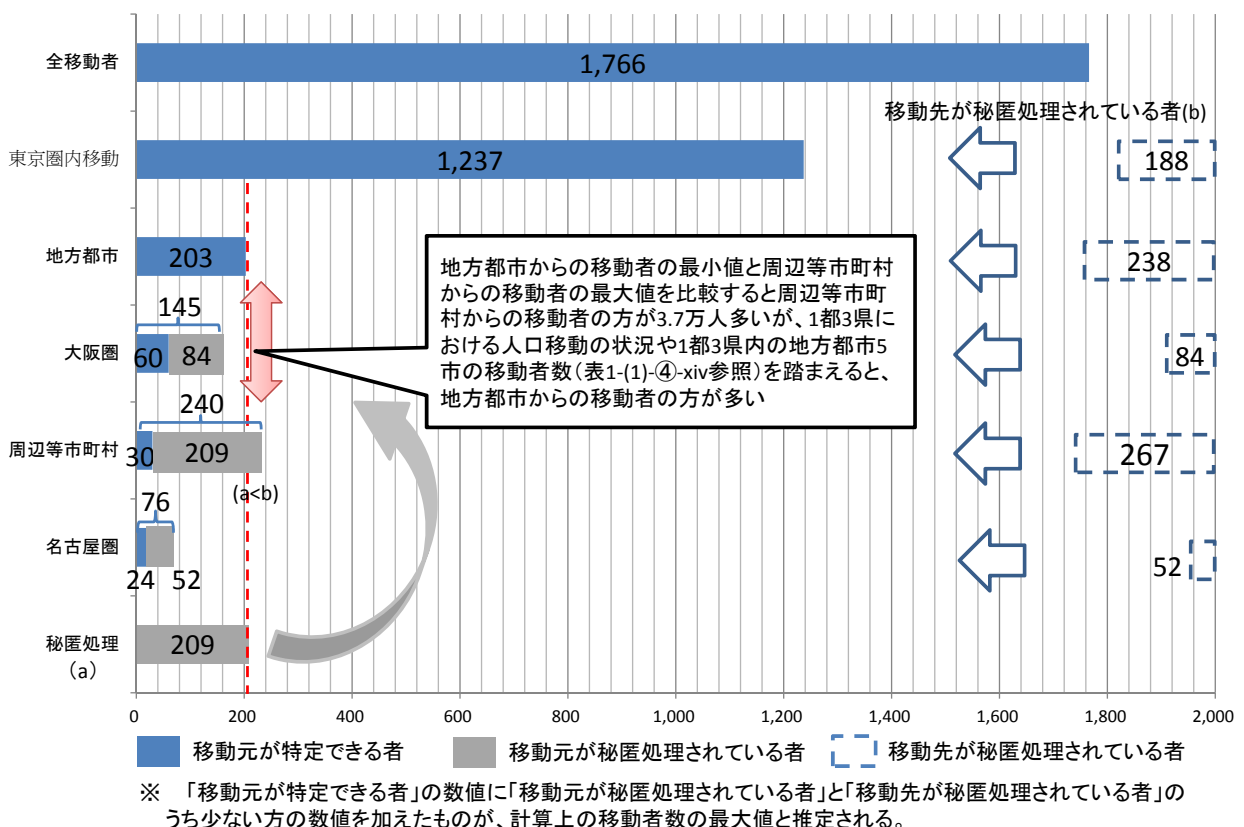


表1-(1)-④-xi 大都市圏・地方圏別の人口移動(地方都市5市を含む1都3県で集計した場合)

移動元	大都市圏(5市を含む)				地方圏(5市を除く)			秘匿処理	総計(転出) (秘匿処理も含めた全体)	
	大都市圏(5市を含む)				地方圏(5市を除く)					
	1都3県	名古屋圏	大阪圏	大都市圏(5市を含む)	地方都市(5市を除く)	周辺等市町村	地方圏(5市を除く)			
大都市圏(5市を含む)	1,417,572	207,833	521,818	2,147,223	320,261	90,463	410,724	2,557,947	121,575	2,679,522
1都3県	1,307,495	27,506	58,262	1,393,263	201,734	74,441	276,175	1,669,438	9,788	1,679,226
名古屋圏	34,280	169,007	11,224	214,511	54,172	2,757	56,929	271,440	42,083	313,523
大阪圏	75,797	11,320	452,332	539,449	64,355	13,265	77,620	617,069	69,704	686,773
地方圏(5市を除く)	350,758	65,664	90,943	507,365	1,021,226	409,860	1,431,086	1,938,451	377,840	2,316,291
地方都市(5市を除く)	254,693	61,979	75,180	391,852	722,280	270,134	992,414	1,384,266	175,972	1,560,238
周辺等市町村	96,065	3,685	15,763	115,513	298,946	139,726	438,672	554,185	201,868	756,053
総計(転入)	1,768,330	273,497	612,761	2,654,588	1,341,487	500,323	1,841,810	4,496,398		
秘匿処理	9,020	43,609	69,743	122,372	181,723	195,320	377,043		499,415	
総計(転入)(秘匿処理も含めた全体)	1,777,350	317,106	682,504	2,776,960	1,523,210	695,643	2,218,853			4,995,813

(注) 1 住民基本台帳人口移動報告の参考表に基づき、当省が作成した。

2 表1-(1)-④-1の移動者数を、大都市圏等の区分を一部変更して集計したものである。

【説明】

今回、全国1,741市区町村を大都市圏、地方圏等に区分して人口移動の分析を行った結果、移動者数が極めて少ないため個人が特定される可能性があるとして移動先等が統計上秘匿処理されている者が83.1万人。

一方、地方都市に区分される5市(下表参照)以外の全ての市区町村が大都市圏に区分される1都3県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)について、当該5市を含めて都道府県単位に集計すると秘匿処理されている者は49.9万人。

【参考】 1都3県内の地方都市5市における移動者数

地方都市名	転入者数	転出者数
秩父市	1,141	1,444
本庄市	2,423	2,516
館山市	1,773	1,891
旭市	1,439	1,625
青梅市	4,415	4,484
5市合計	11,191	11,960

(注) 1 住民基本台帳人口移動報告に基づき、当省が作成した。

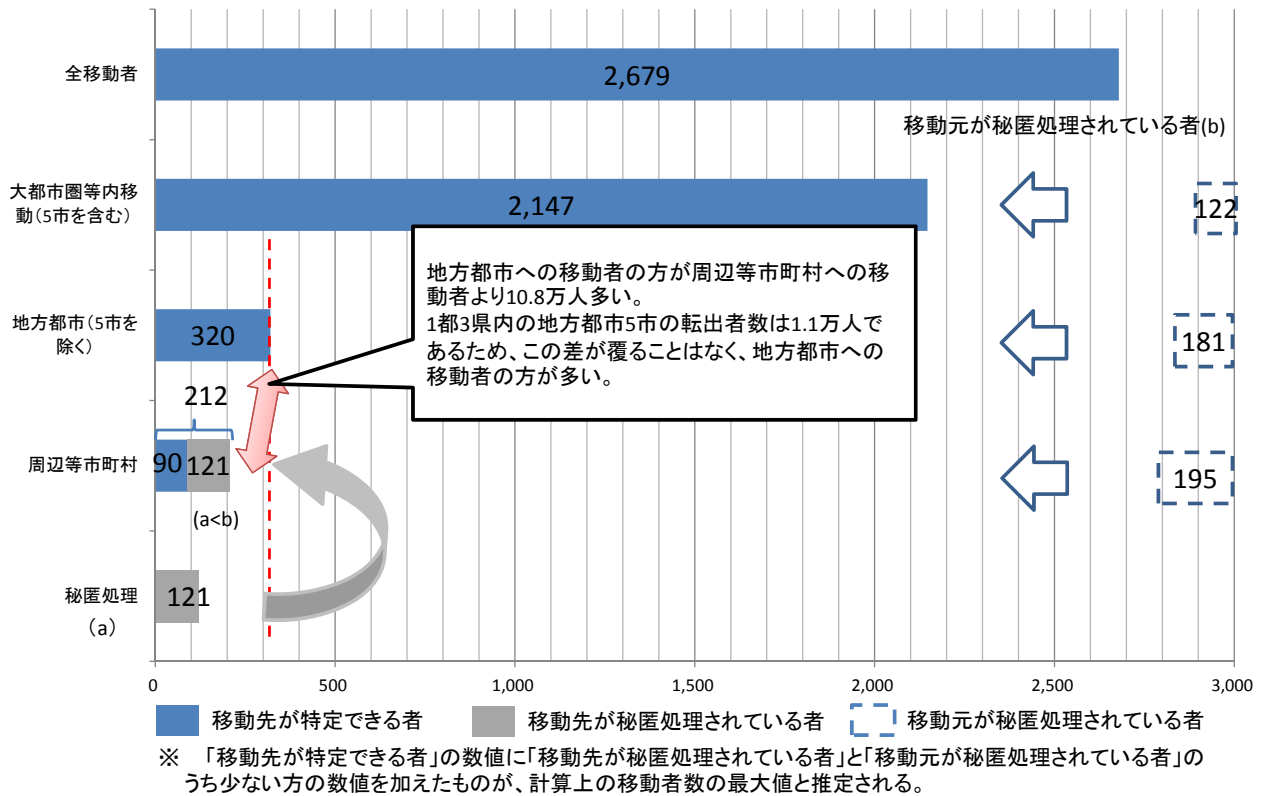
2 「転入者数」及び「転出者数」は、当該調査の平成24年から27年までの期間の年平均である。

<地方都市5市を含む1都3県で集計した場合>

表1-(1)-④-xii 人口移動の状況(大都市圏等)

地方都市への移動者数と周辺等市町村への移動者数の比較

(単位:千人)

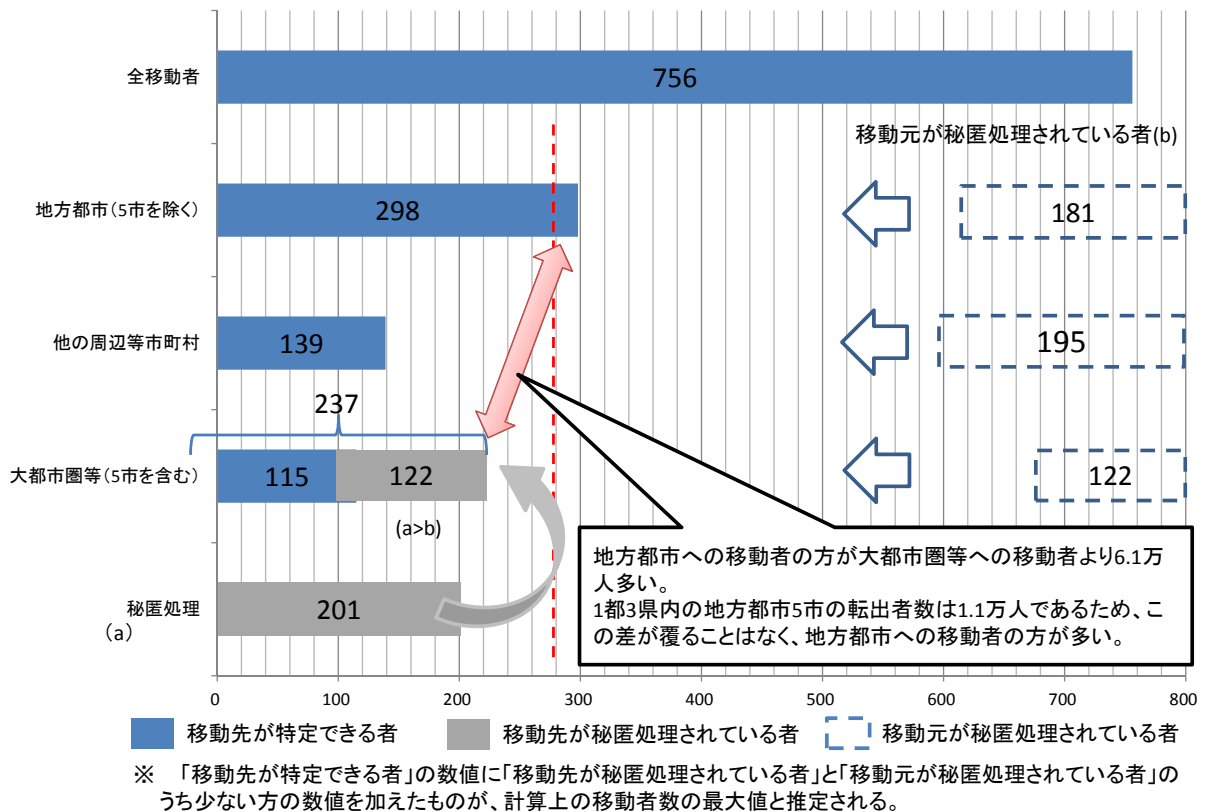


<地方都市5市を含む1都3県で集計した場合>

表1-(1)-④-xiii 人口移動の状況(周辺等市町村)

地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

(単位:千人)



<地方都市5市を含む1都3県で集計した場合>

表1-(1)-④ -xiv 人口移動の状況(1都3県)－転入

地方都市からの移動者数と周辺等市町村からの移動者数の比較

(単位:千人)

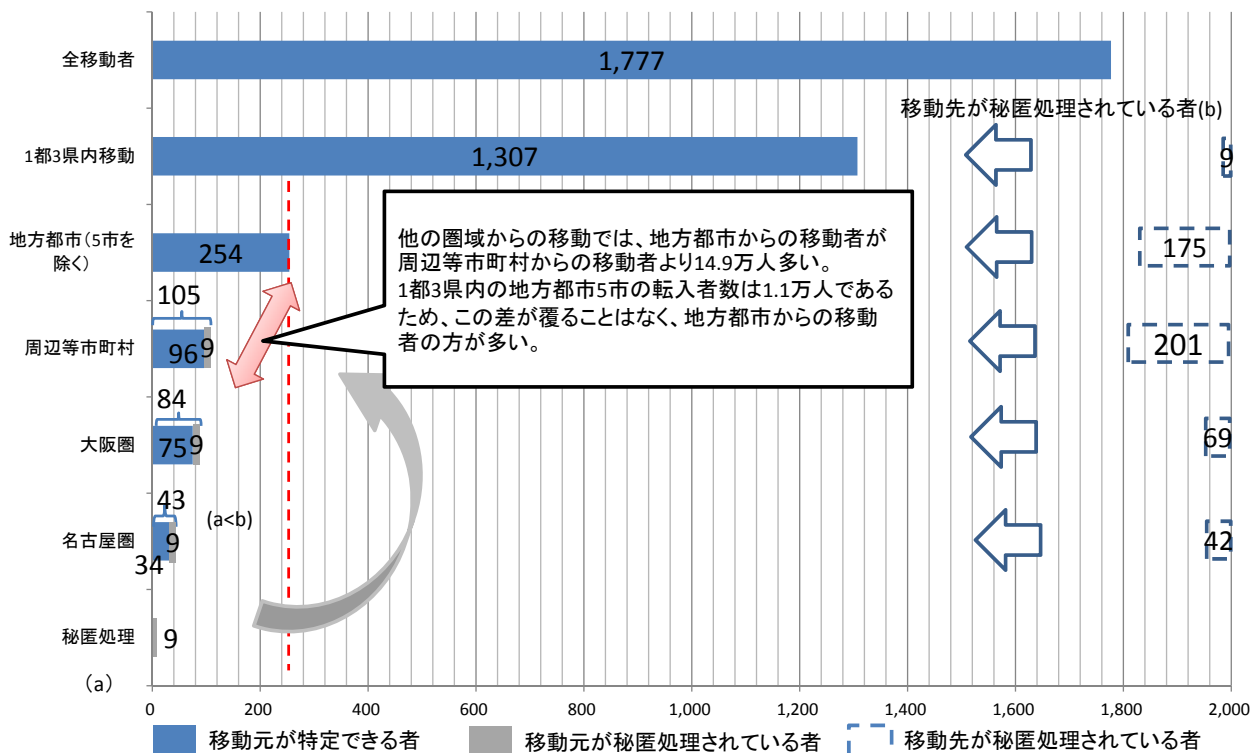


表1-(1)-⑤ 大都市圏通勤圏・政令市通勤圏等別の人口移動の状況
表1-(1)-⑤-i 大都市圏通勤圏・政令市通勤圏等別の人口移動

移動先 後動元	大都市圏				政令市通勤圏				地方圏				総計(転出) (都庁処理も含めた全体)			
	大都市圏通勤圏		大都市圏通勤圏外		政令市通勤圏		政令市通勤圏外		地方都市		周辺等市町村			総計(転出)		
	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合						
大都市圏	1,979,355	81.52%	51,952	2.21%	2,031,307	86.74%	177,744	7.90%	115,539	4.93%	17,220	0.73%	132,769	5.69%	310,503	13.25%
大都市圏通勤圏	1,969,708	86.20%	32,843	1.42%	1,969,551	87.68%	185,665	6.99%	103,784	4.62%	16,703	0.74%	120,487	5.35%	277,052	12.33%
大都市圏通勤圏外	42,647	44.79%	19,109	20.07%	61,756	64.86%	21,719	22.24%	11,755	12.91%	517	0.19%	12,272	12.89%	33,451	35.13%
地方圏	357,803	19.62%	32,571	1.78%	390,374	21.41%	726,575	39.37%	454,084	24.91%	251,505	13.79%	706,589	38.70%	1,432,464	78.38%
政令市通勤圏	191,036	21.27%	20,688	2.30%	211,723	23.59%	550,367	29.52%	100,066	11.35%	36,344	4.04%	136,410	15.17%	686,977	39.41%
地方都市	165,544	23.07%	20,241	2.82%	185,785	25.90%	415,409	21.91%	85,408	11.96%	30,725	4.28%	116,133	16.19%	531,542	30.49%
周辺等市町村	25,491	14.05%	447	0.52%	25,938	14.30%	49,206	27.13%	14,658	8.08%	5,619	2.09%	20,277	24.19%	155,435	85.69%
政令市通勤圏外	166,768	18.04%	11,883	1.28%	178,651	19.32%	176,308	19.07%	354,018	38.20%	215,161	23.28%	569,179	61.59%	745,487	80.66%
地方都市	143,219	23.22%	11,297	1.82%	154,516	25.05%	107,019	17.35%	199,023	22.45%	138,471	22.45%	337,494	54.79%	462,135	74.94%
周辺等市町村	23,549	7.89%	586	0.19%	24,135	7.84%	43,456	8.21%	154,995	50.40%	76,690	24.94%	231,685	75.34%	283,352	92.15%
総計(転入)	2,337,168	56.11%	84,523	2.03%	2,421,691	58.14%	725,176	37.90%	569,623	24.65%	268,725	6.45%	838,348	20.13%	1,742,967	41.85%
総計(転入)	2,636,334	83.88%	129,437	2.76%	2,765,771	91.83%	803,871	45.41%	730,905	31.10%	445,357	19.15%	1,175,885	26.57%	2,230,043	51.63%

(注1) 住民基本台帳人口移動報告の参考表に基づき、本省が作成した移動先と移動元が同一市町村又は現在市町村別移動先と移動元が同一市町村又は「その他の市町村」又は「その他」という形で市町村名が記載されているもの、これらは本結果報告書の区分(大都市圏、地方圏(地方都市、周辺等市町村))になじり整理することが困難である、このため、移動先と移動元の階層が異なるもの区分して移動先と移動元が同一市町村として集計している。

(注2) 本表の数値は、平成27年4月までの期間における日本の国内の市区町村間移動者の年平均値である。各区分ごとに小拠点以下を四捨五入しており、総計欄は当該数値を集計したものである。

(注3) 「大都市圏通勤圏」は、地方圏内に所在する市町村で、政令市通勤圏内(政令市通勤圏)に所在する市町村及びその市町村の特別区及びこれらに接する市町村である。また、地方圏外の市町村のうち、国土調査(大都市圏)の定義に該当する市町村(注4)を含む。地方圏外の市町村のうち、地方圏内に所在する市町村(注5)を含む。

(注4) 「政令市通勤圏外」は、各区分の「総計(転入)」に占める各区分の市町村からの移動者の割合を、「転出割合」に占める各区分の市町村からの移動者の割合を、それぞれ表している。

(注5) 「転入割合」は、各区分の「総計(転入)」に占める各区分の市町村からの移動者の割合を、「転出割合」に占める各区分の市町村からの移動者の割合を、それぞれ表している。

(注6) 実際の移動先は、移動先と移動元が同一市町村であるが、大都市圏への移動者のうち移動先が記載されている数は30.5万人であるが、大都市圏への移動者のうち移動先が記載されていない数は34.4万人であるため、地方圏から大都市圏への移動者は最大でも移動元と移動先が確認できる39.0万人にこの34.4万人を加えた73.4万人と推定している。

例えは、地方圏からの移動者のうち移動先が記載されている数は50.5万人であるが、大都市圏への移動者のうち移動先が記載されている数は34.4万人であるため、地方圏から大都市圏への移動者は最大でも移動元と移動先が確認できる39.0万人にこの34.4万人を加えた73.4万人と推定している。

⑥ 「転出割合」等の表記しているものは、いずれも小数第4位で四捨五入したものである。

表1-(1)-⑤-ii 大都市圏通勤圏・政令市通勤圏等別の人口移動(移動先を通勤圏別に区別しないもの)

移動先 後動元	大都市圏		地方圏		総計(転出) (都庁処理も含めた全体)			
	大都市圏	地方都市	周辺等市町村	周辺等市町村				
	転出割合	転出割合	転出割合	転出割合				
大都市圏	2,031,307	272,286	38,217	1,832%	2,341,810	100%	325,752	2,667,562
大都市圏通勤圏	1,969,551	87.68%	239,751	10.67%	2,209,302	94.41%	278,085	2,524,688
大都市圏通勤圏外	61,756	64.86%	32,453	34.17%	94,209	100%	47,667	142,874
地方圏	390,374	21.41%	1,022,513	56.09%	409,951	22.49%	1,432,464	78.58%
政令市通勤圏	211,723	23.59%	518,020	57.64%	168,957	18.80%	686,977	39.37%
地方都市	185,785	25.90%	417,410	58.19%	40,068	4.48%	531,542	36.69%
周辺等市町村	25,938	14.30%	100,610	55.47%	7,770	38.56%	181,373	12.68%
政令市通勤圏外	178,651	19.32%	504,493	54.59%	504,493	54.59%	745,487	42.77%
地方都市	154,516	25.05%	306,042	49.60%	156,093	25.31%	462,135	26.51%
周辺等市町村	24,135	7.84%	198,451	64.50%	18,348	8.94%	283,352	16.25%
総計(転入)	2,421,691	100.0%	1,294,799	100.0%	448,168	100.0%	1,742,967	100.0%
総計(転入)	344,090	239,600	247,476	487,076	831,166	831,166	831,166	4,995,814
総計(転入)	2,765,771	1,534,399	695,654	2,230,043	2,230,043	2,230,043	2,230,043	4,995,814

(注1) 住民基本台帳人口移動報告の参考表に基づき、本省が作成した移動先と移動元が同一市町村又は現在市町村別移動先と移動元が同一市町村又は「その他の市町村」又は「その他」という形で市町村名が記載されているもの、これらは本結果報告書の区分(大都市圏、地方圏(地方都市、周辺等市町村))になじり整理することが困難である、このため、移動先と移動元の階層が異なるもの区分して移動先と移動元が同一市町村として集計している。

(注2) 本表は、表1-(1)-⑤- i の移動先を通勤圏別に区別せず集計したものである。

表1-(1)-⑤-iii 人口移動の状況(政令市通勤圏)

(単位:千人)

政令市通勤圏への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

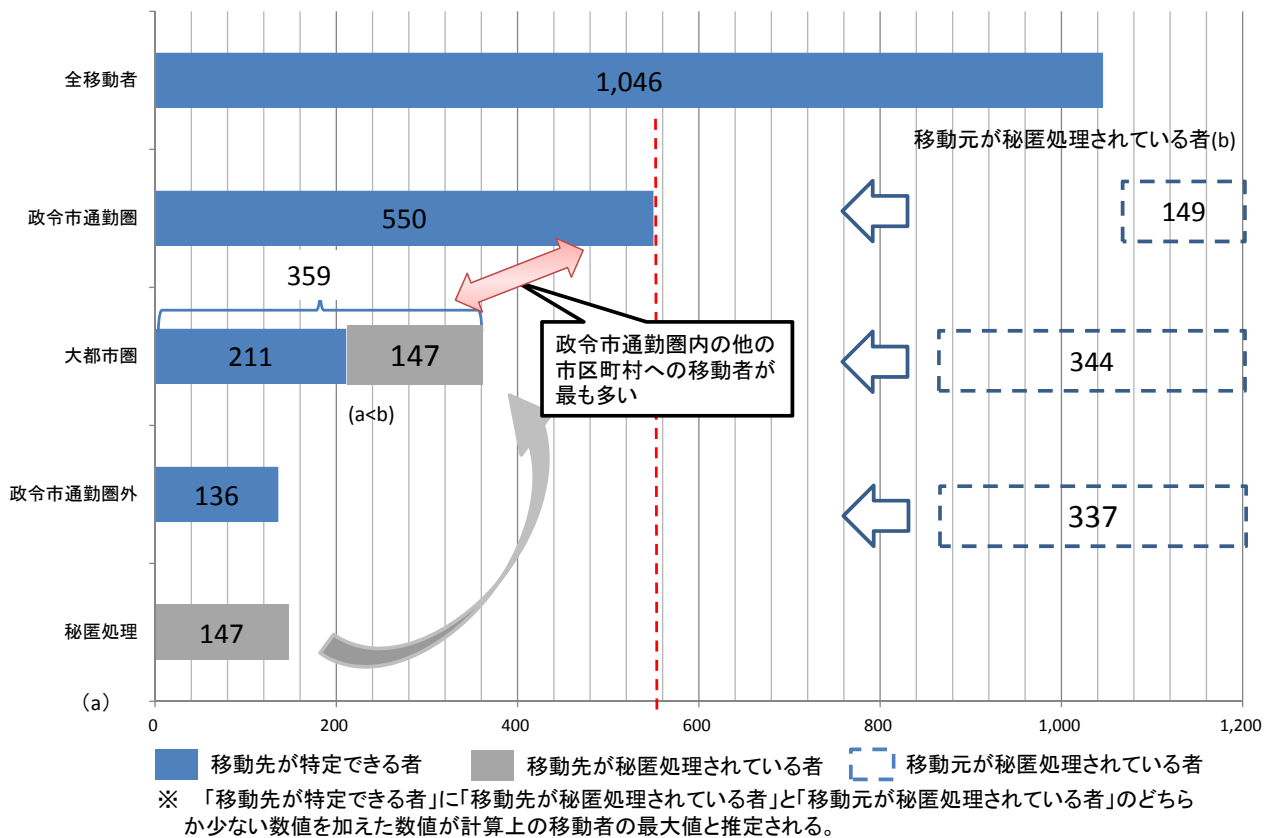


表1-(1)-⑤-iv 人口移動の状況(政令市通勤圏内の地方都市)

(単位:千人)

地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

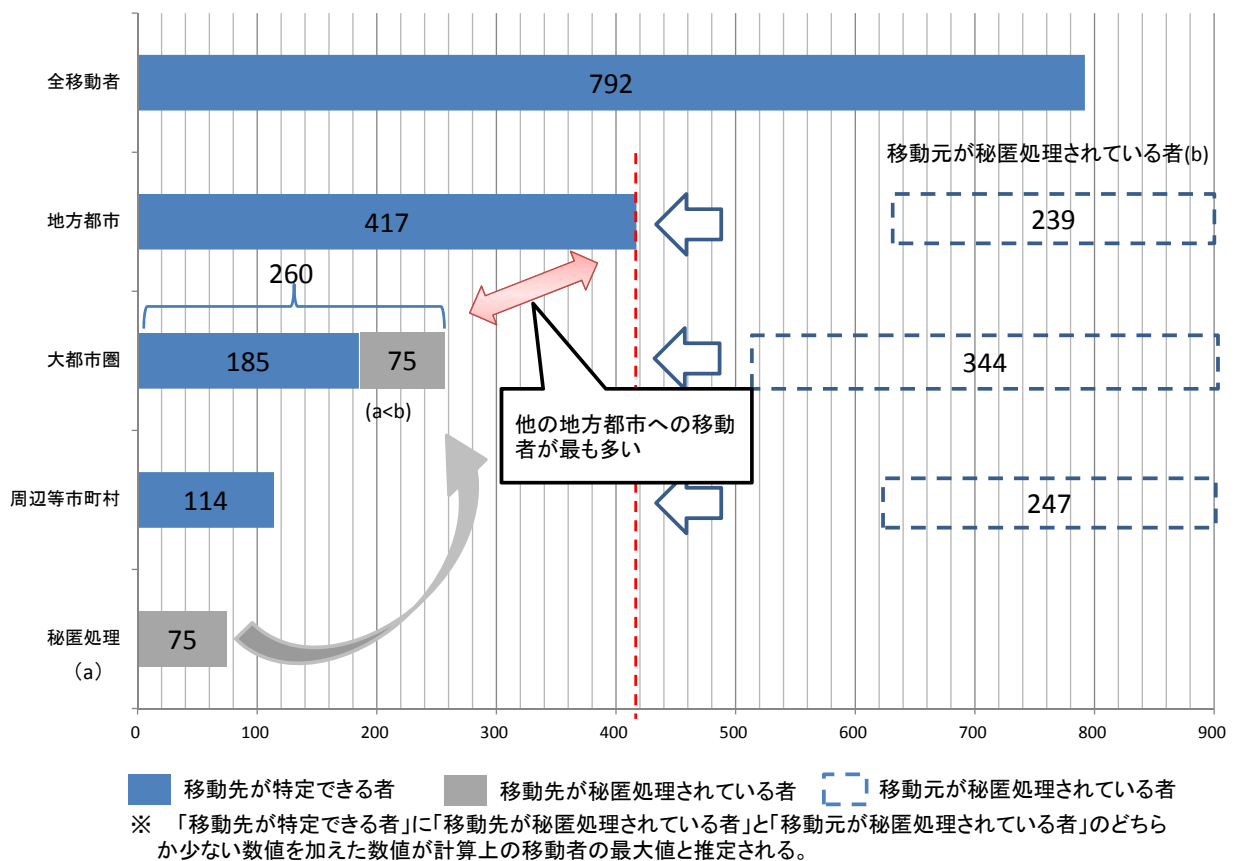


表1-(1)-⑤-v 人口移動の状況(政令市通勤圏内の地方都市)

政令市通勤圏内の地方都市への移動者数と政令市通勤圏外の地方都市への移動者数の比較 (単位:千人)

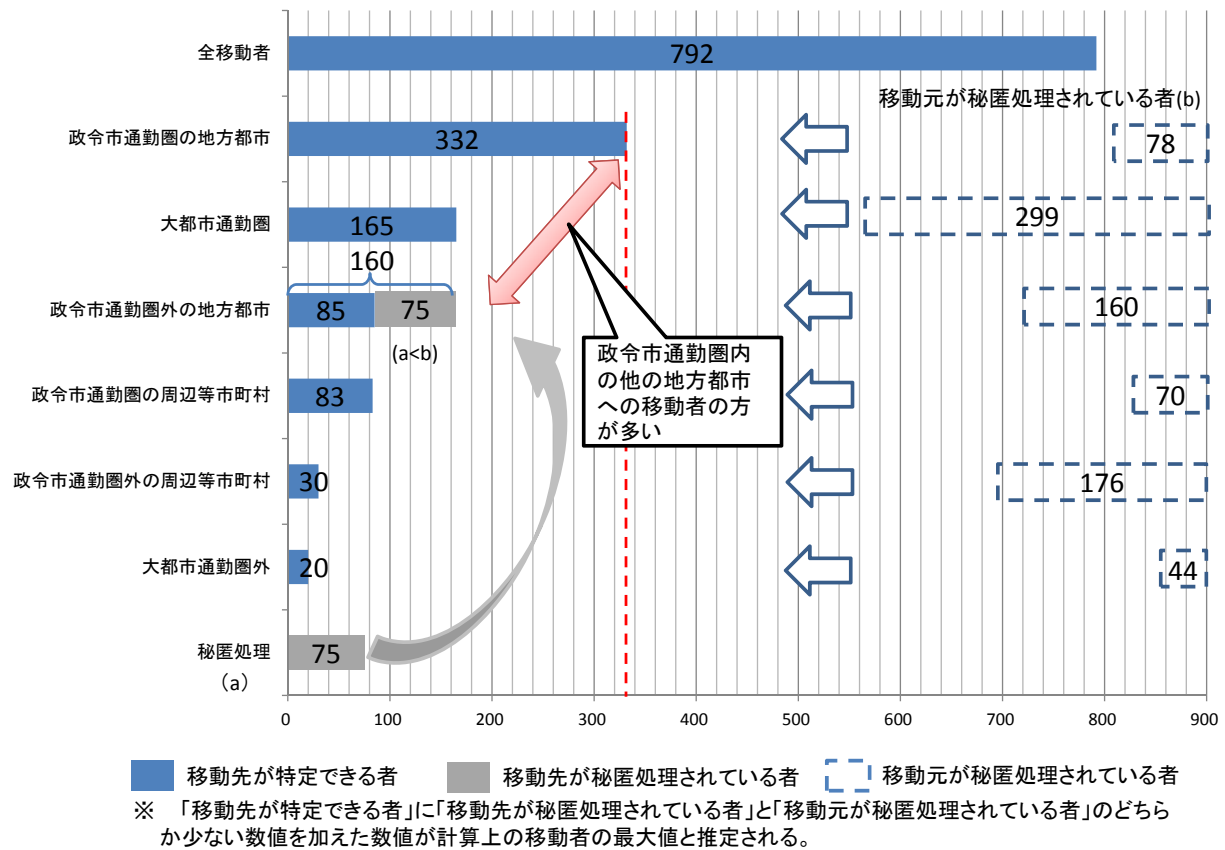


表1-(1)-⑤-vi 人口移動の状況(政令市通勤圏内の周辺等市町村)

地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較 (単位:千人)

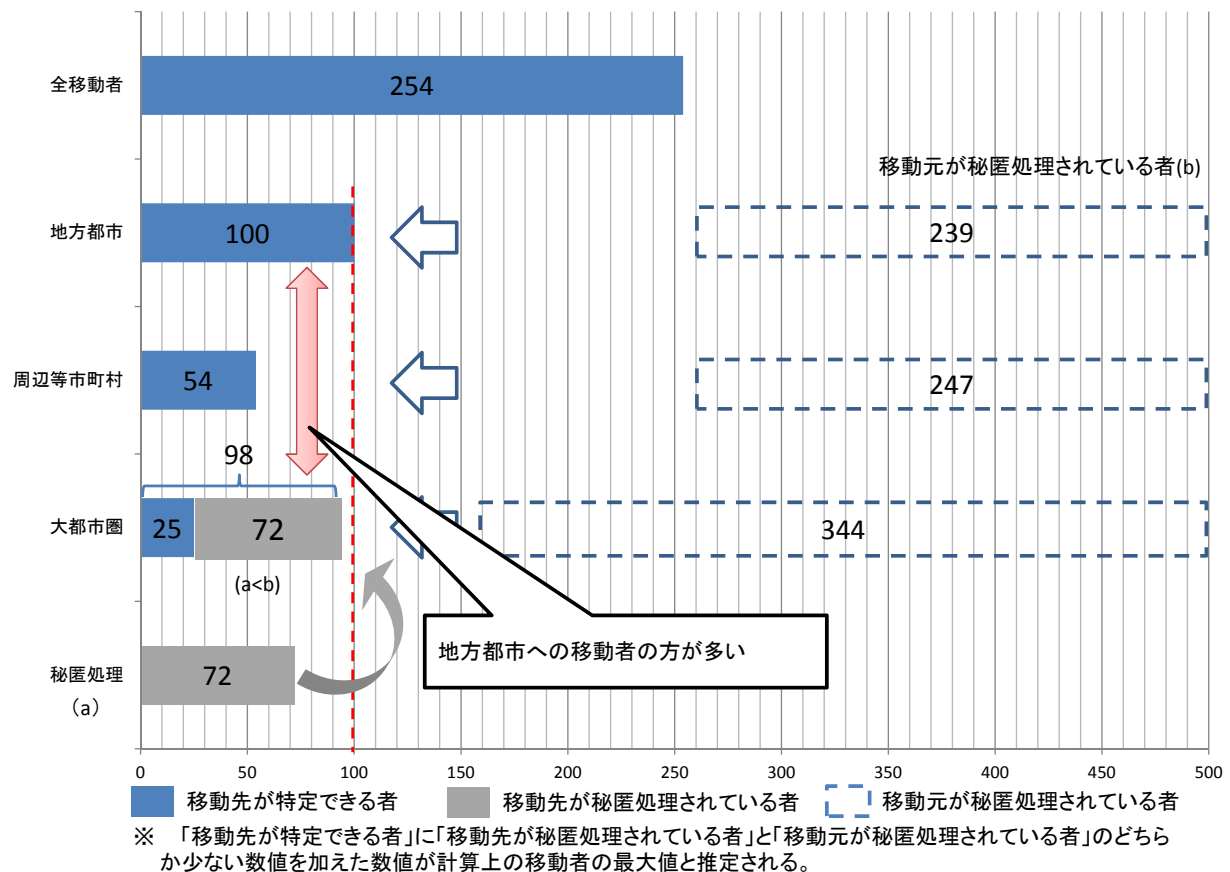


表1-1)-⑤-vii 人口移動の状況(大都市通勤圏)

(単位:千人)

大都市通勤圏への移動者数と政令市通勤圏への移動者数の比較

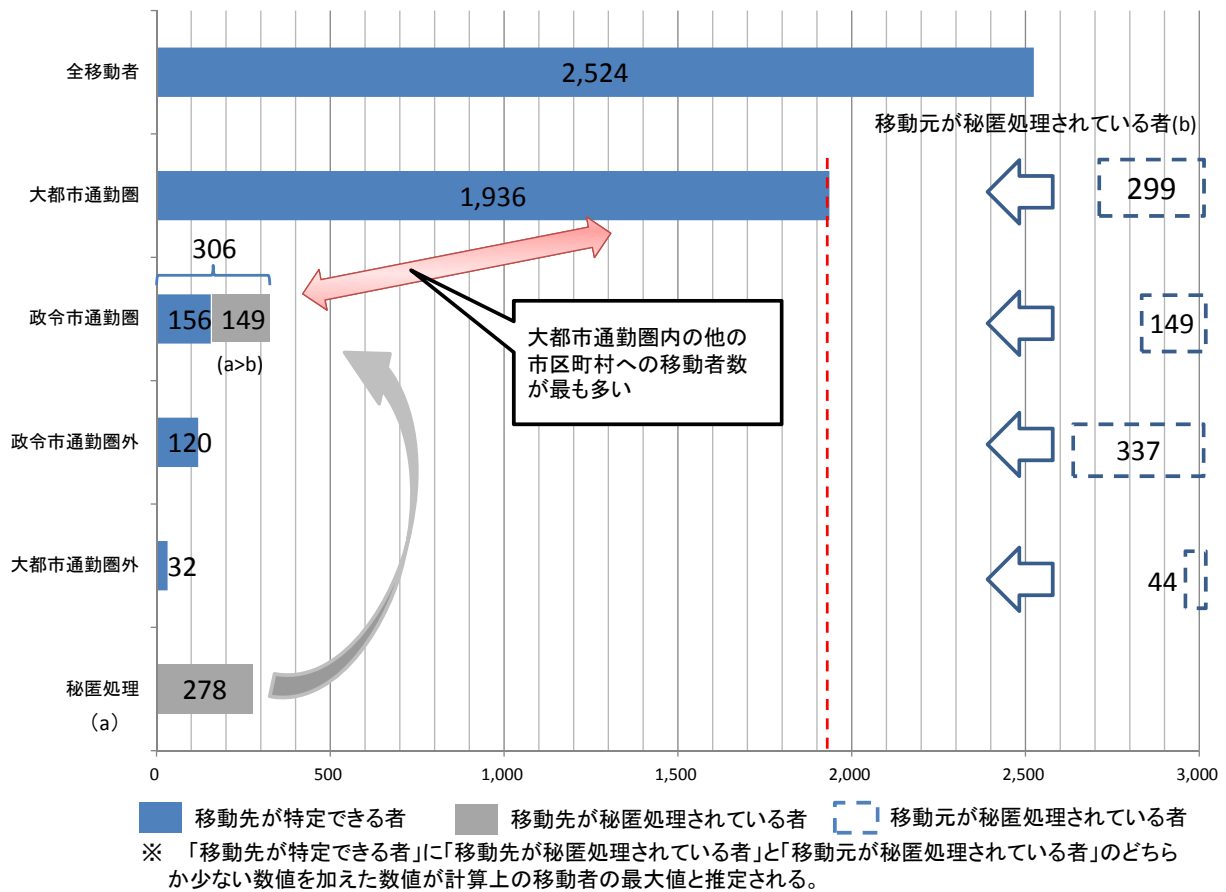


表1-1)-⑤-viii 人口移動の状況(政令市通勤圏外)

(単位:千人)

政令市通勤圏外への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

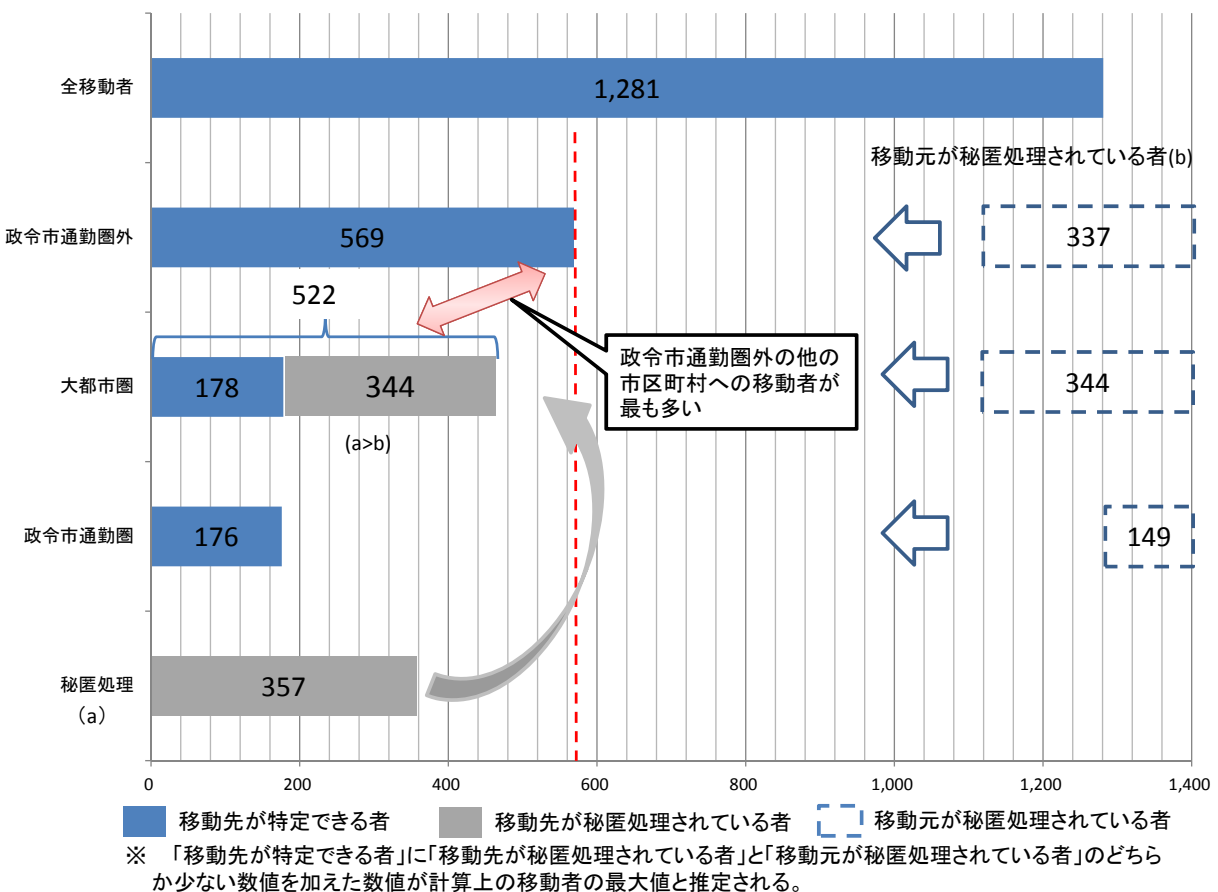


表1-(1)-⑤-ix 人口移動の状況(政令市通勤圏外の地方都市)

(単位:千人)

地方都市への移動者数と周辺等市町村、大都市圏への移動者数の比較

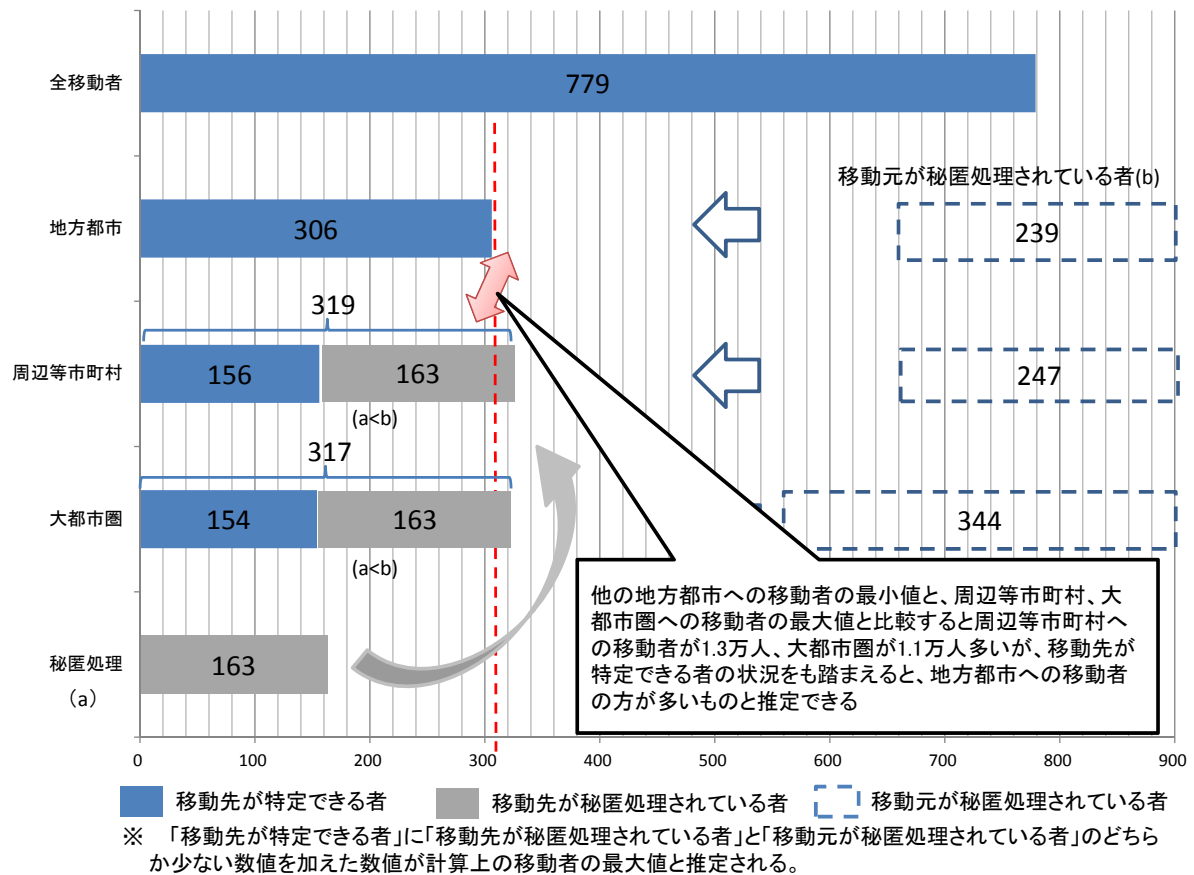


表1-(1)-⑤-x 人口移動の状況(政令市通勤圏外の地方都市)

政令市通勤圏外の地方都市への移動者数と政令市通勤圏内の地方都市への移動者数の比較 (単位:千人)

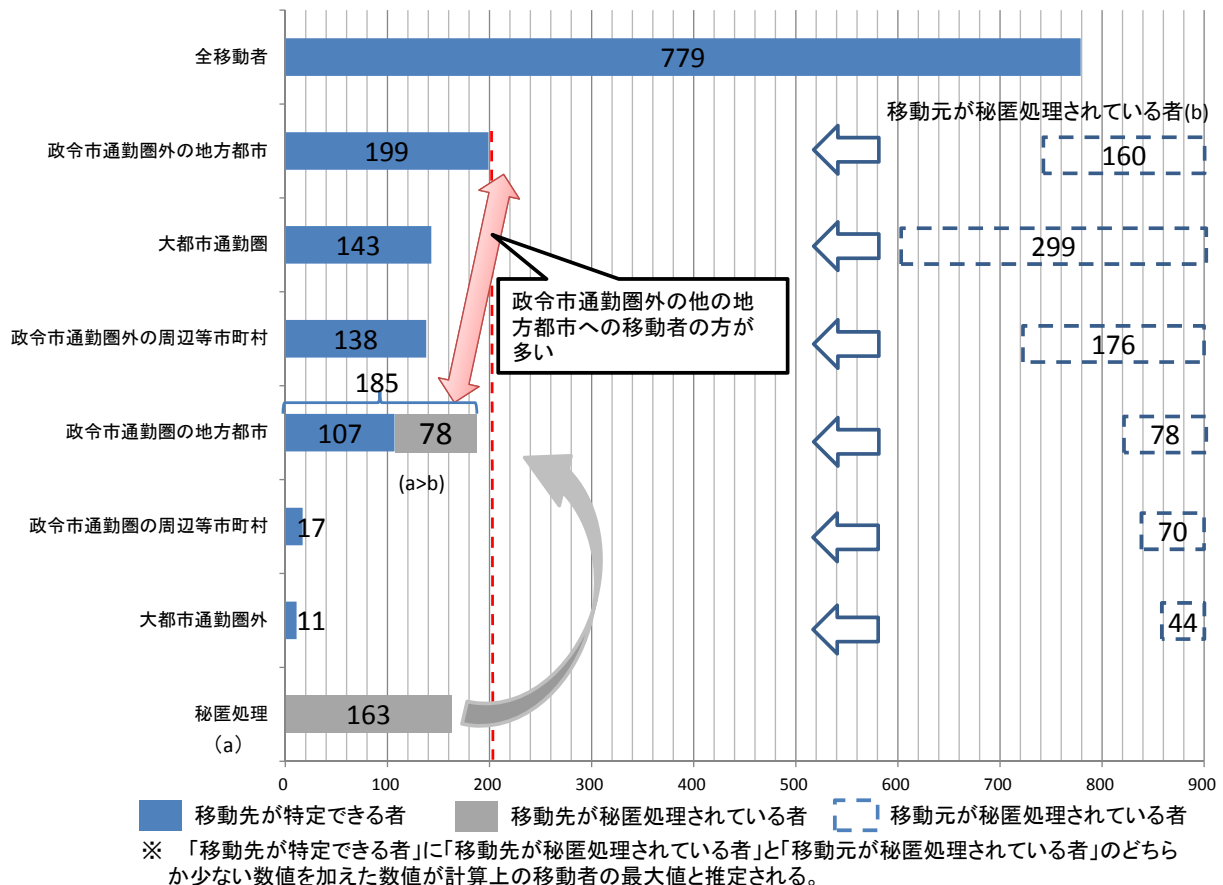


表1-(1)-⑤-xi 人口移動の状況(政令市通勤圏外の周辺等市町村)

(単位:千人)

地方都市への移動者数と大都市圏への移動者数の比較

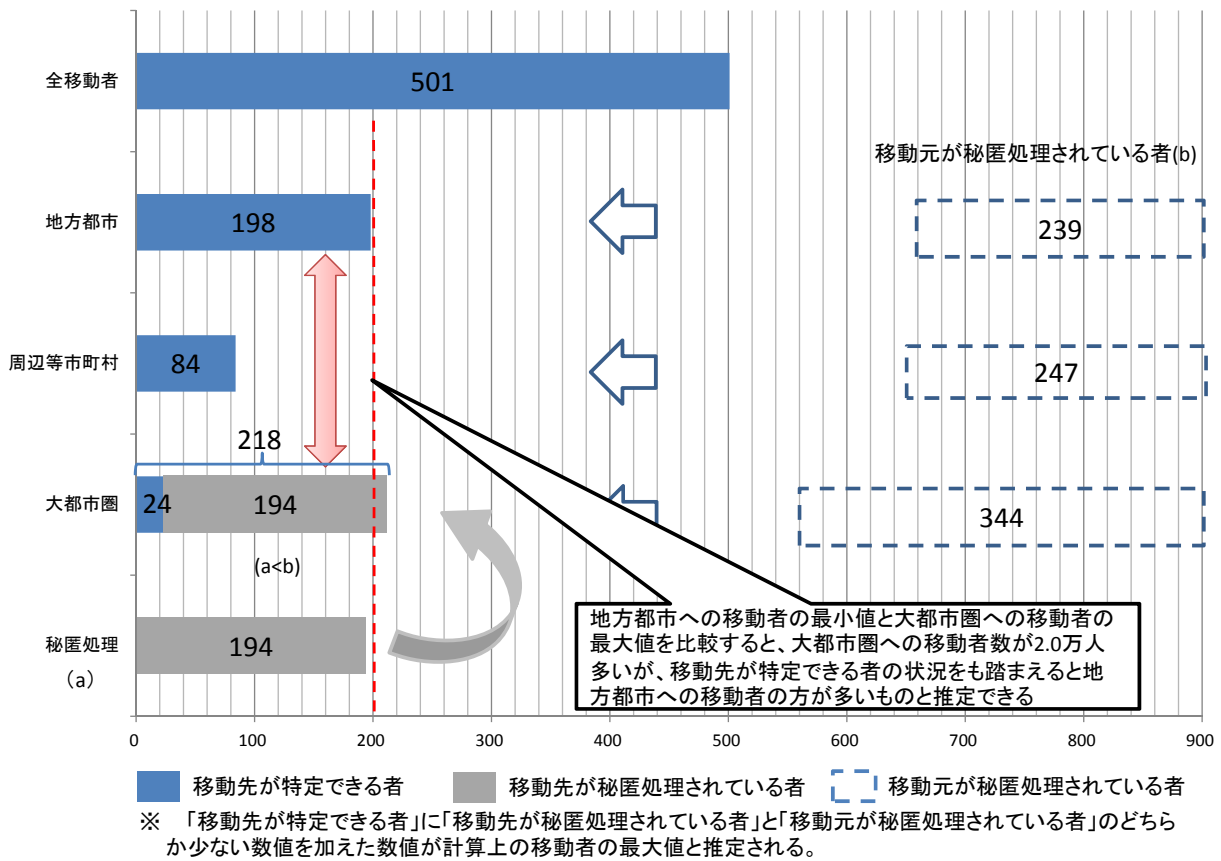


表1-(1)-⑤-xii 人口移動の状況(大都市通勤圏外)

(単位:千人)

大都市通勤圏への移動者数と政令市通勤圏への移動者数の比較

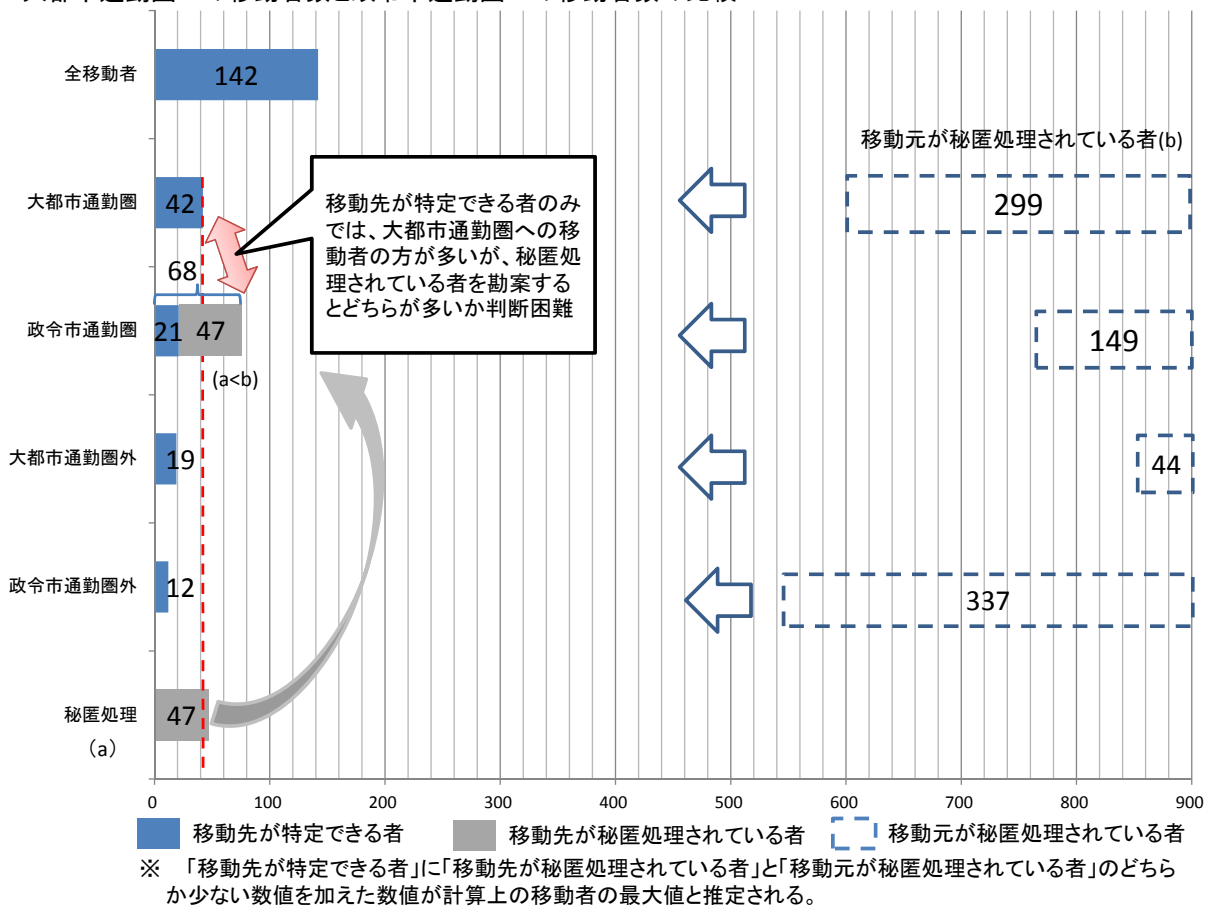


表1-(1)-⑤-xiii 人口移動の状況(大都市通勤圏)

(単位:千人)

地方都市への移動者数と周辺等市町村への移動者数の比較

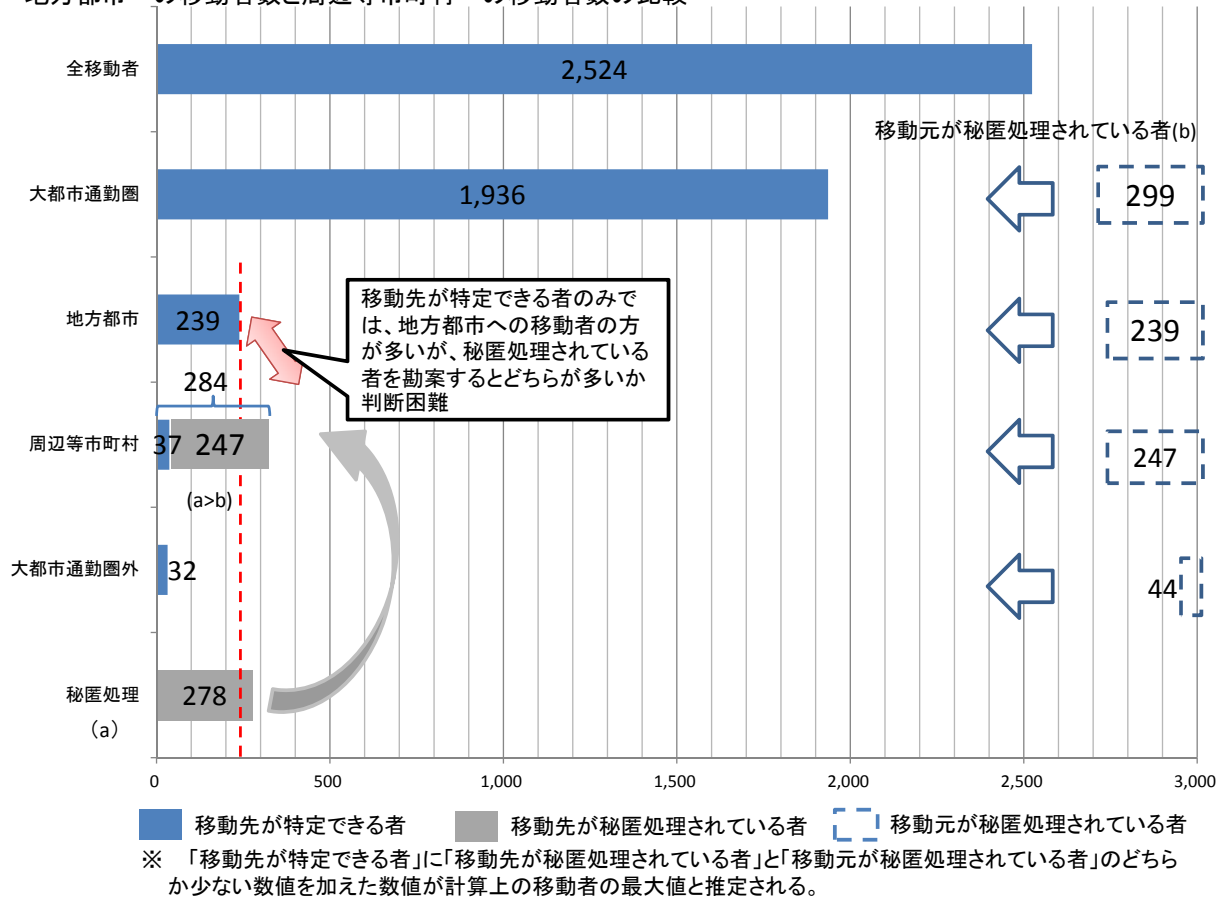


表1-(1)-⑤-xiv 人口移動の状況(大都市通勤圏外)

(単位:千人)

地方都市への移動者数と周辺等市町村への移動者数の比較

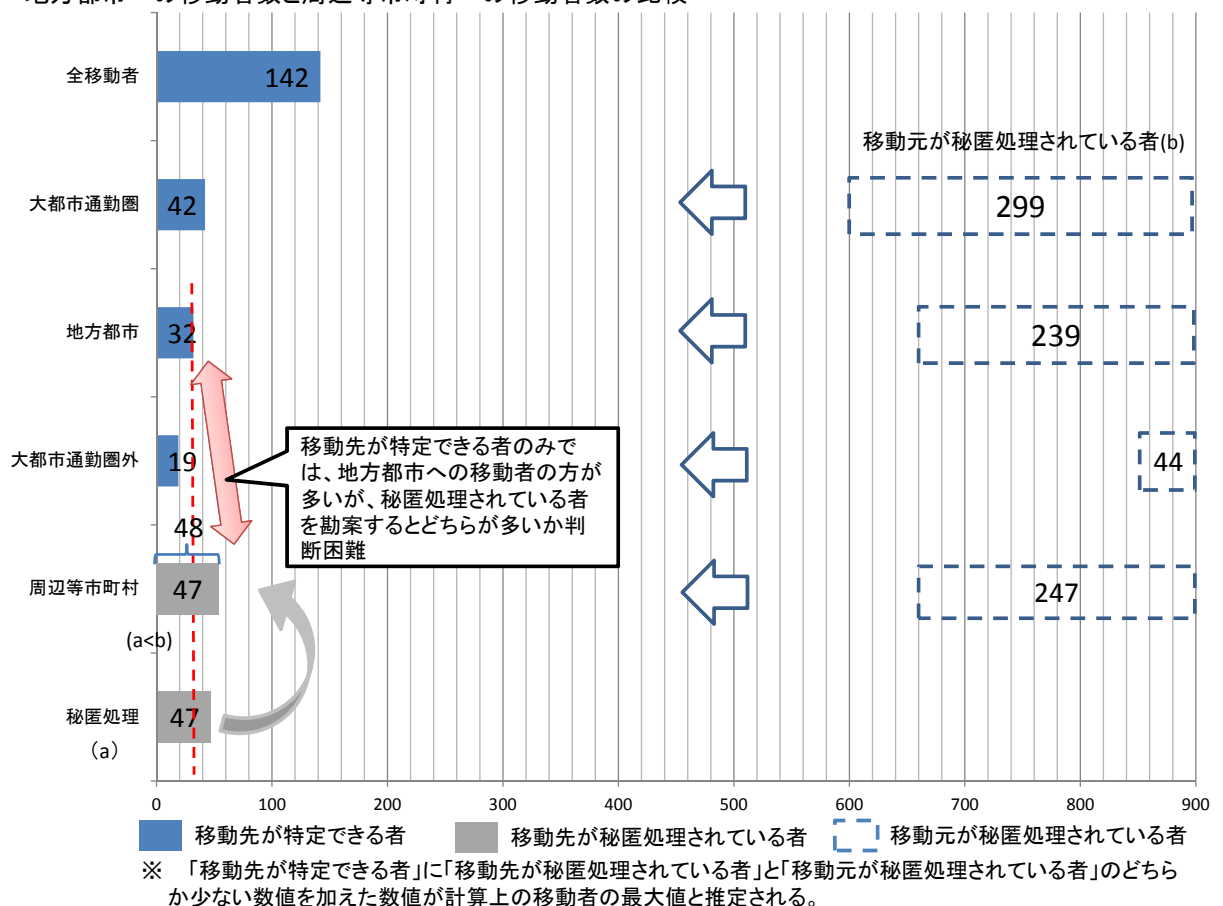
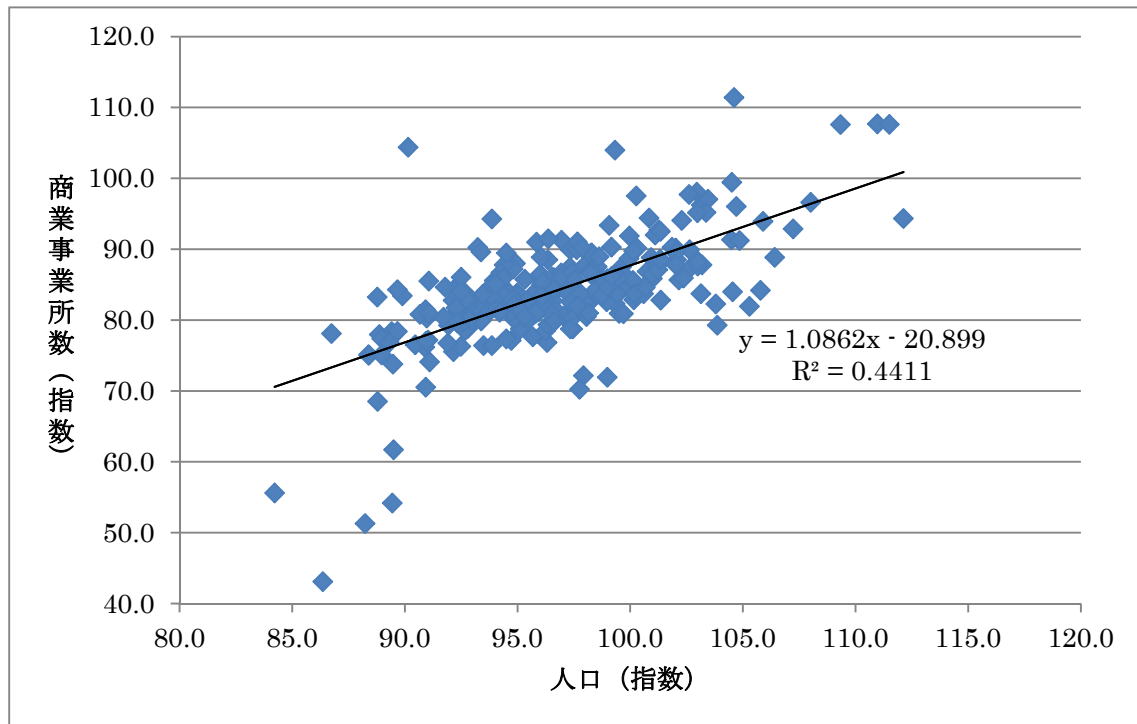


表 1-(2)-① 人口指標と経済指標の相関関係

表 1-(2)-①-i 商業（卸売業・小売業）の事業所数と人口の相関分析

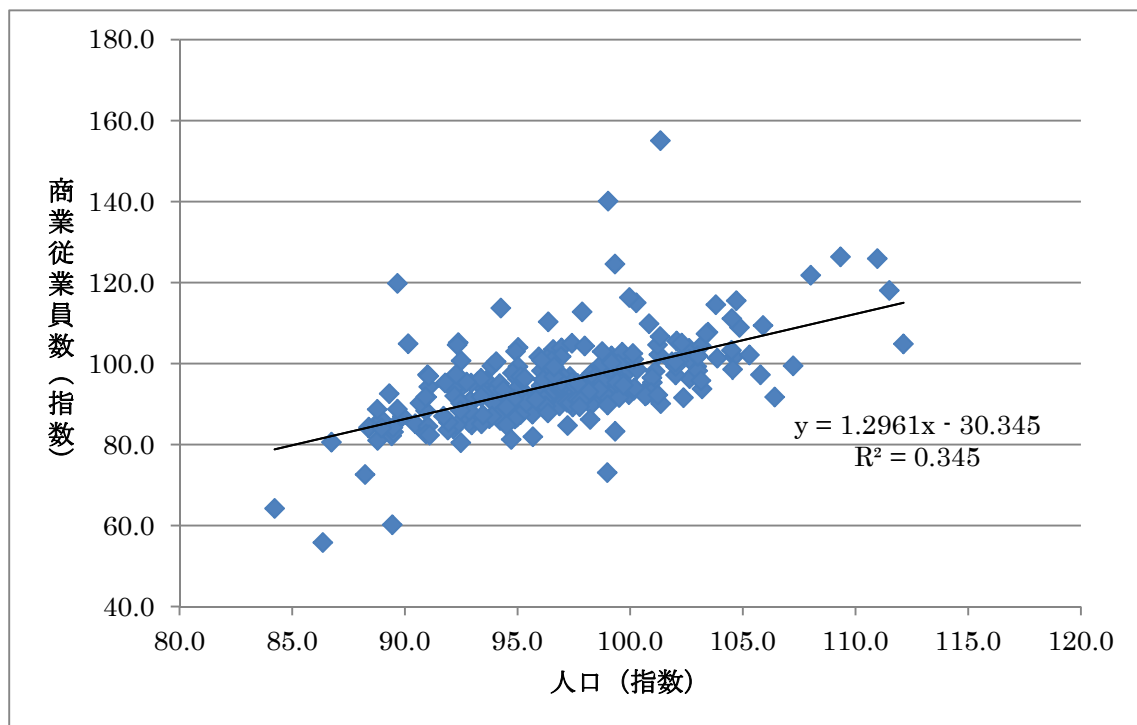
○ 相関係数 0.664165



- (注) 1 「住民基本台帳調査」(総務省自治行政局)、「商業統計調査」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」(総務省統計局)に基づき、当省が作成した。
- 2 本表は、当省が調査した 262 地方都市における人口と商業（卸売業、小売業）事業所数の分布を表したものである。
- 3 「人口 (指数)」は、「住民基本台帳調査」の平成 16 年 3 月 31 日の数値を 100 とした場合の 24 年 3 月 31 日の数値である。
- 4 「商業事務所数 (指数)」は、平成 16 年の「商業統計調査」の数値を 100 とした場合の 24 年の「経済センサス-活動調査」の数値である。

表 1-(2)-①-ii 商業（卸売業・小売業）従業員数と人口の相関分析

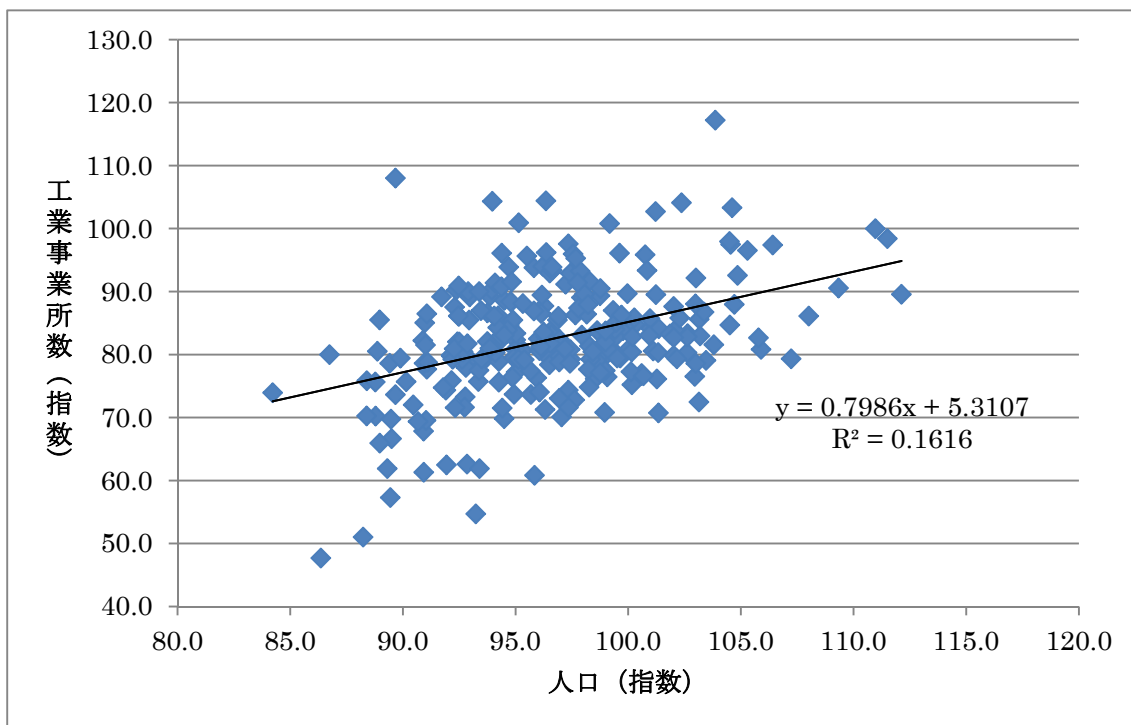
○ 相関係数 0.587335



- (注) 1 「住民基本台帳調査」(総務省自治行政局)、「商業統計調査」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」(総務省統計局)に基づき、当省が作成した。
- 2 本表は、当省が調査を行った 262 地方都市における人口と商業（卸売業、小売業）の従業員数の分布を表したものである。
- 3 「人口 (指数)」は、「住民基本台帳調査」の平成 16 年 3 月 31 日の数値を 100 とした場合の 24 年 3 月 31 日の数値である。
- 4 「商業従業員数 (指数)」は、平成 16 年の「商業統計調査」の数値を 100 とした場合の 24 年の「経済センサス-活動調査」の数値である。

表 1-(2)-①-iii 工業（製造業）の事業所数と人口の相関分析

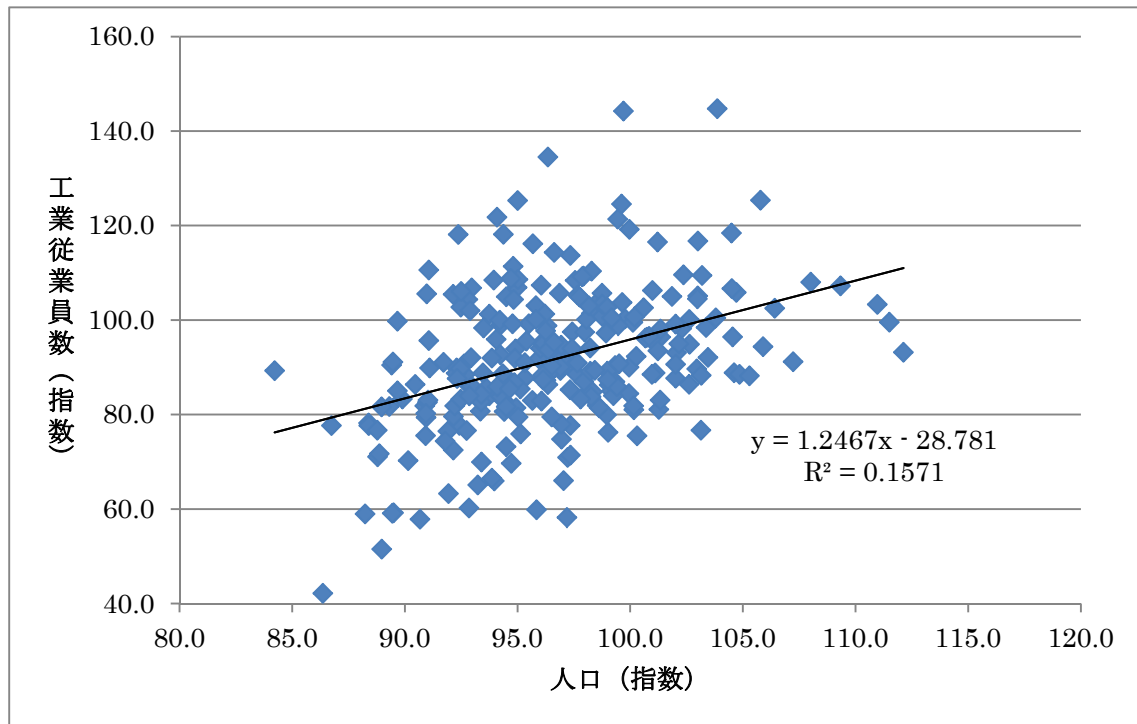
○ 相関係数 0.402008



- (注) 1 「住民基本台帳査」(総務省自治行政局)及び「工業統計調査」(経済産業省)に基づき、当省が作成した。
 2 本表は、当省が調査を行った 262 地方都市における人口と工業（製造業）の事業所数の分布を表したものである。
 3 「人口(指数)」は、「住民基本台帳調査」の平成 16 年 3 月 31 日の数値を 100 とした場合の 24 年 3 月 31 日の数値である。
 4 「工業事業所数(指数)」は、平成 16 年の「工業統計調査」の数値を 100 とした場合の 24 年の「工業統計調査」の数値である。

表 1-(2)-①-iv 工業（製造業）の従業員数と人口の相関分析

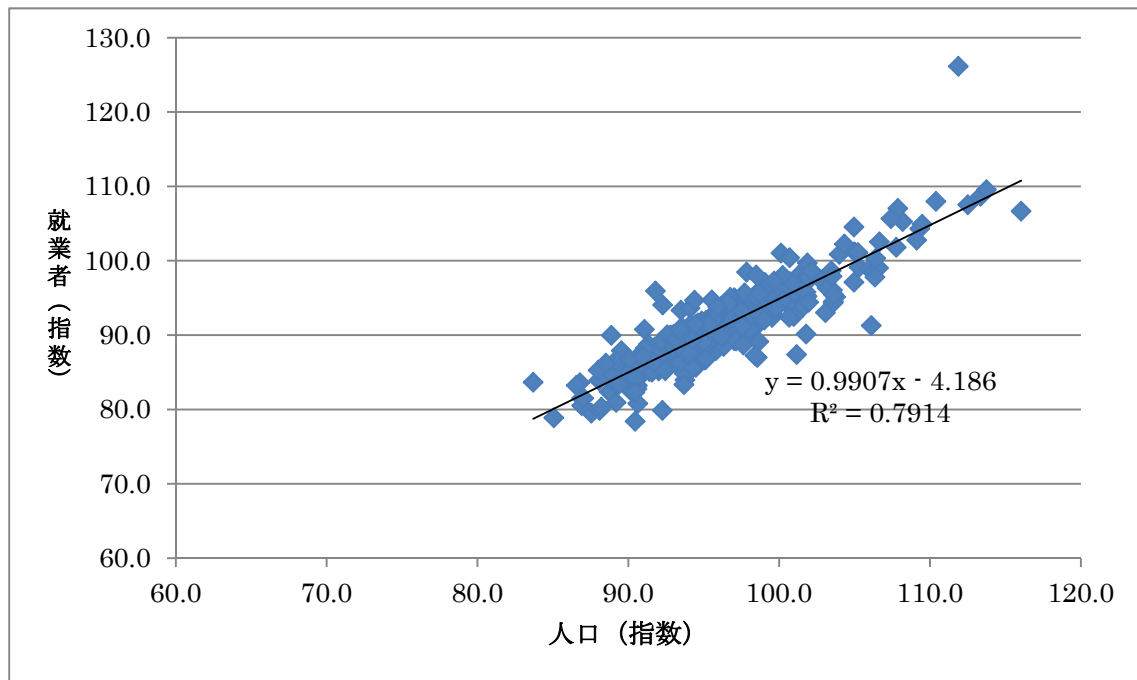
○ 相関係数 0.39641



- (注) 1 「住民基本台帳調査」(総務省自治行政局)及び「工業統計調査」(経済産業省)に基づき、当省が作成した。
- 2 本表は、当省が調査を行った262地方都市における人口と工業(製造業)の従業員数の分布を表したものである。
- 3 「人口(指数)」は、「住民基本台帳調査」の平成16年3月31日の数値を100とした場合の24年3月31日の数値である。
- 4 「工業従業員数(指数)」は、平成16年の「工業統計調査」の数値を100とした場合の24年の「工業統計調査」の数値である。

表 1-(2)-①-v 就業者数と人口の相関分析

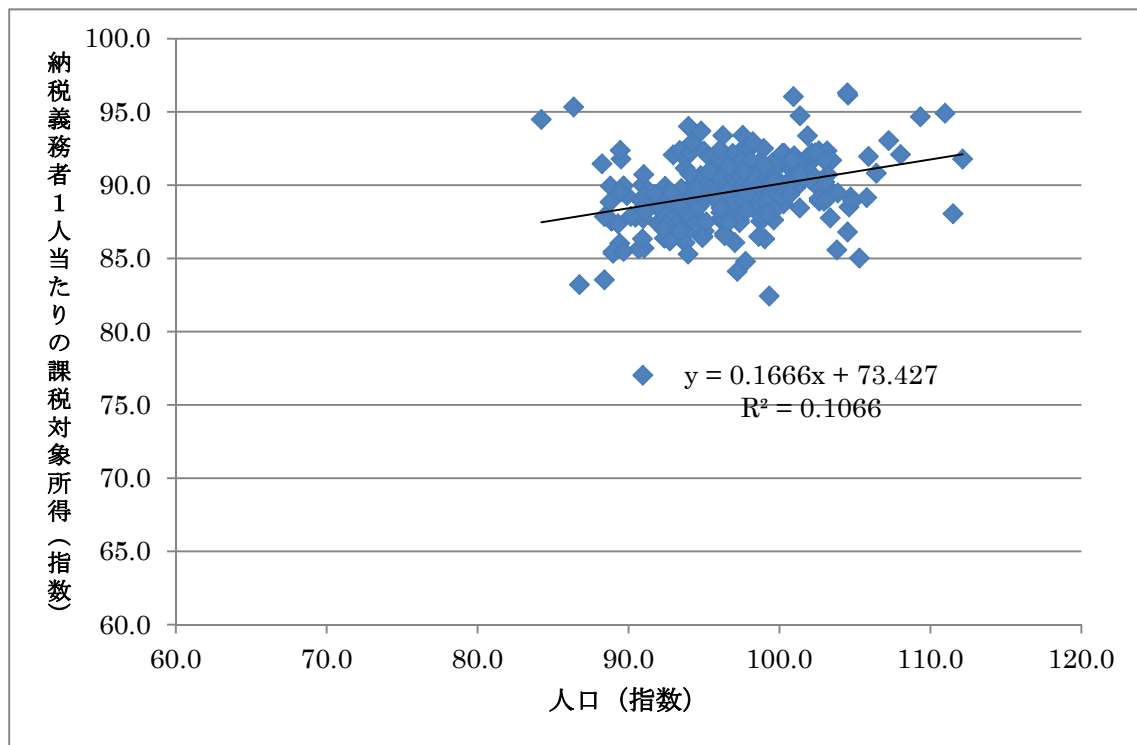
○ 相関係数 0.889584



- (注) 1 「国勢調査」(総務省統計局)に基づき、当省が作成した。
 2 本表は、当省が調査を行った地方都市 262 市における人口と就業者数の分布を表したものである。
 3 「人口 (指数)」は、国勢調査の平成 12 年の数値を 100 とした場合の 22 年の数値である。
 4 「就業者数 (指数)」は、国勢調査の「常住地による 15 歳以上の就業者」の平成 12 年の数値を 100 とした場合の平成 22 年の数値である。なお、22 年 10 月 1 日に実施された「国勢調査調査票」には、「仕事とは、収入を伴う仕事をいい、自家営業 (農業や店の仕事など) の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます」と記載されている。

表 1-(2)-①-vi 納税義務者 1 人当たりの課税対象所得と人口の相関分析

○ 相関係数 0.326514



- (注) 1 「住民基本台帳調査」(総務省自治行政局)及び「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)に基づき、当省が作成した。
- 2 本表は、当省が調査を行った地方都市 262 市における人口と納税義務者 1 人当たりの市町村税課税対象所得の分布を表したものである。なお、「納税義務者 1 人当たりの課税対象所得」は、課税対象所得を同年の納税義務者数で除したものである。
- 3 「人口 (指数)」は、「住民基本台帳調査」の平成 16 年 3 月 31 日の数値を 100 とした場合の 24 年 3 月 31 日の数値である。
- 4 本表の「納税義務者 1 人当たりの課税対象所得 (指数)」は、「市町村税課税状況等の調」の平成 16 年度の数値を 100 とした場合の 24 年度の数値である。

表 1-(2)-② 書面調査（様式）

1 主たる産業

貴市における従業地による産業別就業者割合（平成 22 年）は別添資料の調査表 1-2 の⑦のとおりです。

貴市の主たる産業（必ずしも就業者が多い産業である必要はなく、例えば「漁業のまち」、「観光のまち」など、市の行政を進める上で最も重要ととらえている産業で構いません）として最も当てはまるもの 1 つに○を付してください。また、その産業を主たる産業ととらえる特徴的な生産品・地域ブランド品、企業・事業所名、観光資源などがあれば、枠内に記載してください。

ア 農業		オ 商業	
イ 林業		カ 観光業	
ウ 漁業		キ その他	
エ 製造業		ク 分からない	

（注）貴市の主たる産業が選択肢ア～カに該当するものがない場合には、選択肢「キ その他」の回答欄に記載してください。

＜主たる産業をとらえる特徴的な生産品・地域ブランド品、企業・事業所名、観光資源など＞

.....

2 人口の推移

（1）貴市における人口の推移は別添資料の調査表 1-2 の①のとおりです。

貴市の平成 16 年と平成 24 年の人口を比較して、人口が社会増加又は社会減少（転入数－転出数）した要因としてどのようなものが考えられますか。該当するものに○（複数ある場合には最も影響したと考えられる要因に◎）を付し、その具体的な内容を枠内に記載してください。

ア 事業所の進出・撤退、地場産業の業績変化など「しごと」の影響	
＜内容＞	
イ 子育て・教育・医療・福祉など「ひと」に対するサービスの影響	
＜内容＞	
ウ 交通網・住宅・公園など「まち」づくりの影響	
＜内容＞	
エ 災害の影響	
＜内容＞	
オ その他	
＜内容＞	
カ 分からない	

(2) 日本全体の人口は、調査表 1-1 のとおり、平成 16 年から 0.1% の微減となっています。

貴市の人口の増加又は維持(減少の抑制)に寄与したと考えられる貴市の施策・事業はありますか。ある場合には、その具体的な内容と効果を、さらに国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください(施策・事業が多数ある場合には、それぞれの項目(ア～エ)においてより効果が高いと考えられるものを3つまで)。ない場合には、「オ なし」の枠内に○を付してください。

なお、中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画に基づく施策・事業については下記(3)でお聞きしますので、ここでは記載する必要はありません。

ア 事業所誘致、起業支援、職業訓練など「しごと」に関する施策・事業

施策・事業名の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

イ 子育て・教育・医療・福祉サービスの充実など「ひと」に関する施策・事業

施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

ウ 交通網・住宅・公園の整備など「まち」に関する施策・事業

施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

エ その他

施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

オ なし

(3) 中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画を作成した市に伺います。

貴市の人口の増加又は維持(減少の抑制)に寄与したと考えられる施策・事業で、上記4計画のいずれかに基づいて実施したものはありますか。ある場合には、計画名、具体的な施策・事業の内容と効果を、国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください(施策・事業が多数ある場合には、それぞれの項目(ア～エ)においてより効果が高いと考えられるものを3つまで)。ない場合には、「オ なし」の枠内に○を付してください。

ア 事業所誘致、起業支援、職業訓練など「しごと」に関する施策・事業

計画名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

イ 子育て・教育・医療・福祉サービスの充実など「ひと」に関する施策・事業

計画名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

ウ 交通網・住宅・公園の整備など「まち」に関する施策・事業

計画名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

エ その他

計画名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

オ なし

3 就業者数の推移

(1) 貴市における就業者数の推移は別添資料の調査表1-2の④のとおりです。

貴市の平成12年と平成22年とを比較して就業者数が増加又は減少した要因としてどのようなものが考えられますか。該当するものに○（複数ある場合には最も影響したと考えられる要因に◎）を付し、可能であれば、その具体的な内容を枠内に記載してください。

ア 企業・事業所の進出・撤退	
<内容>	
イ 起業の増加・減少	
<内容>	
ウ 担い手・後継者の充足・不足	
<内容>	
エ 繁華街・商店街の繁栄・衰退	
<内容>	
オ 特産品・地域ブランド品などの地域資源の存在・不在	

<内容>	
カ 定住人口・観光客などの顧客の増加・減少	
<内容>	
キ 災害の影響	
<内容>	
ク 景気の影響	
<内容>	
ケ その他	
<内容>	
コ 分からない	

(2) 日本全体の就業者数は、調査表1-1のとおり、平成12年から約5%程度減少しています。

貴市の就業者数の増加又は維持（減少の抑制）に寄与したと考えられる貴市の施策・事業はありますか。ある場合には、その具体的な内容と効果を、さらに国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください（施策・事業が多数ある場合には、より効果が高いと考えられるものを3つまで）。ない場合には、「施策・事業の具体的な内容」欄に「なし」と記載してください。

なお、中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画に基づく施策・事業については下記（3）でお聞きしますので、ここでは記載する必要はありません。

施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

(3) 中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画を作成した市に伺います。

貴市の就業者数の増加又は維持（減少の抑制）に寄与したと考えられる施策・事業で、上記計画4計画のいずれかに基づいて実施したものはありますか。ある場合には、計画名、具体的な施策・事業の内容と効果を、国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください。（施策・事業が多数ある場合には、より効果が高いと考えられるものを3つまで）。ない場合には、「計画名」欄に「なし」と記載してください。

計画名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

4 その他の指標の推移

(1) 人口、就業者数以外の指標（例えば商業年間販売額、製造品出荷額、空き店舗数、観光入込客数な

ど)について、日本全体の推移(調査表1-1)との比較を踏まえ、貴市における施策・事業が指標の増加又は維持(減少の抑制)※に寄与したと考えられる施策・事業はありますか。ある場合には、指標、施策・事業の具体的な内容と効果を、国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください(施策・事業が多数ある場合には、より効果が高いと考えられるものを3つまで)。ない場合には、「施策・事業の具体的な内容」欄に「なし」と記載してください。

なお、中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画に基づく施策・事業については下記(2)でお聞きしますので、ここでは記載する必要はありません。

※ 空き店舗数については減少又は増加の抑制

指標名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

(2) 中心市街地活性化基本計画、地域再生計画、都市再生整備計画又は構造改革特別区域計画を作成した市に伺います。

人口、就業者数以外の指標(例えば商業年間販売額、製造品出荷額、空き店舗数、観光入込客数など)の増加又は維持(減少の抑制)※に寄与したと考えられる施策・事業で、上記4計画のいずれかに基づいて実施したものはありますか。ある場合には、計画名、指標名、施策・事業の具体的な内容と効果を、国の支援施策を活用している場合にはその施策名を記載してください(施策・事業が多数ある場合には、より効果が高いと考えられるものを3つまで)。ない場合には、「計画名」欄に「なし」と記載してください。

※ 空き店舗数については減少又は増加の抑制

計画名	指標名	施策・事業の具体的な内容	施策の効果	国の支援施策

5 地域活性化の取組

貴市において地域活性化のため現在実施中又は今後実施予定の施策・事業はありますか。該当するものに○を付し、その具体的な内容を枠内欄に記載してください。

また、当該施策・事業を実施するに当たり、国の支援施策への改善意見等、国に対する意見・要望があれば記載してください。特定の施策・事業と関連のない全般的な意見・要望などは、「全般的な意見・要望」欄に記載してください。

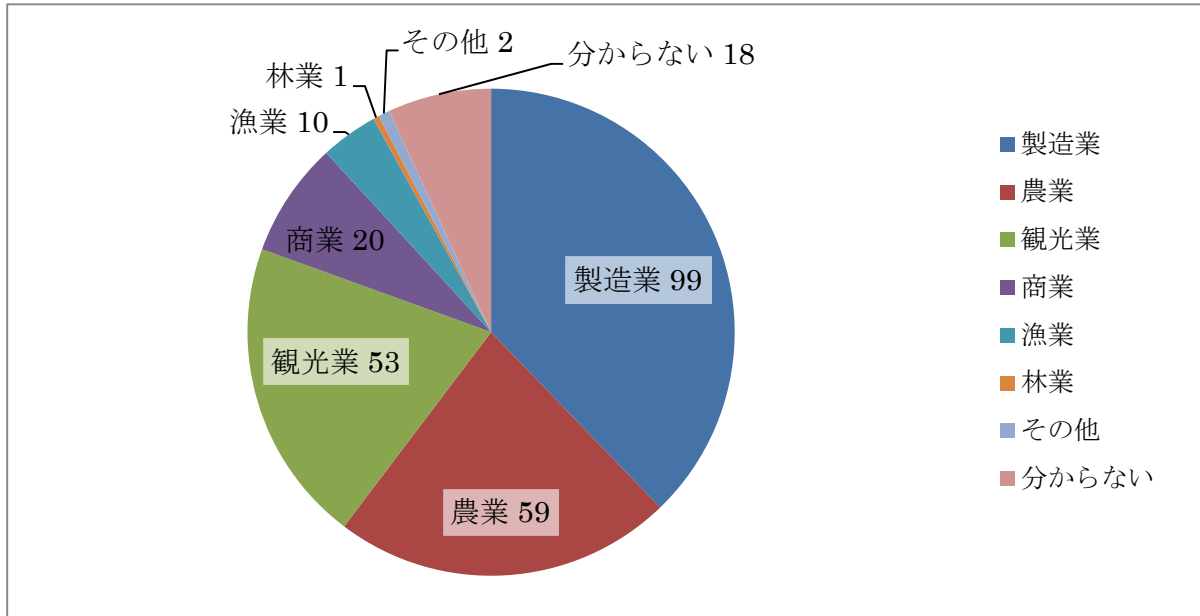
ア 事業所誘致、起業支援、職業訓練など「しごと」に関する施策・事業	
<内容>	
<意見・要望>	

イ 子育て・教育・医療・福祉サービスの充実など「ひと」に関する施策・事業	
<内容>	
<意見・要望>	
ウ 交通網・住宅・公園の整備など「まち」に関する施策・事業	
<内容>	
<意見・要望>	
エ その他	
<内容>	
<意見・要望>	
オ なし	
<全般的な意見・要望>	

ご回答ありがとうございました。内容を確認する場合がありますので、ご担当者の連絡先を記載してください。

市名		
所属部・課・係等		
氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

【参考】 地方都市の主たる産業



(注) 1 当省の調査結果による。

2 市が、書面調査において、市の主たる産業と認識しているものを上記凡例の選択肢から1つ選択したものである。

なお、1つに絞れないと回答した市は「分からない」に分類している。

表 1-(2)-③ 社会増減の要因

表 1-(2)-③-i 社会増減の要因

類型	回答 (単位: 市) (A)	割合 (A/262 市)
しごとの増減の影響	162	61.8%
ひとに対するサービスの影響	94	35.9%
まちづくりの影響	47	17.9%
災害による影響	26	9.9%
その他の影響	12	4.6%
分からない等	48	18.3%
総回答数	389	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-ii 社会増となっている地方都市における社会増となった要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/60市)
しごとの増減の影響	27	45.0%
まちづくりの影響	27	45.0%
ひとに対するサービスの影響	25	41.7%
災害地からの移住等の影響	4	6.7%
その他の影響	6	10.0%
分からない等	15	25.0%
総回答数	104	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-iii 「しごと」の影響で社会増となっている地方都市における具体的要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/27市)
企業・事業所の進出	17	63.0%
地元企業の業績好調	7	25.9%
景気	1	3.7%
その他	2	7.4%
総回答数	27	

(注) 当省の調査結果による。

1-(2)-③-iv 「まち」の影響で社会増となっている地方都市における具体的要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/27市)
土地区画整理	14	51.9%
居住支援	14	51.9%
交通体系整備	3	11.1%
道路整備	3	11.1%
その他	2	7.4%
総回答数	36	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-v 「ひと」の影響で社会増となっている地方都市における具体的要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/25市)
子育て環境の充実	19	76.0%
医療・福祉の充実	7	28.0%
教育文化の充実	6	24.0%
総回答数	32	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-vi 社会減となっている地方都市における社会減となった要因

類型	回答（単位：市）（A）	割合（A/202市）
しごとの増減の影響	135	66.8%
ひとに対するサービスの影響	69	34.2%
まちづくりの影響	20	9.9%
災害による影響	22	10.9%
その他の影響	6	3.0%
分からない等	33	16.3%
総回答数	285	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-vii 「しごと」の影響で社会減となっている地方都市における具体的要因

類型	回答（単位：市）（A）	割合（A/135市）
企業・事業所の撤退	43	31.9%
雇用のミスマッチ	40	29.6%
地場産業等の衰退	29	21.5%
景気悪化	22	16.3%
担い手・後継者不足	19	14.1%
繁華街・商店街の衰退	10	7.4%
その他	4	3.0%
総回答数	167	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-viii 「ひと」の影響で社会減となっている地方都市における具体的要因

類型	回答（単位：市）（A）	割合（A/69市）
教育文化の不足	60	87.0%
子育て環境の不足	5	7.2%
医療・福祉の不足	3	4.3%
その他	2	2.9%
総回答数	70	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-③-ix 「まち」の影響で社会減となっている地方都市における具体的要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/20市)
交通不便	11	55.0%
近隣市で宅地整備	5	25.0%
地価	4	20.0%
宅地開発の遅れ	1	5.0%
その他	1	5.0%
総回答数	22	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-④ 就業者の増減要因

表 1-(2)-④-i 就業者の増減要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/262市)
企業・事業所の進出・撤退	112	42.7%
担い手・後継者の充足・不足	109	41.6%
景気	88	33.6%
繁華街・商店街の繁栄・衰退	85	32.4%
定住人口・観光客の増加・減少	64	24.4%
起業の増加・減少	10	3.8%
災害	9	3.4%
地域資源の存在・不在	6	2.3%
その他	47	17.9%
不明	30	11.5%
総回答数	560	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-④-ii 就業者増となっている地方都市における就業者増となった要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/22市)
企業・事業所の進出・撤退	15	68.2%
定住人口・観光客の増加・減少	8	36.4%
起業の増加・減少	3	13.6%
景気	2	9.1%
地域資源の存在・不在	2	9.1%
担い手・後継者の充足・不足	1	4.5%
繁華街・商店街の繁栄・衰退	1	4.5%
災害	1	4.5%
その他	1	4.5%
不明	2	9.1%
総回答数	36	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-④-iii 「定住人口・観光客の増加」の影響で就業者増となっている地方都市における具体的要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/8市)
交通網整備	2	25.0%
宅地造成	2	25.0%
その他	4	50.0%
総回答数	8	

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-④-iv 就業者減となっている地方都市における就業者減となった要因

類型	回答 (単位:市) (A)	割合 (A/240市)
担い手・後継者の充足・不足	108	45.0%
企業・事業所の進出・撤退	96	40.0%
景気	86	35.8%
繁華街・商店街の繁栄・衰退	84	35.0%
定住人口・観光客の増加・減少	56	23.3%
災害	8	3.3%
起業の増加・減少	7	2.9%
地域資源の存在・不在	4	1.7%
その他	46	19.2%
不明	28	11.7%
総回答数	523	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(2)-④-v 「景気」の影響で就業者減となっている地方都市における具体的要因

類型	回答（単位：市）（A）	割合（A/86市）
リーマンショックによる影響	31	36.0%
その他景気悪化による影響	55	64.0%
総回答数	86	

（注）当省の調査結果による。

表 1-(2)-④-vi 「繁華街・商店街の衰退」の影響で就業者減となっている地方都市における具体的要因

類型	回答（単位：市）（A）	割合（A/84市）
郊外店出店の影響	14	16.7%
市中心部からの大型店撤退の影響	6	7.1%
市中心部への大型店出店の影響	2	2.4%
その他	62	73.8%
総回答数	84	

（注）当省の調査結果による。

表 1-(3)-① 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画の取組

表 1-(3)-①-i 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画の取組（市が活用した計画）

（単位：市）

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	59	106	68	7	177

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、計画別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-①-ii 「まち」に関する地域活性化 3 計画の取組（市が活用した計画）

（単位：市）

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	16	94	52	0	145

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、計画別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-①-iii 人口の増加・維持に効果のあった「まち」に関する地域活性化 3 計画の施策

(単位：市)

類型	回答数	割合	内容
道路	60	41.4%	道路の整備
公園	56	38.6%	公園の整備 公園のバリアフリー化
土地高度利用	53	36.6%	土地区画整理事業(民間による宅地開発の促進等) 商業や居住等の機能を有する施設等の整備
居住支援	39	26.9%	公営住宅の整備 民間住宅促進のための補助金支給 家賃の補助 住宅取得・改修・耐震診断費用の一部助成 住宅情報の提供 老朽化した建築物の除却 まちなか居住者への生活支援
交通体系整備	16	11.0%	コミュニティバスやデマンドバスの運行 バスの運行社会実験(運行ルートや運賃の見直しにより利用者を増やす実験) バス停の整備 路面電車の環状線化 鉄道の安全運行に係る設備投資・修繕への助成 駅舎の整備 鉄道立体交差の整備
汚水処理	13	9.0%	公共下水道・浄化槽・農業集落排水施設の整備 排水ポンプ・排水路の整備
教育文化	10	6.9%	公民館・市民交流センターの整備 運動施設の整備 図書館の整備
観光開発	8	5.5%	観光施設の整備 歴史的な街並みの保存 地域歴史資産のデジタルアーカイブ構築
その他	17	11.7%	街路灯の設置 野球場の整備 駐車場・駐輪場の整備 公共サインの整備 駅構内のバリアフリー化 市電の軌道敷を芝生緑化

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(145市)で除したものである。

表 1-(3)-①-iv 「しごと」に関する地域活性化 3 計画の取組（市の活用した計画）

(単位：市)

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	37	12	27	5	77

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、計画別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-①-v 人口の増加・維持に効果のあった「しごと」に関する地域活性化 3 計画の施策

(単位：市)

類型	回答数	割合	内容
就労支援・就職促進	33	42.9%	求職者に対する職業訓練・研修
			構造改革特区(情報処理技術者試験に係る特例措置による情報技術に係る人材の育成)
			雇用者を対象にした職場定着を目的としたセミナーの開催
			就職説明会の開催
			求人情報の提供
			就職相談の実施
起業支援・新規商品開発	29	37.7%	構造改革特区(外国人研修生受入れ人数枠の数量規制の緩和)
			起業者への融資、融資のあっせん
			起業のために必要な知識やノウハウに関する研修
			地場産品を活用した新規商品の開発
			空き店舗活用の場合の家賃等を補助
			構造改革特区(酒類製造の数量規制の緩和)
企業誘致	13	16.9%	助言等のサポートを行うための拠点整備
			大規模小売店舗立地法の特例を活用した郊外への大型商業施設の誘致
			市内外に分散している国の出先機関の集約
			工業団地の造成
			空き店舗・空きオフィスへの企業誘致
その他	30	39.0%	一定の要件を満たす企業が新規立地する場合の奨励金の交付
			商業や居住等の機能を有する施設等の整備
			特定施設入居者生活介護施設の整備
			コミュニティFMを活用した情報発信機能や、市内の大学生やNPO等市民団体の活動及び交流機能、商業機能等を備えた施設の整備
			地場産業の振興

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(77市)で除したものである。

表 1-(3)-①-vi 「ひと」に関する地域活性化 3 計画の取組（市の活用した計画）

（単位：市）

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	5	22	33	1	60

（注）1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、計画別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-①-vii 人口の増加・維持に効果のあった「ひと」に関する地域活性化 3 計画の施策

（単位：市）

類型	回答数	割合	内容
子育て支援	35	58.3%	保育料の減免
			子育て支援センターの整備
			保健センター機能・子育て支援機能、福祉機能、医療サービス機能等を集約した総合保健福祉センターの整備
			保育施設の整備
			保育施設を併設した市営住宅の建設
			乳幼児の一時預かり保育
			公立幼稚園での 4 歳児学級
			児童相談所の設置
			子育て相談の実施
			市外から中心市街地に転入する新婚・子育て世帯への家賃補助
			中心市街地において保健師を常駐させた乳児から高齢者までの子育て・健康・介護相談、健康教室等を実施
教育文化	25	41.7%	屋内型遊戯施設の整備
			公民館・市民交流センター等の整備
			芸術文化活動を展開するための展示・発表などができる公益文化施設の整備
			地域交流センター機能と図書館機能を集約した生涯学習施設の整備
			専門学校等の誘致
			総合保健センターと中央図書館を一体施設として整備
			図書館の整備
			美術館の整備
医療・高齢者等福祉	22	36.7%	病院等医療施設の整備
			ホテル併設型医療モールの整備
			高齢者住宅の整備
			介護施設の整備
			高齢者向け介護予防施設の整備
			保健センター機能・子育て支援機能、福祉機能、医療サービス機能等を集約した総合保健福祉センターの整備
			廃校の校舎を福祉作業所へ転用
			地域の障害者支援拠点の整備
			高齢者の交流施設の整備
			空き公共施設を福祉施設へ転用

			総合保健センターと中央図書館を一体施設として整備
			ユニバーサルデザインに配慮した中心市街地の再整備
その他	3	5.0%	公園プレーリーダーの育成
			U・J・Iターンによる定住促進

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(60市)で除したものである。

【参考】 「その他」に関する地域活性化3計画の取組(市の活用した計画)

(単位:市)

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	4	6	8	1	19

(注) 当省の調査結果による。

【参考】 人口の増加・維持に効果のあった「その他」に関する地域活性化3計画の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
その他	19	100%	大正時代からの蔵などを改装して、伝統工芸品などの地場産品の販売拠点、観光情報発信拠点、イベント拠点として整備
			歴史的な街並みの整備
			公共下水道等の整備
			商業や居住等の機能を有する施設等の整備
			調整池の整備
			市役所庁舎機能、市民活動ホール等を含む複合施設の整備
			イベント開催
			中心市街地の不動産情報等を発信する拠点の整備
			市民や民間事業の寄附による基金を活用したまちなかでのぎわい創出につながる活動を行う団体への助成金の交付
			港湾施設の整備
			地区計画を活用した土地利用の規制

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(19市)で除したものである。

表 1-(3)-② 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画以外の取組

表 1-(3)-②-i 人口の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画以外の取組

類型	回答数 (単位:市) (A)	割合 (A/209 市)
しごと	164	78.5%
ひと	158	75.6%
まち	103	49.3%
その他	31	14.8%
総回答数	456	

(注)1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(3)-②-ii 人口の増加・維持に効果のあった「しごと」に関する地域活性化 3 計画以外の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
企業誘致	142	86.6%	一定の要件を満たす企業が新規立地する場合の奨励金の交付や低利の融資
			固定資産税等の課税の減免
			工場・事業所の建設費、用地取得費、賃料等の補助
			水道料金等の公共料金の減免
			企業誘致のためのPR活動
			工業団地の造成
			遊休化した市の施設の誘致企業への貸出し
就労支援・就職促進	47	28.7%	雇用者を対象にした職場定着を目的としたセミナーの開催
			職業訓練センターの運営支援
			雇用者が求職者を雇用した際の奨励金の支給
			再就職を希望する市民を対象に就職訓練の経費補助
			ジョブカフェの運営(若年者に対する無料の職業紹介事業)
			就職説明会の開催
起業支援・新規商品開発	35	21.3%	U・J・Iターンにより新たに起業する人を対象にした起業に要する費用の一部助成
			起業のために必要な知識やノウハウに関する研修
			新規就農者、就漁者等への研修
			事務スペースの貸出や助言等のサポートを行うための拠点整備
			空き店舗活用の場合の家賃等の補助
			起業家への融資、融資のあっせん
			知的財産を活用した新製品・新技術開発への支援
その他	12	7.3%	企業の経営安定化のための融資や助成
			商店街のイベント、街路灯設置等補助
			大河ドラマの放送に併せた観光客誘致

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(164市)で除したものである。

表 1-(3)-②-iii 人口の増加・維持に効果のあった「ひと」に関する地域活性化3計画以外の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
子育て支援	141	89.2%	体外受精等に要した医療費の一部助成
			出産祝い金の支給
			保育施設の整備
			認可外保育施設の整備に対する助成
			保育料の減免
			保育士等の処遇改善
			子育て支援センターの整備・運営
			延長保育、一時保育、病後児保育等の保育サービスの充実
			共働きなどで昼間留守になる小学校の児童を対象にした学校や児童館等で様々な体験等の実施
			市内医療機関に病児保育室を併設
			新生児おむつ・授乳関連用品への助成
			核家族で実家の遠い方、家庭での育児が不安な方、産後の肥立ちが思わしくない方への出産直後の生活支援
			乳幼児等の医療費の一部助成
予防接種に係る費用の一部助成			
医療・高齢者等福祉	26	16.5%	救急医療センター等の医療施設の整備・運営
			介護老人福祉施設の整備・運営
			医療費の減免
			医師確保のための奨学金の支給
			複数の地方公共団体が連携した救急医療機関の医師確保のための支援
			総合病院受診者の待ち時間短縮のための受診用受付システムの構築
			高齢者総合相談システムの整備・運営
教育文化	21	13.3%	大学、高等学校等の誘致や財政支援
			児童・学生の職場体験の実施
			小中一貫教育を軸とした教育システムの構築
			教育相談の実施
			タブレット端末や電子黒板などのICTを取り入れた教育の促進
			土曜日補習教室の開設
その他	7	4.4%	結婚を希望しながらも相手に巡り合っていない独身男女に対する結婚のきっかけとなる出会いの場の提供
			移住・定住促進事業(補助金の交付)
			複合商業施設(商業施設、市民交流施設、図書館等)の整備

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(158市)で除したものである。

表 1-(3)-②-iv 人口の増加・維持に効果のあった「まち」に関する地域活性化 3 計画
以外の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
交通体系 整備	40	38.8%	コミュニティバスやデマンドバスの運行
			バスの運行社会実験(運賃の見直しにより利用者を増やす実験)
			コミュニティタクシーの運営
			生活路線維持のためのバス会社への補助金の支給
			バス運賃の補助
			鉄道駅の誘致
			定期船航路の運賃補助
			駅舎、駅前ターミナルの整備
居住支援	34	33.0%	住宅取得・改修・耐震診断費用の一部助成
			家賃の補助
			市営住宅の建替え
			宅地造成
			民間宅地開発に対する助成
土地高度 利用	24	23.3%	土地区画整理事業(民間による宅地開発の促進等)
			商業や居住等の機能を有する施設等の整備
道路	16	15.5%	道路整備
			高速道路スマートIC(ETC 専用インターチェンジ)の整備
空き家対策	9	8.7%	市内の空き家及び空き地のホームページ等での案内
公園	5	4.9%	公園の整備
			児童公園の老朽化した遊具の更新
その他	13	12.6%	移住促進のため転入者に対する奨励金の支給
			歴史的な街並みの保存
			公共下水道の整備
			球場ナイター設備の整備
			中心市街地、公共交通沿線の地域拠点へ人口や都市機能の集積
			生涯学習・多文化交流促進事業等の実施
			特別指定区域の指定(市街化調整区域における建築制限緩和)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(103市)で除したものである。

【参考】 人口の増加・維持に効果のあった「その他」に関する地域活性化3計画以外の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
その他	31	100%	移住相談窓口の開設
			移住の際の住宅取得費等への補助金の支給
			市のPR事業の実施
			空き家情報の提供
			男女交流パーティーの開催
			相談員の設置
			マスコットキャラクターの運用
			観光情報の発信
			動物園の整備
			住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニエンスストア交付
			幼児に対するフッ化物の塗布
			救急医療キットの配布
			スポーツイベントの開催促進
			市街化調整区域に係る50戸連たん制度を条例化して市街化調整区域において主に戸建て住宅を許可
新幹線通勤定期の購入補助			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(31市)で除したものである。

表1-(3)-③ 就業者の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画の取組

表1-(3)-③-i 就業者の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画の取組(市の活用した計画)

(単位:市)

	地域再生計画	都市再生整備計画	中心市街地活性化基本計画	構造改革特別区域計画	回答した市の総数
市	59	19	44	1	109

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、計画別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-③-ii 就業者数の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
就労支援・就職促進	54	49.5%	雇用者向けの経営支援セミナー、求職者向けの人材育成、就職説明会等を一括で実施
			地場産業や新たに振興する産業において必要とする人材の育成
			構造改革特区(情報処理技術者試験に係る特例措置による情報技術に係る人材の育成)
			就職説明会の開催
			インターネット等を利用した就職関連情報の提供
			若年者の就職を支援するための若者サポートステーションの設立
			職業紹介所の運営
起業支援・新規商品開発	37	33.9%	NPO 法人が行う取組と連携した新規就農モデルケースの構築
			起業支援相談窓口の開設
			空き店舗活用の場合の家賃等の補助
			地域特産品を活用した新規商品の開発
			起業のために必要な知識・ノウハウに関する研修
			事務スペースの貸出や助言等のサポートを行うための拠点整備
企業誘致	20	18.3%	工場・事業所の建設費、用地取得費、賃料等の補助
			一定の要件を満たす企業が新規立地する場合の奨励金の交付
			固定資産税等の課税の減免
			工業団地の造成
			商店誘致のための商業施設の整備
			工場誘致のための上下水道の整備
その他	49	45.0%	医療施設、福祉施設等の整備
			商業や居住等の機能を有する施設等の整備
			ペレット製造施設の整備
			公共施設を障害者施設へ転用
			廃校を農産加工施設へ転用
			企業の経営安定化のための融資や助成
			地域材利活用の推進、「木育」の推進及び循環型森林経営の確立と安定的な地域材の供給
			地域のバイオマス資源を循環利用する総合的利活用システムの構築
			温泉施設を備えた宿泊施設の整備
			中心市街地の空きビル・空き地を活用した集客施設の整備
			伝統的建築物の空き家を活用した宿泊施設の整備
			イベントの開催
			鉄道連続立体交差の整備
林業従事者の森林へのアクセス改善を図る市道・林道の整備			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数(109市)で除したものである。

表 1-(3)-④ 就業者の増加・維持に効果のあった地域活性化 3 計画以外の施策

(単位:市)

類型	回答数	割合	内容
企業誘致	120	70.2%	一定の要件を満たす企業が新規立地又は増設する場合に奨励金を交付
			中心市街地へ出店する際の融資制度の創設
			企業誘致のための P R 活動
			工場・事業所の建設費、用地取得費、賃料等の補助
			工業団地の造成
			工場誘致のための道路の整備
			固定資産税等の課税の減免
			企業の希望に即した工場の建設・貸出し
就労支援・就職促進	65	38.0%	雇用者が求職者を雇用した際の奨励金の支給
			就職説明会の開催
			就職相談の実施
			職業紹介の実施
			企業見学会の開催
			ジョブプラザの設置（職業相談・職業紹介と就労・生活相談を行う総合的な就職支援窓口）
			求職者に対する職業訓練
			教育活動と企業実習を二重に並行して行う職業訓練の実施
			高度な専門技術の習得等を目指す中小企業の技能者等の養成
			新規雇用を伴う新たな事業プランに対する補助
			子どもの保護者の就業促進のための空き教室等を利用した児童への適切な遊び場及び生活の場の提供
			失業者に対する次の雇用までの短期の雇用・就職機会の提供
起業支援・新規商品開発	36	21.1%	起業のために必要な知識・ノウハウに関する研修
			新規就農者、就漁者等への研修
			高度な知識を有する専門家による支援・助言等により起業支援
			起業家への融資、融資のあっせん
			新規就農者への給付金の支給
			空き店舗活用の場合の家賃等の補助
			事務スペースの貸出や助言等のサポート及び当該サポート等を行うための拠点整備
			新製品・新技術の開発への支援
			6 次産業に係る新商品開発への補助
			課税の減免
その他	20	11.7%	企業の経営安定化のための融資・助成
			大河ドラマの放送に併せた観光客誘致事業の実施
			企業の市外流出を防止するための水道料金の一部助成
			新幹線駅の誘致
			商業や居住等の機能を有する施設等の整備 商店街のイベント、街路灯設置等補助

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、回答数を有効回答市の数（171 市）で除したものである。

【参考】 その他指標の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画の取組（指標別）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合(A/152市)
観光入込客数	73	48.0%
空き店舗数	47	30.9%
施設利用者数	22	14.5%
年間商品販売額	7	4.6%
満足度	6	3.9%
駅乗降客数	4	2.6%
製造品出荷額	2	1.3%
事業所数	2	1.3%
その他	14	9.2%
総回答数	177	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

【参考】 その他指標の増加・維持に効果のあった地域活性化3計画以外の取組（指標別）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合(A/120市)
観光入込客数	77	64.2%
製造品出荷額	27	22.5%
空き店舗数	23	19.2%
事業所数	7	5.8%
年間商品販売額	4	3.3%
従業員数	3	2.5%
その他	10	8.3%
総回答数	151	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(3)-⑤ 今後実施予定の取組

表 1-(3)-⑤-i 今後実施予定の取組

(単位：市)

	まち	ひと	しごと	その他	回答した市の 総数
市	173	162	205	102	239

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、施策の分野別の市の合計は回答した市の総数と一致しない。

表 1-(3)-⑤-ii 「しごと」に関する今後の取組（施策類型）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合（A/205 市）
起業支援・新規商品開発	97	47.3%
企業誘致	95	46.3%
就労支援・就職促進	67	32.7%
検討中	5	2.4%
その他	45	22.0%
総回答数	309	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(3)-⑤-iii 「まち」に関する今後の取組（施策類型）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合（A/173 市）
交通体系整備	43	24.9%
道路	30	17.3%
土地高度利用	25	14.5%
公園	23	13.3%
居住支援	21	12.1%
観光開発	13	7.5%
空き家対策	12	6.9%
防災・防犯活動支援	4	2.3%
検討中	6	3.5%
その他	53	30.6%
総回答数	230	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(3)-⑤-iv 「ひと」に関する今後の取組（施策類型）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合（A/162市）
子育て支援	105	64.8%
教育文化	26	16.0%
医療・高齢者等福祉	22	13.6%
検討中	7	4.3%
その他	21	13.0%
総回答数	181	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

【参考】 「その他」に関する今後の取組（施策類型）

類型	回答数（単位：市）（A）	割合（A/102市）
移住定住促進策	27	16.7%
観光開発	23	14.2%
地場産品の振興	13	8.0%
教育文化	6	3.7%
国際会議・国際大会の誘致	5	3.1%
結婚活動支援	4	2.5%
その他	55	34.0%
総回答数	133	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

表 1-(3)-⑥ 国への意見・要望

類型	回答数（単位：市）（A）	割合（A/101市）
財政措置	76	75.2%
税制措置	10	9.9%
規制緩和	8	7.9%
人的支援	4	4.0%
国の機関等の移転	4	4.0%
情報支援	4	4.0%
その他	26	25.7%
総回答数	132	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、総回答数と有効回答市の数は一致しない。

2 地方都市における地域活性化 3 計画の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>地方都市においてこれまでに実施された地域活性化 3 計画の効果の発現状況等を把握及び分析するため、平成 18 年度から 20 年度までに作成され、国から認定を受け、又は国に提出し交付金が充てられた 482 計画のうち平成 22 年 10 月時点で人口 10 万人以上の市が作成した 321 計画から、今回、291 計画（注）を抽出し、その実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等について調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>（注）地域再生計画 76 計画（57 市）、都市再生整備計画 171 計画（94 市）、中心市街地活性化基本計画 44 計画（42 市）</p>	<p>表 2-① 表 2-②</p>
<p>(1) 実施概況、国の支援施策の活用状況</p>	
<p>ア 実施概況</p> <p>291 計画において実施された事業は 6,173 事業で、そのうち国の支援施策を活用した事業が 4,569 事業（74.0%）、国の支援を受けない地域独自の事業が 1,604 事業（26.0%）であった。</p>	<p>表 2-(1)-ア</p>
<p>イ 国の支援施策の活用状況</p> <p>国の支援施策を活用した 4,569 事業のうち、国から計画の認定を受け又は国に計画を提出することによる特別の措置を活用した事業は 3,942 事業（86.3%）で、特別の措置ではない国の支援施策を活用した事業は 627 事業（13.7%）であった。</p>	<p>表 2-(1)-イ</p>
<p>(7) 地域再生計画</p> <p>地域再生計画において、国の支援施策を活用した事業は 296 事業で、そのうち特別の措置を活用したものが 254 事業であった。</p> <p>地域再生計画における特別の措置は、「地域再生計画認定申請マニュアル」（内閣府）の「地域再生計画・支援措置一覧」（注）に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 56.0 である。254 事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i) 「実践型地域雇用創造事業」が 96 事業、ii) 地域再生基盤強化交付金の 3 メニュー（「道整備交付金」が 46 事業、「汚水処理施設整備交付金」が 15 事業、「港整備交付金」が 15 事業）が 76 事業であり、そのほか 26 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 30 であった。</p> <p>（注）各特別の措置の名称は平成 27 年度の地域再生計画・支援措置一覧の名称としており、事業数は 26 年度以前の特別の措置名で活用されたものも含んでいる。都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画についても同様である。</p>	<p>表 2-(1)-イ- (7)-①、②</p>

<p>(イ) 都市再生整備計画</p> <p>都市再生整備計画において、国の支援施策を活用した事業は 2,736 事業で、そのうち、特別の措置である都市再生法第 47 条第 2 項の交付金（予算名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業））を活用したものが 2,313 事業であった。</p> <p>同交付金のメニュー数は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国土交通事務次官通知。以下「社総交交付要綱」という。）の「都市再生整備計画事業の交付対象事業」の整理によると、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 26.3 である。2,313 事業における活用状況を社総交交付要綱に従って整理すると、i)「道路」が 736 事業、ii)「地域創造支援事業」が 505 事業、iii)「地域生活基盤施設」（緑地、広場等）が 276 事業、iv)「高質空間形成施設」（植栽・緑化、電線類埋設・移設等）が 177 事業であり、そのほか 15 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 19 であった。</p> <p>上記 ii) の地域創造支援事業については、国土交通省は、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫をいかした事業の実施が可能としている。同メニューが活用された 505 事業の内容をみると、交流施設整備（93 事業）、イベント（34 事業）、上下水道整備（31 事業）、防災・防犯施設設備設置（30 事業）等であった。</p>	<p>表 2-(1)-イ-(イ)-①、②</p> <p>表 2-(1)-イ-(イ)-③</p> <p>表 2-(1)-イ-(イ)-④</p>
<p>(ウ) 中心市街地活性化基本計画</p> <p>中心市街地活性化基本計画において、国の支援施策を活用した事業は 1,537 事業で、そのうち特別の措置を活用したものが 1,375 事業であった。</p> <p>中心市街地活性化基本計画における特別の措置は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（内閣府）の「支援措置一覧」に整理されており、同一覧に掲載されているメニュー数は、平成 18 年度から 27 年度までの平均で 78.7 であった。1,375 事業における活用状況を同一覧に従って整理すると、i)「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」が 503 事業、ii)「中心市街地活性化ソフト事業」が 346 事業、iii)「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」（民間が行う商業施設の整備等）が 94 事業、iv)「社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）」）が 58 事業であり、そのほか 40 メニューが活用されており、活用されたメニュー数は合計 44 であった。</p> <p>上記 i) の「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」は、上記(イ)の交付金と同じものであるため、(イ)と同様に社総交交付要綱のメニューに従って整理すると、i)「地域創造支援事業」が 146 事業、ii)「道路」が 106 事業、iii)「高質空間形成施設」が 70 事業、iv)「地</p>	<p>表 2-(1)-イ-(ウ)-①、②、③</p> <p>表 2-(1)-イ-(ウ)-④、⑤</p>

<p>域生活基盤施設」が64事業等であった。また、i)の「地域創造支援事業」146事業の内容をみると、交流施設整備(38事業)、イベント(15事業)、空き店舗活用・開業支援(12事業)、公園・広場・遊歩道(8事業)等であった。</p>	
<p>ウ 地域独自の事業</p>	
<p>(7) 地域再生計画</p>	
<p>地域再生計画においては、390事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	<p>表2-(1)-ウ</p>
<p>① 市が単独で実施した事業が249事業(63.8%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、企業誘致・開業支援(15事業)、イベント(12事業)、地域美化活動の推進(5事業)、施設運営(5事業)など65事業</p>	<p>表2-(1)-ウ- (7)</p>
<p>② 民間等が実施した事業(市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。)が80事業(20.5%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント(16事業)、商品・技術開発(8事業)など38事業</p>	
<p>③ 都道府県が実施した事業(市と共同で実施する事業を含む。以下同じ。)が61事業(15.5%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、道路舗装(2事業)など11事業</p>	
<p>(イ) 都市再生整備計画</p>	
<p>都市再生整備計画においては、138事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	
<p>① 市が単独で実施した事業が82事業(59.4%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、庁舎整備(10事業)、案内板等設置(7事業)、道路維持修繕(5事業)など64事業</p>	<p>表2-(1)-ウ- (イ)</p>
<p>② 民間等が実施した事業が46事業(33.3%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント(4事業)など17事業</p>	
<p>③ 都道府県が実施した事業が10事業(7.2%)で、そのうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、河川改修(2事業)など5事業</p>	
<p>(ウ) 中心市街地活性化基本計画</p>	
<p>中心市街地活性化基本計画においては、1,076事業の地域独自の事業が実施されており、その内容は、次のとおりとなっている。</p>	<p>表2-(1)-ウ- (ウ)</p>
<p>① 市が単独で実施した事業が395事業(36.7%)で、そのうち、計</p>	

<p>画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（14 事業）、情報発信（生活情報、空き家等）（13 事業）、空き店舗活用・開業支援（13 事業）、イベント（12 事業）など 115 事業</p> <p>② 民間等が実施した事業が 657 事業（61.1%）で、そのうち、画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、イベント（49 事業）、情報発信（観光情報、空き店舗等）（34 事業）、商品券発行等の販売促進活動（30 事業）、商業施設等整備（28 事業）など 303 事業</p> <p>③ 都道府県が実施した事業が 24 事業（2.2%）で、そのうち、画作成を契機に新たに取り組んだ事業が、調査・検討（3 事業）など 10 事業</p> <p>このように、地域活性化 3 計画を作成した市は、特別の措置等の国の支援施策を活用しつつ、地域独自の事業も実施して、計画を推進している。</p>	
--	--

表 2-① 地方都市における地域活性化 3 計画の作成状況

(単位：計画)

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	合 計
地域再生計画	61	47	31	139
都市再生整備計画	135	86	66	287
中心市街地活性化基本計画	2	22	32	56
合 計	198	155	129	482

(注) 内閣府地方創生推進室ホームページ及び国土交通省提出資料に基づき、当省が作成した。

表 2-② 調査対象計画一覧

表 2-②- i 地域再生計画

番号	計画名	作成市 (作成主体)	計画期間
1	アートツールを活用した地域コミュニティの再生	札幌市	平成 18 年 7 月 3 日 ～19 年 3 月 31 日
2	さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト	札幌市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
3	釧路市雇用創造計画	釧路市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
4	「食」を中心とした地場産業の振興による雇用促進計画	帯広市	平成 18 年 7 月 3 日 ～24 年 3 月 31 日
5	馬文化を活用した地域活性化計画	帯広市	平成 20 年 7 月 9 日 ～21 年 3 月 31 日
6	北見市工学的農業ビジネス創造計画	北見市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
7	即戦力となる中核的人材創出計画	北見市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
8	旧病院施設を活用した福祉と教育の拠点による市中心部再生計画	苫小牧市	平成 19 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
9	人材誘致と人材育成による雇用創出・拡大事業	苫小牧市	平成 19 年 11 月 22 日 ～22 年 3 月 31 日
10	ふゆみずたんぼを利用した環境と暮らしの再生プロジェクト	大崎市	平成 18 年 7 月 3 日 ～21 年 3 月 31 日
11	地域の人材育成を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン	青森市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
12	『遊休農地等を活用した新たなチャレンジ』計画	青森市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
13	弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン	弘前市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
14	八戸の地域ポテンシャルを活かした「食」関連産業の活力創出による雇用創造計画	八戸市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
15	秋田水環境創造計画	秋田市	平成 19 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
16	秋田地域雇用創造計画～知識集約型産業化推進による少子高齢社会に対応した「秋田型雇用システム」の創造～	秋田市・由利本荘市・潟上市・大仙市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
17	人いきいき生活環境再生計画	酒田市	平成 21 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
18	産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト	福島県・会津若松市・喜多方市・下郷町・檜枝岐村・只見町・南会津町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
19	地域資源を活かしたトカイナカ交流促進計画	茨城県・土浦市・石岡市・小美玉市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
20	人と自然が共生した市街地周辺生活環境再生計画	水戸市	平成 21 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
21	「都市」との交流による農山村地域再生プロジェクト	日立市	平成 20 年 4 月 1 日 ～23 年 3 月 31 日
22	「観光立市つくば」地域再生計画	つくば市	平成 18 年 11 月 16 日 ～21 年 3 月 31 日
23	魅力あふれる地域 あすの活力を育むうつのみやのまちづくり計画	栃木県・宇都宮市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
24	「小江戸とちぎ・復活清流巴波川」水都再生計画	栃木市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
25	廃校を活用した子どもから高齢者までが元気で心豊かに暮らせるまちづくり	桐生市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
26	越路・小国地域の優れた自然環境と観光資源が広域的に連携した観光交流ネットワーク計画	新潟県・長岡市	平成 20 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
27	公共施設の転用による福祉水準向上計画	新潟市	平成 19 年 6 月 21 日 ～24 年 3 月 31 日
28	『自然豊かなフルーツと伝説の里』づくり計画	長野県・長野市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
29	子育て支援施策と生涯学習施策による中心市街地の再生	長野市	平成 18 年 11 月 16 日 ～20 年 3 月 31 日
30	伝統的食品加工技術の革新による“ながのブランド郷土食”創出に向けた人材育成計画	長野市	平成 19 年 7 月 4 日 ～24 年 3 月 31 日
31	金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想	岐阜県・大垣市	平成 18 年 7 月 3 日 ～26 年 3 月 31 日
32	知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画	静岡県・浜松市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
33	磐田市水環境再生計画	磐田市	平成 19 年 4 月 1 日 ～23 年 3 月 31 日
34	静岡市学校施設を経営資源とした市民協働型まちづくり計画	静岡市	平成 19 年 4 月 1 日 ～22 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
35	伊勢湾内のイカナゴ漁を守る、安心安全、活気あるみなとづくり	三重県・津市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
36	「きみの背中をまちが支える」若者の就職を地域で後押しするまち・いせ	伊勢市	平成19年7月4日 ～23年3月31日
37	城と湖と緑のまち・彦根再生計画～地域固有のまちなみ再生による世界遺産都市への挑戦～	彦根市	平成18年11月16日 ～26年3月31日
38	魅力ある教育創造計画	姫路市	平成20年3月31日 ～27年3月31日
39	「住みたい、住ませたいまち」わかやま市	和歌山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
40	安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画	広島県・竹原市・三原市・東広島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
41	「水の都ひろしま」市街地周辺水資源再生計画	広島市	平成20年4月1日 ～27年3月31日
42	「とっとり高度人財『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－	鳥取県・米子市・倉吉市・境港市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町	平成20年11月11日 ～23年3月31日
43	歴史・文化資源と自然資源を活用した観光回廊づくり計画	島根県・出雲市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
44	出雲市「地域・市民活動の輪」活性化再生計画	出雲市	平成20年7月1日 ～25年3月31日
45	「山代の里は水源の郷」～住んでよし訪れてよしの山代を目指して～	山口県・岩国市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
46	大学と連携した“都市と農村の再生”プラン	山口市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
47	まちなかサテライト輝きプラン	周南市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
48	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して	香川県・高松市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
49	とくしま・水のかがやき再生計画	徳島市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
50	「LEDが魅せるまち・とくしま」推進プロジェクト	徳島市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
51	松山ふれあい・島めぐり港再生計画	愛媛県・松山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
52	「坂の上の雲」のまち松山 安全・安心のみちづくり整備計画	愛媛県・松山市	平成21年4月1日 ～26年3月31日 (認定日：平成21年3月27日)
53	急潮今治・上島「うみのまち」再生計画～港の連携・皆との交流～	愛媛県・今治市・上島町	平成21年4月1日 ～26年3月31日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
			（認定日：平成 21 年 3 月 27 日）
54	健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生	松山市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
55	「西条市食品加工流通コンビナート構想」推進計画	西条市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
56	県都がリード！観光、ものづくり産業と中小企業の活性化で輝く未来の創造をめざす人材育成・雇用創出事業	高知市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
57	団塊の世代等を対象とした生涯現役型社会の環境づくり	北九州市	平成 18 年 11 月 16 日 ～21 年 3 月 31 日
58	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	福岡市	平成 19 年 4 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
59	大牟田新グランドデザイン	大牟田市	平成 18 年 4 月 1 日 ～22 年 3 月 31 日
60	有明海再生を支えるみなとづくり計画	佐賀県・佐賀市	平成 19 年 4 月 1 日 ～22 年 3 月 31 日
61	地域資源をイカし都市との交流を推進するみなとづくり計画	佐賀県・唐津市	平成 19 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
62	唐津焼グローバルブランド創出計画	唐津市	平成 20 年 7 月 9 日 ～25 年 3 月 31 日
63	「ものづくり」と「観光」のまち長崎の再生を核とした雇用創出計画	長崎市	平成 18 年 7 月 3 日 ～21 年 3 月 31 日
64	エコツーリズムの推進による魅力あふれる観光資源の活用と、情報通信産業の集積を核とした雇用機会の増大	佐世保市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
65	市営住宅（宇久町）有効活用構想	佐世保市	平成 20 年 3 月 31 日 ～30 年 3 月 31 日
66	恵まれた資源を活かして、発展する豊かな八代再生計画	熊本県・八代市	平成 19 年 4 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
67	「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画	延岡市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
68	「にぎわいと活力あふれるまち元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業	鹿児島市	平成 20 年 6 月 25 日 ～23 年 3 月 31 日
69	なは情報通信産業の集積・振興による地域活性化計画	那覇市	平成 18 年 7 月 3 日 ～23 年 3 月 31 日
70	周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生	那覇市	平成 19 年 7 月 4 日 ～27 年 12 月 31 日
71	「あけもどろの那覇自立経済への第一歩」雇用創出プロジェクト	那覇市	平成 19 年 9 月 20 日 ～22 年 3 月 31 日
72	「飛び立て社会へ」自立支援応援隊	那覇市	平成 21 年 3 月 27 日 ～24 年 3 月 31 日
73	「てだこの都市（まち）」ものづくりタウン計画	浦添市	平成 18 年 7 月 3 日 ～21 年 3 月 31 日
74	一人ひとりが輝く男女共同参画社会のまちづくり	浦添市	平成 18 年 11 月 16 日 ～21 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市（作成主体）	計画期間
75	企業誘致による新規雇用の創出・地域経済の活性化計画	浦添市	平成19年7月4日 ～21年3月31日
76	うるま市振興QOLプロジェクト	うるま市	平成18年7月3日 ～22年3月31日
合計 76 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年度単位で記載されている場合は計画開始年の4月1日から計画終了年の3月31日までとし、年月単位で記載されている場合は計画開始月の1日から計画終了月の末日までとするなど、全て年月日単位に整理して記載している。

表 2-②- ii 都市再生整備計画

番号	計画名	作成市	計画期間
1	都市再生整備計画（厚別副都心地区）	札幌市	平成19年4月1日 ～23年3月31日
2	都市再生整備計画（藻岩山・山鼻・曙（路面電車沿線）地区）	札幌市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
3	都市再生整備計画（西部地区）	函館市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
4	都市再生整備計画（釧路川水際交流拠点地区）	釧路市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
5	都市再生整備計画（阿寒湖温泉地区）	釧路市	平成18年4月1日 ～22年3月31日
6	都市再生整備計画（留辺蘂町温根湯温泉地区）	北見市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
7	都市再生整備計画（沼ノ端・ウトナイ地区）	苫小牧市	平成19年4月1日 ～23年3月31日
8	都市再生整備計画（古川地区）	大崎市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
9	新幹線新青森駅・青森駅周辺地区	青森市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
10	都市再生整備計画（盛岡駅西口地区）	盛岡市	平成3年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
11	都市再生整備計画（盛岡南地区）	盛岡市	平成19年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
12	都市再生整備計画（盛岡城跡公園周辺地区）	盛岡市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
13	都市再生整備計画（一関駅周辺地区）	一関市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
14	都市再生整備計画（猊鼻溪駅周辺地区）	一関市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
15	都市再生整備計画（千厩地区）	一関市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
16	都市再生整備計画（水沢駅西地区）	奥州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
17	都市再生整備計画（前沢地区）	奥州市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
18	都市再生整備計画（大郷地区）	山形市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
19	都市再生整備計画（藤島元町地区）	鶴岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
20	都市再生整備計画（福島都心地区）	福島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
21	都市再生整備計画（飯坂地区）	福島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
22	都市再生整備計画（富田・富久山地区）	郡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
23	都市再生整備計画（郡山駅前西口地区）	郡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
24	都市再生整備計画（本町・小原田地区）	郡山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
25	都市再生整備計画（開成山地区）	郡山市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
26	都市再生整備計画（会津若松中央西地区）	会津若松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
27	都市再生整備計画（赤塚駅周辺地区）	水戸市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
28	都市再生整備計画（新荘・常磐地区）	水戸市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
29	都市再生整備計画（かみね公園観光拠点地区）	日立市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
30	都市再生整備計画（日立駅周辺地区）	日立市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
31	都市再生整備計画（久慈浜地区）	日立市	平成20年4月1日 ～27年3月31日
32	都市再生整備計画（明野地区）	筑西市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
33	都市再生整備計画（下館駅北地区）	筑西市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
34	都市再生整備計画（宇都宮駅周辺地区）	宇都宮市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
35	都市再生整備計画（雀宮駅周辺地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
36	都市再生整備計画（宇都宮テクノポリスセンター地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
37	都市再生整備計画（中里・金田地区）	宇都宮市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
38	都市再生整備計画（宇都宮大学東南部地区）	宇都宮市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
39	都市再生整備計画（間々田駅周辺地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
40	都市再生整備計画（羽川地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
41	都市再生整備計画（思川駅周辺地区）	小山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
42	都市再生整備計画（栗宮地区）	小山市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
43	都市再生整備計画（佐野駅周辺地区）	佐野市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
44	都市再生整備計画（大平中央地区）	栃木市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
45	都市再生整備計画（駒形周辺地区）	前橋市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
46	都市再生整備計画（前橋駅周辺地区）	前橋市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
47	都市再生整備計画（高崎市中心市街地地区）	高崎市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
48	都市再生整備計画（歴史とコミュニティ再生赤石地区）	伊勢崎市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
49	都市再生整備計画（太田市中心市街地地区）	太田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
50	都市再生整備計画（太田市尾島地区）	太田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
51	都市再生整備計画（古町地区）	新潟市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
52	都市再生整備計画（JR新潟駅周辺地区）	新潟市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
53	都市再生整備計画（JR白山駅周辺地区）	新潟市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
54	都市再生整備計画（長岡市中心市街地地区）	長岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
55	都市再生整備計画（長岡防災シビック・コア地区）	長岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
56	都市再生整備計画（来迎寺地区）	長岡市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
57	都市再生整備計画（高田雁木通り地区）	上越市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
58	都市再生整備計画（関川東部下門前周辺地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
59	都市再生整備計画（八千浦地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
60	都市再生整備計画（土橋南地区）	上越市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
61	都市再生整備計画（新発田北部地区）	新発田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
62	都市再生整備計画（長野駅周辺地区）	長野市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
63	都市再生整備計画（平田新駅地区）	松本市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
64	都市再生整備計画（女鳥羽川東地区）	松本市	平成20年4月1日 ～25年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
65	都市再生整備計画（丸山羽場第二地区）	飯田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
66	都市再生整備計画（岩村田西地区）	佐久市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
67	都市再生整備計画（千曲川リバーサイド地区）	上田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
68	都市再生整備計画（平坂東部地区）	西尾市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
69	都市再生整備計画（越戸駅周辺地区）	豊田市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
70	都市再生整備計画（豊田土橋地区）	豊田市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
71	都市再生整備計画（安城北東地区）	安城市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
72	都市再生整備計画（安城七夕地区）	安城市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
73	都市再生整備計画（安城矢作川水辺地区）	安城市	平成20年4月1日 ～23年3月31日
74	都市再生整備計画（高山本線沿線地区）	富山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
75	都市再生整備計画（高岡駅周辺地区）	高岡市	平成18年4月1日～25年3月31日 （交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日）
76	都市再生整備計画（新高岡駅（仮称）周辺地区）	高岡市	計画期間平成20年4月1日～27年3月31日 （交付期間：平成20年4月1日～25年3月31日）
77	都市再生整備計画（金沢城北地区）	金沢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
78	都市再生整備計画（金沢犀川南地区）	金沢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
79	都市再生整備計画（金沢西部地区）	金沢市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
80	都市再生整備計画（栗津温泉地区）	小松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
81	都市再生整備計画（岐阜市柳津地区）	岐阜市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
82	都市再生整備計画（大垣市中心市街地地区）	大垣市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
83	都市再生整備計画（大垣市中山道赤坂宿周辺地区）	大垣市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
84	都市再生整備計画（富士駅周辺地区）	富士市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
85	都市再生整備計画（新富士駅周辺地区）	富士市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
86	都市再生整備計画（神戸青葉台）	富士市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
87	都市再生整備計画（舘山寺地区）	浜松市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
88	都市再生整備計画（浜松駅周辺地区）	浜松市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
89	都市再生整備計画（上島駅周辺地区）	浜松市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
90	都市再生整備計画（遠州豊田PA周辺地区）	磐田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
91	都市再生整備計画（見付地区）	磐田市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
92	都市再生整備計画（清水中心市街地活性化地区）	静岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
93	都市再生整備計画（草薙駅周辺地区）	静岡市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
94	都市再生整備計画（門池北部地区）	沼津市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
95	都市再生整備計画（東海道原宿地区）	沼津市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
96	都市再生整備計画（一身田寺内町地区）	津市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
97	都市再生整備計画（川原町駅周辺地区）	四日市市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
98	都市再生整備計画（松阪港・松阪駅東地区）	松阪市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
99	都市再生整備計画（山田ルネサンスゾーン地区）	伊勢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
100	都市再生整備計画（小俣町本町地区）	伊勢市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
101	都市再生整備計画（燈明寺地区）	福井市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
102	都市再生整備計画（彦根駅東部地区）	彦根市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
103	都市再生整備計画（豊富町甲丘地区）	姫路市	平成18年4月1日 ～21年3月31日
104	都市再生整備計画（姫路都心地区）	姫路市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
105	都市再生整備計画（網干南地区）	姫路市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
106	都市再生整備計画（直川地区）	和歌山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
107	都市再生整備計画（中心市街地城まち地区）	和歌山市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
108	都市再生整備計画（広島都心地区）	広島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
109	都市再生整備計画（旭・宇品地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
110	都市再生整備計画（観音・舟入地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
111	都市再生整備計画（五日市地区）	広島市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
112	都市再生整備計画（安浦地区）	呉市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
113	都市再生整備計画（福山駅南地区）	福山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
114	都市再生整備計画（松浜地区）	三原市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
115	都市再生整備計画（文化交流拠点地区）	鳥取市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
116	都市再生整備計画（玉造地区）	松江市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
117	都市再生整備計画（宍道地区）	松江市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
118	都市再生整備計画（大手前通り周辺地区）	松江市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
119	都市再生整備計画（今市地区）	出雲市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
120	都市再生整備計画（大社地区）	出雲市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
121	都市再生整備計画（平田地区）	出雲市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
122	都市再生整備計画（備前国府地区）	岡山市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
123	都市再生整備計画（倉敷駅前東地区）	倉敷市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
124	都市再生整備計画（潮風の快適交流都市・児島地区）	倉敷市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
125	都市再生整備計画（玉島地区）	倉敷市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
126	都市再生整備計画（長府駅周辺地区）	下関市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
127	都市再生整備計画（常盤通り地区）	宇部市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
128	都市再生整備計画（桃山地区）	宇部市	平成19年4月1日～29年3月31日 (交付期間:平成19年4月1日～24年3月31日)
129	都市再生整備計画（徳山駅周辺地区）	周南市	平成18年4月1日～26年3月31日 (交付期間:平成18年4月1日～23年3月31日)
130	都市再生整備計画（下笠居地区）	高松市	平成19年4月1日 ～22年3月31日
131	都市再生整備計画（丸亀市中心市街地区）	丸亀市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
132	都市再生整備計画（住吉・城東地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～22年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
133	都市再生整備計画（昭和・津田地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
134	都市再生整備計画（かわうち阿波十郎兵衛地区）	徳島市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
135	都市再生整備計画（松山市南部地区）	松山市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
136	都市再生整備計画（大西町九王地区）	今治市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
137	都市再生整備計画（新居浜駅周辺地区）	新居浜市	平成20年4月1日 ～24年3月31日
138	都市再生整備計画（高知駅周辺地区）	高知市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
139	都市再生整備計画（北九州学術研究都市地区）	北九州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
140	都市再生整備計画（皿倉・河内地区）	北九州市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
141	都市再生整備計画（福岡市西部地域地区）	福岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
142	都市再生整備計画（七隈線沿線地区）	福岡市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
143	都市再生整備計画（福岡都心部地区）	福岡市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
144	都市再生整備計画（アイランドシティ地区）	福岡市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
145	都市再生整備計画（新大牟田駅周辺地区）	大牟田市	平成19年4月1日～25年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
146	都市再生整備計画（山苞の道周辺地区）	久留米市	平成18年4月1日～27年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
147	都市再生整備計画（幸袋周辺地区）	飯塚市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
148	都市再生整備計画（唐津市中心市街地地区）	唐津市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
149	都市再生整備計画（出島・銅座地区）	長崎市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
150	都市再生整備計画（長崎市東部地区）	長崎市	平成20年4月1日 ～25年3月31日
151	都市再生整備計画（佐世保市役所周辺地区）	佐世保市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
152	都市再生整備計画（三川内山地区）	佐世保市	平成19年4月1日 ～24年3月31日
153	都市再生整備計画（諫早南部地区）	諫早市	平成18年4月1日 ～23年3月31日
154	都市再生整備計画（諫早中心地区）	諫早市	平成19年4月1日 ～24年3月31日

番号	計画名	作成市	計画期間
155	都市再生整備計画（熊本駅周辺地区）	熊本市	平成13年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日）
156	都市再生整備計画（熊本市都心部地区）	熊本市	平成19年4月1日～29年3月31日 （交付期間：平成19年4月1日～24年3月31日）
157	都市再生整備計画（日奈久地区）	八代市	平成20年4月1日～25年3月31日
158	都市再生整備計画（大在・岡地区）	大分市	平成19年4月1日～24年3月31日
159	都市再生整備計画（滝尾中部地区）	大分市	平成19年4月1日～24年3月31日
160	都市再生整備計画（宮崎市中心市街地地区）	宮崎市	平成18年4月1日～23年3月31日
161	都市再生整備計画（宮崎市青島地区）	宮崎市	平成19年4月1日～24年3月31日
162	都市再生整備計画（宮崎市田野地区）	宮崎市	平成20年4月1日～25年3月31日
163	都市再生整備計画（宮崎市高岡中央地区）	宮崎市	平成20年4月1日～25年3月31日
164	都市再生整備計画（鹿児島市都心部地区）	鹿児島市	平成18年4月1日～23年3月31日
165	都市再生整備計画（郡山中央地区）	鹿児島市	平成18年4月1日～23年3月31日
166	都市再生整備計画（国分中央地区）	霧島市	平成19年4月1日～24年3月31日
167	都市再生整備計画（まきのはら地区）	霧島市	平成18年4月1日～23年3月31日
168	都市再生整備計画（モノレール牧志駅周辺地区）	那覇市	平成20年4月1日～24年3月31日
169	都市再生整備計画（浦添南第一地区）	浦添市	平成19年4月1日～24年3月31日
170	都市再生整備計画（浦添市仲間地区）	浦添市	平成19年4月1日～24年3月31日
171	都市再生整備計画（石川地区）	うるま市	平成19年4月1日～24年3月31日
合計 171 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年度単位で記載されている場合は、計画開始年の4月1日から計画終了年の3月31日までとし、全て年月日単位に整理して記載している。

また、計画期間と都市再生法第47条第2項に基づく交付期間が異なる計画については、交付期間も記載している。

表 2-②-iii 中心市街地活性化基本計画

番号	計画名	作成市	計画期間
1	帯広市中心市街地活性化基本計画	帯広市	平成 19 年 8 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
2	小樽市中心市街地活性化基本計画	小樽市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
3	青森市中心市街地活性化基本計画	青森市	平成 19 年 2 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
4	弘前市中心市街地活性化基本計画	弘前市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
5	八戸市中心市街地活性化基本計画	八戸市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
6	盛岡市中心市街地活性化基本計画	盛岡市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
7	秋田市中心市街地活性化基本計画	秋田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 6 月 30 日
8	鶴岡市中心市街地活性化基本計画	鶴岡市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
9	山形市中心市街地活性化基本計画	山形市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 10 月 31 日
10	酒田市中心市街地活性化基本計画	酒田市	平成 21 年 3 月 1 日 ～27 年 3 月 31 日
11	高崎市中心市街地活性化基本計画	高崎市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
12	新潟市中心市街地活性化基本計画	新潟市	平成 20 年 3 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
13	長岡市中心市街地活性化基本計画	長岡市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
14	上越市（高田地区）中心市街地活性化基本計画	上越市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
15	甲府市中心市街地活性化基本計画	甲府市	平成 20 年 11 月 1 日 ～26 年 10 月 31 日
16	長野市中心市街地活性化基本計画	長野市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
17	飯田市中心市街地活性化基本計画	飯田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～26 年 3 月 31 日
18	豊田市中心市街地活性化基本計画	豊田市	平成 20 年 7 月 1 日 ～25 年 3 月 31 日
19	富山市中心市街地活性化基本計画	富山市	平成 19 年 2 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
20	高岡市中心市街地活性化基本計画	高岡市	平成 19 年 11 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
21	金沢市中心市街地活性化基本計画	金沢市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日
22	岐阜市中心市街地活性化計画	岐阜市	平成 19 年 5 月 1 日 ～24 年 9 月 30 日
23	浜松市中心市街地活性化基本計画	浜松市	平成 19 年 8 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日

番号	計画名	作成市	計画期間
24	静岡市中心市街地活性化基本計画 (静岡地区)	静岡市	平成21年3月1日 ～26年3月31日
25	静岡市中心市街地活性化基本計画 (清水地区)	静岡市	平成21年3月1日 ～26年3月31日
26	掛川市中心市街地活性化基本計画	掛川市	平成21年4月1日 ～27年3月31日
27	福井市中心市街地活性化基本計画	福井市	平成19年11月1日 ～25年3月31日
28	和歌山市中心市街地活性化基本計画	和歌山市	平成19年8月1日 ～24年3月31日
29	鳥取市中心市街地活性化基本計画	鳥取市	平成19年11月1日 ～25年3月31日
30	米子市中心市街地活性化基本計画	米子市	平成20年11月1日 ～26年3月31日
31	松江市中心市街地活性化基本計画	松江市	平成20年7月1日 ～25年3月31日
32	山口市中心市街地活性化基本計画	山口市	平成19年5月1日 ～25年3月31日
33	高松市中心市街地活性化基本計画	高松市	平成19年5月1日 ～25年3月31日
34	西条市中心市街地活性化基本計画	西条市	平成20年7月1日 ～26年3月31日
35	松山市中心市街地活性化基本計画	松山市	平成20年11月1日 ～26年10月31日
36	久留米市中心市街地活性化基本計画	久留米市	平成20年5月1日 ～26年3月31日
37	北九州市中心市街地活性化基本計画 (小倉地区)	北九州市	平成20年7月1日 ～26年3月31日
38	北九州市中心市街地活性化基本計画 (黒崎地区)	北九州市	平成20年7月1日 ～26年3月31日
39	諫早市中心市街地活性化基本計画	諫早市	平成20年7月1日 ～25年9月30日
40	熊本市中心市街地活性化基本計画 (熊本地区)	熊本市	平成19年5月1日 ～24年3月31日
41	八代市中心市街地活性化基本計画	八代市	平成19年5月1日 ～24年3月31日
42	大分市中心市街地活性化基本計画	大分市	平成20年7月1日 ～25年3月31日
43	宮崎市中心市街地活性化基本計画	宮崎市	平成19年5月1日 ～25年3月31日
44	鹿児島市中心市街地活性化基本計画	鹿児島市	平成19年12月1日 ～25年3月31日
合計 44 計画			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画期間」については、計画書に計画期間が年月単位で記載されている場合は、計画開始月の1日から計画終了月の末日までとし、全て年月日単位に整理して記載している。

表 2-(1)-ア 291 計画において実施された事業の実施概況

(単位：事業、%)

区 分	計画数	国の支援施策を活用	地域独自の取組	合 計
地域再生計画	76	296 (43.1)	390 (56.9)	686 (100)
都市再生整備計画	171	2,736 (95.2)	138 (4.8)	2,874 (100)
中心市街地活性化基本計画	44	1,537 (58.8)	1,076 (41.2)	2,613 (100)
合 計	291	4,569 (74.0)	1,604 (26.0)	6,173 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、未着手となったものは除いた。

3 () 内は、それぞれの合計に占める割合を示す。

表 2-(1)-イ 国の支援施策の活用状況

(単位：事業、%)

区 分	計画数	特別の措置	その他の支援措置	合 計
地域再生計画	76	254 (85.8)	42 (14.2)	296 (100)
都市再生整備計画	171	2,313 (84.5)	423 (15.5)	2,736 (100)
中心市街地活性化基本計画	44	1,375 (89.5)	162 (10.5)	1,537 (100)
合 計	291	3,942 (86.3)	627 (13.7)	4,569 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、未着手となったものは除いた。

3 () 内は、それぞれの合計に占める割合を示す。

表2-1)-イ-(ア)-① 地域再生計画の特別の措置の活用状況

区分	メニュー	府省名	事業数	小計	区分	メニュー	府省名	事業数	区分	メニュー	府省名	事業数	
地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置	地域再生のための交付金の活用(地域再生基金強化交付金)	A3001 道整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省	46	76	地域再生計画と連動した支援措置	B2002 地域における男女共同参画促進総合支援事業	内閣府	0	地域再生計画と連動した支援措置	B1101 地域新生コンソーシアム研究開発事業	経済産業省	5
		A3002 汚水処理施設整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	15			B2003 地域再生戦略交付金	内閣府	0		B1102 地域新規産業創造技術開発費補助事業	経済産業省	1
		A3003 港整備交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省	15			C0301 地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	金融庁	0		B1103 成長産業・企業立地促進等事業費補助金	経済産業省	2
	地域再生のための利子補給金の支給	A2004 地域再生支援利子補給金	内閣府	0	0		C3002 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	経済産業省、金融庁	0		B1104 対内直接投資促進地域支援等事業	経済産業省	1
	特定地域再生事業	D2001 特定地域再生支援利子補給金	内閣府	0	0		B0402 ふるさと融資の限度額拡大	総務省	0		B1105 地域資源活用販路開拓等支援事業	経済産業省	11
		D2003 社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	内閣府	0			B0403 過疎地域等自立活性化推進交付金	総務省	0		B1107 地域イノベーション創出実証研究補助事業	経済産業省	7
		D3002 特定地域再生事業に係る地方債の特例	内閣府、総務省	0			B0501 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	法務省	0		C0401 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	総務省	5
	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等	A3005 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省	0	0		B0502 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	法務省	2		C0404 地域通貨モデルシステムの導入支援	総務省	1
		A3006 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別措置	内閣府、農林水産省、国土交通省	0	0		B0901 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	厚生労働省	0		C0701 日本政策投資銀行の低利融資等	財務省	2
	自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	A1204 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例	国土交通省	0	0		B0904 地域若者サポートステーション事業	厚生労働省	2		C0801 文化芸術による創造のまち支援事業の活用	文部科学省	1
		A1003 遊休工場用地等に導入する産業の特例	農林水産省	0	0		B0906 実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	96		C3001 国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	財務省、厚生労働省	1
	地域農林水産業振興整備計画の作成等	A1002 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用の許可等の特例	農林水産省	0	0		B1002 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	3		C2001 地域再生に資するNPO等の活動支援	内閣府	6
		A2005 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例	内閣府	0	0		B1013 新規漁業就業者総合支援事業	農林水産省	0		合計(A)	—	259
	A2006 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例	内閣府	0	B1021 6次産業化ネットワーク活動交付金			農林水産省	0	(うち、重複計上事業(B))		—	(5)	
	補助対象財産の転用・一元化・迅速化	A1101 産業集積形成基本計画の同意の手続の特例	経済産業省	0	9		B1022 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	1		差引(A-B)	—	254
A3004 補助対象施設の有効活用		全府省庁	1	B1023 都市農村共生・対流総合対策		農林水産省	0						
A0801 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続の弾力化		文部科学省	6	B1025 都市農業機能発揮対策事業		農林水産省	0						
A0802 史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用		文部科学省	0	B1201 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成		国土交通省	0						
A0803 公立社会教育施設の有効活用		文部科学省	0	B1204 訪日旅行促進事業		国土交通省	1						
A0804 社会体育施設の有効活用		文部科学省	0	B1207 「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))		国土交通省	0						
A0901 勤労青少年ホームの施設処分		厚生労働省	0	B1208 地域公共交通確保維持改善事業		国土交通省	0						
A0902 職業能力開発校の施設処分		厚生労働省	0	B1209 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		国土交通省	0						
A0904 保健衛生施設等の有効活用		厚生労働省	1	C0402 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置		総務省	2						
A1001 農林水産関係補助対象施設の有効活用		農林水産省	0	C3004 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大		総務省、国土交通省	2						
A1201 下水道補助対象財産の有効利用		国土交通省	0	B3001 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施		内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	0						
A1202 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化		国土交通省	1	C3003 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成		国土交通省、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府	0						
A1203 特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化		国土交通省	0	B2001 官民パートナーシップ確立のための支援事業		内閣府	6						
A1301 環境省関係補助対象財産の有効活用		環境省	0	B0801 社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム		文部科学省	9						
A2101 防衛省関係補助対象施設の有効活用		防衛省	0	B0802 現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GD)		文部科学省	7						

(注) 1 「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(平成27年12月14日内閣府地方創生推進室)等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした76計画で活用された事業の数であり、平成26年度以前の特別の措置名で活用されたものを含む。また、一つの事業で複数の施策を活用している事業については、それぞれの施策に重複計上している。
 3 網掛けされた施策は、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」(平成27年12月14日内閣府地方創生推進室)には掲載されていないが、それ以前のマニュアルに掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は特別の措置とはなっていないメニューは除いて整理した。

表2-(1)-イ-(7)-② 地域再生計画の特別の措置のメニュー数

(単位：メニュー)

区分	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平均
法律上の特別の措置	20	22	22	21	18	18	18	21	21	25	20.6
閣議決定に基づく支援措置	26	43	58	48	38	30	32	26	26	27	35.4
合計	46	65	80	69	56	48	50	47	47	52	56.0

(注) 1 内閣府の「地域再生計画認定申請マニュアル」の「地域再生計画・支援措置一覧」に基づき、当省が作成した。

2 各年度当初におけるメニュー数を記載した。

表2-(1)-イ-(イ)-① 都市再生法第47条第2項の交付金の活用状況

メニュー	事業数	
道路	736	}
公園	132	
古都及び緑地保全事業	0	
河川	4	
下水道	4	
駐車場有効利用システム	0	
地域生活基盤施設（緑地、広場等）	276	
高質空間形成施設（植栽・緑化、電線類埋設・移設等）	177	
高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）	88	
既存建造物活用事業	29	
土地区画整理事業	36	
市街地再開発事業	6	
住宅街区整備事業	1	
バリアフリー環境整備促進事業	0	
優良建築物等整備事業	0	
住宅市街地総合整備事業	0	
街なみ環境整備事業	9	
住宅地区改良事業等	0	
都心共同住宅供給事業	0	
公営住宅等整備	1	
都市再生住宅等整備	2	
防災街区整備事業	0	
中心拠点誘導施設	0	
生活拠点誘導施設	0	
高齢者交流拠点誘導施設	0	
人にやさしいまちづくり事業	1	
都市再生交通拠点整備事業	1	
事業活用調査	156	
まちづくり活動推進事業	149	
地域創造支援事業	505	
合 計	2,313	

基幹事業

提案事業

- (注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした171計画で活用された事業の数である。
 3 網掛けされた施策は、平成27年2月の別表「都市再生整備計画事業交付対象事業」には掲載されていないが、それ以前の別表に掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は交付対象事業となっていないメニューは除いて整理した。
 4 「基幹事業」及び「提案事業」については、表2-(1)-イ-(イ)-③「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成27年度版）（抜粋）」に記載のとおりである。

表 2-(1)-イ-(イ)-② 都市再生法第 47 条第 2 項の交付金のメニュー数

(単位：メニュー)

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	平均
基幹事業	23	22	22	23	23	23	23	24	25	25	23.3
提案事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合 計	26	25	25	26	26	26	26	27	28	28	26.3

(注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」に基づき、当省が作成した。

なお、平成 21 年以前は、都市再生整備計画事業の前身事業であるまちづくり交付金として実施されていたため、「まちづくり交付金交付要綱」の「まちづくり交付金の交付対象事業」に基づき、当省が作成した。

2 「基幹事業」及び「提案事業」については、次表「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成 27 年度版）（抜粋）」に記載のとおりである。

表 2-(1)-イ-(イ)-③ 都市再生整備計画事業の交付対象事業

○ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）（抜粋）

附属第 2 編 交付対象事業の要件

イ-10 都市再生整備計画事業

表 10-(1) （都市再生整備計画時用の交付対象事業）

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1.・2. (略)		
3. 地域創造支援事業	<p>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場（本表第 10 の 3 に該当するもの） ・ 地域交流センター（本表第 12 の 1 に該当するもの） ・ 観光交流センター（本表第 12 の 2 に該当するもの） ・ まちおこしセンター（本表第 12 の 3 に該当するもの） ・ 子育て世代活動支援センター（本表第 12 の 4 に該当するもの） ・ 複合交通センター（本表第 12 の 5 に該当するもの） <p>なお、建築物である施設の整備については、1 箇所における整備に要する費用は 21 億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30 億円）を限度とする。</p> <p>ただし、市町村が建築物である施設を整備する事業については、以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 維持管理費を算出し国に提出していること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 	同上

	<p>他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済み（平成28年度末までは策定見込みを含む。）であり、当該計画と施設整備に齟齬がないこと。</p> <p>③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。</p> <p>④ 他省庁の補助制度がないこと。</p>	
4. 道路	<p>1 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用</p> <p>① 町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕</p> <p>② 道路法第17条第1項又は第2項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の5及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第14条に定める新設又は改築</p> <p>③ 道路法第17条第4項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第1条の5に定める新設又は改築</p> <p>④ 都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第14条に定める新設又は改築</p> <p>2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用</p>	—
5. ～9. (略)		
10. 地域生活 基盤施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1 緑地</p> <p>2 広場</p> <p>3 駐車場（共同駐車場を含む注1。） （ただし、一計画対象地区当たり概ね500台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。）</p>	同上
11. 高質空間 形成施設	<p>以下に掲げる施設の整備等に要する費用</p> <p>1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等）</p> <p>2 電線類地下埋設施設</p> <p>3 電柱電線類移設</p>	同上

○ 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成 27 年度版）（抜粋）

都市再生整備計画事業の交付対象事業について

市町村が都市再生整備計画事業を位置つけた社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、都市再生整備計画を位置つけた社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

都市再生整備計画には、基幹事業・提案事業の2つの事業を位置づけることができます。都市再生整備計画の計画期間は、概ね3～5年です。その後も継続して事業を行う場合には、第2期の計画を作成することが可能です。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

交付対象

市町村または協議会が実施する以下の事業

	交付対象事業	対象施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都及び緑地保全事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場（共同駐車場含む）、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地（屋内空間も含む）、情報板、地域防災施設、人工地盤等
	高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
都市再生住宅等整備		
防災街区整備事業		
提案事業	事業活用調査	
	まちづくり活動推進事業	
	地域創造支援事業	市町村の提案に基づく調査・事業

※都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可能です。ただし提案事業のみでは実施できません。

※市町村以外の者（NPO法人等）が市町村から、その経費の一部に対して補助を受けて実施すること（間接交付）も可能です（一部事業を除く）。この場合、交付対象事業費は、市町村が負担する費用の範囲内かつ、当該事業に要する費用の3分の2を超えない範囲の額となります。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

※都市再構築戦略事業においては、このほか、中心拠点誘導施設、生活拠点誘導施設、高齢者交流拠点誘導施設が対象となります。

提案事業の活用事例

平成16年度の制度創設以来、地域の創意工夫を活かした様々な提案事業が行われてきました。ここでは、その取り組みの一部をご紹介します。

にぎわいと活力のあるまちづくり



長野灯明祭り

長野県長野市「善光寺表参道地区」

まちなかににぎわいと活力を創出するため、長野の特色を生かしたライトアップや演奏会等のイベントを開催しました。

観光資源を活かしたまちづくり



むし湯温泉整備事業

大分県別府市「鉄輪温泉地区」

市民や観光客の交流を進め、賑わいを再生するため、老朽化が進む公営温泉の再生整備に併設して足湯を整備しました。

少子・高齢化に対応したまちづくり



児童館の整備

長野県佐久市「浅科地区」

子どもたちの健全育成を図るため、安心して学習・交流するための施設として、児童館を整備しました。

公共交通を活かしたまちづくり



コミュニティバス運行社会実験

愛知県豊田市「豊田市駅周辺地区」

駅を中心とした公共交通機関の機能強化を図るため、コミュニティバス運行の社会実験を行っています。

基幹事業との一体的な実施による効果的なまちづくり

まちづくりの目標を達成するためには、基幹事業だけではなく、地域の実情に応じた多様な事業を効果的に実施することが重要です。

都市再生整備計画の提案事業では、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-イ-(イ)-④ 都市再生整備計画における地域創造支援事業の活用状況

事業類型	事業数
交流施設整備	93
イベント	34
上下水道整備	31
防災・防犯施設設備設置	30
公共交通施設設備整備	28
調査・検討	26
公園・広場・遊歩道整備	25
福祉・医療・教育施設整備	24
公共交通の運営	23
既存施設の除却・解体	22
水路整備	20
施設等の環境対策	17
情報発信（観光情報、地場産業紹介）	13
道路附帯施設整備	11
河川改修	9
土地区画整理（補償費）	8
防災・防犯活動	7
漁港・港湾整備	7
空き店舗対策・開業支援	7
町並み保存	6
その他	64
合計	505

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 施設整備には、施設の改修も含まれる。

表2-(1)-イ(ウ)-① 中心市街地活性化基本計画の特別の措置の活用状況

区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数	区分	施策名	省庁名	事業数	
法に定める特別の措置	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例(法第16条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	503	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	国土交通省	0	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0	
	路外駐車場についての都市公園の占用の特例(法第17条)	国土交通省	0	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	国土交通省	2	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	国土交通省	0	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第65条)	経済産業省	11	大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第65条)	経済産業省	11	
	中心市街地公共空地等の設置及び管理(法第18条、第19条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	国土交通省	44	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	29	卸売市場施設整備対策	農林水産省	0	卸売市場施設整備対策	農林水産省	0	
	中心市街地共同住宅供給事業(法第22条～第34条)	国土交通省	4	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	国土交通省	1	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業)	国土交通省	4	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	0	鉄道駅総合改善事業費補助	国土交通省	0	
	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例(法第35条)	国土交通省	0	都市開発資金(用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地))	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	国土交通省	48	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	16	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	国土交通省	16	
	中心市街地特例通訳案内士育成等事業(法第36条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	国土交通省	43	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	経済産業省	3	踏切保安設備整備費補助	国土交通省	0	踏切保安設備整備費補助	国土交通省	0	
	大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域)(法第37条・第38条)	経済産業省	16	街なか居住再生ファンド	国土交通省	3	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	経済産業省	8	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	0	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	国土交通省	0	
	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定(法第42条)	経済産業省	0	中心市街地再生事業費補助金(商業施設改修等事業)	経済産業省	0	中心市街地再興戦略事業費補助金(調査事業、専門人材活用支援事業)	経済産業省	0	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	0	都市鉄道利便増進事業費補助	国土交通省	0	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協業業務(法第44条)	経済産業省	0	中心市街地再興戦略事業費補助金(先進的、実証的の事業)	経済産業省	0	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金(事業化可能性調査)	経済産業省	0	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	0	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	国土交通省	0	
	中小企業投資育成株式会社法の特例(法第45条)	経済産業省	0	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金(実証事業)	経済産業省	0	民間まちづくり活動促進事業	国土交通省	7	地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略産業支援のための基盤整備事業)	経済産業省	0	地域新成長産業創出促進事業費補助金(戦略産業支援のための基盤整備事業)	経済産業省	0	
	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第7項、第48条)	経済産業省	26	中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経済産業省	0	集落基盤整備事業	農林水産省	0	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	経済産業省	0	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	経済産業省	0	
	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定(法第7条第8項、第48条関係)	経済産業省	0	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	経済産業省	0	地域用水環境整備事業	農林水産省	0	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	内閣府	13	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	内閣府	13	
	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定(法第7条第13項、第50条関係)	経済産業省	1	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	346	文化財建造物保存修理等事業	文部科学省	0	社会資本総合整備交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	9	社会資本総合整備交付金(都市・地域交通戦略推進事業)	国土交通省	9	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度(法第52条第2項)	経済産業省	0	中心市街地再活性化特別対策事業	総務省	1	伝統的建造物群保存修理等事業	文部科学省	1	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	94	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	94	
	中小企業信用保険法の特例(法第53条)	経済産業省	0	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取壊した際の割増償却制度	経済産業省	0	特定地域再生事業費補助金	内閣府	0	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	経済産業省	1	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	経済産業省	1	
	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例(法第58条)	経済産業省	0	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経済産業省	0	医療提供体制施設整備交付金	厚生労働省	1	戦略的中心市街地中小企業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	14	戦略的中心市街地中小企業等活性化支援事業費補助金	経済産業省	14	
	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第1号、第48条)	経済産業省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))	国土交通省	10	社会福祉施設等施設整備費補助金	厚生労働省	0	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	8	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	8	
	共通乗車船券(法第40条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業)防災・安全交付金(道路事業)	国土交通省	45	保育所等整備交付金	厚生労働省	0	交通安全施設等整備事業	警察庁	1	交通安全施設等整備事業	警察庁	1	
	道路の占用の特例(法第41条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))防災・安全交付金(道路事業(街路))	国土交通省	58	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	0	地域公共交通活性化・再生総合事業	国土交通省	11	地域公共交通活性化・再生総合事業	国土交通省	11	
	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第2号、第54条、第55条)	農林水産省	0	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	国土交通省	12	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	厚生労働省	1	公共交通活性化総合プログラム	国土交通省	1	公共交通活性化総合プログラム	国土交通省	1	
	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第3号、第56条)	国土交通省	1	社会資本整備総合交付金(下水道事業・都市水環境整備下水道事業)防災・安全交付金(下水道事業・都市水環境整備下水道事業)	国土交通省	4	地域介護・福祉空間整備推進交付金	厚生労働省	0	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	国土交通省	7	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	国土交通省	7	
	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定(法第7条第11項第4号、第57条)	国土交通省	0	社会資本整備総合交付金(港湾事業)防災・安全交付金(港湾事業)	国土交通省	0	公立文教施設の整備	文部科学省	1	商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)	経済産業省	3	商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)	経済産業省	3	
					社会資本整備総合交付金(河川事業)防災・安全交付金(河川事業)	国土交通省	5	地域支援事業交付金	厚生労働省	2	合計(A)		1,420	合計(A)		1,420
					社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	国土交通省	1	地域商業自立促進事業	経済産業省	0	(うち、重複計上事業(B))		(45)	(うち、重複計上事業(B))		(45)
					社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業)防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	国土交通省	0	まちプロデュース活動支援事業のうち、人材育成事業	経済産業省	0	差引(A-B)		1,375	差引(A-B)		1,375

(注) 1 「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした44計画で活用された事業の数であり、平成26年度以前の特別の措置名で活用されたものを含む。また、一つの事業で複数の施策を活用している事業については、それぞれの施策に重複計上している。
 3 網掛けされた施策は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)には掲載されていないが、27年度版以前のマニュアルに掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において活用された実績がなく、現在は特別の措置とはならないメニューは除いて整理した。
 4 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金は、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成27年度版>」(内閣府地方創生推進室)に基づき、1メニューとしている。

表 2-(1)-イ-(ウ)-② 中心市街地活性化基本計画の特別の措置のメニュー数

(単位：メニュー)

区 分	平成	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	平均
	18年度										
法に定める特別の措置	18	18	18	18	18	18	14	14	22	22	18.0
認定と連携した支援措置・中心市街地活性化に資するその他支援措置	62	58	67	69	62	56	56	56	60	61	60.7
合 計	80	76	85	87	80	74	70	70	82	83	78.7

(注) 内閣府の「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」の「支援措置一覧」に基づき、当省が作成した。

表 2-(1)-イ-(ウ)-③ 中心市街地活性化基本計画の特別の措置の対象事業

<p><中心市街地活性化ソフト事業></p> <p>○ 特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）（抜粋）</p> <p>附則第 5 条</p> <p>18 平成二十七年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号に掲げる額については、同号の規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第四号、第五号及び第七号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）の合算額を加えた額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三～七 （略）</p> <p>○ 平成 27 年度における中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について（照会）（平成 27 年 8 月 21 日付け総務省自治行政局地域振興室長通知）</p> <p>1. 調査対象</p> <p>本調査の対象となるイベント等のソフト事業は、中心市街地の活性化に関する法律（平</p>
--

成 10 年法律第 92 号) 第 9 条第 10 項に定める内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた市町村が行う事業（商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。）のうち、市町村の負担する額（一般財源所要額）が 100 万円を超えるもので、次のいずれかに該当するもの。なお、一般財源所要額が 1 億円を超える事業については、当該事業に要する経費は 1 億円とする。

- ① 市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く。）の実施又は助成
- ② 市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成
- ③ 中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の中心市街地活性化のための後継者育成研修事業への助成
- ④ 基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業
- ⑤ 中心市街地における空き店舗対策事業
- ⑥ その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業

<戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金>

○ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金要綱（平成 17 年 5 月 24 日）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱で「補助事業」とは、市町村が中心市街地の活性化に向けて積極的に取り組む地域において、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 9 条第 6 項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づき実施される事業であって、補助事業を実施する者（地方公共団体を除く。以下「補助事業者」という。）が行う先進的な商業基盤施設又は商業施設の整備事業（以下「施設整備事業」という。）及び商業等の活性化に寄与する事業（以下「活性化事業」という。）をいう。

（交付の目的）

第 3 条 この補助金は、中心市街地において、補助事業者が施設整備事業及び活性化事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助することにより、中心市街地活性化の実効性を更に高めることを目的とする。

(別表)

	補助金の交付の対象	補助対象経費の区分
戦略的 中心 市 街地 商業 等 活 性 化 支 援 事 業 費 補 助 金	<p>1. 施設整備事業</p> <p>次の商業基盤施設及び商業施設等（これら施設と一体的に整備される設備を含む。）の建設又は取得に要する経費（ただし、調査設計費及び施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。）</p> <p>(1) 来街者又は居住者利便施設</p> <ul style="list-style-type: none">①教養文化施設等②来街者又は居住者を誘導及び滞留させるための施設③その他これらに類する施設 <p>(2) 商業等業務円滑化施設</p> <p>(3) 商業等の活性化に資する施設</p> <ul style="list-style-type: none">①商業インキュベーター施設②テナントミックスに資する施設③その他これらに類する施設	・施設整備事業費
	<p>2. 活性化事業</p> <p>商業等の活性化に寄与することが見込まれる事業に要する経費（ただし、事業者の人件費、備品購入費にかかる経費は除く。）</p>	・活性化事業費

表2-(1)-イ-(ウ)-④ 中心市街地活性化基本計画における都市再生法第47条第2項の
交付金の活用状況

メニュー	事業数	
道路	106	}
公園	20	
古都及び緑地保全事業	0	
河川	0	
下水道	0	
駐車場有効利用システム	0	
地域生活基盤施設	64	
高質空間形成施設	70	
高次都市施設	19	
既存建造物活用事業	6	
土地区画整理事業	6	
市街地再開発事業	7	
住宅街区整備事業	0	
バリアフリー環境整備促進事業	1	
優良建築物等整備事業	1	
住宅市街地総合整備事業	0	
街なみ環境整備事業	1	
住宅地区改良事業等	0	
都心共同住宅供給事業	0	
公営住宅等整備	0	
都市再生住宅等整備	1	
防災街区整備事業	0	
中心拠点誘導施設	0	
生活拠点誘導施設	0	
高齢者交流拠点誘導施設	0	
人にやさしいまちづくり事業	1	
事業活用調査	13	}
まちづくり活動推進事業	49	
地域創造支援事業	146	
合 計 (A)	511	
うち、重複計上事業 (B)	(8)	
差引 (A - B)	503	

基幹事業

提案事業

(注) 1 国土交通省の社総交交付要綱の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」等に基づき、当省が作成した。
 2 「事業数」は当省が調査対象とした44計画で活用された事業の数である。
 3 網掛けされた施策は、平成27年2月の別表「都市再生整備計画事業の交付対象事業」には掲載されていないが、それ以前は社総交交付要綱に掲載されていたものである。
 なお、調査対象とした計画において、活用された実績がなく、現在は交付対象事業となっていないメニューは除いて整理した。

表2-(1)-イ-(ウ)-⑤ 中心市街地活性化基本計画における
地域創造支援事業の活用状況

事業類型	事業数
交流施設整備	38
イベント	15
空き店舗活用・開業支援	12
公園・広場・遊歩道	8
公共交通施設・設備整備	6
公共交通の運営	6
情報発信（観光情報、地場産業紹介）	6
調査・検討	6
道路整備	5
その他	44
合計	146

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 施設整備には、施設の改修も含まれる。

表2-(1)-ウ 地域独自の取組

(単位:事業、%)

区分	市が単独で実施した事業		民間等が実施した事業		都道府県が実施した事業		合計
	従来から実施	新たに着手	従来から実施	新たに着手	従来から実施	新たに着手	
地域再生計画	249 (63.8)	65	80 (20.5)	38	61 (15.6)	11	390 (100)
都市再生整備計画	82 (59.4)	64	46 (33.3)	17	10 (7.2)	5	138 (100)
中心市街地活性化基本計画	395 (36.7)	115	657 (61.1)	303	24 (2.2)	14	1,076 (100)
合計	726 (45.3)	244	783 (48.8)	358	95 (5.9)	26	1,604 (100)

(注)1 当省の調査結果による。

2 各計画に記載された事業のうち、計画期間中に未着手になったものは除いた。

3 「民間等」には、中心市街地活性化協議会、商店街振興組合等が含まれる。

4 ()内は、各計画の合計に占める割合であり、少数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にならない。

表2-(1)-ウ-(ア) 地域再生計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
企業誘致、開業支援	15
イベント	12
地域美化活動の推進	5
施設運営	5
その他	28
合計	65

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	16
商品・技術開発	8
その他	14
合計	38

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
道路舗装	2
その他	9
合計	11

(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

表2-(1)-ウ-(イ) 都市再生整備計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
庁舎整備	10
案内板等設置	7
道路維持修繕	5
その他	42
合計	64

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	4
その他	13
合計	17

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
河川改修	2
その他	3
合計	5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

表2-(1)-ウ-(ウ) 中心市街地活性化基本計画における地域独自の取組

① 市が単独で実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
調査・検討	14
情報発信（生活情報、空き家等）	13
空き店舗活用・開業支援	13
イベント	12
施設運営	10
広場・公園・遊歩道整備	7
制度	6
交流施設整備・改修	5
その他	35
合計	115

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

② 民間等が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
イベント	49
情報発信（観光情報、空き店舗等）	34
商品券発行等の販売促進活動	30
商業施設等整備	28
調査・検討	27
公共交通の運営	22
施設運営・スペース提供	17
交流施設整備	16
講習・研修	9
公共交通施設・設備整備	8
福祉・医療・教育（ハード）	8
居住施設整備	6
テナントミックス（空き店舗活用）	7
その他	42
合計	303

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が5未満のものは「その他」に計上した。
 3 整備には、改修も含まれる。

③ 都道府県が実施した事業のうち、計画作成を契機に新たに取り組んだ事業

事業類型	事業数
調査・検討	3
その他	7
合計	10

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 事業数が最も多いもの以外は「その他」に計上した。

(2) 効果の発現状況

勸 告	説明図表番号
<p>地域活性化 3 計画の目標の達成状況に関する市の認識や設定された指標の目標達成状況による効果の発現状況について調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 地域再生計画</p>	
<p>今回調査対象とした 76 計画において 276 指標が設定されている。</p>	
<p>① 指標の設定数別にみると、1 指標のものが 12 計画 (15.8%)、2 指標のものが 18 計画 (23.7%)、3 指標のものが 15 計画 (19.7%)、4 指標のものが 9 計画 (11.8%)、5 指標以上のものが 20 計画 (26.3%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-①</p>
<p>なお、指標が設定されていないものが 2 計画 (2.6%) あった。</p>	
<p>② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標 (事業量や事業の実施率と同義のものとして当省が整理した指標。以下同じ。) が 65 指標 (23.6%)、雇用者・従業者の創出数が 48 指標 (17.4%)、計画が実施された地域への観光入込客数が 22 指標 (8.0%)、研修・講演会などの参加者数が 20 指標 (7.2%)、計画が実施された地域で新たに活動を開始したボランティア団体等の数が 12 指標 (4.3%) などとなっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-②</p>
<p>③ 計画期間別にみると、3 年未満のものが 25 計画 (32.9%)、3 年以上 5 年未満のものが 22 計画 (28.9%)、5 年以上 6 年未満のものが 19 計画 (25.0%)、6 年以上のものが 10 計画 (13.2%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③</p>
<p>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</p>	
<p>計画全体の総合的な目標の達成状況 (個別の指標ごとではなく、計画全体の目標の達成状況。以下同じ。) の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった 7 計画を除く 69 計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。</p>	<p>表 2-(2)-ア-④</p>
<p>① 「目標を達成した (かなり活性化が図られた)」が 32 計画 (42.1%)</p>	
<p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 37 計画 (48.7%)</p>	
<p>③ 「目標を達成しなかった (計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化)」と回答があった計画はない</p>	
<p>④ 「分からない」が 7 計画 (9.2%)</p>	
<p>また、調査対象とした 76 計画のうち、指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない 8 計画を除く 68 計画において、指標が測定されている 225 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑤</p>

<p>① 全ての指標について、計画実施後に測定した値（評価値）が計画作成時に目標とした値（目標値）に達した計画が 20 計画（29.4%）</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が計画作成時に基準として設定した値（基準値）より改善しており、目標達成度 7 割以上（注）の計画が 11 計画（16.2%）</p> <p>（注）目標達成度 7 割以上とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう（以下同じ。）。</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 32 計画（47.1%）</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 5 計画（7.4%）</p> <p>(イ) 効果の発現状況</p> <p>今回、調査対象とした 76 計画の 276 指標から、i) 計画で設定されている指標が測定されていない 51 指標、ii) 指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていないと認められる 4 指標（本項目において、i) 及び ii) のように効果の把握ができていないと認められる指標（後述 2(3)ア(ア)から(ウ)、2(3)イ(ア)及び(イ)参照）を、以下「未測定等指標」という。）及び iii) アウトプット指標 65 指標を除く 62 計画 159 指標について、市による測定結果を計画別に整理した（注）。</p> <p>（注）iii) については、計画の進捗状況ではなく、計画を推進したことによる効果の発現状況を把握するために除外した（以下イ(イ)において同じ。）。</p> <p>なお、i)、ii) 又は iii) に重複して該当する指標があるため、276 指標から i)、ii) 及び iii) の合計である 120 指標を除いても 159 指標とはならない。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 23 計画（37.1%）（うち未測定等指標が含まれるものが 8 計画）、</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 7 計画（11.3%）（うち未測定等指標が含まれるものが 1 計画）、</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 22 計画（35.5%）、</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 10 計画（16.1%）であった。</p> <p>こうしたことから、地域再生計画については、一定の効果が発現しているとみられる。</p> <p>また、内閣府は、地域再生基本方針に掲げる目標の一つである「地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すこ</p>	<p>表 2-(2)-ア-⑥-i、ii</p> <p>表 2-(2)-ア-⑦、⑧</p>
---	--

<p>とにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること」に関し、同府の「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 27 年 9 月）において、「地域再生計画の認定件数については、目標値 144 件に対し、実績値 204 件と、目標を大きく上回る結果となった」と評価している。</p> <p>なお、地域再生の成功事例を示すことについては、後述 2(4)のとおり、改善すべき点がみられる。</p>	
<p>イ 都市再生整備計画</p>	
<p>今回調査対象とした 171 計画において 577 指標が設定されている。</p>	
<p>① 指標の設定数別にみると、2 指標のものが 12 計画 (7.0%)、3 指標のものが 103 計画 (60.2%)、4 指標のものが 38 計画 (22.2%)、5 指標以上のものが 18 計画 (10.5%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p>
<p>② 設定された指標の内容別にみると、アウトプット指標が 119 指標 (20.6%)、地域住民等の満足度が 91 指標 (15.8%)、公共公益施設等の利用者数が 64 指標 (11.1%)、歩行者・自転車の通行量が 57 指標 (9.9%)、居住人口が 46 指標 (8.0%)、計画が実施された地域への観光入込客数が 43 指標 (7.5%) などとなっている。</p>	<p>表 2-(2)-イ-②</p>
<p>③ 計画期間別にみると、5 年未満のものが 15 計画 (8.8%)、5 年のものが 155 計画 (90.6%)、5 年を超えるものが 1 計画 (0.6%) となっている (注)。</p>	<p>表 2-(2)-イ-③</p>
<p>(注) 計画期間と都市再生法第 47 条第 2 項に基づく交付金の交付期間が異なる計画については、交付期間で区分している。</p>	
<p>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</p>	
<p>計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり、「分からない」と回答があった 3 計画を除く 168 計画全てにおいて一定程度の効果があったと回答があった。</p>	<p>表 2-(2)-イ-④</p>
<p>① 「目標を達成した (かなり活性化が図られた)」が 82 計画 (48.0%)</p>	
<p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 86 計画 (50.3%)</p>	
<p>③ 「目標を達成しなかった (計画作成時と変化なし又は計画作成時より悪化)」と回答があった計画はない</p>	
<p>④ 「分からない」が 3 計画 (1.8%)</p>	
<p>また、調査対象とした 171 計画 577 指標のうち、指標の評価値が一つも測定されていない 3 計画 9 指標を除く 168 計画 568 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は次のとおりである。</p>	<p>表 2-(2)-イ-⑤</p>

<p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 48 計画 (28.6%)</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 18 計画 (10.7%)</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 91 計画 (54.2%)</p> <p>④ ①から③のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 11 計画 (6.5%)</p>	
<p>(イ) 効果の発現状況</p> <p>上記ア(イ)の地域再生計画と同様に、調査対象とした 171 計画の 577 指標から、i) 指標が測定されていない 9 指標、ii) 効果の把握ができていないと認められる 27 指標及びiii) アウトプット指標 119 指標を除く 162 計画 430 指標について、市による測定結果を計画別に整理した(注)。</p> <p>(注) i)、ii) 又はiii) に重複して該当する指標があるため、577 指標から i)、ii) 及びiii) の合計である 155 指標を除いても 430 指標とはならない。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画が 58 計画 (35.8%) (うち未測定等指標が含まれるものが 7 計画)、</p> <p>② ①には該当しないものの、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 12 計画 (7.4%) (うち未測定等指標が含まれるものが 2 計画)、</p> <p>③ ①及び②には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 73 計画 (45.1%)、</p> <p>④ ①から③までのいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 19 計画 (11.7%)</p> <p>であった。</p> <p>こうしたことから、都市再生整備計画については、一定の効果が発現しているとみられる。</p>	<p>表 2-(2)-イ-⑥- i、ii</p>
<p>ウ 中心市街地活性化基本計画</p> <p>今回調査対象とした 44 計画において 148 指標が設定されている。</p> <p>① 指標の設定数別にみると、2 指標のものが 3 計画 (6.8%)、3 指標のものが 25 計画 (56.8%)、4 指標のものが 13 計画 (29.5%)、5 指標のものが 3 計画 (6.8%) となっている。</p> <p>② 設定された指標の内容別にみると、歩行者・自転車の通行量が 48 指標 (32.4%)、居住人口が 32 指標 (21.6%)、区域内の小売事業者等の年間販売額 (以下「年間商品販売額」という。) が 16 指標 (10.8%)、</p>	<p>表 2-(2)-ウ-①</p> <p>表 2-(2)-ウ-②</p>

<p>計画が実施された地域への観光入込客数が 13 指標 (8.8%)、空き店舗の数等が 10 指標 (6.8%)、公共公益施設等の利用者数が 10 指標 (6.8%) などとなっており、アウトプット指標や地域住民等の満足度は指標として設定されていない。</p> <p>③ 計画期間別にみると、4 年以上 5 年未満のものが 15 計画 (34.1%)、5 年以上 6 年未満のものが 25 計画 (56.8%)、6 年以上のものが 4 計画 (9.1%) となっている。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-③</p>
<p>(7) 目標の達成状況に関する市の認識等</p> <p>計画全体の総合的な目標の達成状況の認識について、計画を作成した市から聴取したところ、次のとおり回答があった。</p> <p>① 「目標を達成した (かなり活性化が図られた)」が 3 計画 (6.8%)</p> <p>② 「目標を達成しないものの一定程度効果があった」が 37 計画 (84.1%)</p> <p>③ 「目標を達成しなかった」と回答があった計画は 4 計画 (9.1%) あり、うち「計画作成時と変化なし」が 2 計画、「計画作成時より悪化」が 2 計画</p> <p>④ 「分からない」と回答があった計画はない。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-④</p>
<p>また、調査対象とした 44 計画 148 指標について、市による測定結果を計画別に集計した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画はない。</p> <p>② ①には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 27 計画 (61.4%)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 17 計画 (38.6%)</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑤</p>
<p>(4) 効果の発現状況</p> <p>地域再生計画及び都市再生整備計画と同様に、調査対象とした 44 計画の 148 指標から、効果の把握ができていないと認められる 2 指標を除く 44 計画 146 指標について、市による測定結果を計画別に整理した。</p> <p>その結果、</p> <p>① 全ての指標の評価値が目標値に達した計画及び全ての指標の評価値が目標達成度 7 割以上の計画はなく、</p> <p>② ①には該当しないものの、複数の指標のうち 1 指標以上の評価値が目標達成度 7 割以上の計画が 26 計画 (59.1%)、</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当せず、全ての指標の評価値が目標達成度 7 割未満の計画が 18 計画 (40.9%) であった。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑥</p>

こうしたことから、6.8%の計画を作成した市が「目標を達成した」、84.1%の計画を作成した市が「一定程度効果があった」と回答しているものの、地域再生計画及び都市再生整備計画と比べても、中心市街地活性化基本計画については所期の効果が発現しているとみることは困難である。

(ウ) 目標の達成状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由

上記(ア)及び(イ)のとおり、計画全体の総合的な目標の達成状況に関する市の認識と効果の発現状況の間には差異が認められる。

計画を作成した市が自らの中心市街地活性化の取組に対して「目標を達成した」又は「一定程度効果あり」と回答があった合計40計画(注)について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 特定の指標が目標値に達したとするもの(15計画)
- ② 目標値に達しないものの、設定した指標のうち1指標以上の評価値が基準値を上回ったとするもの(14計画)
- ③ 目標値に達しないものの、計画期間中に落ち込みをみせていた数値に改善の傾向があるとするもの(9計画)
- ④ 目標としていた人口増加には至らなかったものの、人口減に歯止めがかかった又は増加の兆しがあるとするもの(8計画)
- ⑤ その他、計画期間中は基準値を上回っていた指標もあったが、東日本大震災や長引く不況の影響で評価値を測定する段階では基準値を下回ったとするもの等(5計画)

(注) 複数の理由を挙げたものがあるため、上記①から⑤までの合計は40計画とならない。

一方、「目標を達成しなかった」と回答があった4計画について、当該市は、次のとおり理由を挙げていた。

- ① 基準値より評価値が改善した指標はあるものの、効果がみられたのが、中心市街地内の一部の地点に限られており、中心市街地が全体的に活性化したという実感がないとするもの(計画作成時と変化なし)
- ② 設定した3指標のうち2指標の評価値が基準値を下回ったものの事業の進捗がおおむね順調であり、少なくとも計画実施により悪影響があったとはいえないとするもの(計画作成時と変化なし)
- ③ 計画期間中に老舗デパートの閉店があり、主要事業も未完了のためにぎわいと回遊性の向上には至っていないとするもの(計画作成時より悪化)
- ④ 計画期間中に大型店舗が相次いで撤退し、公共事業も計画期間中に完了に至らず事業効果が上がっていないとするもの(計画作成時より悪化)

表 2-(2)-ウ-
⑦-i

表 2-(2)-ウ-
⑦-ii

(I) 前回調査（平成 16 年 9 月勧告）結果との比較

総務省（行政評価局）は、平成 16 年 9 月 15 日に公表した「中心市街地の活性化に関する行政評価・監視」（以下「前回調査」という。）において、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づく取組について、「中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない」として、①基本計画の的確な作成、②事業の着実な実施、③基本計画の見直し等について、関係省に対し勧告を行った。

前回調査においては、中心市街地活性化の状況について、i) 計画作成前後の中心市街地の①人口、②商店数、③年間商品販売額、④事業所数及び⑤事業所従業者数の推移、ii) これら①から⑤の統計データの市町の値に占める中心市街地の値の占める割合の推移、iii) これら①から⑤の統計データの中心市街地の数値の推移と全国値の推移との比較等により分析を行っている。

今回、これらの統計データのうち、現在もデータが把握可能な中心市街地の①人口、②事業所数及び③事業所従業者数について、調査対象とした 42 市における中心市街地活性化基本計画のおおむね作成前後のデータを把握し、上記と同様の比較を行った。さらに、人口 10 万人以上の市を調査対象としたことから、併せて前回調査で調査対象とした 121 市町のうち人口 10 万人以上の 55 市との比較を行った。

その結果は、次のとおり、前回調査と比べ、中心市街地の人口については、増加・上昇した市の割合が大きくなっており、中心市街地の事業所数及び事業所従業者数については、減少・低下している市の割合が更に大きくなっている。

① 中心市街地の人口については、前回調査においては、121 市町中 84 市町（69.4%）が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 31 市（56.4%）であったが、今回調査では減少した市は 42 市中 22 市（52.4%）にとどまっている。また、今回調査で増加した 20 市のうち 11 市は、市全体の人口が減っているにもかかわらず、中心市街地の人口が増加している。

中心市街地の人口と当該市町の全人口に占める割合についてみると、前回調査においては、121 市町中 87 市町（71.9%）が低下し、人口 10 万人以上の 55 市で見てもその割合が低下した市は 55 市中 34 市（61.8%）あったが、今回調査では低下していたのは 42 市中 17 市（40.5%）にとどまり、上昇した市の方が多くなっている。

② 中心市街地の事業所数については、前回調査においては、120 市町（注）中 112 市町（93.3%）が減少し、人口 10 万人以上の 55 市で見ると、減少していたのは 51 市（92.7%）であったが、今回調査では 42 市全てで減少していた。

表 2-(2)-ウ-
⑧-i

表 2-(2)-ウ-
⑧-ii

<p>(注) 121 市町から、中心市街地内の事業所数が把握できない 1 町を除外している (以下同じ)。</p> <p>中心市街地の事業所数が当該市町の全事業所数に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 103 市町 (85.8%) が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下していた市は 55 市中 45 市 (81.8%) であったが、今回調査では低下しているのは 42 市中 28 市 (66.7%) と、低下した割合が小さくなっている。</p> <p>③ 中心市街地の事業所従業者数については、前回調査においては、120 市町中 100 市町 (83.3%) が減少し、人口 10 万人以上の 55 市でみると、減少していたのは 43 市 (78.2%) であったが、今回調査では事業所数と同様に 42 市全てで減少していた。</p> <p>中心市街地の事業所従業者数が当該市町の全事業所従業者に占める割合についてみると、前回調査においては、120 市町中 87 市町 (72.5%) が低下し、人口 10 万人以上の 55 市でみてもその割合が低下した市は 55 市中 38 市 (69.1%) あったが、今回調査では低下した市は 42 市中 30 市 (71.4%) であり、前回調査と同様の結果となった。</p> <p>また、①から③まででみた調査対象とした 42 市における統計データの各中心市街地の指数の平均値について、全国値の推移と比較した結果は次のとおりであり、人口については、全国値の推移が微減である中、中心市街地においては微増となっていた。</p> <p>i) 人口については、全国値は、平成 18 年と比較して 27 年は 0.7 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 0.9 ポイント増加している。</p> <p>ii) 事業所数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 9.1 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 9.6 ポイント減少と同様の推移であった。</p> <p>iii) 事業所従業者数については、全国値は、平成 21 年と比較して 24 年は 8.5 ポイント減少しているのに対して、42 市の中心市街地の平均値は 11.9 ポイント減少しており、やや減少幅が大きかった。</p> <p>(オ) 内閣府の対応等</p> <p>内閣府による政策評価結果及び有識者による中心市街地活性化施策の評価、今後の取組について調査した結果は次のとおりである。</p> <p>① 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成 13 年法律第 86 号) に基づく政策評価結果 (内閣府)</p> <p>内閣府は、中心市街地活性化基本方針第 2 章 6(2)に基づき、政府全体の中心市街地活性化施策の実施状況について評価を行っている。同府は、「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」(平成 27 年 9 月)において、中心市街地活性化基本計画の認定施策について、「進展が大</p>	<p>表 2-(2)-ウ- ⑧-iii</p> <p>表 2-(2)-ウ- ⑨ 表 2-(2)-ウ- ⑩-i</p>
---	--

<p>きくない」と評価しており、その判断根拠は次のとおりとしている。</p> <p>i) 平成 26 年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画で定めた指標の評価値が基準値を上回ったものは、64 指標のうち 28 指標（約 44%）と目標値（60%）を達成できなかったが、昨年度の実績値（約 41%）からは改善がみられる。</p> <p>ii) 当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えます。</p> <p>なお、「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」（平成 26 年 8 月）においても、同じく「進展が大きくない」と評価しており、その判断根拠は平成 26 年度のものと同様である。</p> <p>また、内閣府は、この結果を踏まえ、次のとおり今後の取組へ反映していくとしている。</p> <p>「平成 25 年度実施施策に係る政策評価書」においては、</p> <p>i) 中心市街地活性化法の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講ずる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく</p> <p>ii) 中心市街地活性化基本方針の改正により、基本計画の P D C A サイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った</p> <p>としている。</p> <p>「平成 26 年度実施施策に係る政策評価書」においては、</p> <p>i) 平成 26 年度の法改正等による新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく</p> <p>ii) 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通じて、計画の実施状況を確認し、目標達成を目指していく</p> <p>としている。</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑩-ii</p> <p>表 2-(2)-ウ-⑩-ii（再掲）</p> <p>表 2-(2)-ウ-⑩-i（再掲）</p>
<p>② 「中心市街地活性化推進委員会」の報告書</p> <p>内閣府においては、中心市街地活性化施策の今後の方向性と具体的な取組の在り方を検討するため、平成 25 年 7 月から、学識経験者等の委員で構成されている「中心市街地活性化推進委員会」を開催し、</p>	<p>表 2-(2)-ウ-⑩-i、ii</p>

同年12月に「中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性」（以下「制度・運用の方向性」という。）を取りまとめた。

その中で、「法改正後7年が経過した現在、平成24年度末までに基本計画期間が終了した市町村において、目標を達成した評価指標は全体の29%であり、基本計画全体での目標達成状況は芳しくない」とし、また、国の役割の一つとして、府省連携による中心市街地活性化施策の総合的かつ一体的な推進に加え、中心市街地活性化制度の理念・意義についての市町村関係者への積極的な周知や市町村の規模等に応じた成功例の提示が挙げられている。さらに、こうした成功例の提示に倣って各市町村が中心市街地活性化に取り組むことが期待されるとしている。

これまで、内閣府は、計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画について、各市町村が実施した自己評価の結果を取りまとめ、毎年度、目標値に達した指標がある計画の一部を「好取組事例」として紹介している。しかし、「制度・運用の方向性」で指摘されているような、市町村の規模等に応じた成功例の提示はしていない。

【所見】

したがって、内閣府は、認定制度創設後約10年間経過した現在においても目標達成状況が芳しくなく、また、同府の政策評価においても2年連続で進展が大きくないとしていることを踏まえて、中心市街地活性化施策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「制度・運用の方向性」で指摘された市町村の規模等に応じた成功例の提示を速やかに行うなど、効果の発現のための取組を強力に行うこと。
- ② ①を行うとともに、改めて目標達成が困難となっている原因の分析を行い、必要な改善方策を検討及び実施すること。

【参考】 最近の我が国の主な経済情勢の動向（概要）

今回、調査対象とした計画は平成18年度から20年度までの間に認定・開始等されており、計画期間終期の大宗は21年度以降である（291計画 中 278計画（95.5%））。

この計画期間前後の経済情勢の概要は次のとおりである。

- ① 平成14年後半以降のイラク情勢の緊迫化とそれに続くイラク戦争の勃発、あるいは重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加、感染地域の拡大の問題が終息に向かった15年半ばから景気は持ち直した。
- ② その後、一時的に踊り場を向かえ景気回復のテンポが緩やかになった年もみられるものの、民間需要中心の経済成長が続き、平成15年度から19年度までの名目GDPは、毎年0.2%から0.8%までの間で増加し、19年度は14年度と比較すると3.0%の増加がみられる。
- ③ 平成19年末頃に遭遇したアメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安、景気の減速、原油・原材料価格の高騰などから、我が国の景気も緩やかながら弱まりを示し、20年9月に発生したリーマン・ブラザーズ破綻（リーマンショック）後、金融不安が世界的な金融危機へと発展し、世界景気は一段と下振れ、世界同時不況と呼ぶべき事態に至った。こうした中で、日本経済の状況も一変し、外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化が始まった。

この間、平成19年度に513兆円であった我が国の名目GDPは、21年度には474兆円と7.6ポイントも減少している。

- ④ リーマンショック後の厳しく深い景気後退は、平成21年春頃から持ち直しの局面となり、23年3月に発生した東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持した。また、平成26年4月の消費税引上げに伴う、駆け込み需要の反動により弱い動きもみられたが、日本経済は、緩やかな回復基調が続いている。

この間、平成21年度に474兆円であった名目GDPは22年度に481兆円、23年度が474兆円、24年度が474兆円、25年度が482兆円、26年度が490兆円となっている。

このようなことから、平成19年度までの経済情勢を踏まえると、右上がりを前提とした計画となりやすいが、19年度以降には、厳しく深い景気後退や東日本大震災による一時的な落ち込みがあった。

（注）「国民経済計算確報」（平成27年12月25日内閣府）及び「年次経済財政報告」（平成15年10月24日内閣府、18年7月18日内閣府、19年8月7日内閣府、20年7月23日内閣府、21年7月24日内閣府、22年7月23日内閣府、24年7月27日内閣府、25年7月23日内閣府、26年7月25日内閣府）に基づき、当省が取りまとめた。

【参考】 名目GDPの推移

(単位：兆円)

区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
名目GDP	498.0	501.9	502.8	505.3	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6
前年度 増減比	-0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	-4.6	-3.2	1.4	-1.3	0.0	1.7	1.5
指数	97.1	97.8	98.0	98.5	99.2	100	95.4	92.4	93.7	92.4	92.5	94.0	95.4

(注) 1 「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

2 指数はサブプライムローン問題に端を発する世界経済不況の影響を受けた平成19年度を100とした場合の値を示す。

【参考】 実質GDPの推移

(単位：兆円)

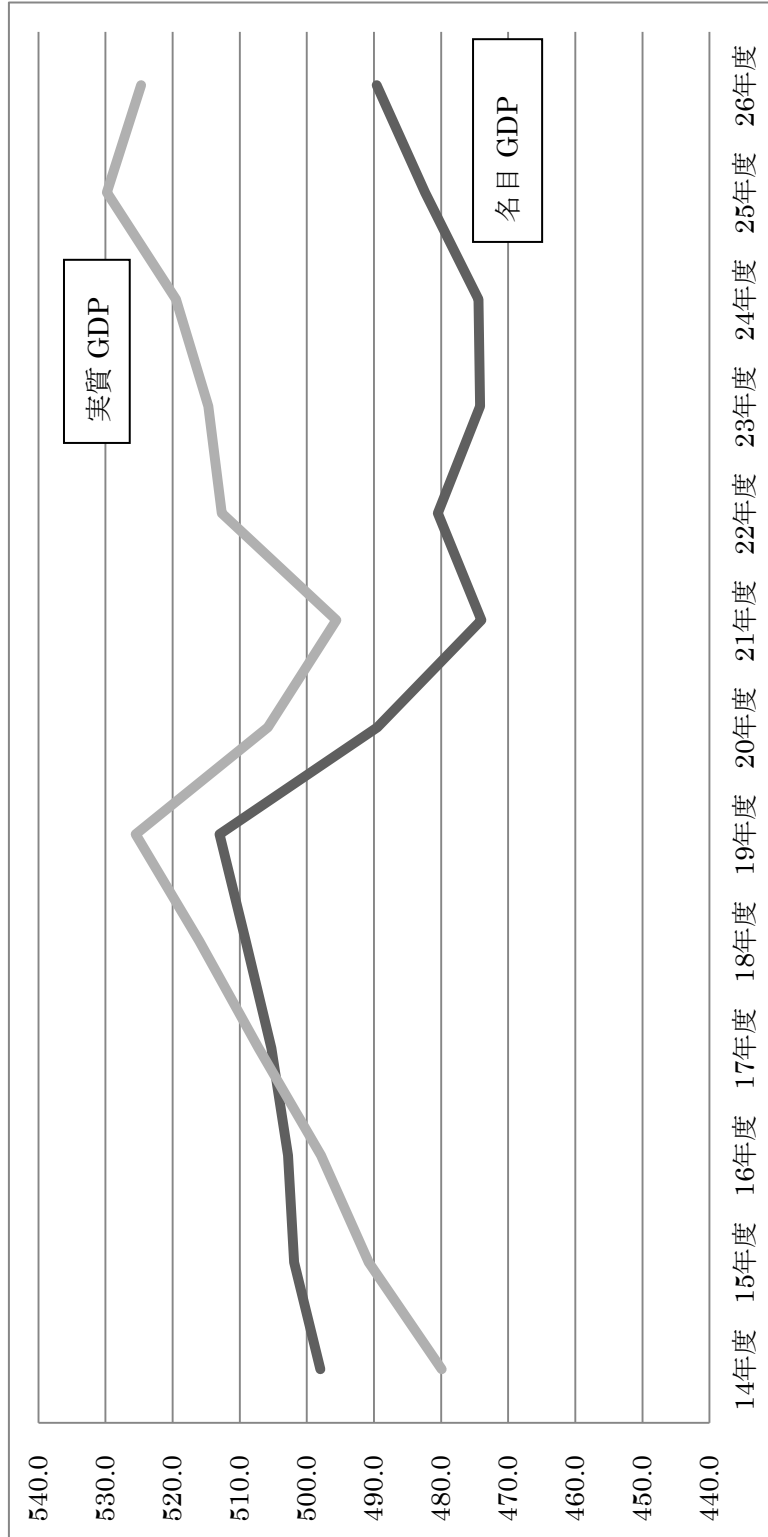
区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実質GDP	479.9	490.8	497.9	507.2	516.0	525.5	505.8	495.6	512.7	514.7	519.5	529.8	524.7
前年度 増減比	1.1	2.3	1.5	1.9	1.8	1.8	-3.7	-2.0	3.5	0.4	0.9	2.0	-1.0
指数	91.3	93.4	94.7	96.5	98.2	100	96.3	94.3	97.6	97.9	98.9	100.8	99.8

(注) 1 「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

2 実額は平成17暦年価格を基準としている。

3 指数は平成19年度を100とした場合の値を示す。

【参考】 名目GDPと実質GDPの推移の比較



(注)「国民経済計算確報」(平成27年12月25日内閣府)に基づき、当省が作成した。

【参考】 経済財政報告（内閣府）（抜粋）

○ 平成 15 年度年次経済財政報告（平成 15 年 10 月 24 日内閣府）（抜粋）

2002 年後半以降のイラク情勢の緊迫化とそれに続くイラク戦争の勃発、あるいは重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染者の増加、感染地域の拡大といったこともあり、これまで日本の主要な輸出先であったアメリカやアジア地域の経済が減速するに伴って、日本の輸出の伸びも鈍化していった。これを受け、企業部門でも、生産の伸びは止まり、企業部門における前向きの動きは緩やかになった。その後、2003 年半ばにかけて、イラク情勢や SARS 問題が終息に向かうとともに、不透明感が後退し、輸出も回復の兆しをみせている。企業部門における前向きの動きもはっきりとしており、景気は再び持ち直しに向けた動きをみせている。

○ 平成 18 年度年次経済財政報告（平成 18 年 7 月 18 日内閣府）（抜粋）

日本経済は 2002 年初めから景気回復を続けており、景気拡張期間は既に 4 年を超えているとみられる。日本経済は、2005 年央には、前年末から続いた情報化関連部門の調整や輸出の鈍化等を主因とする踊り場的な状況を脱し、企業部門、家計部門、海外部門がバランスよく回復する中で、順調に回復を続けている。

ただし、景気は過去 4 年間に必ずしも単調に回復してきた訳ではなく、途中、2 回にわたり回復テンポが緩やかになる踊り場的な状況を経てきている。

○ 平成 19 年度年次経済財政報告（平成 19 年 8 月 7 日内閣府）（抜粋）

2005 年半ばに踊り場的な状況を脱した日本経済は、2006 年前半にかけて企業部門、家計部門、海外部門がバランスよく回復したものの、2006 年後半から家計部門に弱さがみられるようになってきている。実質 GDP 成長率の動きをみると、2005 年度に 2.4% (1.9%) となった後、2006 年度は 2.1% (1.8%) となり、全体としては引き続き民間需要中心の経済成長が続いている。

○ 平成 20 年度年次経済財政報告（平成 20 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

日本の景気回復は、2008 年に入ってから足踏み状態にある。その主な原因は、景気回復 6 年目の 2007 年、日本経済が遭遇した大きなショックである。アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融資本市場の変動、原油・原材料価格の高騰は、企業収益やマインドを圧迫し、企業や家計の行動を慎重化させた。アメリカの景気減速の直接の影響も現実化し、日本からの輸出にも影響を及ぼし始めた。期待されていた「企業から家計への景気回復の波及」は、企業部門の好調さが失われ、実現に至っていない。

（中略）

日本経済の状況を包括的に示す国内総生産（GDP）の動向をみると、2007 年度の実質成長率は、年後半に改正建築基準法の影響（後述）により住宅投資が大きく落ち込んだこともあり、前年比 1.5% (1.8%) の伸びとなった。しかし 2008 年に入り、主要な需要項目である民間消費と設備投資及び生産のいずれもが横ばいとなり（生産はその後弱含み）、景気回復は足踏み状態が続いている。

この背景には、原油・原材料価格の高騰と、2007 年半ばから急激に世界経済の先行き不透明感を高めたサブプライム住宅ローン問題の影響がある。それまでも、原油・原材料価格の高騰は、販売価格への転嫁が困難な企業にとって経常利益の圧迫要因となっていた。

○ 平成 21 年度年次経済財政報告（平成 21 年 7 月 24 日内閣府）（抜粋）

今回の景気後退は、2008 年 9 月におけるアメリカのリーマン・ブラザーズ破綻（以下「リーマンショック」）の前後で 2 つの段階に区分できる。2007 年末頃からリーマンショック前までがいわば第一段階であり、アメリカを中心とする金融不安、景気の減速、原油・原材料価格の高騰などから、我が国の景気も緩やかながら弱まりを示した時期である。リーマンショック後の第二段階では、金融不安が世界的な金融危機へと発展し、世界景気は一段と下振れ、世界同時不況と呼ぶべき事態に至った。こうしたなかで、日本経済の状況も一変し、外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化が始まった。

○ 平成 22 年度年次経済財政報告（平成 22 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

日本経済は、リーマンショック後の厳しく深い景気後退を経て、2009 年春頃から持ち直し局面にある。ただしこれは輸出や経済対策の効果にけん引された面が依然として強く、国内民需を中心とする自律的な回復には今一步の状況である。

○ 平成 24 年度年次経済財政報告（平成 24 年 7 月 27 日内閣府）（抜粋）

2011 年は 3 月の大震災から立ち直るために多くの努力が費やされた一年であったが、我が国経済を取り巻く環境には厳しいものがあつた。まず、タイの洪水被害は、大震災で痛手を受けた我が国企業にとって、生産ネットワークが様々なリスクにさらされていることを改めて痛感させる出来事であった。また、ギリシャの債務問題に端を発する欧州政府債務危機の顕在化は、リーマンショックによって明らかになった経済の歪みがいまだ是正されていないことを示した。欧州やアメリカ経済の成長鈍化は、中国を始めとするアジアの輸出鈍化へとつながり、最終的には我が国に対しても、輸出の伸び悩みという形で影響することとなった。

2009 年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、2011 年に生じた大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきた。その背景には、消費や公需（政府消費及び投資）がプラスに寄与したことに加え、2011 年後半にタイの洪水被害によって落ち込んだ輸出が 2012 年にはプラスに転じたこともある。

○ 平成 25 年度年次経済財政報告（平成 25 年 7 月 23 日内閣府）（抜粋）

景気の持ち直しはリーマンショック後 2 回目となる。リーマンショックの影響で急速に悪化した景気は、2009 年 1-3 月期に底入れし、持ち直しに転じた。実質 GDP は 2011 年前半に大震災の影響で一時的に減少したものの、その後も増勢を維持した。しかし、2012 年年央にエコカー補助金の効果の一巡を受けて個人消費が減速し、これと同じタイミングで欧州政府債務危機を背景に世界景気が減速する中で輸出が大幅に減少した。このため、景気は急速に弱い動きとなり、実質 GDP は 2012 年 4-6 月期から 2 四半期連続で減少した。2013 年に入って、景気は 2012 年年央から続いてきた弱い動きを脱し、2 回目の持ち直しに転じた。

○ 平成 26 年度年次経済財政報告（平成 26 年 7 月 25 日内閣府）（抜粋）

日本経済は、実質 GDP 成長率が 2012 年 10-12 月期以降、6 四半期連続のプラス成長となるなど着実に上向いてきた。2014 年 4 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱い動きもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。このように実体経済の改善が進む中で、物価は緩やかに上昇し、デフレ脱却へ向けて着実に進んでいる。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 平成 23 年度に、統計基準が改定された。このため、それ以前の経済財政報告には前基準の成長率が掲載されている（（ ）内が現基準のもの）。

表 2-(2)-ア-① 地域再生計画における指標数別計画数

(単位：計画、%)

指標数	計画数
指標なし	2 (2.6)
1 指標	12 (15.8)
2 指標	18 (23.7)
3 指標	15 (19.7)
4 指標	9 (11.8)
5 指標以上	20 (26.3)
合計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ア-② 地域再生計画における指標設定内容

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
アウトプット指標（事業量、事業の実施率等）	65(23.6)
雇用者・従業者の創出数	48(17.4)
計画が実施された地域への観光入込客数	22 (8.0)
研修・講演会などの参加者数	20 (7.2)
計画が実施された地域で新たに活動を開始したボランティア団体等の数	12 (4.3)
生産額・製品出荷額	10 (3.6)
地域コミュニティ活動への参加者数	10 (3.6)
事業所数等	9 (3.3)
水質改善に係る指標（BOD等）	7 (2.5)
イベント参加者数	7 (2.5)
その他(公共施設利用者数、居住人口、満足度、相談件数等)	66(23.9)
合計	276 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ア-③ 地域再生計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計画期間	計画数
3 年未満	25 (32.9)
3 年以上 5 年未満	22 (28.9)
5 年以上 6 年未満	19 (25.0)
6 年以上	10 (13.2)
合計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-ア-④ 地域再生計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した（かなり活性化が図られた）	32 (42.1)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	37 (48.7)
目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし）	0 (0.0)
目標を達成しなかった（計画作成時より悪化）	0 (0.0)
分からない	7 (9.2)
合 計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-ア-⑤ 地域再生計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		20 (29.4)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全 7 割以上	48 (70.6)	11 (16.2)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり		32 (47.1)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし		5 (7.4)
小 計		68 (100)	
指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない		8	
合 計		76	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

表 2-(2)-ア-⑥ 地域再生計画の効果の発現状況等

表 2-(2)-ア-⑥- i 地域再生計画の効果の発現状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 (i) + ii) + iii) + iv))	62 (100)
	目標達成度 7 割以上あり (i) + ii) + iii))	52 (83.9)
	目標達成度全 7 割以上 (i) + ii))	30 (48.4)
	i) 目標達成	23 (37.1)
	ii) 目標達成度全 7 割以上	7 (11.3)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり	22 (35.5)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし	10 (16.1)
評価できない	指標が設定されていない又は一つも評価値が測定されていない	8
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	0
	アウトプット指標のみ	6
合 計		76

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 () 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 62 計画を母数とした割合を示す。

表 2-(2)-ア-⑥-ii 全ての指標が目標値を達成又は達成度全 7 割以上の計画の内訳

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標達成	23 (37.1)
① 全てアウトカム指標の計画（未測定等指標を含む計画を除く）	8
未測定等指標（②+③）を含む計画	8
② 未測定の指標を含む計画	5
③ 測定方法等が不適切な指標を含む計画	3
④ アウトプット指標を含む計画	11
目標達成度全 7 割以上	7 (11.3)
① 全てアウトカム指標の計画（未測定等指標を含む計画を除く）	5
未測定等指標（②+③）を含む計画	1
② 未測定の指標を含む計画	1
③ 測定方法等が不適切な指標を含む計画	0
④ アウトプット指標を含む計画	1
合 計	30 (48.4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 () 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 62 計画を母数とした割合を示す。

5 「②未測定の指標を含む計画」、「③測定方法等が不適切な指標を含む計画」又は「④アウトプット指標を含む計画」に重複して該当する計画は、それぞれに計上している。

【参考】 地域再生計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識				
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない
小計	62 (100)	27 (35.5)	32 (42.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.9)
(i) + ii) + iii) + iv))	52 (83.9)	27 (35.5)	24 (31.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
目標達成度7割以上あり (i) + ii) + iii))	30 (48.4)	18 (23.7)	12 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
目標達成度全7割以上 (i) + ii)	23 (37.1)	15 (19.7)	8 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
i) 目標達成	7 (11.3)	3 (3.9)	4 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ii) 目標達成度全7割以上	22 (35.5)	9 (11.8)	12 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
iii) 目標達成度7割以上あり	10 (16.1)	0 (0.0)	8 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.6)
iv) 目標達成度7割以上なし	14	5 (6.6)	5 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.3)
評価できない	76	32 (42.1)	37 (48.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (9.2)
合計						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう。

3 基準値100の指標を80で下げ止める、基準値80の指標を80で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注2により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度7割に達していないものとした。

4 「効果の発現状況」欄の()内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した62計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の()は、調査対象とした76計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならない。

【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「分からない」としている主な理由

主な理由
目標を達成できた指標、達成できなかった指標がそれぞれあり、総合評価としては一概に言えないため。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑦ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

<p>1 地域再生の意義及び目標</p> <p>1) 地域再生の意義</p> <p>2) 地域再生の目標</p> <p>地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。</p> <p>① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること</p> <p>② <u>地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-ア-⑧ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（平成 27 年 9 月）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書								
(内閣府26-20(政策5-施策4))								
政策名	地域活性化の推進							
施策名	地域再生計画の認定等							
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。							
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度		
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	29	28	7,076		
		補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000			
		繰越し等(c)	—	—	—			
		合計(a+b+c)	28	29	5,028			
執行額(百万円)		20	21	24				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化							
測定指標	地域再生計画の認定件数	基準値	実績値				目標値	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		100件	134件	58件	50件	59件	204件	144件
	年度ごとの目標値		150件	70件	100件	95件	144件	
								達成
計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値				目標値	達成	
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	
	65.0%	—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%	
	年度ごとの目標値		—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	—
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定)						
	(判断根拠)	<u>地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。</u> 地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。						
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと思料される。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。						
次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。							

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-① 都市再生整備計画における指標数別計画数

(単位：計画、%)

指標数	計画数
2 指標	12 (7.0)
3 指標	103 (60.2)
4 指標	38 (22.2)
5 指標以上	18 (10.5)
合計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-イ-② 都市再生整備計画における指標設定内容

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
アウトプット指標 (事業量、事業の実施率等)	119 (20.6)
地域住民等の満足度	91 (15.8)
公共公益施設等の利用者数	64 (11.1)
歩行者・自転車の通行量	57 (9.9)
居住人口	46 (8.0)
計画が実施された地域への観光入込客数	43 (7.5)
鉄道駅、停留所等乗降客数	23 (4.0)
イベント参加者数	15 (2.6)
地域コミュニティ活動への参加者数	14 (2.4)
電車、バス等利用者数 (乗車数)	11 (1.9)
その他 (空き店舗率、雇用人・従業者数、宿泊客数等)	94 (16.3)
合計	577 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-イ-③ 都市再生整備計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計画期間	計画数
5 年未満	15 (8.8)
5 年	155 (90.6)
5 年超	1 (0.6)
合計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 計画期間と都市再生法第 47 条第 2 項に基づく交付金の交付期間が異なる計画については、交付期間で区分している。

3 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-イ-④ 都市再生整備計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した（かなり活性化が図られた）	82 (48.0)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	86 (50.3)
目標を達成しなかった（計画作成時と変化なし）	0 (0.0)
目標を達成しなかった（計画作成時より悪化）	0 (0.0)
分からない	3 (1.8)
合 計	171 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-イ-⑤ 都市再生整備計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		48 (28.6)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全 7 割以上	120 (71.4)	18 (10.7)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり		91 (54.2)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし		11 (6.5)
小 計		168 (100)	
指標の評価値が一つも測定されていない		3	
合 計		171	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

表 2-(2)-イ-⑥ 都市再生整備計画の効果の発現状況等

表 2-(2)-イ-⑥- i 都市再生整備計画の効果の発現状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 (i) + ii) + iii) + iv)	162 (100)
	目標達成度 7 割以上あり (i) + ii) + iii)	143 (88.3)
	目標達成度全 7 割以上 (i) + ii)	70 (43.2)
	i) 目標達成	58 (35.8)
	ii) 目標達成度全 7 割以上	12 (7.4)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり	73 (45.1)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし	19 (11.7)
評価できない	指標の評価値が一つも測定されていない	3
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	3
	アウトプット指標のみ	3
合 計		171

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。
 3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。
 4 () 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。

表 2-(2)-イ-⑥-ii 全ての指標が目標値を達成又は達成度全 7 割以上の計画の内訳

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標達成	58 (35.8)
① 全てアウトカム指標の計画 (未測定等指標を含む計画を除く)	18
未測定等指標 (②+③) を含む計画	7
② 未測定の指標を含む計画	0
③ 測定方法が不適切な指標を含む計画	7
④ アウトプット指標を含む計画	36
目標達成度全 7 割以上	12 (7.4)
① 全てアウトカム指標の計画 (未測定等指標を含む計画を除く)	6
未測定等指標 (②+③) を含む計画	2
② 未測定の指標を含む計画	0
③ 測定方法が不適切な指標を含む計画	2
④ アウトプット指標を含む計画	5
合 計	70 (43.2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7 割に達していないものとした。

4 () 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。

5 「②未測定の指標を含む計画」、「③測定方法等が不適切な指標を含む計画」又は「④アウトプット指標を含む計画」に重複して該当する計画は、それぞれに計上している。

【参考】 都市再生整備計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識				
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない
小計	162 (100)	78 (45.6)	81 (47.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.8)
(i) + ii + iii + iv)						
目標達成度 7割以上あり (i) + ii + iii)	143 (88.3)	76 (44.4)	66 (38.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
目標達成度全 7割以上 (i) + ii)	70 (43.2)	51 (29.8)	19 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
i) 目標達成	58 (35.8)	45 (26.3)	13 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ii) 目標達成度全 7割以上	12 (7.4)	6 (3.5)	6 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
iii) 目標達成度 7割以上あり	73 (45.1)	25 (14.6)	47 (27.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
iv) 目標達成度 7割以上なし	19 (11.7)	2 (1.2)	15 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.2)
評価できない	9	4 (2.3)	5 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	171	82 (48.0)	86 (50.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7割以上に達したものをいう。

3 基準値 100 の指標を 80 で下げ止める、基準値 80 の指標を 80 で維持するなどの下げ止まり・維持を目標として設定している指標については、目標達成度を注 2 により算出することができないため、目標を達成していなければ目標達成度 7割に達していないものとした。

4 「効果の発現状況」欄の () 内は、当省が未測定等指標及びアウトプット指標を除いて整理した 162 計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の () は、調査対象とした 171 計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100% にならない。

【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「分からない」としている主な理由

主な理由
土地区画整理事業が終了し、地区住民の土地利用によるまちづくりが行われてからでなければ、都市再生整備計画による取組が、地域活性化にどの程度貢献するかは分からない。効果の程度は、その後の状況次第による。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-① 中心市街地活性化基本計画における指標数別計画数

(単位：計画、%)

指標数	計画数
2 指標	3 (6.8)
3 指標	25 (56.8)
4 指標	13 (29.5)
5 指標	3 (6.8)
合計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

表 2-(2)-ウ-② 中心市街地活性化基本計画における指標設定内容

(単位：指標、%)

指標種類	指標数
歩行者・自転車の通行量	48(32.4)
居住人口	32(21.6)
年間商品販売額	16(10.8)
計画が実施された地域への観光入込客数	13 (8.8)
空き店舗の数等	10 (6.8)
公共公益施設等の利用者数	10 (6.8)
その他(事業所数、宿泊客数、電車、バス等利用者数等)	19(12.8)
合計	148 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-③ 中心市街地活性化基本計画における計画期間別計画数

(単位：計画、%)

計 画 期 間	計 画 数
4 年以上 5 年未満	15 (34.1)
5 年以上 6 年未満	25 (56.8)
6 年以上	4 (9.1)
合 計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-④ 中心市街地活性化基本計画を作成した市の目標の達成状況に関する認識

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
目標を達成した (かなり活性化が図られた)	3 (6.8)
目標を達成しないものの一定程度効果があった	37 (84.1)
目標を達成しなかった (計画作成時と変化なし)	2 (4.5)
目標を達成しなかった (計画作成時より悪化)	2 (4.5)
分からない	0 (0.0)
合 計	44 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

表 2-(2)-ウ-⑤ 中心市街地活性化基本計画の指標の目標達成状況

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数	
i) 目標達成		0 (0.0)	
目標 未達成	ii) 目標達成度全 7 割以上	44 (100)	0 (0.0)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり		27 (61.4)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし		17 (38.6)
小 計		44 (100)	
指標の評価値が一つも測定されていない		0	
合 計		44	

(注) 1 当省の調査結果による。
2 目標達成度 7 割以上とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。
3 () 内は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑥ 中心市街地活性化基本計画の効果の発現状況等

(単位：計画、%)

区 分		計 画 数
効果の発現状況	小計 (i) + ii) + iii) + iv))	44 (100)
	目標達成度 7 割以上あり (i) + ii) + iii))	26 (59.1)
	目標達成度全 7 割以上 (i) + ii))	0 (0.0)
	i) 目標達成	0 (0.0)
	ii) 目標達成度全 7 割以上	0 (0.0)
	iii) 目標達成度 7 割以上あり	26 (59.1)
	iv) 目標達成度 7 割以上なし	18 (40.9)
評価できない	指標の評価値が一つも測定されていない	0
	全ての指標の測定方法等が適切ではなく効果の把握ができていない	0
	アウトプット指標のみ	0
合 計		44

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7 割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が 7 割以上に達したものをいう。

3 () 内は割合を示す。

【参考】 中心市街地活性化基本計画の効果の発現状況と目標の達成状況に関する市の認識

(単位：計画、%)

効果の発現状況		目標の達成状況に関する市の認識					
区分	計画数	目標達成	一定程度 成果あり	目標未達成 (変化なし)	目標未達成 (悪化)	分からない	
小計	44 (100)	3 (6.8)	37 (84.1)	2 (4.5)	2 (4.5)	0 (0.0)	
(i) + ii) + iii) + iv))	26 (59.1)	2 (4.5)	23 (52.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
目標達成度 7割以上あり	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
(i) + ii)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
i) 目標達成	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
ii) 目標達成度全 7割以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
iii) 目標達成度 7割以上あり	26 (59.1)	2 (4.5)	23 (52.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
iv) 目標達成度 7割以上なし	18 (40.9)	1 (2.3)	14 (31.8)	1 (2.3)	2 (4.5)	0 (0.0)	
評価できない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
合計	44 (100)	3 (6.8)	37 (84.1)	2 (4.5)	2 (4.5)	0 (0.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標達成度 7割以上」とは、基準値から評価値まで改善した値を基準値から目標値までの間の値で除した割合が7割以上に達したものをいう。

3 「効果の発現状況」欄の()内は、当省が未測定等指標を除いて整理した 44 計画を母数とした割合を示す。「目標の達成状況に関する市の認識」欄の()は、調査対象とした 44 計画を母数とした割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

【参考】 目標達成度7割以上の指標がある計画において、目標の達成状況に関する認識を「目標を達成しなかった」としている主な理由

主な理由
<p>中心市街地への観光客の誘客のほか、商店街において飲食店舗、映画館等の商業施設の整備やイベント実施による市民の誘客、また、増加していた空き店舗が解消されるなど、一定の効果はあったものの、整備された施設周辺などの一部の地点に限られており、にぎわいの全体的な回復に実感がない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-⑦ 中心市街地活性化基本計画において、目標達成の状況に関する市の認識として「目標を達成した」などと回答した主な理由等

表 2-(2)-ウ-⑦- i 中心市街地活性化基本計画において、目標の達成状況に関する市の認識を「目標を達成した」又は「一定程度効果あり」と回答している主な理由

(単位：計画)

効果の発現状況	具体的な内容	計画数
①特定の指標が目標値に達したとするもの	<ul style="list-style-type: none"> 全体として中心市街地活性化に向けた各種取組がおおむね計画どおりに進捗・完了したことにより、歩行者・自転車通行量（休日）が増加、空き店舗数が減少し、この二つの指標で目標値を達成した。 各取組により、観光客入込数は目標値を大幅に上回り、減少が続いていた歩行者通行量は基準値に達していないものの減少に歯止めがかかり、緩やかに増加傾向にある。中心市街地の居住人口は目標値を下回ったものの、市内でも高齢化率の高い中心市街地において、現状維持に近い数値で推移することができた。 本計画に記載された事業はおおむね順調に進捗・完了している。全体として中心市街地活性化に向けた各種取組がおおむね予定どおりに行われたことにより、まちなかの居住者数や第3次産業従業者数は増加し、この2つの指標は目標値を達成した。 	15
②目標値に達しないものの、設定した指標のうち1指標以上の評価値が基準値を上回ったとするもの	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標の達成には至らなかったものの、中心市街地の小売業年間商品販売額を除いては、基準値を上回った。また、市民の中心市街地の活性化に対する満足度が高くなってきたことを総合的に勘案すると、中心市街地の活性化は若干図られたと考えられる。 設定した3指標はいずれも目標値を達成していないが、指標によっては計画策定時（基準値）を上回っているものや、下落傾向が底を打ち改善に転じているものもある。これらは、本計画に基づく各種事業の総合的・一体的な推進による成果であり、中心市街地は改善の兆しがうかがえ、若干の活性化が図られたものと言える。 	14

<p>③目標値に達しないものの、計画期間中に落ち込みをみせていた数値に改善の傾向があるとすもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間における中心市街地の状況については、計画策定中の平成19年にファッションビルが閉店した影響により、計画期間の前半は歩行者通行量の減少が続いたものの、観光交流施設が開館した23年からは増加に転じている。また、居住人口についても、平成21年まで減少傾向が続いていたが、民間の分譲マンションの新築や借上市営住宅の整備によって、平成24年度以降は減少傾向に歯止めがかかっている。 歩行者通行量・路面電車年間乗車人数及び小売年間商品販売額について、平成19年から22年にかけて指標が悪化したものの、その後は下げ止まり、回復又は横ばいの状況になるなど、様々な取組が、中心市街地の活性化に一定の効果をもたらしたものと考えられる。 	<p>9</p>
<p>④目標としていた人口増加には至らなかったものの、人口減に歯止めがかかった若しくは増加の兆しがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少率が本計画期間前の平成15年から19年までが5.5%減、本計画期間中では6.8%と減少が進んでいることに対し、中心市街地では、同期間中に4.8%減から3.4%減に改善されている。 計画に掲げた成果指標について、数値的な成果を出すまでには至らなかった。しかし、i) 計画に掲げる取組以外に、にぎわい創出のための様々な取組が始動してきたこと、ii) 地区内での人口の社会増減をみると増加の兆しが出てきたこと、iii) 市民アンケートでも、中心市街地を訪れる10代、20代及び40代の来街頻度が増加していることなど、成果が現れてきている。 	<p>8</p>
<p>⑤その他、計画期間中は基準値を上回っていた指標もあったが、東日本大震災や長引く不況の影響で評価値を測定する段階では基準値を下回ったとするもの等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者・自転車通行量は、計画最終年度を除いて基準値を超える値で推移し、一時的には目標値を超えるなど改善傾向がみられた。観光施設入込数は、平成21年度から24年度までの間で目標値を達成しており、にぎわいの創出につながった。しかし、東日本大震災の発生によって大きな打撃を受け、最新値では歩行者・自転車通行量、観光施設入込数ともに目標値の達成に至らなかった。 目標値を達成することはできなかったが、駅周辺を中心に、まちなか居住や歩行者通行量は増加しており、一定の活性化が図られたと考える。しかし、一部の地区については、商店街、まちづくり団体等によるイベント開催等ソフト施策や都市再開発事業等により新たな活気が生まれつつあるものの、リーマンショック以降の景気低迷の影響を受け、通行量は基準値を下回り、活性化は図られていない。 	<p>5</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重複して該当する計画があるため、合計は40計画とならない。

表 2-(2)-ウ-⑦-ii 中心市街地活性化基本計画において、目標の達成状況に関する市の認識を「目標を達成しなかった」と回答している主な理由

(単位：計画)

具体的な内容	計画数
<ul style="list-style-type: none"> • 中心市街地への観光客の誘客のほか、商店街において飲食店舗、映画館等の商業施設の整備やイベント実施による市民の誘客、また、増加していた空き店舗が解消されるなど、一定の効果はあったものの、整備された施設周辺など一部の地点に限られており、にぎわいの全体的な回復に実感がない。(計画作成時と変化なし) • 3指標に係る数値目標をいずれも達成できず、うち2指標で基準値を下回った。しかし、市街地再開発事業等を除く各種事業はおおむね順調に進捗しており、それぞれ事業目的に沿った一定の効果は発揮されていることなどから、少なくとも計画実施により悪影響があったものではない。(計画作成時と変化なし) • 商店街の核であり市民に親しまれてきた老舗デパートが計画期間中に閉店した影響もあり、また、主要事業が工事途中の状況であったことから、にぎわいと回遊性の向上には至らず目標を達成できなかった。(計画作成時より悪化) • 計画期間中の大型店の相次ぐ閉店の影響が非常に大きく、また、それぞれの活性化事業による個別の効果は現れているものの、中心市街地全体に波及しておらず、街全体で活性化が感じられるような事業効果が上がっていない。さらに、公共事業については、事業に着手したものの計画期間内の完成に至らず効果が現われていないものや、完成しても官民の連携不足により波及効果が現れていないものなどが見受けられる。(計画作成時より悪化) 	4

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ウ-⑧ 中心市街地に係る統計データの前回調査との比較
表2-(2)-ウ-⑧-i 中心市街地に係る統計データの増減状況等

(単位：市町、市、%)

区 分	前 回 調 査 結 果		今 回 調 査 結 果	
	増加(上昇)市町	減少(低下)市町	増加(上昇)市	減少(低下)市
	計		計	
人 口				
中心市街地の値 (実数)	37 (30.6)	84 (69.4)	121 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	24 (43.6)	31 (56.4)	55 (100)	42 (100)
市町の全人口に占める割合	34 (28.1)	87 (71.9)	121 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	21 (38.2)	34 (61.8)	55 (100)	42 (100)
事業所数				
中心市街地の値 (実数)	8 (6.7)	112 (93.3)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	4 (7.3)	51 (92.7)	55 (100)	42 (100)
市町の全事業所数に占める割合	17 (14.2)	103 (85.8)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	10 (18.2)	45 (81.8)	55 (100)	42 (100)
事業所従業者数				
中心市街地の値 (実数)	20 (16.7)	100 (83.3)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	12 (21.8)	43 (78.2)	55 (100)	42 (100)
市町の全従業者数に占める割合	33 (27.5)	87 (72.5)	120 (100)	
人口 10 万人以上の 55 市	17 (30.9)	38 (69.1)	55 (100)	42 (100)

(注) 1 「人口」欄については、「住民基本台帳調査」(平成9年、15年、18年及び27年調査)及び市からの聴取により、「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、「事業所・企業統計調査」(平成8年及び13年調査)、「経済センサス基礎調査」(平成21年調査)及び「経済センサス活動調査」(平成24年調査)の結果に基づき、当省が作成した。

2 「人口」欄については、前回調査は平成9年と15年、今回調査は18年と27年を比較した結果、増加(上昇)又は減少(低下)した市の数を記載している。人口は、住民基本台帳における日本人口を基にしており、中心市街地の日本人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人口を推定している。

3 「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、前回調査は平成8年と13年、今回調査は21年と24年を比較した結果、増加(上昇)又は減少(低下)した市の数を記載している。事業所数及び事業所従業者数は、平成8年及び13年は日本標準産業分類の大部分類「公務」を含む全産業であるが、「経済センサス活動調査」(平成24年調査)は公務を含まないため、21年及び24年は公務を除いた値により比較している。

4 人口、事業所数及び事業所従業者数は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等は行っていない。

5 () は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑧-ii 市全体の人口動向及び中心市街地の人口動向

(単位：市、%)

区 分	今 回 調 査 結 果			
	増加		減少	
市全体の人口 (実数)	11 (26.2)		31 (73.8)	
中心市街地の人口 (実数)	増加	減少	増加	減少
	9 (21.4)	2 (4.8)	11 (26.2)	20 (47.6)
			計	
			42 (100)	
			計	
			42 (100)	

(注) 1 「住民基本台帳調査」(平成 18 年及び 27 年調査) 及び市からの聴取に基づき、当省が作成した。

2 平成 18 年と 27 年を比較した結果、増加又は減少した市の数を記載している。人口は、住民基本台帳における日本人人口を基にしており、中心市街地の日本人人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人人口を推定している。

3 () 内は割合を示す。なお、人口は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等を行っていない。

表 2-(2)-ウ-⑧-iii 全国値の指数の推移と中心市街地の指数の平均値との比較

区分	前回調査結果		今回調査結果	
	計画作成前	計画作成後	計画作成前	計画作成後
人口	平成9年	15年	18年	27年
全国(指数)	100	101.1	100	99.3
中心市街地(指数)	100	97.7		
人口10万人以上の55市	100	100.9	100	100.9
事業所数	平成8年	13年	21年	24年
全国(指数)	100	94.5	100	90.9
中心市街地(指数)	100	90.5		
人口10万人以上の55市	100	90.9	100	90.4
事業所従業者数	平成8年	13年	21年	24年
全国(指数)	100	95.8	100	91.5
中心市街地(指数)	100	91.9		
人口10万人以上の55市	100	92.4	100	88.1

(注) 1 「人口」欄については、「住民基本台帳調査」(平成9年、15年、18年及び27年調査)及び市からの聴取により、「事業所数」及び「事業所従業者数」欄については、「事業所・企業統計調査」(平成8年及び13年調査)、「経済センサス-基礎調査」(平成21年調査)及び「経済センサス-活動調査」(平成24年調査)の結果に基づき、当省が作成した。

2 「中心市街地(指数)」は、各市における基準年(計画作成前)の値を100とした場合の各中心市街地の指数の平均である。

3 人口は、住民基本台帳における日本人口を基にしており、中心市街地の日本人口が不明な市は、市全体人口における日本人と外国人の比率により日本人口を推定している。

4 事業所数及び事業所従業者数は、平成8年及び13年は日本標準産業分類の大分類「公務」を含む全産業であるが、「経済センサス-活動調査」(平成24年調査)は公務を含まないため、21年及び24年は公務を除いた値により比較している。

5 人口、事業所数及び事業所従業者数は、いずれも町丁大字単位で抽出しており、中心市街地の範囲が町丁大字単位より細かい場合でも面積按分等が行っていない。

6 () は割合を示す。

表 2-(2)-ウ-⑨ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. ～5. (略)

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、不断に事業効果の検証、改善、実施といった P D C A サイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤ 内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

(2) 施策の実施状況の事後評価

政府は、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、以下により事後評価を実施する。この場合に、市町村の負担を軽減する観点から、各府省庁における予算執行事務体制等を活用しつつ、実績額等の把握を行うこととする。

① 各府省庁は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組に係る所管事業に対する予算及び配分額を把握し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は、各府省庁の報告に基づき、政府における認定基本計画に対する予算及び配分額を取りまとめ、公表する。

② また、市町村は、毎年度、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額や進捗状況等について、内閣総理大臣に報告する。

③ 内閣総理大臣は、(1) ②及び(2) ①②の報告に基づき、政府全体の施策の実施状況等について定期的に評価を行う。なお、内閣総理大臣が、評価を実施するに当たり、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

u003c/div>

表 2-(2)-ウ-⑩ 内閣府政策評価書 (抜粋)

表 2-(2)-ウ-⑩- i 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書(平成 27 年 9 月)(抜粋)

平成26年度実施施策に係る政策評価書								(内閣府26-18(政策5-施策2))		
政策名	地域活性化の推進									
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定									
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。									
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。									
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度					
		当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0				
	予算の状況(百万円)	補正予算(b)	—	—	—	—				
		繰越し等(c)	—	—	—	—				
		合計(a+b+c)	12.1	10.8	12.3	—				
執行額(百万円)		5.7	4.5	3.5						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定									
測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値				目標値	達成		
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成	
		41%	—	—	—	41%	44%	60%		
年度ごとの目標		—	—	—	60%	60%	—			
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) <u>進展が大きくない</u> (判断根拠) <u>平成26年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、64指標のうち28指標の約4割であり、目標値である6割を達成できなかったが、昨年度の実績値からは改善がみられる。</u> <u>当該指標は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</u>								
	施策の分析	【測定指標の達成状況】 市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、予想を上回る域内人口の減少や長期にわたる景気低迷から地域経済が脱しきれていないこと等が挙げられる。また、東日本大震災による資材高騰・人手不足等により、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることや、事業進捗の遅れ(地権者との合意形成に時間を要した等)により計画期間内に竣工しない等)も実績数値の改善につながらない要因となっている。								
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <u>平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</u>								
		【測定指標】 <u>市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、目標達成を目指していく。</u>								

(注) 下線は当省が付した。

- 182 -

表 2-(2)-ウ-⑩- ii 平成 25 年度実施施策に係る政策評価書(平成 26 年 8 月)(抜粋)

平成25年度実施施策に係る政策評価書									
(内閣府25-18(政策6-施策①))									
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕								
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。								
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。								
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2	12	10	12	/		
		補正予算(b)	-	-	-	-			
		繰越し等(c)	-	-	-	-			
		合計(a+b+c)	2	12	10	12			
執行額(百万円)	1	5	4	4					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成25年6月14日「日本再興戦略」 ○コンパクトシティの実現 ・空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や起業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。								
測定指標	①認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	②期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
-		-	-	-	-	41%	60%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	60%			
目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) <u>進展が大きくない</u>								
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、平成25年度末までに認定した155計画全てにおいて、国による認定と連携した支援措置が活用されており、当該支援措置は市町村の中心市街地活性化に向けた取組に寄与したものと考える。 ・測定指標②については、平成25年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回っている割合は約4割であり、目標値である6割を達成できなかった。 ・測定指標②は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、<u>施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。</u> 							
評価結果	施策の分析	(課題等) 測定指標②は、市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約8年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。したがって、今後、制度・運用の見直しや中心市街地活性化に対する民間事業者のインセンティブを高めるような取組を行う必要がある。 なお、測定指標①は目標を達成しているものの、施策目標の達成に向けて、各省庁と連携して支援措置の更なる拡充を図る必要がある。							
		(有効性、効率性) 認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、認定申請マニュアルの整備やホームページ等を通じた広報などにより、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めており、市町村の中心市街地の活性化に向けた取組に有効に機能した。							

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、目標の着実な達成のため、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は、認定中心市街地活性化基本計画で国による認定と連携した支援措置（認定を条件とした支援や交付金の交付率拡充、規制緩和措置など）の活用状況を測るものであるが、支援措置の活用はあくまで中心市街地活性化に向けた手段であり、政策効果を測る指標としては不十分であるため、平成26年度以降は、測定指標②に一本化することとする。</p> <p><u>目標達成に向けては、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講じる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく。</u></p> <p><u>また、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を改正し、基本計画のPDCAサイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った。</u></p> <p>以上のような取組を通じて、目標達成を目指していく。</p>
---------------------------	---

(注) 下線は当省が付した。

【参考】 平成 24 年度内閣府本府政策評価書（事後評価）（平成 25 年 9 月）（抜粋）

平成24年度内閣府本府政策評価書（事後評価）								
（内閣府24-19(政策6-施策①)）								
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕							
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。							
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。							
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度			
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,645	2,311	12,102	10,802		
		補正予算(b)	—	—	—	—		
		繰越し等(c)	—	—				
		合計(a+b+c)	2,645	2,311				
執行額(千円)	803	1,603						
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分（抜粋）				
	「新成長戦略」について 閣議決定	平成22年6月18日		これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地域の「想像力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。				
測定指標	認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%		
	計画期間が終了した計画について、期間終了後に行ったフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
—		—	—	—	32%	未集計(9月頃集計予定)	—	
年度ごとの目標値			—	50%	50%	50%		
施策に関する評価結果	目標の達成状況	認定中心市街地活性化基本計画は、連携した支援措置を受けることができた。						
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての中心市街地活性化基本計画において、連携した支援措置を受けることができた。 平成24年度末で計画期間終了を迎える市町村のフォローアップ調査は、平成25年9月に取りまとめる予定。 <p>【今後の方向性】</p> <p>自治体によるフォローアップ内容、中心市街地の状況把握の内容を注視し、基本計画の見直しに対して適切に対応するなど、本制度がより有効に活用されるよう、引き続き取り組んでいく。</p>						

表 2-(2)-ウ-⑪ 中心市街地活性化推進委員会関連資料（抜粋）

表 2-(2)-ウ-⑪-i 中心市街地活性化推進委員会開催要綱（平成 25 年 7 月 3 日施行）

中心市街地活性化推進委員会開催要綱

（開催）

1. 内閣府において、中心市街地活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（任務）

2. 委員会は、中心市街地の活性化に関する法律の施行状況、今後の制度運用の改善等に関する事項について調査・検討を行い、地域活性化担当大臣に助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）委員会は、学識経験者等の委員をもって構成する。
（2）委員長は、構成員が互選する。

（招集）

4. 委員会は、委員長が招集する。

（会議の開催）

5. 会議は、構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
ただし、委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 会議は公開する。ただし、委員長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は、平成 25 年 7 月 3 日から施行する。

【参考】 中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】～中心市街地活性化推進委員会報告書～

中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性【ポイント】

～中心市街地活性化推進委員会報告書～

I. 現状評価・課題

1. 現状評価

- 平成10年の法施行以来、中心市街地の都市機能増進及び経済活力向上を総合的、一体的に推進
- 平成18年の法改正では、
 - ①内閣総理大臣による基本計画認定制度の創設
 - ②都市福祉施設整備と居住環境向上の施策の追加等を措置
- しかし、法改正後7年が経過した現在、
 - ①目標達成状況は芳しくない※指標達成率29%
 - ②認定市街地の人口シェアは低下
 - ③中心市街地の事業所数、販売額等は減少

2. 今後の課題

- 投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まず民間事業活動は停滞
- 計画策定市町村は減少
 - ※平成18年改正前606市町村→改正後117市町村
- 実態に即した更なる取組が必要
- 実施体制が脆弱

II. 基本的な方向性

1. 目指すべき方向

①中心市街地活性化の意義

- 地方都市全体の活力向上の取組の一環として、当該市町村全体やその周辺地域を含めた「まち」全体の活性化を考えること
- 都市政策、産業政策等を総合的、一体的に推進

②中心市街地活性化の基本理念の共有

- 地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点
- 目指すべき中心市街地の在り方(基本理念)を地域関係者で共有

2. 地方自治体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- 理念等の共有や各取組を総括、コーディネートし、イニシアティブを発揮していくべきは市町村
- 地域の特色を活かしたビジョンを策定し事業を計画的、着実に実施

3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- 事業者は理念等に配慮して事業活動を行うことや地方自治体や国の施策の実施に必要な協力を行うことを期待

4. 国の役割 ～府省連携等～

- 中心市街地活性化、ひいては地方都市再興のため、中心市街地施策のみでなく、都市構造全体、公共交通等の取組と連携(府省連携)して総合的、一体的に施策を推進

III. 具体的な施策の方向性

1. 認定市町村の裾野拡大

- 特に「小さなまち」については、既存のストックがあれば、4事項※の内、特定の事項に新たな事業がなくても積極的かつ柔軟に認定【基本方針改正】
- ※基本計画の「市街地の整備改善」、「都市福祉施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の4事項

基本方針 第2章 3②a

2. 地域実態に即した柔軟な区域設定

- 都市の中に社会経済的に中心的な役割を果たしている拠点が複数ある場合は、複数の拠点を一体として認定※【基本方針改正】
- ※複数の拠点が公共交通ネットワーク等で密接に繋がっていること等が前提

基本方針第3章 2(1)及び(2)

3. 広域的な調整

- 都道府県は、市町村の求めに応じて、条例等の活用により積極的に広域的な調整を行うことが望ましい【基本方針改正】

基本方針第12章 4

法第50条、中心市街地再興戦略事業費補助金、取得建物の割増償却等

4. 波及効果が大きい事業への重点支援

- 地元住民等の強いコミットメントがあり、周辺地域の経済活力をも向上させる波及効果が大きい事業を国が認定し、集中的に支援【法改正、予算・税制措置】

5. 実施体制の強化

①中心市街地活性化協議会の機能強化

- 市町村は中心市街地活性化協議会による、基本計画作成及び見直しの意見を尊重【基本方針改正】

基本方針第9章 1(2)

②まちづくり会社等の強化

- i) 事業性確保
 - まちづくり会社等が行う商業の活性化に資する事業を国が認定し、当該事業を行う者の信用度を増し、事業実施に伴う地権者等との交渉や資金調達等を円滑に進められる環境を整備【法改正等】

法第42条等

ii) まちづくり人材確保

- まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、まちづくり人材を育成するとともに、人材の掘り起こしを行い、人材市場を整備し、地域とのマッチングを図る【予算措置】

まちプロデュース活動支援事業

③住民参加

- 住民の主体的な取組等を引き出す「コミュニティ・デザイナー」といった外部人材の育成等を支援【予算措置】

地域コミュニティ形成促進支援事業

6. 計画目標、評価指標、フォローアップ(PDCA)の運用改善

- 地域の実情に即した独自の評価指標を自ら考え、設定
- 通行量等基礎データについては毎年把握し評価
- 認定基本計画は原則毎年フォローアップし、協議会機能を活用しPDCAを徹底【基本方針改正】

基本方針第2章 6

※都市構造全体・公共交通等の取組との連携

- 都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を推進【関係法改正】

都市再生法第81条等

(注)1 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

2 中心市街地活性化基本方針(平成26年7月25日一部変更)等を基に、当省が改正条文等を記載した。

表 2-(2)-ウ-⑪-ii 中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性（平成 25 年 12 月 11 日内閣官房地域活性化統合事務局、中心市街地活性化推進委員会）（抜粋）

はじめに

- ・平成 18 年 8 月に現行の「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）が施行されてから 7 年が経過し、全国 117 市（平成 25 年 12 月現在）において基本計画が認定され、関係各省が連携して活性化に取り組んできたところであるが、中心市街地は依然として厳しい状況（空き店舗、シャッター通り）に置かれている。
- ・このため、内閣官房においては、平成 24 年 10 月に「中心市街地活性化評価・調査委員会」を設置し、精力的に活性化施策のあり方について検証を行い、平成 25 年 2 月 5 日に、今後の中心市街地活性化施策の方向性について「中間的論点整理」をとりまとめ、公表した。
- ・6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」では、「地方都市においても、まちなかへの集約化による都市構造の再構築を行い、人口が減少する中でも住宅・医療・福祉等の機能をまちなかに誘導し、都市の活力の維持・向上を図る」として「民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る」ことが盛り込まれた。
- ・経済産業省では、産業構造審議会中心市街地活性化部会において、中心市街地活性化に関する具体的施策の方向性について議論が進められ、6 月 4 日に「中心市街地の再活性化に向けて（提言）」がとりまとめられた。
- ・国土交通省では、「都市再構築戦略検討委員会」において、人口減少、高齢化に対応した都市構造の再構築（リノベーション）のあり方について議論が進められ、7 月 31 日に「中間とりまとめ」がとりまとめられた。更に、コンパクトシティの実現及び移動機会の増大を図るため、地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築を目指して、現在国土交通省の交通政策審議会地域公共交通部会において、検討が進められている。
- ・このような議論を踏まえ、内閣官房では、中心市街地活性化施策の今後の方向性と具体的な取組のあり方を検討するため、それまでの「中心市街地活性化評価・調査委員会」を事実上発展的に再編し、7 月には実務者も含む多様な有識者からなる「中心市街地活性化推進委員会」を新たに設置した。
- ・設置以降、5 回にわたって、全委員によるプレゼンテーションを行い、活発かつ有意義な議論を重ね、今日の中心市街地が直面する諸課題について把握するとともに、制度のこれまでの運用実績を踏まえ、具体的な制度・運用の改善施策を検討してきた。
- ・については、中心市街地の活性化に向けて、以下の通り、制度・運用の改善の方向性についてとりまとめたところである。

I. 現状評価・課題

1. 現状評価

(政策経緯)

- ・ 中心市街地活性化法は、平成10年の法（旧法名称「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」）施行以来、中心市街地が地域経済及び社会の発展に果たす重要な役割を有するとの基本認識の下、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを一貫して目的としている。
- ・ その上で、平成18年の法改正においては、急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、既存の支援内容では中心市街地の活性化に対して十分対応しきれないことを背景に、以下のとおり新たな制度が構築された。
 - 1) 平成18年の法改正前は、中心市街地活性化との関連性が薄かったり、効果の検討が不十分なまま、様々な事業を盛り込んだ総花的な中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）が多かったことから、支援措置の対象を実効性が確保された基本計画に基づく取組に限定するため、内閣総理大臣による基本計画の認定制度を創設した。
 - 2) こういった限定された認定基本計画に対して、都市福利施設の整備と住宅供給及び居住環境の向上に関する施策の追加を始めとした支援内容の拡充を図った。
 - 3) 更に、多様な民間主体が協議を行い、連携を図ることを促すとともに、それら民間主体による総合的な事業推進体制を確立する観点から、中心市街地活性化協議会が法定化され、基本計画策定時に市町村に対して意見を述べるができることとされ、基本計画策定プロセス等に地域の商工会議所等経済団体やまちづくり関係者が主体的に関与する仕組みが整った。
 - 4) 国の支援体制としても、中心市街地活性化を内閣の重要課題として総合的かつ一体的な推進等を行う国の主体として中心市街地活性化本部の法定化等の措置を講じた。
 - 5) また、こうした法改正に合わせて、いわゆる「まちづくり三法」の他の二法の見直しも行われ、都市計画手法を活用した郊外での大規模小売店舗の立地の適正化、大規模小売店舗立地法の特例により、大型店のまちなかへの出店に関する手続きが簡素化される途が開かれた。

- ・ 以上のように、平成18年の改正法の趣旨は、人口減少、高齢化等の急速に進展する課題を意識して、国の支援策を強化したこと、取組の実効性を高めるために地域における協議の場を確保し、基本計画に対して認定を与える等、国として中心市街地活性化への支援を強化した。
- ・ また、国の支援の集中的かつ効果的な投入がうたわれた背景には、改正法に基づいて取り組まれる中心市街地活性化が、人口減少社会における全国のモデルとして位置付けられるべきとの観点もあったと考えられる。

(現状評価)

- ・ しかしながら、法改正後7年が経過した現在、平成24年度末までに基本計画期間が終了した市町村において、目標を達成した評価指標は全体の29%であり、基本計画全体での目標達成状況は芳しくない。
- ・ 目標の達成率としては、通行量、施設入込数等が比較的高いのに対し、販売額、空き店舗率等の「商業振興による活性化」をテーマにした評価指標の達成率が低い傾向にある。
- ・ 中心市街地内外の指標をみると、認定市街地の人口シェアは低下し、依然として低い状況にあるとともに、中心市街地の事業所数、販売額は減少し、空き店舗は増加している。また、大規模小売店舗の出店件数、立地店舗面積とも中心市街地への立地は少なく、直近ではロードサイドを含めた中心市街地外や隣接市町村への立地は増加しているとともに、医療・福祉施設の郊外の立地も増加している。このように、中心市街地が地域全体の中で求心力を回復しているとはいえない状況である。
- ・ なお、中心市街地の施設の老朽化が進んでいる場合があり、防災上の観点からも対策が必要になる可能性がある。

2. 今後の課題

(民間の事業展開の停滞)

- ・ 上記のような現状の背景としては、投資が中心市街地に流入せず、商業・都市施設等の新陳代謝が進まないとともに、新たな事業活動も停滞していることが考えられる。中心市街地活性化が果たす役割が、中心市街地だけに視点が当てられているため、郊外部の住民の理解が得られにくい状況となっている。
- ・ また、居住用地の固定資産税の減免措置、老朽化した建物の固定資産税の低さ、取り壊し費用の個人負担等の土地所有者の個人の事情等により、土地の流動性が低くなっており、民間事業者が中心市街地で新たな事業を実施した

くても、その場所がない状況であるとの意見もある。

(計画策定市町村数の減少)

- ・ 法改正前には600以上の市町村が法に基づき基本計画を策定し国に提出していたが、法改正後に内閣総理大臣の認定を受けた市町村数は117（平成25年12月現在）である。
- ・ 内閣府が平成25年度に実施した中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受けていない全国の市町村を対象にしたアンケート調査において、全体の12%の市町村は中心市街地活性化基本計画の認定申請は行わないが、独自で中心市街地活性化のための計画を策定しているとの回答があった。内閣総理大臣認定の申請を行わない理由としては、「別計画や別事業による取組を予定している」、「認定要件のハードルが高い、認定要件を満たせない」、「中活法の必要性を感じない、対象となる事業がない」との意見が多く、制度・運用面での課題が明らかになった。
- ・ 商工会議所や地元有力企業、まちづくり会社等の民間企業から要望が大きかった一部の補助金が廃止され、民間企業が補助を受けられなくなったこと等から、民間の中心市街地活性化に対する取組のインセンティブが薄れている場合もあると考えられる。
- ・ このような状況を踏まえ、今後、市町村や民間企業等にとって魅力的な制度になるよう改善を図っていくことが必要である。

(実態に即した更なる取組)

- ・ 中心市街地活性化は、地域社会や地域経済の特性を踏まえた対応を図ることで、政策の実効性が上がるようにしていくことも必要である。その際、車社会の進展等により生活圏や経済圏が市町村を超えて広域になっているのに対し、現在の基本計画は市町村単位での認定となっており、広域的な取組を実施しにくい状況となっている。また、市町村内でも郊外ロードサイド開発が急増しており、中心市街地に限定した取組では限界がある。
- ・ 特に、大規模小売店舗の立地等については、基本計画の認定市町村のみによる取組だけでは、周辺市町村の郊外開発等の影響により効果が得られない場合が多く、市町村単位での調整に限界がある。
- ・ また、基本計画の運用面においても、事業の進捗状況を的確に把握し、地域の実情に応じた対応策を取るため、目標の達成状況に対する評価やフォローアップ、評価の反映方法についても再検討する必要がある。
- ・ いずれにせよ、地域の実情に即して都市の将来像や現在の課題に応じた活性化の方向性、それを実現するための中心市街地活性化の在り方についても検

討すべきである。

(実施体制の弱さ)

- ・ 現行法では、中心市街地活性化協議会がまちづくりを進める上で有用な組織として位置付けられているが、内閣府が実施したアンケート調査によると、開催頻度が1回以下の中心市街地活性化協議会が約4割となっており、単に市町村の意向を伝達する場であったり、既定の方針の追認であったりする例も多く、中心市街地活性化に資する事業の実施体制として形骸化しているとの指摘がある。
- ・ また、まちづくり活動の担い手としてのまちづくり会社等における人材の確保や運営の基礎となる財政基盤の強化に向けた収益性の確保、更には地域住民の参加も課題となっている。

(更なる環境変化を踏まえた対応)

- ・ 人口減少、少子高齢化、買い物弱者の増加、インフラ維持コストの増大、公共交通の衰退等、中心市街地を取り巻く環境は大きく変化し続けており、中心市街地活性化制度については、環境の変化に対応した制度・運用の見直しが必要である。

Ⅱ. 基本的な方向性

1. 目指すべき方向

(中心市街地活性化の意義)

- ・ 中心市街地活性化は、単に疲弊した中心市街地や商店街の活性化を目的とするものでなく、人口減少、高齢化等の我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが必要である。
- ・ 地方都市の再興に向けては、コンパクトなまちづくりを図るための都市構造の再構築、具体的には住居のみならず、医療・福祉といった機能のまちなかへの誘導、地域公共交通の充実等が重要となるが、中心市街地活性化は、こうしたまち全体の活性化の取組の中で、特に重要な役割を担うと考えられる。
- ・ 今後、中心市街地活性化を進めるに当たって、上記のような認識に立って、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組んでいくべきである。

- ・ 言い換えれば、中心市街地活性化を考えることは、将来に向けた当該市町村全体やその周辺地域を含めたまち全体の活性化を考えることになる。従って、中心市街地の将来像とともに、場合によっては自然環境保護や農業、観光振興等郊外の将来像も併せて示していくことで、中心市街地と郊外との役割や機能の明確化等を図り、郊外部も含めて地域住民全体が一層具体的に中心市街地活性化を意義あるものと実感できるようにすべきである。
- ・ また、中心市街地活性化制度は、都市政策及び産業政策等の総合的かつ一体的な運用を可能にする総合調整機能を有する枠組みであるという大きな意義を認識し、その枠組みを十二分に活用していくことが必要である。

(中心市街地活性化の基本理念の共有)

- ・ このような中心市街地活性化制度の意義を十分に踏まえた上で、中心市街地活性化を効果的に実現していくためには、これに関わる市町村、地域住民、民間事業者、更にはNPO、地域金融機関、地域交通事業者といった関係者間で、まず地域ごとに「活性化とは何か、何を目指しているのか」等、目指すべき中心市街地の在り方（基本理念）を共有していくことが必要である。
- ・ 具体的には、中心市街地は、地域住民の暮らし、学び、遊びといった生活の場であり、そして人々が交わり合いコミュニティを形成し、かつ消費や経済活動が行われる交流の場、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい市街地コミュニティの場であることを認識すべきである。
- ・ その上で、目指すべき中心市街地を具現化するためには、中心市街地活性化に関わる主体である市町村、地域住民、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等が中心市街地活性化協議会の場等を通じて、各主体が中心市街地活性化について濃密な議論を交わし、適切な役割分担の下で、各主体が個別の中心市街地活性化事業に主体的に取り組んでいくことが必要である。
- ・ このような各主体の取組については、国はこれまでも効果的かつ効率的に実施されるかどうか等の観点から認定を行い、当該認定を受けた基本計画に基づく取組に法の支援対象を限定してきたところであるが、特に地域全体への波及効果が大きい意欲的な取組に対して、限られた政策資源を更に集中させ、中心市街地活性化を各地で効果的に実現していくことが必要である。

2. 地方公共団体の役割 ～期待されるイニシアティブ～

- ・ 上記の目指すべき中心市街地の在り方の共有や各取組を総括、コーディネートし、中心市街地活性化のイニシアティブを発揮していくべきは市町村であ

る。目指すべき中心市街地の在り方の共有等に当たっては、まず、自らのまちの現状やその抱える課題について、市町村が中心になって客観的な分析に基づく事実関係等を広く明らかにし、地域住民や事業者の問題意識を高めることが必要である。他方、市町村は、後述する中心市街地活性化協議会の機能も活用しながら、地域住民や事業者の声に耳を傾けていくことが必要である。

- ・ このような地域住民や事業者の意見等を踏まえて、地域住民に対し、まちづくりの将来を見据えたビジョンやシナリオを策定し提示していくこと（場合によってはベストケースやワーストケースの両方のシナリオを提示していくことも有効）が必要である。
- ・ その際、全国のあらゆる中心市街地が置かれている状況は様々であり、地域の特性等を十分に踏まえた取組を行わなければ、効果的な成果をあげることが困難と考えられるため、市町村は、当該地域が有する地理的、自然的、文化的な特色を活かすとともに、地域の経済情勢の変化を考慮し、国の方針を踏まえつつ、中心市街地における都市機能や商業機能等の既存ストックを最大限有効に活用し、事業者と連携した活性化に資する効果的な事業を盛り込んだビジョン等を策定していくべきである。
- ・ 更に、広域的な視点で、周辺都市との相互補完関係を踏まえ、周辺地域との差別化を図り、どのような都市機能や商業機能等を強化していくかを考え、効果的かつ効率的な事業や投資を進めていくことも検討すべきである。その際、市町村においては、様々な機会を通じて都道府県はもとより隣接市町村との積極的な意見交換等を行い、中心市街地活性化に係る問題意識について共有を図っていくべきである。
- ・ このようなビジョン等に基づき、市町村は、中心市街地活性化制度における都市機能増進や経済活力向上のための多様な各種支援制度を十二分かつ効果的に活用し、中心市街地活性化の各事業を着実かつ計画的に実施していくことが必要である。
- ・ また、上記のように生活圈・経済圏が市町村を超え広域になっている実態を踏まえ、大規模小売店舗立地等の調整を含め、基礎自治体である市町村のみでは限界がある場合には、市町村の要請に応じて、広域自治体である都道府県が一定の役割を担うことが望まれる。

3. 民間事業者等の役割 ～理念等への協力～

- ・ 中心市街地活性化を実現するためには、市町村と並んで、民間事業者、NPO、地域金融機関等の取組や協力が不可欠である。これらの実施主体の活動は、都市機能の増進や経済活力の向上の原動力となるため、事業者は自由な

事業活動を行うことが基本であることを踏まえつつも、目指すべき中心市街地活性化の方向性を示した上記中心市街地活性化の理念や意義に配慮して事業活動を行うことや市町村や国の施策の実施に必要な協力を行うことが期待される。その際、市町村との連携はもちろんのこと、必要に応じて、まちづくりに関係する多様な主体と、まち全体のプランニングから具体的な中心市街地活性化事業の実施、効果の検証に至るまで緊密に連携し、各実施主体が一体となって中心市街地活性化に向けた取組を行っていくことが期待される。

4. 国の役割 ～府省連携等～

- ・ 中心市街地活性化は、本来、地域が自主的かつ自立的に取り組むことによって実現されるべきものである。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済の情勢変化に対して、現行の中心市街地活性化施策が十分に対応できたものとなっておらず、全国的に問題が深刻化している状況を勘案すると、単に一地域の問題としてではなく、国全体で取り組むべき重要課題であると認識し、国が中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進する必要がある。
- ・ そもそも、中心市街地活性化施策は、「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」及びこれらと一体的に推進する公共交通に関する事業を総合的かつ一体的に推進する必要がある、多岐に亘るため、関係府省がより連携を密にして市町村の取組を支援すべきである。
- ・ 更に、中心市街地活性化の意義で述べたように、中心市街地活性化、ひいては地方都市全体の再興を実現していくためには、中心市街地への活性化施策のみでは自ずと限界があり、中心市街地と郊外との機能分担を踏まえつつ、都市構造全体、公共交通等との連携を図っていくことが不可欠である。具体的には、都市全体のビジョンに基づき、既存ストックの活用を含めた都市機能の計画的な配置、人口密度の維持と、それに併せた公共交通の充実等の取組を強力に推進すべきである。その際、生活者のニーズを踏まえて整備していくことが必要である。
- ・ また、国は、上記中心市街地活性化制度の理念・意義について、首長を始めとした市町村関係者へ積極的に周知していくことが必要である。その際、全国各地、様々に地域の背景、特色等違いがあるが、市町村の規模等に応じて、成功例を提示していくことも有効だと考えられる。こういった成功例になら
って、各市町村が中心市街地活性化に取り組むことが期待される。

(注) 下線は当省が付した。

(3) 効果の発現状況の的確な把握

勸 告	説明図表番号
<p>(指標の設定方法)</p> <p>地域再生基本方針において、地域再生計画の目標を定める場合には、同方針に定める地域再生の意義及び目標に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定することとされており（注）、内閣府は、地域再生計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、事後的な評価が可能な指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>（注）地域再生基本方針の一部変更は16回行われているが、当該規定は、平成17年4月初から変更されていない。</p> <p>なお、平成26年12月の地域再生基本方針の一部変更により、「地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である」旨が追加された。</p> <p>都市再生整備計画については、社総交交付要綱第6において、社会資本総合整備計画の基幹事業の一つとされ、社総交交付要綱附属第Ⅱ編交付対象事業の要件第1章イ-10-(1)6. 第1項において、都市再生整備計画に計画の目標、評価に関する事項等を記載することとされている。また、都市再生整備計画が記載された社会資本総合整備計画については、社総交交付要綱第8第3項において、国土交通大臣が、当該計画の内容を確認し、受理するものとされている。</p> <p>また、「都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】」（平成16年4月16日付け国土交通事務次官通知）第2(2)では、「事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後に実現すべき目標値を設定してください。目標を定量化する指標は、事後評価が確実にできるよう原則として数値で明示することが望ましいところです」とされている。</p> <p>さらに、国は市町村が作成した都市再生整備計画が適切と認める場合、市町村が必要と考える交付対象事業に対して、交付金を交付することとしている。</p> <p>これらのことから、国土交通省は、市町村から提出された都市再生整備計画について、事後評価が確実にできるような適切な指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化基本方針において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な</p>	<p>表2-(3)-①、 表2-(3)-②- i、ii</p> <p>表2-(3)-③～ ⑥</p> <p>表2-(3)-⑦</p> <p>表2-(3)-⑧</p> <p>表2-(3)-⑨、 表2-(3)-⑩- i、ii</p>

<p>指標に基づいて設定するものとする」(注)とされており、内閣府は、中心市街地活性化基本計画を認定する際に、目標が記載されている場合は、設定された目標の達成状況が把握できるような指標が設定されているかを確認することとしている。</p> <p>(注)平成18年9月当初の中心市街地活性化基本方針では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない」とされていた。</p>	
<p>(事後評価結果の活用状況等)</p> <p>地域活性化3計画については、次のとおり、地方公共団体は計画期間終了後又は計画期間最終年度に、指標を測定し、その要因を分析、評価し、今後の必要な取組を検討すること(以下「事後評価」という。)とされており、国は事後評価結果の報告を求めている。</p>	
<p>地域再生計画については、地域再生法第8条第1項において、内閣総理大臣は、第5条第16項の認定を受けた地方公共団体に対し、認定地域再生計画の実施の状況について報告を求めるとされている。</p>	<p>表2-(3)-① (再掲)</p>
<p>また、地域再生基本方針5の7)「認定地域再生計画の実施状況等」においては、「地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする」とされており、内閣府は、毎年度実施する「地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査」において、地方公共団体が実施した事後評価の結果の報告を求め、その回答を取りまとめることにより、地域再生計画の認定制度等の効果を把握している。</p>	<p>表2-(3)-②-i (再掲)</p> <p>表2-(3)-⑪</p>
<p>さらに、内閣府は、同アンケート調査の集計結果を踏まえ、毎年度の政策評価や地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱の改定に反映させるなど、地方公共団体の事後評価結果を活用していると説明している。また、同アンケート調査の集計結果も踏まえ、平成26年12月27日に地域再生基本方針が変更され、地方公共団体が適切な目標値を設定した上で目標達成率を向上させるため、中間目標値を設定することが望ましいとする旨が追加されたと説明している。</p>	<p>表2-(3)-⑫</p>
<p>都市再生整備計画については、都市再生整備計画の事後評価は、社会資本総合整備計画の事後評価の中で実施することとなっており、社総交交付要綱第10では、「交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない」とされている。</p>	<p>表2-(3)-④、⑥ (再掲)</p>
<p>国土交通省では、収集した事後評価結果について、社会資本整備総合交</p>	<p>表2-(3)-⑬</p>

<p>付金事業の行政事業レビューに活用するほか、必要に応じて施策・事業へ反映したり、助言事務に活用したりしているとしている。</p>	
<p>また、国土交通省が平成 23 年 3 月に政策評価として実施した「平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進」においては、市町村が実施した事後評価の結果を活用し、都市再生整備計画について、「地域の特色に応じて多様な目標を設定し、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生が、行政・住民や民間の連携・協働の下、進められつつある」、「平成 21 年度までに完了した 802 地区のうち、93%にあたる 744 地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された」などと評価している。</p>	<p>表 2-(3)-⑭- i、ii</p>
<p>中心市街地活性化基本計画については、中心市街地活性化法第 12 条第 1 項において、内閣総理大臣は第 9 条第 10 項の認定を受けた市町村に対し、認定基本計画の実施状況について報告を求めることができるとされている。</p>	<p>表 2-(3)-⑨ (再掲)</p>
<p>中心市街地活性化基本方針第 2 章 6(1)において、「計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」とされ、「内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する」とされており、内閣府は市町村に対して報告を求めている。</p>	<p>表 2-(3)-⑩- i（再掲）</p>
<p>内閣府は、市町村が実施した事後評価の結果を、毎年度「中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ報告」として取りまとめている。その中で計画ごとの効果の発現状況を明らかにしたり、好事例の紹介をしたりすることにより、中心市街地の活性化に取り組む地方公共団体の支援を行うとともに、毎年度の政策評価に事後評価結果を活用しているとしている。</p>	<p>表 2-(3)-⑮、 ⑯</p>
<p>このように、地域活性化 3 計画において、地方公共団体が実施した事後評価の結果は、国における効果の発現状況の把握やそれに基づく制度の見直し及び助言事務に活用されており、国としても、それが的確な情報かどうかは重要なものとなっている。</p>	
<p>(指標設定・事後評価に係るマニュアル等の作成状況)</p>	
<p>地域再生計画については、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（平成 27 年 9 月内閣府地方創生推進室。以下「地域再生申請マニュアル」という。）において、「地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要と</p>	<p>表 2-(3)-⑰- i、ii</p>

<p>なる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（K P I）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください」とされている（注）。</p> <p>（注）平成 17 年 4 月当初の「地域再生申請マニュアル」では「「4 地域再生計画の目標」には、基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください」とされている。</p> <p>都市再生整備計画については、「まちづくり交付金評価の手引き」（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室。以下「まち交評価の手引き」という。）において、事後評価の方法、事後評価書の様式が示されているほか、人口、施設利用者数、歩行者交通量、小売販売額、満足度等の指標が例示され、市町村の目的に応じて、指標はどのようなものが設定可能か例示されているとともに、データ収集を行う上での留意点等が示されている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成 27 年度版＞」（内閣府地方創生推進室。以下「中活申請マニュアル」という。）において、「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます」とされている（注）。</p> <p>（注）平成 18 年 9 月当初の「中活申請マニュアル」では「設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければなりません。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。また、例えば、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することもできます」とされている。</p> <p>また、「中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル」（平</p>	<p>表 2-(3)-⑱-i ~ v</p> <p>表 2-(3)-⑲-i、ii</p> <p>表 2-(3)-⑳-</p>
--	--

<p>成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室。以下「中活フォローアップマニュアル」という。)において、事後評価の方法や事後評価書の様式等が示されている。</p> <p>今回、計画作成時の目標、指標の設定状況、事後評価の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 指標の設定</p> <p>今回調査対象とした計画の中には、次のとおり、i) 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない、ii) 指標が設定されているもののアウトカム指標が全く設定されておらず事業効果を測定することが困難、iii) アウトカム指標の目標値が適切に設定されておらず事後評価を適切に実施することが困難となっているなどの状況がみられた。</p> <p>(7) 指標の設定状況</p> <p>指標の設定状況を見ると、地域再生計画において、指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていないものが、次のとおりみられた。</p> <p>① 「団塊の世代の退職後の活用による地域活性化」及び「世代間・地域間の交流ネットワークの構築」といった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが 1 計画</p> <p>② 「食品産業の雇用の増加」などといった目標は定めているものの、指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できないものが 1 計画</p> <p>③ 「木材生産量 10%増加」といった目標値は設定されているものの、基準となる木材の生産量がどの範囲の生産量か不明であるなど基準値が適切に設定されておらず効果の発現状況が測定できないものが 1 計画</p> <p>(イ) アウトカム指標及びアウトプット指標の設定状況</p> <p>設定された指標を見ると、地域再生計画では 276 指標中アウトカム指標が 211 指標 (76.4%)、アウトプット指標が 65 指標 (23.6%)、都市再生整備計画では 577 指標中アウトカム指標が 458 指標 (79.4%)、アウトプット指標が 119 指標 (20.6%)、中心市街地活性化基本計画では 148 指標全てがアウトカム指標となっている。</p> <p>アウトプット指標は、事業の進捗状況を把握することはできるものの、事業による効果を測定することは困難なものであり、中には、次のような例もみられた。</p> <p>① アウトカム指標が全く設定されておらず (全ての指標が出前講座</p>	<p>i、ii</p> <p>表 2-(3)-ア-①</p> <p>表 2-(2)-ア-② (再掲)、表 2-(2)-イ-② (再掲)、表 2-(2)-ウ-② (再掲)</p> <p>表 2-(3)-ア-</p>
--	--

<p>の実施回数等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な地域再生計画が 6 計画</p>	<p>②</p>
<p>② アウトカム指標が全く設定されておらず(全ての指標が幅員 4m 以上の道路の整備率等のアウトプット指標)、事業による効果を測定することが困難な都市再生整備計画が 3 計画</p> <p>一方、次のようにアウトカム指標の設定に取り組んでいる例もみられた。</p>	<p>表 2-(3)-ア-③</p>
<p>① 河川等の水質改善という目的を掲げ汚水処理施設整備事業等を実施する 8 計画のうち 3 計画では、汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標 (BOD: 生物化学的酸素要求量 (微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。)) 等のアウトカム指標を設定</p>	<p>表 2-(3)-ア-④-i、ii</p>
<p>② 同一地区で引き続き実施された次期計画において、事業の効果を住民や地区に与えた影響等で評価するため、新規住宅着工数等のアウトカム指標を設定</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑤</p>
<p>(ウ) 指標の目標値の設定状況</p>	
<p>計画で設定されたアウトカム指標の目標値の設定状況をみると、次のとおり目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例がみられた。</p>	
<p>① 指標として設定された歩行者通行量の測定箇所と計画に基づく事業の実施箇所が離れており、事業との整合性が確保されていない都市再生整備計画が 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-i</p>
<p>② 指標として設定されたイベント参加者数の目標値が、計画区域内に位置する別の市が実施する事業を把握せずに設定されたため、事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できない地域再生計画が 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-ii</p>
<p>③ 道路整備等を行い当該地区へのアクセスを容易にして観光客を増加させることを目的とした計画について、道路が予定どおり整備されなかったにもかかわらず観光客が目標値を上回って達成しているなど、目標値が適切に設定されているか疑義がある計画が地域再生計画及び都市再生整備計画で各 1 計画</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-iii</p>
<p>④ 計画作成当初から計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値の設定を適切に行うことができたにもかかわらず、計画 (交付) 期間最終年度等に改めて計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値を修正している都市再生整備計画が 3 計画 (うち 2 計画では、評価値が、下方修正された目標値を上回ったことから、目標達成と評価)</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑥-iv</p>

<p>(エ) 満足度指標の目標値の設定状況</p> <p>今回調査対象とした地域再生計画及び都市再生整備計画の中には、アウトカム指標の一つとして、計画区域内の住民等にアンケート調査を行い、その満足度を測る指標（以下「満足度指標」という。）を設定している場合がある。</p> <p>特に、都市再生整備計画においては、満足度指標が 91 指標設定され、うち 65 指標が目標値を達成しており、目標達成率が 71.4%となっている。</p> <p>満足度指標の目標値の設定に当たっては、「まち交評価の手引き」において、過去データが収集できない場合には、「目標値の設定根拠に関する十分な説明」が必要とされている。</p> <p>都市再生整備計画における満足度指標の目標値の設定状況をみると、住民の半数が満足している状態を目指すとして 50%と設定しているもの、基準値の 2 倍以上の人々に満足してもらおうとして目標値を設定しているものなど、設定根拠について十分な説明がなされていないものがみられた。</p> <p>一方、次のとおり、事業内容を踏まえ一定の考え方をもって目標値を設定しているものがみられた。</p> <p>① 重要文化財を活用した地域交流センターを整備することにより、「芸術文化の振興」に関する満足度が市内の他の地区と比べて低い当該地区について、市全体の平均値まで引き上げるとして設定しているもの</p> <p>② 計画作成前に、まちづくりの実施方法について住民にアンケート調査を実施した結果、土地地区画整理事業を希望した者が 65%だったことを踏まえて同事業を実施したため、事業の満足度指標の目標値はそれを上回る 70%と設定しているもの</p> <p>なお、調査対象市からは、満足度指標の目標値をどの水準に設定すれば事業の妥当性があるといえるのかなど、設定に苦慮したため、国から目標値の設定に関する指針等を示してほしいとする意見があった。</p>	<p>表 2-(3)-ア-⑦</p> <p>表 2-(3)-ア-⑧</p> <p>表 2-(3)-ア-⑨</p> <p>表 2-(3)-ア-⑩</p> <p>表 2-(3)-ア-⑨（再掲）</p>
<p>イ 事後評価の的確な実施</p> <p>今回調査対象とした計画においては、次のとおり、事後評価が適切に実施されていない状況がみられた。</p> <p>(ア) 事後評価の実施状況等</p> <p>地域再生計画についてみると、上記ア(ア)のとおり、事後評価が実施されていない計画が 76 計画中 3 計画 (3.9%) あったほか、次のような例がみられた。</p>	<p>表 2-(3)-イ-①</p>

<p>① 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していないものが10計画(13.2%)</p> <p>② 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしているものが3計画(3.9%)</p> <p>都市再生整備計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった(注1)が、交付金の交付期間の最終年度に事後評価を実施したところ、未確定の数値があったため、交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は当該フォローアップを実施していないものが4計画(2.3%)みられた。</p> <p>また、見込みの状況を推計した値で実施した事後評価結果(注2)と確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、事後評価結果のみ公表しているのみで、フォローアップ結果を公表していないものが2計画(1.2%)みられた。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果はいずれも公表された。</p> <p>(注1) 旧まちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、当該計画に係る交付金交付期間が終了しているものの、当該計画を含めた社会資本整備総合計画の事後評価と併せて事後評価するとして、事後評価を実施していないものが3計画みられたが、当該計画は除いている。</p> <p>(注2) 「まち交評価の手引き」では、事後評価の位置付けや指標別の活用上の注意等が整理されており、事後評価は、まちづくり交付金の交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を行い、「未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価」した上で、「原則、交付期間が終了した翌年度に(翌年度に確定しない場合は、確定後すみやかに)確定の数値を求めるためにフォローアップを行う」こととされている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画についてみると、事後評価が実施されていない例はみられなかった。</p>	<p>表2-(3)-イ-②</p> <p>表2-(3)-イ-③</p> <p>表2-(3)-イ-④</p> <p>表2-(3)-イ-⑤</p>
<p>(イ) 指標の測定方法</p> <p>設定された指標の測定方法をみると、次のとおり、測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例がみられた。</p> <p>① 歩行者通行量について、実測を行わず、周辺地区の人口や児童・生徒数に基づく推計で事後評価しているなど、測定方法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画、中心市街地活性化基本計画で1計画</p> <p>② 満足度指標について、整備した施設のオープニングイベントで測定するなど満足度が高まりやすい方法で測定しているなど、測定方</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-i</p> <p>表2-(3)-イ-⑥-ii</p>

<p>法が適切ではないものが都市再生整備計画で4計画</p> <p>③ 市全域の実績のうち中心市街地のみの実績を指標として設定したが、計画期間中に基準値と同様の方法で測定し評価することが困難となったにもかかわらず、指標を変更しないまま市全域の実績をもって中心市街地の実績としている中心市街地活性化基本計画が1計画</p> <p>④ その他、基準値と評価値の測定方法が異なるなど、指標の測定方法が適切ではないものが地域再生計画で1計画、都市再生整備計画で3計画</p>	<p>表2-(3)-イ-⑥-iii</p> <p>表2-(3)-イ-⑥-iv</p>
<p>(フ) 効果発現要因の分析内容</p> <p>計画に設定された指標について、効果発現要因の分析内容をみると、次のとおり、分析内容が事実と異なる例がみられた。</p> <p>① 歩行者通行量が減少した要因を当該整備地区の人口減少によるものと分析しているが、実際は当該整備地区の人口は増加している都市再生整備計画が1計画</p> <p>② 歩行者通行量が増加した要因の一つを低床バスの導入といったバリアフリー化事業の実施によるものと分析しているが、実際は計画期間内に当該事業が実施されていない中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表2-(3)-イ-⑦</p>
<p>(イ) 指標の測定や測定結果の分析に支援が必要な状況</p> <p>計画に設定された指標の測定状況等をみると、次のとおり、指標の測定や測定結果の分析に苦慮するなど、国による支援が必要な状況がみられた。</p> <p>a 歩行者通行量</p> <p>歩行者通行量は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそれぞれ例示されており、都市再生整備計画においては171計画577指標中53計画57指標、中心市街地活性化基本計画においては44計画148指標中44計画48指標と多く設定されている。</p> <p>歩行者通行量の測定方法をみると、気象・天候等の影響を受けやすい指標であるため、あらかじめ予備日を設定し、悪天候等の場合に予備日で測定するとして対策を講じている計画が都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画で各1計画みられた。</p> <p>また、歩行者通行量は天候やイベントの有無に影響を受けやすい指標であるため、次期計画では年4回(各年3月、5月、8月及び11月)測定し、その平均値を用いることとしている中心市街地活性化基</p>	<p>表2-(2)-イ-②(再掲)、表2-(2)-ウ-②(再掲)</p> <p>表2-(3)-イ-⑧</p> <p>表2-(3)-イ-⑨</p>

<p>本計画が1計画みられた。</p> <p>一方、目標値に達しなかった要因に雷雨、猛暑等の天候・気象を挙げているなど、要因が適切に把握されていないと考えられる中心市街地活性化基本計画が2計画、元々増加傾向であったにもかかわらず天候の影響を受けた年の値を基準値として目標値を設定しており、目標を達成した要因が適切に把握されていないと考えられる都市再生整備計画が1計画みられた。</p> <p>また、歩行者通行量を設定している105指標の測定回数をみると、1年に1回の測定となっているものが69指標（都市再生整備計画38指標、中心市街地活性化基本計画31指標）あった。</p> <p>歩行者通行量を1年に1回の測定としている市の中には、複数回測定することの必要性を財政当局に説明できず、予算確保が困難としているものもみられた。</p> <p>「まち交評価の手引き」では「計測の日時、曜日等がデータに与える影響が大きいと考えられるため、十分に留意する必要があります」などと留意点等が示されているが、測定回数については示されておらず、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。</p> <p>なお、経済産業省の「平成25年度中心市街地商業等活性化支援業務(中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業)報告書」(平成26年3月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室)では、歩行者通行量は、「すでに主要指標の1つとなっているが、今後も引き続き重要」とされ、「計測の仕方の統一を図り、計測頻度を増すことで、指標としての信頼性を向上させる」ことが必要とされている。</p>	<p>表2-(3)-イ-⑩、⑪</p> <p>表2-(3)-イ-⑫</p> <p>表2-(3)-イ-⑬</p> <p>表2-(3)-イ-⑭</p> <p>表2-(3)-イ-⑮-i、ii</p>
<p>b 年間商品販売額</p> <p>年間商品販売額は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」及び「中活申請マニュアル」でそれぞれ例示されている指標であり、都市再生整備計画では5計画5指標、中心市街地活性化基本計画では16計画16指標で設定されている。</p> <p>年間商品販売額の測定方法をみると、18計画18指標において、国の基幹統計調査である商業統計調査及び経済センサス基礎調査又は活動調査(以下「経済センサス」という。)の結果が活用されている。しかし、これら国の統計には一定の周期があることなどから、次のように過去の統計結果や独自のサンプル調査結果等を用いた推計により年間商品販売額を算出し評価しているものなどが17計画17指標あった。</p>	<p>表2-(2)-ウ-②(再掲)</p>

<p>① 経済センサスの調査時期と評価時期とが合わなかったことから、市独自の調査を併用し推計しており、大型店舗のサンプル調査に加え、商店街へのヒアリングや観光統計など他の統計資料を活用するなどして精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては年間商品販売額を指標としないとした中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表 2-(3)-イ- ⑩</p>
<p>② 過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している中心市街地活性化基本計画が1計画</p>	<p>表 2-(3)-イ- ⑪</p>
<p>また、18計画のうち都市再生整備計画1計画においては、過去の商業統計の調査結果では年間商品販売額が増加傾向にあったが、計画期間中に大型店舗の撤退等があったことから、過去の増加傾向を基に評価値を推計することが困難として、大型店舗が撤退する前の直近の調査結果をそのまま評価値としていた。</p>	<p>表 2-(3)-イ- ⑫</p>
<p>「まち交評価の手引き」では「商業統計等の指定統計は、市町村が予め町丁目・小字単位に集計していないケースが少なくなく、過去の個票（調査票）を活用したデータ収集には多大な労力を要します。そのため、経年的なデータ収集の可能性を踏まえつつ、他者保有データの活用、計画区域に限定した独自調査を実施すること等が考えられます」などと測定方法の留意点等が説明されているが、「中活申請マニュアル」及び「中活フォローアップマニュアル」では、測定方法の留意点等は示されていない。</p>	<p>表 2-(3)-イ- ⑬</p>
<p>c 満足度指標</p> <p>満足度指標は、計画が実施された地区の活性化度合いを測る指標として、「まち交評価の手引き」で例示されている指標であり、都市再生整備計画では62計画91指標と多く設定されている。</p> <p>満足度指標の測定方法については、上記(イ)②で記載した適切に測定されていない例のほか、指標として設定された駅施設利用者の満足度の目標が未達成となったが、満足度調査の際にその回答理由等を把握していなかったため、何が原因で満足度が向上しなかったのか分析できず、事業効果が把握できなかったとしている都市再生整備計画が1計画みられた。</p> <p>また、当該計画を作成した市は、満足度の測定・分析手法について、国から示してほしいとしている。</p>	<p>表 2-(2)-イ- ⑭（再掲） 表 2-(3)-イ- ⑮</p>

<p>ウ 国における地方公共団体に対する指標設定・事後評価支援</p> <p>地域再生計画については、「地域再生申請マニュアル」が作成されているが、地方公共団体の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、事後評価の方法等について、地方公共団体が参考にするためのマニュアル等は作成されていない。</p> <p>また、内閣府は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。</p> <p>都市再生整備計画については、まちづくり交付金が、平成 22 年度から国土交通省所管の地方公共団体向けの他の個別補助金等と統合され、社会資本整備総合交付金が新たに創設されており、現在は当該名称の交付金はないものの、国土交通省は、「まち交評価の手引き」を、社会資本総合整備計画の事後評価の際の、都市再生整備計画部分の評価に関する参考資料として市町村に周知している。</p> <p>しかし、「まち交評価の手引き」は、平成 20 年に作成された後、改訂されていない。</p> <p>また、国土交通省は、地方公共団体から報告を受けた事後評価結果について指標の測定方法等が適切かどうかなどの確認はしていないとしている。</p> <p>中心市街地活性化基本計画については、「中活申請マニュアル」が作成されているが、市町村の目的に応じた具体的な指標の設定例は示されておらず、「中活フォローアップマニュアル」には、指標別の測定方法の留意点等について具体的に記載されていない。</p> <p>また、内閣府は、地方公共団体が測定した指標の評価値が計画書どおりに測定されているかどうかの確認はしているとしている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、内閣府及び国土交通省は、地域活性化 3 計画の効果の発現状況を的確に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 計画で設定する指標について、地方公共団体の目的に応じたアウトカム指標の設定例、指標の測定に際し留意すべき点などを具体的に示したマニュアル等を作成又は改訂し、地方公共団体に対し周知すること。</p> <p>その際、府省が自ら例示しており、地方公共団体が指標の目標値の設定や測定・分析に苦慮している指標については、それらの設定等の考え方や測定方法等を示すこと。</p> <p>② 計画の効果的な推進を図るため、計画認定時や事後評価結果の報告時等において、効果の発現状況を適切に測定できるよう指標が適切に設定、測定されているかを確認し、必要に応じて地方公共団体に対し助言する等の支援を行うこと。</p>	<p>表 2-(3)-ウ-①</p> <p>表 2-(3)-ウ-②-i ~ iii</p> <p>表 2-(3)-ウ-③、④</p>
---	--

表 2-(3)-① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

<p>(地域再生計画の認定)</p> <p>第 5 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 地域再生計画の区域二 地域再生を図るために行う事業に関する事項三 計画期間 <p>3 前項各号に掲げるもののほか、<u>地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>地域再生計画の目標</u>二 <u>その他内閣府令で定める事項</u> <p>4～15 (略)</p> <p>16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>地域再生基本方針に適合するものであること。</u>二 <u>当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。</u>三 <u>円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</u> <p>17～19 (略)</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第 8 条 <u>内閣総理大臣は、第五条第十六項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業及び措置の実施の状況について報告を求めることができる。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-② 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

表 2-(3)-②-i 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定（平成 28 年 4 月 20 日一部変更））（抜粋）

<p>1 地域再生の意義及び目標</p> <p>1) 地域再生の意義</p> <p>少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。</p> <p>国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定・平成 27 年 12 月 24 日改訂）を定め、人口、経済、地域社会の</p>
--

課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第16項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）
1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）
1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。
あわせて、法第5条第4項第4号の事項を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）
地域再生を図るために行う事業について、
イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
ロ 事業の実施スケジュールが明確であること
をもちて判断する。

- 2) 地域再生計画の作成の提案 (略)
- 3) 地域再生計画の認定手続
- ① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続 (略)
- ② 地域再生計画の認定申請に当たっての留意事項 (略)
- ③ 地域再生計画の記載事項
- イ～ホ (略)
- へ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。
- ア. 法令等を遵守しているものであること
- イ. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること
- なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。
- ト (略)
- ④・⑤ (略)
- 4)～6) (略)
- 7) 認定地域再生計画の実施状況等
- ① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証
- イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たっては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。
- ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たっては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとすることが望ましい。
- ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。
- なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない
- ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告を求めた場合には、その内容を公表する。
- ②～④ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-②-ii 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組、すなわち「地域の地力全開戦略」を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備し、知恵と工夫を競うアイデア合戦（「地域戦略メガコンペ」）がより多くの地域で活発に展開されることが重要である。

国は、このような観点から、①ひとつづくり、権限移譲等の推進による地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進、②「国から地方へ」の観点に基づく、補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③「官から民へ」の観点に基づく、地域再生に資する民間活動への投資の促進等の民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、都市再生などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること。
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること。

3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第4項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること。（第1号基準）
 - 1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ2)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。（第2号基準）
 - 1の「地域再生の意義及び目標」に適合した目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていることをもって判断する。
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第3号基準）
 - 目標を達成するために行う事業について、
 - イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
 - ロ 事業の実施スケジュールが明確であること。
 をもって判断する。

2) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請 (略)

② 地域再生計画の記載事項

地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第2号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第13条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。

また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、4)に掲げる支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。

ロ 法令等を遵守しているものであること。

ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。

③・④ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(3)-③ 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）（抜粋）

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義及び目標

(都市再生の意義)

都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等と呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要である。

都市再生は、50年後、100年後の我が国の都市の姿、国の姿を形作るものであることを踏まえ、中長期的視点に立って、幅広い視野の下、推進していくことが重要である。

我が国は、少子高齢化の進展により、長年続いた人口増加が人口減少へと転換し、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯を中心に、高齢者人口が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生き育てることができる社会を構築することが大きな課題となっている。

また、アジアの新興諸国の急速な経済成長を背景として、国際的な競争が激化する中、我が国経済は長年にわたり低迷し、新たな需要と雇用を生み出す成長産業の育成等が求められている。

このように、我が国の社会・経済が大きな転換期を迎えていることを踏まえ、新たな方向性の下に都市再生を進めることが極めて重要である。さらに、今後発生が想定されている東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等による大規模災害に備え、東日本大震災をはじめとする災害における経験から得られる教訓をいかした国土強靱化の推進が求められており、今後の我が国における都市再生の実現と併せて都市の防災に関する機能を確保することが重要である。

2 (略)

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

市町村や民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動

- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-④ 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年 3 月 26 日)(抜粋)

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

①～⑨ (略)

⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）

⑪～⑯ (略)

ニ～ロ (略)

第8 社会資本総合整備計画の提出等

1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標

三 計画の期間

四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費

六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況

七 基幹事業（関連社会資本整備事業であって、基幹事業の要件を満たすものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第10 社会資本総合整備計画の評価

1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑤ 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日）附属第Ⅱ編交付対象事業の要件（抜粋）

イ-10 都市再生整備計画事業

イ-10-（1）都市再生整備計画事業

1. ～5. （略）

6. 都市再生整備計画

1 都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第 14 条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第 6 条の 2 第 4 項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。

(1) 都市再生整備計画の区域

(2) 都市再生整備計画の目標

(3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

(4) 計画期間

(5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称

(6) 都市再生整備計画の区域の面積

(7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）

(9) 交付期間

- (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第Ⅲ編イー10－(1)の1.に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。
- 3 5. 第2項の区域において都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。
- 4 前三項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(3)-⑥ **社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成27年4月9日付け
国国会第102号国土交通事務次官通知)(抜粋)**

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。

- 一 目標の妥当性
- 二 整備計画の効果及び効率性
- 三 整備計画の実現可能性

2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。

4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあつては、具体的な事業の内容を含む。）
- 二 事業効果の発現状況
- 三 中間評価にあつては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあつては評価指標の最終目標値の実現状況

四 今後の方針

5 地方公共団体等は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。

6 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑦ 都市再生特別措置法に基づき創設された全国都市再生の支援のための基本的枠組みについて【技術的助言】（平成 16 年 4 月 16 日付け国都まち第 10 号、国道政第 5 号、国住備第 27 号国土交通事務次官通知）（抜粋）

<p>第 2 都市再生整備計画について</p> <p>(1) 区域について (略)</p> <p>(2) 目標について</p> <p><u>事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後に実現すべき目標値を設定してください。目標を定量化する指標は、事後評価が確実にできるよう原則として数値で明示することが望ましいところです。また、まちづくりに関する多様なニーズに対応した分かりやすい指標により目標等が示されるよう配慮が必要です。</u></p> <p>なお、目標は市町村が自主性・裁量性を活かし、創意工夫で自由に設定していただくこととなりますが、参考までに以下に示すような例が考えられます。</p> <p>○まちづくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街なかの賑わいの再生 ・歴史的な街並みの再生による観光まちづくり ・安全で安心できるまちづくり ・良好な居住環境による人口定着、街なか居住の再生 <p>○目標を定量化する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイン通りの歩行者数、地区内での購買率、空き店舗解消数 ・小売・飲食年間販売額、観光入り込み客数、宿泊客数 ・不燃化率、交通事故発生件数、放置自転車数 ・居住者数、Uターン者数、新規住宅着工数、生活関連施設のバリアフリー化率 ・暮らしの満足度 <p>(3) ～ (6) (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑧ 都市再生整備計画事業ハンドブック（平成 27 年度版）（国土交通省都市局市街地整備課監修）（抜粋）

<p>2-4 都市再生整備計画事業の流れ</p> <p>(1) 都市再生整備計画の作成 (略)</p> <p>(2) 事前評価 (略)</p> <p>(3) 交付金の交付</p> <p><u>国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している等適切と認める場合、まちづくりの目標を達成するために市町村が必要と考える交付対象事業に対して、都市再生整備計画に基づき交付金を交付します。</u></p> <p>都市再生整備計画事業では、交付対象事業への具体の配分、年度途中における交付対象事業間での額の移動、交付対象事業に対する交付金の充当割合等は市町村の自由裁量となります。</p>

(注) 下線は当省が付した。

**【参考】 まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 14 日付け国都事第 1 号、国
道企第 6 号、国住市第 25 号国土交通事務次官通知）（抜粋）**

第 7 都市再生整備計画の提出等

- 1 交付対象事業を実施しようとする市町村は、都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) 都市再生整備計画の区域
 - (2) 都市再生整備計画の目標
 - (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - (4) 計画期間
 - (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
 - (6) 都市再生整備計画の区域の面積
 - (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - (8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
 - (9) 交付期間
 - (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
 - (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
 - (12) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対するまちづくり交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村に対し通知する。
- 3 前 2 項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

第 8 都市再生整備計画の事後評価

- 1 市町村は、交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

**【参考】 まちづくり交付金に係る客観的評価基準について（平成 16 年 4 月 27 日付
け国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長、道路局地方道・環境課
長、住宅局市街地建築課長通知）（抜粋）**

まちづくり交付金交付要綱（平成 16 年 4 月 14 日付け事務次官通知）第 7 第 2 項の規定により国土交通大臣がまちづくり交付金の交付を判断するにあたっての客観的評価基準について、別紙のとおり定めたので通知する。

また、貴管下市区町村（指定都市を除く）にもこの旨周知されたい。

(別紙)

まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準

I. 目標の妥当性

- ① 都市再生基本方針との適合等
 - 1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。
 - 2) 上位計画等と整合性が確保されている。
- ② 地域の課題への対応
 - 1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。
 - 2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置付けが高い。

II. 計画の効果・効率性

③ 目標と事業内容の整合性等

- 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。
- 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。
- 3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。
- 4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。
- 5) 地域資源の活用やハードとソフトの連携等を図る計画である。

④ 事業の効果

- 1) 十分な事業効果が確認されている
- 2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。

III. 計画の実現可能性

⑤ 地元の熱意

- 1) まちづくりに向けた機運がある。
- 2) 住民民間事業者等と協力して計画を策定している。
- 3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。

⑥ 円滑な事業執行の環境

- 1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。
- 2) 交付期間中の計画管理（モニタリング）を実施する予定である。
- 3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑨ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）（抜粋）

（基本計画の認定）

第 9 条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 （略）

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
- 二 中心市街地の活性化の目標
- 三 その他中心市街地の活性化に資する事項

4～9 （略）

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項（第四項の規定により同項に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に適合するものであること。
- 二 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11～15 （略）

（報告の徴収）

第 12 条 内閣総理大臣は、第九条第十項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、認定基本計画（認定基本計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定市町村に対し、認定基本計画（第九条第二項第二号から第八号までに掲げる事項に限る。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定)(抜粋)

表 2-(3)-⑩-i 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定(平成 28 年 4 月 1 日一部変更))(抜粋)

<p>第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項</p> <p>1. 中心市街地の活性化の意義</p> <p>活性化された中心市街地は、</p> <p>① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。</p> <p>② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。</p> <p>③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。</p> <p>④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。</p> <p>⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。</p> <p>⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。</p> <p>などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。</p> <p>しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態がなく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。</p> <p>そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。</p> <p>その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。</p> <p>2. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。</p> <p>① <u>人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。</u></p> <p>② <u>地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。</u></p> <p>また、同時に、<u>中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民</u></p>

間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1.・2. (略)

3. 基本計画の認定基準

法第9条第10項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

基本計画には、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

b) 第2章 4. 基本計画の認定の手續

c) 第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d) 第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e) 第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f) 第12章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

② 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。(第2号基準)

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章から第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章から第8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断する。

③ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

中心市街地の活性化を実現するために行う事業等について、

a) 事業等の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと。

b) 事業等の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断する。

4. 基本計画の認定の手續

(1) 基本計画の認定申請 (略)

(2) 基本計画の記載事項

基本計画の記載事項は、法第9条第2項及び同条第3項で定めるとおりとする。

なお、認定の申請に際し、必要に応じて、関連する資料を添付するものとする。

法第9条第3項第2号で定める中心市街地の活性化の目標を定める場合は、本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)

の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した指標の絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定するものとする。

加えて、目標の達成状況を、よりの確に把握するために、地域住民の意識や感覚の変化、まちのイメージ、満足度等の一義的には定量的な評価が難しい指標についても、定量的な指標を補完する形で、地域独自の指標として設定することも考えられる。

なお、市町村が、本方針に定める支援措置等のほか、構造改革特別区域基本方針別表第1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、地域再生基本方針に定める支援措置を活用する場合は、当該措置を記載した地域再生計画を作成し、一括して認定を申請することができる。

(3)～(5) (略)

5. (略)

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

(1) 認定基本計画の進捗状況の把握等

① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といったPDCAサイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとする。同時に、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。

③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。

④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認する。

⑤ 内閣総理大臣は、基本計画の認定を受けた市町村に対し、上記フォローアップの結果を含め中心市街地の活性化の状況等について、報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩-ii 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くは、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

第2章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 政府における推進体制の整備等

内閣に設置された中心市街地活性化本部（内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする。以下「本部」という。）において、施策で重要なものの企画及び立案を行うとともに、施策の総合調整を行う。さらに、法第9条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）における進捗状況等の把握に努めるとともに、中心市街地の活性化に資する施策の見直しなども併せて実施する。

各府省庁においては、本部を中心に緊密な連携を図り、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、中心市街地の活性化に関する施策を効果的かつ効率的に推進する。また、経済産業局や地方整備局をはじめとする各府省庁の地方支分部局において、市町村の中心市街地の活性化に関する取組に対して、適切な支援や助言等を実施する。

また、都市再生、構造改革特区、地域再生、観光立国等の関連する諸施策との連携を図り、これらの成果を最大限活用する。

2. 認定基本計画に基づく取組に対する重点的な支援

政府は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施する。

さらに、地域が地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえながら、効果的かつ効率的に中心市街地の活性化を推進するために行う取組に対し、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うものとする。

3. 基本計画の認定基準

法第9条第6項各号に掲げる基本計画の認定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）

本基本方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

a) 第1章中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

本基本方針第1章2. ①及び②に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って目標を設定することができる。

基本計画には、その掲げた目標を達成するまでの取組期間を計画期間として定めなければならない。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することとする。

また、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない。

なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものであるが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうか判定できるものであることが必要である。

b) 第2章4. 基本計画の認定の手続

c) 第3章中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

d) 第9章第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

e) 第10章中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

f) 第11章その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

②・③ (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑪ 地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査（平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方創生推進室）調査票（抜粋）

問42	目標の達成状況について、各目標ごとにお選びください。(リスト選択式) また、その具体的な内容についてご回答ください。(記述式) ※定量的な目標を設定している場合は、目標値に対する実績値をご記入ください。																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">達成状況</th> <th style="width: 60%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目標①</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標②</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標③</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標④</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標⑤</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; color: red;">●「達成状況」が「未実施」の場合は、このシート内の以後の設問に対する回答は不要です。「Ⅵ」のシートへお進みください。</p>		達成状況	具体的内容	目標①	▼プルダウンリストからお選びください		目標②	▼プルダウンリストからお選びください		目標③	▼プルダウンリストからお選びください		目標④	▼プルダウンリストからお選びください		目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください	
	達成状況	具体的内容																	
目標①	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標②	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標③	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標④	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください																		
問43	各目標の達成状況に係る具体的な要因について、各目標ごとにご回答ください。(記述式)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">目標①</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標②</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標③</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標④</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標⑤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	目標①		目標②		目標③		目標④		目標⑤									
目標①																			
目標②																			
目標③																			
目標④																			
目標⑤																			
問44-1	問42において目標を下回っていると回答した目標が一つ以上ある場合は、その目標を達成する見込みについて、次のうち当てはまるものをお選びください。(単一回答選択式)																		
	<p style="font-size: small; color: red;">●該当がない場合は、問45へお進みください。</p> <p> <input type="checkbox"/> 1.達成する見込みあり →問44-2へお進みください。 <input type="checkbox"/> 2.達成する見込みなし →問45へお進みください。 </p>																		
問44-2	問44-1において目標を達成する見込みありと回答した場合は、その目標を達成するための対応策についてご回答ください。(記述式)																		
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; color: red;">●回答が終わりましたら、問45へお進みください。</p>																		
問45	計画策定時に設定した目標の事業着手後の現在における妥当性の有無について、次のうち当てはまるものをお選びください。(単一回答選択式)																		
	<p> <input type="checkbox"/> 1.妥当性がある <input type="checkbox"/> 2.妥当性がない </p>																		

表 2-(3)-⑫ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：地域再生計画の認定等）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書							
(内閣府26-20(政策5-施策④))							
政策名	地域活性化の推進						
施策名	地域再生計画の認定等						
施策の概要	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。						
達成すべき目標	地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することで、持続可能な地域の形成を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度		
	当初予算(a)	29	29	28	7,076		
	補正予算(b)	△ 2	△ 0	5,000			
	繰越し等(c)	—	—	—			
	合計(a+b+c)	28	29	5,028			
執行額(百万円)	20	21	24				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定:平成26年6月24日) 第2章 3 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化						
測定指標	地方公共団体が実施した事後評価の結果を活用している。						達成
	地域再生計画の認定件数	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		100件	134件	58件	99件	204件	144件
	年度ごとの目標値		150件	70件	90件	95件	144件
	計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	基準値	実績値				目標値
	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
	65.0%	—	66.0%	67.0%	74.6%	(集計中)	70.0%
	年度ごとの目標値	—	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(暫定)					
		(判断根拠) 地域再生計画の認定件数については、目標値144件に対し、実績値204件と、目標を大きく上回る結果となった。地方公共団体に対する調査については、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的な分析を行うため、調査票の集計に取り組んでいるところであり、公表後に判断する(11月ごろ公表予定)。					
	施策の分析	(有効性、効率性) H26年度までに実施したフォローアップ調査において、地域再生計画の期間が終了した自治体から概ね目標以上の成果があった旨報告されている。また、H26年度補正で新たに支援措置となった地域再生戦略交付金の活用要件により、新規認定の回数(第31回認定)が増加した。支援措置の拡充と認定機会の増加が相まって、想定以上の認定件数実績となったと見られる。地域再生基盤強化交付金の認定が集中したことも、認定件数の増加に寄与した。地域再生計画の実施にあたっては、地域再生基盤強化交付金や厚生労働省の実践型地域雇用創造事業など、様々な支援措置と連動しており、複数の連動施策を活用することで相乗効果が得られ、効果的に地域再生・地域活性化に貢献するという本事業の有効性に繋がっている。 (課題等) これまで実施してきたフォローアップ調査について、質問項目を更に充実させ、クロス集計等を用いながら多角的に分析し、計画目標の達成状況等を検証することで、施策の成果を検証していく。					
次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、地域再生計画を認定することにより活用できる連動施策について、既存の連動施策以外にも地域活性化に繋がる取組に対して支援できるような施策を幅広く検討するとともに、当制度について積極的に周知を行うことなどによって、計画認定件数を増やしていく。また、本制度が有効に活用され、地域における地域再生の推進に資するよう、引き続き利用促進に取り組んでいく。 【測定指標】 「測定指標1 地域再生計画の認定件数」については、例年の計画数の実績値及び、平成27年度で計画期間が満了する計画のうち、新たに認定を受ける計画の数を踏まえて目標値を設定する。測定指標2については、フォローアップ調査の結果が出てから記載する。						

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑬ 平成 27 年度行政事業レビューシート(事業名：社会資本整備総合交付金) (抜粋)

		事業番号						
		0365						
平成 27 年度行政事業レビューシート (国土交通省)								
事業名	社会資本整備総合交付金		担当部署	大臣官房	作成責任者			
事業開始年度	平成 22 年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	社会資本整備総合交付金等総合調整室 室長 石田 優			
会計区分	一般会計		政策・施策名	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 37 総合的な国土形成を推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法 等		関係する計画、通知等	社会資本整備重点計画				
主要政策・施策			主要経費	公共事業				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的に一体的に支援。</p> <p><基幹事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、 ⑧ その他総合的な治水事業、⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、 ⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業</p> <p><関連社会資本整備事業> 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p> <p><効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等及びレクリエーションに関する施設の整備事業等を除く。)</p>							
実施方法	交付							
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	当初予算	1,250,000	995,005	944,450	995,631			
執行額			1,178,560	990,139				
	執行率	100%	99%	99%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
	全ての社会資本総合整備計画について、成果目標を達成する	社会資本総合整備計画中の成果目標の達成度(%) (全国ベース)	成果実績	%	-	80	75	
			目標値	%	-	100	100	
			達成度	%	-	80%	75%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック								
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	社会資本総合整備計画数 (全国ベース)	活動実績	計画	3,016	2,530	2,606		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
		単位当たりコスト	百万円	469.9	355.3	348.1	-	
		計算式	百万円/計画数	1,417,354 /3,016	898,870 /2,530	907,161 /2,606		
平成 27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	交付金事業	835,631						
	計	835,631	0					

都市再生整備計画事業は社会資本総合整備計画の基幹事業の一つであり、社会資本総合整備計画の事後評価は、都市再生整備計画事業の効果の発現状況等も踏まえて実施されており、その結果を活用している。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑭ 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）（抜粋）

表 2-(3)-⑭-i 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）評価書の要旨（抜粋）

<p>評価結果</p>	<p>○ 都市再生緊急整備地域における都市再生事業に係る都市再生関連施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①施策コストと効果の比較、②都市再生特別地区の活用状況、③経済波及効果を踏まえると、民間の資金とノウハウを十分に活用するものとして、都市の再生に寄与する効果があることがわかった。 ・ 事業者は、初期投資負担の軽減、収益機会の向上、事業の信頼性の向上、といった効果を認識。 ・ 一方で、現在の 65 の都市再生緊急整備地域において、都市再生関連施策の活用状況が異なっており、現在の都市再生関連施策が全ての地域において十分に機能したとはいえない。 ・ 事業者は、いずれの都市再生関連施策に関しても、資料作成費用や手続きに要する時間など手続き面のコストについて改善を望む声が多い。 <p>○ 都市再生整備計画区域における都市再生整備事業に係る都市再生関連施策について</p> <p>市町村の事後評価結果も踏まえて、評価している。</p> <p>再生に寄与する一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、大都市と比べて民間活力が相対的に弱いこともわかった。 ・ 都市再生整備計画区域においては、地域の特色に応じて多様な目標を設定し、様々なまちづくりの課題に対応した都市再生が、行政・住民や民間の連携・協働の下、進められつつある。
<p>政策への反映の方向</p>	<p>① アジア諸都市の台頭により、我が国都市の相対的な地位の低下が懸念される中、国の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を推進し、海外から企業・人等呼び込むことにより、大都市の再生を図ることが喫緊の課題</p> <p>○ 国の成長を牽引する大都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市開発事業の実施主体である民間事業者とこれを後押しする国・地方公共団体とが連携して各種施策を集中的に実施する体制 ・ 都市開発事業に対する資金供給の円滑化のための金融環境の整備 ・ 旺盛な民間活力を活用するため、企業の財務状況等を踏まえた都市開発事業の有効なインセンティブの付与 ・ 都市再生関連施策の迅速化 <p>② 少子高齢化や人口減少の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化といった状況の中、都市の魅力を上昇させていくためには、行政だけではなく、企業やNPO等の民間主体のまちづくりへの積極的な参画を促し、官民連携によるまちづくりを推進することを通じて、自発的・自立的に地域のポテンシャルを活性化させていくことが重要</p> <p>○ 都市の魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による個性あるまちづくり ・ 立ち上がりが困難な都市開発事業への財政面・ノウハウ面などの支援 <p>○ 民間主体の参画によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において様々な分野で活動するNPO等とも積極的に連携した、きめ細やかな施策の展開 ・ 官民連携によるまちづくりを推進するための新たな枠組み

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑭-ii 平成 22 年度政策レビュー結果（評価書）都市再生の推進（平成 23 年 3 月国土交通省）第 3 章 3.2(2)都市再生整備計画に位置付けられた公共公益施設の整備に関する事業等の推進（抜粋）

ハ 目標達成度

- 市町村が実施した事後評価結果によると、目標値を達成した指標は 64%、目標値には達しなかったが一定の成果があった指標は 26%、成果の見られない指標は 9%であった。また、完了地区のうち 93%の地区において目標値を達成した指標があり、まちづくり交付金の成果が確認された。
- 平成 21 年度までに完了した 802 地区において、事後評価に用いられた指標は 3,787 指標ある。うち、都市再生整備計画に既に記載のあった「目標を定量化する指標」は 2,833 指標、事後評価時に新たに追加された「その他指標」は 954 指標である。
- 都市再生整備計画に既に記載のあった 2,833 指標については、目標値を達成した指標（達成度○）は 64%、目標値には達しなかったが一定の成果がある指標（達成度△）は 26%、成果が見られなかった指標（達成度×）は 9%となっている。（達成度○、△、×は事後評価シートに記載された数値目標の達成に関する市町村の自己評価である。）
- 平成 21 年度までに完了した 802 地区のうち、93%にあたる 744 地区において、達成された指標があり、まちづくり交付金の効果が確認された。
- 指標によって目標達成に差異があり、特に商業販売額や従業員数など経済の影響を受ける指標で達成割合が比較的低い。



市町村が実施した事後評価の結果が政策評価に活用されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑮ 中心市街地活性化基本計画平成 26 年度最終フォローアップ報告（平成 27 年 8 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）

V. 好取組事例


① 歩行者通行量の増加に繋がっている事例

市町村名	倉敷市(岡山県)【平成22年3月23日認定】				
計画期間	平成22年3月 ~ 平成27年3月				
目標指標	歩行者・自転車通行量(休日)の増加				
基準値	72,452人/日 (平成21年)	実績値	96,263人/日 (平成26年)	目標値	74,000人/日 (平成26年)
取組概要	<p>○JR 倉敷駅北では倉敷市が「潤いと憩いの空間」として倉敷みらい公園を、民間企業が「賑わい創出空間」として大規模複合型商業施設を整備。同駅南では倉敷美観地区において電線類地中化等により町並み景観の向上を図るとともに、倉敷らしい町家・古民家再生による新魅力集客拠点「林源十郎商店、奈良萬の小路、クラシキ庭苑、くらしき宵待ちガーデン」などが開業したこと等により、実績値が目標値を大幅に上回った。</p> <p>○目標達成のために計画した事業は概ね予定どおり完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えた。</p> <p>○今後は更なる賑わい創出を図るとともに、安定的に現況以上の水準を維持することを目指す。</p>				
					
	<p><倉敷みらい公園と大規模複合型商業施設></p>		<p><くらしき宵待ちガーデン></p>		

② 歩行者通行量の増加に繋がっている事例

市町村名	大村市(長崎県)【平成21年12月7日認定】				
計画期間	平成21年12月 ~ 平成27年3月				
目標指標	歩行者・自転車通行量(平日・休日)の増加				
基準値	7,835人/日 (平成20年度)	実績値	10,355人/日 (平成26年度)	目標値	8,120人/日 (平成26年度)
取組概要	<p>○老朽化した商業・住宅施設を再開発し、平成24年10月に分譲マンションが完成、同年11月に商業施設「コレモおおむら」がオープンする等、商業施設等と一体となった利便性豊かな居住空間の整備を行った。</p> <p>○中心市街地内の回遊性の向上を図るため、商店街の休憩スペース等として、長椅子や情報案内板を備える公園を整備するとともに、散策路や公共施設のユニバーサルデザイン化を実施。</p> <p>○フリーマーケットやミニシアターなど多彩なイベントの開催が可能な広場や、多世代交流拠点となる市民交流プラザの整備を行うことで、親子連れを中心に新たな人の流れが創出された。</p>				
					
	<p><商業施設 コレモおおむら></p>		<p><親子連れで賑わう市民交流プラザ></p>		

③空き店舗率の改善に繋がっている事例

市町村名	秋田市(秋田県)【平成20年7月9日認定】				
計画期間	平成20年7月～平成26年6月				
目標指標	空き店舗数				
基準値	25店 (平成19年)	実績値	5店 (平成25年)	目標値	7店 (平成25年)
取組概要	<p>○中心市街地内の空き店舗への入居や新店舗の建築などに要する設備資金の一部について、区域外に出店する場合に比べ利子補給率を0.5%上乘せし、最大2.0%の利子補給付きで融資あっせんを行った。</p> <p>○空き店舗への出店に係る経費(改装費、宣伝広告費、設備リース料、謝金等)の一部を補助したほか、大型商業施設内の空きテナントへの出店に対し、テナント賃借料の一部を補助した。</p> <p>○中通一丁目地区において整備された「エリアなかいち」のオープンによる中心市街地の通行量の増加との相乗効果が得られた。</p>				
	 <地元アーティストグッズ専門店(空き店舗入居例)>		 <中小路カフェ(空き店舗入居例)>		 <エリアなかいち>

④都市福祉施設利用者数の増加に繋がっている事例

市町村名	守山市(滋賀県)【平成21年3月27日認定】				
計画期間	平成21年3月～平成27年3月				
目標指標	福祉・文化・交流施設の利用者数				
基準値	126,082人 (平成19年)	実績値	244,182人 (平成26年)	目標値	163,000人 (平成26年)
取組概要	<p>○「子どもから高齢者まで幅広い世代が共生できるまち」「住民参加により、地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しいまち」を目標に、「行政が半歩前に進み、民間がそれに続く」を基本として事業に取り組んできた結果、集える場所・憩える場所や訪れやすい環境、歴史に親しめる場などが創出された。</p> <p>○福祉・文化・交流・商業機能を合わせ持つ「中心市街地活性化交流プラザ(愛称:あまが池プラザ)」や、町家を活用して地域活性化施設や商業機能を持った「歴史文化まちづくり館(愛称:守山宿・町家“うの家”)」を整備したことによって、行き交う人が多様化しながら増加し、集客の核、賑わいの核となる場が創出された。</p> <p>○今後は新計画に追加した、教育文化・医療福祉拠点との連携を高めながら、まちの魅力を高め、歩いて楽しく回遊できるまちをめざす。</p>				
	 <あまが池プラザ・あまが池親水緑地でのイベントの様子>			 <うの家(町家歴史塾)>	

VI. 取組の進捗・完了状況及び目標達成状況に関する各市からの報告

<取組の進捗・完了状況の分類>

- A (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えている。)
 a (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績は目標値を超えている。)
 B (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えたが、目標値には達していない。)
 b (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えたが、目標値には達していない。)
 C (計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。)
 c (計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。)

<進捗・完了、活性化状況について、自治体、中活協議会、市民からの評価>

- ① かなり活性化が図られた
- ② 若干の活性化が図られた
- ③ 活性化に至らなかった (計画策定時と変化なし)
- ④ 活性化に至らなかった (計画策定時より悪化)

都道府県名	市町村名	目標	目標指標	自治体評価			中活協議会 意見	市民 評価
				評価 分類	進捗 完了 状況	活性化 状況		
平成20年7月9日認定								
秋田県	秋田市	訪れる人による賑わいづくり	歩行者・自転車通行量(休日)	A	①	②	②	②
		住む人による賑わいづくり	常住人口(夜間人口)	B				
		商店街の活力による賑わいづくり	小売業年間商品販売額	C				
		商店街の活力による賑わいづくり	空き店舗数	A				
平成20年11月11日認定								
北海道	富良野市	にぎわいと商業の活性化	歩行者通行量	C	①	①	①	②
		まちなか居住の推進	居住人口	C				
山形県	山形市	賑わい拠点の創出	歩行者通行量(休日)	C	①	②	②	②
		街なか居住の推進	中心市街地居住人口	c				
		街なか観光交流人口の増加	街なか観光客の入込数	A				
三重県	伊賀市	楽しく歩けるまちなみづくりと回遊性の向上	歩行者・自転車通行量	b	①	②	②	②
		魅力と集客力のある店の創出	小売業年間商品販売額	a				
		誰もが便利に移動できる交通手段の利便性向上	コミュニティバスの利用者数	c				
		近隣商業と都心型商業が共存する商店街の再生	小売販売額	C				
山梨県	甲府市	拠点施設や歴史文化施設の整備によるにぎわいの創出	歩行者通行量	C	①	②	②	②
		住環境整備や居住支援によるまちなか定住促進	居住人口	C				
		街なかの賑わい創出	中央商店街の歩行者通行量(休日)	C				
愛媛県	松山市	街なかの賑わい創出	路面電車の年間乗車人数	C	①	②	②	②
		街なかの観光交流人口増	中心市街地の観光客数(市有5施設)	B				
		街なかの商業活性化	中心市街地の小売業年間商品販売額	C				
平成21年3月27日認定								
山形県	酒田市	中心商店街の活性化	歩行者・自転車通行量(平日)	c	②	②	②	②
		街なか観光の推進	観光施設入込数	c				
		街なか居住の促進	居住人口	c				
静岡県	掛川市	様々な目的で人が集うにぎわいのあるまち	主要地点の歩行者通行量	C	①	②	②	②
		快適で便利に多くの人々が住むまち	中心市街地の居住人口	c				
		活発な商業・業務・サービス活動のあるまち	中心市街地の営業店舗数	A				
兵庫県	丹波市	ストック活用による集客・交流機能の強化	歩行者・自転車通行量	C	①	②	②	②
		官民協働による街なか居住の推進	中心市街地の人口	c				
滋賀県	守山市	子どもから高齢者まで幅広い世代が共生できるまち	中心市街地の福祉・文化・交流施設の利用率	A	①	②	②	②
		住民参加により地域資源を活かし、魅力的で歩いて楽しいまち	歩行者・自転車通行量(平日)	a				
平成21年6月30日認定								
埼玉県	川越市	回遊性の向上	歩行者・自転車通行量(休日)8地点	A	①	①	②	②
			歩行者・自転車通行量(平日)8地点	A				
			滞在時間半日以上観光客割合	B				
佐賀県	小城市	商業・サービス業の充実	卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数	C	②	③	②	③
		「城下町や半農」など地域の特長を活かした交流人口の拡大	中心市街地の歩行者・自転車通行量	a				
		魅力的で暮らしやすい都市・商業機能の充実	中心市街地商店街の年間小売販売額	c				
平成21年12月7日認定								
静岡県	沼津市	交流人口の拡大	中心市街地の歩行者・自転車通行量(日曜日)	A	①	②	②	③
		定住人口の確保	中心市街地の居住人口	C				
福井県	敦賀市	敦賀の歴史・文化と新たな魅力が調和した中心市街地	観光施設の年間入込客数	B	①	②	②	③
		人が行き交い、新たな交流が生まれる中心市街地	歩行者・自転車通行量(休日)	C				
山口県	下関市	「歩きたくなる、回遊したくなる街」を実現する	歩行者等通行量(休日)	A	①	②	②	②
		「多様な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」を実現する	観光入り込み客数	C				
		「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」を実現する	市民サービス施設利用率	A				
兵庫県	姫路市	人々が訪れ、集い、回遊するまち	歩行者・自転車通行量	C	①	②	②	②
			空き店舗数	B				
			居住者数	A				
大阪府	高槻市	人々が暮らしたくなるまち	歩行者通行量	C	①	②	②	②
		中心市街地内の回遊性の向上	歩行者通行量	C				
		商業の質の向上による、商業集積の後押し力の増進	小売業年間商品販売額	C				
長崎県	大村市	居住人口の拡大	居住人口	A	①	①	①	①
		交流人口の拡大	歩行者通行量	A				

都道府県名	市町村名	目標	目標指標	自治体評価			中冠協議会 意見	市民 評価
				評価 分類	進捗 完了 状況	活性化 状況		
平成22年3月23日認定								
青森県	十和田市	芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街地の形成を図る	歩行者・自転車通行量	B	①	②	②	②
		元氣なお店や快適な空間づくりと、安心安全な生活環境の整備を図る	居住人口	c				
岩手県	石巻市	集客施設による賑わい	3拠点施設の利用者数	c				
		回遊する人による賑わい	歩行者・自転車通行量	c	②	④	④	④
		住む人による賑わい	定住人口	c				
福島県	福島市	賑わいの創出	歩行者・自転車通行量	B	①	②	②	②
		快適居住の促進	居住人口	c				
長野県	上田市	居住満足度の高い安全・安心な中心市街地の形成を進める	中心市街地の居住人口	A	①	②	②	②
		市民、事業者等が連携した活動により地域活力の向上を図る	中心市街地の歩行者通行量	C				
岡山県	倉敷市	倉敷がまもり育ててきた伝統文化を活かし、まちの魅力を向上させる	主要有料観光施設の入場者数	C	①	①	①	②
		歩いて楽しい、暮らしやすいまちを形成する	歩行者・自転車通行量(休日)	A				
大分県	佐伯市	地区住民・市民が集う街	歩行者通行量	c	①	③	③	③
		深街者(観光客)が集う街	歴史と文学のみち(山原通り)の観光入込客数	b				
平成22年11月30日認定								
兵庫県	川西市	魅力的で活気のある『かわにし』の創出	年間商品販売額(小売業)	c	②	②	②	②
		深しみながら回遊したくなる『かわにし』の創出	休日の歩行者者通行量	a				

表 2-(3)-①⑥ 平成 26 年度実施施策に係る政策評価書（施策名：中心市街地活性化基本計画の認定）（抜粋）

平成26年度実施施策に係る政策評価書									
(内閣府26-18(政策5-施策②))									
政策名	地域活性化の推進								
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定								
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。								
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。								
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度				
	当初予算(a)	12.1	10.8	12.3	11.0				
	補正予算(b)	-	-	-	-				
	繰越し等(c)	-	-	-	-				
	合計(a+b+c)	-	-	-	-				
執行額(百万円)									
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「日本再興戦略」(H25.6.14) 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化戦略(H26.12.27)</p> <p>○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を推進する包括的政策パッケージの策定</p>								
測定指標	期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
	年度ごとの目標	41%	-	-	-	41%	44%	60%	未達成
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない							
	施策の分析	<p>【測定指標の達成状況】</p> <p>市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合を測定するものである。平成26年度の達成状況については、通行量や空き店舗等、施設入込数等に関係する目標指標の改善率は全体平均よりも高かったが、居住人口や販売額等に関係する目標指標は、全体平均よりも低い結果となった。現行制度の運用が開始されて約9年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、予想を上回る域内人口の減少や長期にわたる景気低迷から地域経済が脱しきれていないこと等が挙げられる。また、東日本大震災による資材高騰・人手不足等により、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることや、事業進捗の遅れ(地権者との合意形成に時間を要した等)により計画期間内に竣工しない等も実績数値の改善につながらない要因となっている。</p> <p>【達成手段の有効性・効率性】</p> <p>認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、平成26年度の法改正等について、ホームページ等を通じた広報などにより周知し、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めた。</p> <p>その結果、中心市街地活性化基本計画の認定数は、平成26年度末時点において125市177計画、前年度比で6市22計画増となっており、認定を受けて支援措置を活用する市町村が拡大していることから、当該認定制度が地方都市全体の活力の向上に寄与するものであると考える。</p>							
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めることで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施されるフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、目標達成を目指していく。</p>							
学識経験を有する者の知見の活用	-								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-								
担当部署名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高島 昌明 参事官 岸川 仁和	政策評価実施時期	平成27年8月				

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑰ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（抜粋）

表 2-(3)-⑰-i 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 27 年 9 月 1 日、内閣府地方創生推進室）（抜粋）

- ⑤ 「5-4 その他の事業」のうち「5-4-2 支援措置によらない独自の取組」では、5-3・5-4-1 のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。
- なお、地域再生計画の認定申請をするにあたっては原則として、地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れる様に記載してください。
- ⑥ 「6 計画期間」では、地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画認定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで）。計画期間の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。（概ね 5 年程度）

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

※7-2で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。

※認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

※計画書本体に以下のような目標が分かる表を記載するとともに、それらの評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※なお、記載にあたっては次のような様式（最終的な目標達成だけでなく、計画期間の中間点における評価指標等を置くこと）を検討材料として申請主体において工夫した記載をしてください。

	関連事業	〇〇年 基準年	〇〇年	〇〇年 中間目標	〇〇年	〇〇年 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転入者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏への転出者数	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20～30 歳台の就業率	△△事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
目標 3						
生産額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	〇△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外国人旅行客数	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
地域を訪れる外国人旅行客の平均消費額	△△事業	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円	XX,XXX 円
目標 5						
超高速ブロードバンド人口カバー率	△〇事業	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
地域におけるテレワーク導入企業数	△〇事業	〇社	〇社	〇社	〇社	〇社

目標 1

人口増については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

総人口については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 2

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 3

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標 4

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標5

〇〇については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

※7-1及び7-2で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑰-ii 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 17 年 4 月 22 日、地域再生事業推進室）（抜粋）

- 5 目標を達成するために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5-3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画の記入にあたってのポイントは次のとおりです。

- ①「1 地域再生計画の名称」には、当該計画の特徴や独自性を端的に表現する名称を記入してください。特段、表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。
- ②「2 地域再生計画の作成主体の名称」には、計画を作成し申請する地方公共団体の名称を記入してください（町村名を記入する場合、郡名も記入してください）。共同で申請する場合には、連名で記載してください。
- ③「3 地域再生計画の区域」には、計画の区域を明示してください。表示方法については計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で紛れがないように定めればよく、「〇〇市の全域」、「〇〇町の区域のうち、△△地区」などの文章による方法のほか、「〇〇県の沿岸区域。詳細は別紙による」として、図面の添付により補足してもかまいません。
- ④「4 地域再生計画の目標」には、基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）と計画の内容との整合性をとりつつ、地域再生計画の目標について、簡潔かつ端的に表現してください。その際、原則として、定量的な指標を用いるとともに、

事後的に評価が可能となるように、具体的に設定を行ってください。

また、地域再生基盤強化交付金による取組を中心とした地域再生計画にあつては、交付金を充てて行う施設の整備による効果、例えば、「汚水処理人口普及率を〇%から〇%に向上」などを中心に記述して下さい。

⑤「5 目標を達成するために行う事業」のうち、

「5-1 全体の概要」には、取り組みの全容が端的に表現されるように、概要を簡潔に記述して下さい。その際、複数の事業がある場合には、総論として個々の事業の関連についても記述して下さい。

「5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業」には、課税の特例、交付金、補助対象財産の転用等について、個々の事業ごとに、マニュアル（各論）の記載事項を記述して下さい。

なお、該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

「5-3 その他の事業」には、基本方針に基づく支援措置（基本方針3-4）に記載され、マニュアル（各論）でC2001など番号が付されているものについて、マニュアル（各論）を参照し、必要となる記載事項を記述して下さい。

なお、基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組みや、旧プログラムに基づき既に認定されている取り組みについては、例えば5-3-2と枝番を設けるなどした上で、ここに記述して下さい。

該当する事項がない場合には、「該当無し」として下さい。

⑥「6 計画期間」には、計画に示す目標を達成するために必要な取組に要する期間として、例えば、「認定の日から平成22年3月末まで」など、始期と期間を示して下さい。期間の長短についての特段の定めはありませんが、計画の期間は計画に示される取組を実施するために必要となる合理的な期間とされる必要があります

⑦「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」には、計画期間が終了した段階において、取組全体を評価する手法等について記述して下さい。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(3)-⑩ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

表 2-(3)-⑩-i 目次（抜粋）

まちづくり交付金 評価の手引き 目 次	
第 1 部 事業評価の考え方	
1. 成果志向に基づくまちづくりマネジメントとしての事業評価	1- 1
2. まちづくり交付金の事業評価を構成する 3 つの柱	1- 3
3. 3 つの柱を支える 4 つの実践手法	1- 7
4. 事前評価の考え方	1-10
5. 事後評価の考え方	1-13
6. モニタリングの考え方	1-15
第 2 部 事前評価（都市再生整備計画の作成）の進め方	
1. 都市再生整備計画の作成	2- 1
2. 都市再生整備計画の記載方法	2- 3
3. 事業の効果	2-10
4. 既往のまちづくり交付金事業の成果・経験の反映	2-11
5. 市町村による事前評価の方法	2-11
6. 都市再生整備計画の公表	2-11
7. 都市再生整備計画の変更	2-12
《別表 1》都市再生整備計画の妥当性の検証項目	2-13
《事前：参考 1》まちづくりの目標と目標を定量化する指標、数値目標、事業との整合性	2-16
《事前：参考 2》望ましい目標値の設定のあり方	2-17
《事前：参考 3》「目標を定量化する指標と事業の関係検証シート」の記入例	2-19
《事前：参考 4》事業費について住民の合意を確認することによる事業効果の確認	2-21
《事前：参考 5》CVM法の実施による事業効果の確認	2-25
第 3 部 事後評価の進め方	
1. 事後評価のポイント	3- 1
2. 事後評価の内容	3- 6
2-1. 方法書の作成	3- 6
2-2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	3- 7
2-3. フォローアップの実施	3-16
《事後：参考 1》効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成について	3-17
《事後：参考 2》事後評価原案の公表、事後評価結果の公表について	3-20
《事後：参考 3》まちづくり交付金評価委員会について	3-21
第 4 部 モニタリングの進め方	
1. モニタリングのポイント	4- 1
2. モニタリングの内容	4- 2
まちづくり交付金 指標活用マニュアル	
1. 事業評価に関する問題点	5- 1
2. 指標の選定	5- 6

事後評価の方法が示されている。

3. 指標を活用した評価の方法	5- 9
3-1. 事前評価	5- 9
3-2. 事後評価	5-19
4. データ収集の方法	5-23
4-1. 基本事項	5-23
4-2. 指標別事項	5-34

方法書作成の手引き

1. 本手引きについて	6- 1
2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	6- 2

事後評価シート作成の手引き

1. 本手引きについて	7- 1
2. 事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）	7- 2
事後評価シート 記入例	
まちづくり交付金事後評価 Q&A	

モニタリングシート作成の手引き

1. 本手引きについて	8- 1
2. モニタリングの実施	8- 2
モニタリングシート 記入例	

フォローアップ報告書作成の手引き

1. 本手引きについて	9- 1
2. フォローアップの実施	9- 2
フォローアップ報告書 記入例	

様式 都市再生整備計画・事前評価関係

都市再生整備計画	
【提出様式】まちづくり交付金の事前評価チェックシート	
【提出様式】事業効果分析結果シート	
【市町村控え】目標を定量化する指標と事業の関係表示シート	
【市町村控え】都市再生整備計画の妥当性検証シート	

様式 事後評価関係

まちづくり交付金 事後評価実施要領	
様式1 まちづくり交付金 事後評価方法書	
様式2 まちづくり交付金 事後評価シート	
【市町村控え】事後評価工程表	
【市町村控え】まちづくり交付金評価委員会審議事項チェックシート	
【市町村控え】事後評価チェックシート（方法書編・事後評価編）	

様式 モニタリング

様式3 まちづくり交付金 モニタリングシート	
------------------------	--

様式 フォローアップ

様式4 まちづくり交付金 フォローアップ報告書	
-------------------------	--

事後評価書等の様式が示されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑱-ii 第 2 部 事前評価（都市再生整備計画の作成）の進め方（抜粋）

**《事前：参考 1》 まちづくりの目標と目標を定量化する指標、
数値目標、事業との整合性**

まちづくりの目標、目標を定量化する指標及び数値目標を設定するにあたっては、実施する事業との整合性を考慮しながら、以下のような点を考慮して検討することが必要であると考へられています。

なお、「まちづくり」指標を設定する際の留意点等が整理されている。

- ア) 地域の課題を十分に把握し、最も中心的な課題の解決をまちづくりの目標とし、課題が解決した状況を具体的に想定して、目標を定量化する指標及び数値目標を設定して下さい。
- イ) 目標を定量化する指標及び数値目標は、事業の実施によってもたらされる実現可能な効果を表すものです。市町村において継続的に収集されている統計データで適当なものがあれば、それを活用して、目標を定量化する指標及び数値目標を設定して下さい。
- ウ) 目標を定量化する指標の性質によって数値目標の設定の考え方は様々です。近年の傾向よりも高めることが相応しいもの（例えば、観光客数を伸ばしたい）、低めることが相応しいもの（例えば、交通事故を減らしたい）、現状維持を図るもの（例えば、人口減少に歯止めをかけたい）等、まちづくり交付金を活用して、どのような課題をどのように改善したいのか、市町村の考え方をよく整理して、目標を定量化する指標とその数値目標を設定して下さい。
もし、まちづくりの課題や目標、事業内容と関連性の低い指標であると、事業の実施結果が指標の改善にうまく結びつかないため、いくら努力しても目標未達成となりますし、課題解決が図られたかどうか適切に検証できないなど、事後評価に大変な支障をきたします。
- エ) 幹線道路の歩道整備率等の事業量をあらわす指標（＝アウトプット指標）については、その整備が遅れている地区においてまちづくり交付金を活用して整備の促進を図るという側面では意味がありますが、予算をつけて事業を執行さえすれば容易に目標が達成できる指標です。そのようなアウトプット指標は必ずしも否定しませんが、アウトプット指標しかない都市再生整備計画では、地域の主体的なまちづくりの努力という側面で好ましいものではありません。
まちづくり交付金を活用して、課題を解決してどのようなまちに変えたいのか、実現したい社会的成果の指標（＝アウトカム指標）、例えば、歩道整備により交通事故を減少させる、というような指標にするなどの工夫が望まれます。
- オ) 当該事業に関連して、住民参加、NPO等の協力、民間企業等の進出等が予定されている場合には、それらによって得られる効果も勘案して下さい。
- カ) 関連事業等との相乗効果がある場合（関連事業の方が主なインパクトを持つ場合も含む）には、関連事業を含めた効果も勘案して下さい。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑩-iii まちづくり交付金指標活用マニュアル 目次（抜粋）

まちづくり交付金 指標活用マニュアル	
1. 事業評価に関する問題点	5-1
(1) まちづくり交付金の事業評価	5-1
(2) 事業評価に関する問題点	5-2
(3) 事業評価に向けて	5-5
2. 指標の選定	5-6
(1) 指標の例示	5-6
(2) 指標選定に関する留意点	5-6
3. 指標を活用した評価の方法	5-9
3-1 事前評価	5-9
(1) 数値目標の設定に関する基本事項	5-9
(2) 数値目標の設定の方法	5-11
(3) 因果関係の整理と分析	5-14
3-2 事後評価	5-19
(1) 評価値の計測	5-19
(2) 効果発現要因の整理	5-20
(3) 定性的な効果の分析	5-21
4. データ収集の方法	5-23
4-1 基本事項	5-23
(1) 都市再生整備計画の区域のデータ収集	5-23
(2) 市町村全体等のデータ収集	5-26
(3) 活用データに関する留意点	5-27
(4) データ収集の対象範囲等に関する留意点	5-28
4-2 指標別事項	5-34
(1) 人口・世帯	5-34
(2) 集客	5-35
(3) 交通環境	5-36
(4) 交通安全	5-37
(5) 公共交通機関利用状況	5-38
(6) 商業活動	5-39
(7) 公共公益施設利用状況	5-40
(8) インフラ等整備状況	5-41
(9) イベント開催状況	5-42
(10) まちづくり・コミュニティ・地域活動状況	5-43
(11) 地価	5-44
(12) 満足度調査	5-45

表2-(3)-⑩-iv まちづくり交付金指標活用マニュアル 表5-1 指標(例)(抜粋)

■表5-1 指標(例)		
指標分野	データの種類	主な出典資料
人口・世帯	①全人口、年齢階級別人口、転出入人口等 ②全世帯数、世帯主の年齢階級別世帯数、児童・生徒数が居る世帯等 ③新規住宅着工数、住宅戸数等	①国勢調査 ②住民基本台帳 ③建築着工統計、建築確認申請件数
集客等	①地区観光入込客数、観光スポット来訪者数、観光施設等利用者数等 ②地区来街者数、商店街来街者数(利用者数)等 ③地区宿泊客数	①市町村が独自に実施している観光統計調査等 ②都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 ③全国統一基準の観光統計調査 ④他者保有資料
交通環境等	①道路、駅前広場等、公共施設の自動車、自転車、歩行者交通量 ②違法駐車、路上駐車台数 ③放置自転車台数 ④渋滞延長、渋滞長 ⑤交通所要時間	①道路交通センサス ②市町村による交通量調査
交通安全	①交通事故の発生件数	①警察資料
公共交通機関利用状況	①鉄道駅、電停の乗降客数(乗客数) ②路線バス、コミュニティバス利用者数等	①交通事業者等の公表資料 ②市町村の統計書等 ③他者保有データ
商業活動等	①小売販売額、商業販売額等 ②商業従業者数 ③その他(来店者数、店舗数・空き店舗数等)	①商業統計調査 ②事業所・企業統計調査 ③他者保有データ ④都道府県、市町村等の商圏調査等
公共公益施設等利用状況	①地域交流施設(交流センター、公民館等)の利用者数、回数等 ②市民利用公共施設(公園、広場)の利用者数、回数等 ③その他の公益施設(医療・福祉施設、文化施設、子育て支援施設等)の利用者数、回数等	①市町村の統計書 ②関係部署が個別に保有するデータ ③他者保有データ
インフラ等整備状況	①道路、歩道の整備状況(面積率、延長等) ②公園、広場、緑地等の整備状況(人口当たり面積、誘致圏人口等) ③市街地の安全性・防災性(消防活動困難地域、狭隘道路率、避難圏域、避難地面積等) ④バリアフリー整備率	①都市計画基礎調査 ②都市計画現況調査 ③地形図等の図面活用
イベント開催状況	①イベントの開催回数 ②イベントの参加者(集客)、参加団体数	①市町村が保有する資料 ②他者保有データ
まちづくり・コミュニティ・地域活動	①まちづくり・コミュニティ活動への参加者数、参加団体数 ②まちづくり・コミュニティ活動の開催回数 ③防災組織加入率・加入者数、防災活動参加率等	①都市計画市町村が保有する資料 ②他者保有データ
地価	①地価	①地価公示 ②都道府県地価調査
満足度調査		①市町村が実施している世論調査、アンケート調査等(過去、交付開始前年度) ②アンケート調査(交付開始前年度、最終年度)

具体的に指標が例示されている。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑱-v まちづくり交付金指標活用マニュアル 4-2 指標別事項 (2) 集客等 (抜粋)

(2) 集客等	
1. 指標分野	集客等
2. 活用の対象となるケース	<p>人を集め、賑わいを創出します。まちづくりの対象とする場合もあります。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地等における賑わいの創出等 ② 観光振興、交流活動の促進等 ③ 市街地の環境、快適性の向上等
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区観光入込客数（計画区域全体）、観光スポット来訪者数（計画区域内の特定エリア）、観光施設等利用者数等（計画区域内の特定施設） ② 地区来街者数、商店街来街者数（利用者数）等（計画区域内の特定エリア、特定施設）
4. 収集方法（出典資料）	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が独自に実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は市町村によって異なります。（市町村全体、行政区画をいくつかに分けた地域ごと、主な観光地、観光施設等） ② 都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は都道府県によって異なります。 ③ 全国統一基準の観光統計調査（※） <ul style="list-style-type: none"> ※調査が始まったばかりであり、現在のところ実用性は低いと考えられますが、今後利用していくことが考えられます。 ④ 他者保有資料の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や観光地の所有者、管理者等が保有している利用者数等のデータを活用することが考えられます。 <p>観光客数・来街者数は計画区域単位でデータを収集することが難しいケースが少なくないと考えられます。また、計画区域は全体と異なる地域が混在するケースも少なくないため、データ収集が難しい場合があります。そのため、データ収集が難しい場合は、計画区域単位でのデータ収集ではなく、以下のような対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3. データ」の①②に示したように施設、特定エリア等を対象とする。 ・代表的な観光地が計画区域内にある場合は、市町村のデータを活用する。 <p>なお、近傍に立地する複数の観光施設等の利用者数を合算した場合、回遊観光により同一観光客が重複カウントされることから、計画区域全体の観光入込客数よりも過剰となる場合がある点に留意する必要があります。</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、観光客数等のデータは、計測時期（季節等）の影響が大きいと考えられるため、データ収集の時期については十分に留意する必要があります。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>計画区域全体のデータ等と併せて、市町村全体のデータも活用します。</p> <p>データ収集を行う上での留意点等が整理されている。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑰ 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（抜粋）

表 2-(3)-⑰-i 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル＜平成 27 年度版＞（内閣府地方創生推進室）（抜粋）

(3)目標指標の設定の考え方

(a)定量的な指標の設定

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます。

中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握するには、複数の目標指標を適切に組み合わせることで総合的に判断することができます。

設定した数値目標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されたかどうか判定することを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-⑭-ii 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（平成 18 年 9 月 26 日内閣府中心市街地活性化担当室）（抜粋）

Ⅱ. 基本計画の認定基準の解説

基本計画の認定基準については、法第 9 条第 6 項各号（第 1 号基準から第 3 号基準まで）に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1. 第 1 号基準〔基本方針に適合するものであること〕

基本方針の第 2 章 3. ①にあるとおり、具体的には、基本計画が以下に示す基本方針の各項目に定められた事項にのっとっているかどうかにより判断します。

- (1) 「第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項」
- (2) 「第 2 章 4. 基本計画の認定の手続」
- (3) 「第 3 章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」
- (4) 「第 9 章 第 4 章（法第 9 条第 2 項第 4 号）から第 8 章（同項第 8 号）までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項」
- (5) 「第 10 章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項」
- (6) 「第 11 章 その他中心市街地の活性化に関する重要な事項」

それぞれの項目に関する詳細な内容は、以下のとおりです。

(1) 「第 1 章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項」

中心市街地の活性化の意義として、基本方針第 1 章 1. では、

「活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。」と記載されています。

認定を受けようとする市町村は、上記の中心市街地の活性化の意義を踏まえ、基本計画を作成する必要があります。

また、中心市街地の活性化を通じて追求すべき目標として、基本方針第 1 章 2.

には以下の2つが掲げられています。

「① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。

② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。」

認定を受けようとする市町村は、この①及び②に掲げられた目標に従い、地域の実情に応じて重点化等を行った上で、両方の観点を追求する目標を設定する必要があります。

基本計画には、掲げた目標を達成するまでの取組期間を計画期間として定めなければなりません。なお、計画期間は、基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮し、おおむね5年以内を目安に、適切に設定することが必要となります。

設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、基本計画には、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければなりません。

その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。

また、例えば、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのし易さ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することもできます。

目標の達成状況を的確に把握するためには、複数の数値目標を適切に組み合わせ設定することが有効であると考えられます。

なお、どのような指標を使用するかは各市町村の判断によるものですが、その指標を使用して設定した数値目標が計画期間内に達成されているかどうかを判定できるものであることが必要です。また、定期的なフォローアップに使用できる指標である必要があります。

なお、数値目標の設定や達成状況の把握に際し、アンケート等による社会調査の手法を利用する場合には、その社会調査結果が有意なものであるかに十分留意する必要があります。

計画期間を超える長期的な視野ないしはビジョンについても、記載することができます。この場合には、計画期間を超える実施期間を有する事業等については、記載した長期的な視野ないしビジョンと整合性を持ったものとする必要があります。

(2) 「第2章4. 基本計画の認定の手続」

I. 認定制度の概要を参照してください。

(3) 「第3章 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項」

基本計画を作成するに当たっては、中心の市街地であって以下の法第2条各号の

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-㉔ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成27年7月内閣府地方創生推進室)(抜粋)

表 2-(3)-㉔ - i 目次(抜粋)

目次	
I. 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて	1
II. フォローアップ実施時期について	3
III. 定期フォローアップ	4
1. 定期フォローアップの概要	
2. 定期フォローアップに係る留意点	
3. 定期フォローアップの実施スケジュール	
4. 定期フォローアップの事後評価の方法や事後評価書の様式等を紹介している。	
IV. 最終フォローアップ	9
1. 最終フォローアップの概要	
2. 最終フォローアップに係る留意点	
3. 最終フォローアップの実施スケジュール	
4. 最終フォローアップ報告書の記載	

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-⑳-ii IV. 最終フォローアップ（抜粋）

IV. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理します。特に、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映することが必要です（新たな基本計画の認定にあたって、内閣府はその反映状況等を確認します）。

フォローアップ報告書は、定期フォローアップと同様に、各市町村のホームページ等で公表して頂くほか、内閣府において年度毎に報告書を作成し、公表します。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果（目標指標の実績値を含む）についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査（例：経済センサス）の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1：年度途中で計画期間が満了する場合も同様です（6月終了の場合、8月末に提出）。

※2：年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。

（27年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ）。

※3：3/31時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ報告書提出後のデータ更新について

最終フォローアップ報告書の提出期限までに計画期間終了年度のデータの取りまとめが完了しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です（この場合は、事前に内閣府にご相談下さい）。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、あくまで最新値の追記という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

表 2-(3)-ア-① 指標が適切に設定されておらず事後評価が実施されていない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 11 月 16 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		なし	—	—	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、高齢者が社会活動に積極的に参画できる「生涯現役型社会」の環境づくりを行うものである。</p> <p>当該計画の目標として、①団塊の世代の退職後の活用による地域活性化及び②世代間・地域間の交流ネットワークの構築を定めているものの、指標が設定されておらず、事後評価が実施されていない。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		なし	—	—	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、産業再配置促進費補助金と地方債により整備した「産業学習館」を転用し、食をテーマとした施設を整備（リニューアル）するものである。</p> <p>当該計画の目標として、①食品産業の雇用の増加、②都市間競争力の強化及び③地域主権プロジェクトの広域的な波及を定めているものの、指標が設定されておらず、事後評価が実施されていない。</p>					
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		間伐実施面積(ha)	10	35	—	—
		森林整備箇所への移動時間(分又は時間)	不明	15分～1時間短縮	—	—
		観光入込客数(人/年)	不明	150,000	—	—
		船出浮き年間利用者(人/年)	不明	50	—	—
		木材生産量	不明	10%増加	—	—
		港出漁日数(日/年)	130	160	—	—
	漁港出漁日数(日/年)	150	180	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、森林の保全や出漁機会の安定を図るものであり、目標の達成状況を測る指標として、上記 7 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、「木材生産量 10%増加」といった目標値は設定されているものの、基準となる木材の生産量がどの範囲の生産量か不明であるなど、効果の発現状況が測定できず事後評価が実施されていない。</p>					

表 評価値を測定していない理由	
指標	未測定の原因
間伐実施面積	当時の資料等がないため、基準値と同様の方法で、指標を測定できない。
森林整備箇所への移動時間	基準値と比較し、どれだけ移動時間が短縮できるかを測定することで、目標の達成度を測ることができるが、当時の資料等もなく、基準値が設定されているか不明であるため、測定できない。
観光入込客数	目標年度が不明であるため、評価できない。しかし、少なくとも計画終了年度以降は目標値を超えている。
船出浮き年間利用者	基準値が不明であることに加え、目標値について、単に利用者数が年間 50 人以上に達すればよいのか、基準値よりも 50 人増加させればよいのか不明であるため、目標の達成度を測ることができない。
木材生産量	基準値と比較しどれだけ木材生産量を増加させることができるかを測定することで、目標の達成度を測ることができるが、当時の資料等もなく、基準値が設定されているか不明であるため、測定できない。
港出漁日数	目標年度が不明であり、指標の評価値を測定していない。
漁港出漁日数	目標年度が不明であり、指標の評価値を測定していない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-② 地域再生計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率 (%)	83.3	92.6	94.8	○
	事例の内容	<p>当該計画は、水質改善による生活環境や農業環境等の改善を図るものであるが、汚水処理人口普及率という指標しか設定されていない。</p> <p>汚水処理人口普及率は、汚水処理施設を利用できる人口を地域内の総人口で除した数値であり、事業の進捗状況を把握することは可能であるが、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>一方、地域基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用した同様の計画には、汚水処理人口普及率に加えて、水質に関するアウトカム指標を設定して効果を測定しているものがみられる。</p>				
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日				

	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率（%）	81.2	85.8	88.5	○
	事例の内容	<p>当該計画は、水質改善による生活環境や農業環境等の改善を図るものであるが、汚水処理人口普及率という指標しか設定されていない。</p> <p>汚水処理人口普及率は、汚水処理施設を利用できる人口を地域内の総人口で除した数値であり、事業の進捗状況を把握することは可能であるが、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>一方、地域基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）を活用した同様の計画には、汚水処理人口普及率に加えて、水質に関するアウトカム指標を設定して効果を測定しているものがみられる。</p>				
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 9 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		馬文化新聞発行（回）	2	4	2	×
		機関誌発行（回）	2	3	2	×
		馬の知識冊子発行（回）	0	1	1	○
		シンポジウムの開催（回）	0	1	1	○
		出前講座の実施（回）	0	4	2	×
	体験乗馬等イベント（回）	0	7	4	×	
	事例の内容	<p>当該計画は、地方公共団体や馬関係のNPO団体等とのネットワークを創出するものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				
4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 6 月 21 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		サービス支給量（受入可能量） （人）	35	35	35	○
	事例の内容	<p>当該計画は、廃校舎を心身障害者の福祉作業所に転用した前地域再生計画の取組を継続するものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				
5	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 11 月 16 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		防災・耐震・まちづくりフォーラムの開催（回/年）	1	1	1	○
	木造伝統構法による古民家の耐震補強に対する施策研究会の開催（回/年）	0	4	2	×	

	重要伝統的建造物群保存地区の指定を目指した調査（箇所）	0	3	3	○	
	地域歴史資産のデジタルアーカイブ構築	0	1	1	○	
	エコ・ミュージアムの確立等による歴史的風致の維持向上（箇所）	0	5	5	○	
事例の内容	当該計画は、NPOが主体となって実施する木造伝統構法等の耐震化住民ニーズと現況調査等の事業を中心に、民・産・学・官が協働し、一体となって自然環境と古い町並みの保全に配慮したまちづくりを行うものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。					
6	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		現地導入検討品種数（品種）	0	15	33	○
		講習会等の開催回数（回）	0	10	401	○
事例の内容	当該計画は、新しい栽培品目への転換促進による地場産業の活性化等を図るものであるが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。					

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-③ 都市再生整備計画において、アウトカム指標が全く設定されておらず、事業による効果を測定することが困難な例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		狭隘道路（有効幅員 4m 未満）の解消（m）	2,535	1,485	1,099	○
		商業・店舗施設の増加（ha）	0.37	1.5	1.65	○
		最寄り公園までの経路長（m）	560	100	100	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標として、「みんなで考え、みんなで創り、みんなで育てるみんなのまち」（①安全・安心な生活空間の創出、②住民参加型まちづくりの推進、③持続可能なコミュニティ活動への誘導）を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>なお、指標として設定している「商業・店舗施設の増加」については、商業・店舗施設用地の面積を測定するものであるが、出店数、商業・店舗</p>					

		施設用地の利用率、地区の年間小売販売額等のアウトカム指標を設定する余地があると考えられる。				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		幅員 4m 以上の道路の整備率 (%)	28	60	55	×
		土地利用率の向上度 (%)	36	80	66	×
		公園へ歩いて行ける区域の割合 (%)	0	20	21	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標として「良好な居住環境の形成」(①土地区画整理事業により都市基盤の整備を行い、狭隘道路の解消、土地利用の向上による良好な居住環境を創出する、②地域生活基盤施設、調整池の整備を行い、災害の不安を解消し、安全に暮らせるまちを形成する。)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標(注)を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>(注) 指標として設定している「土地利用率の向上度」とは、土地区画整理事業施行区域内における計画上の宅地面積に対して、使用収益の開始にかかわらず宅地としての利用が可能となった土地の面積の割合である。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		既成市街地の建て替え困難宅地(宅地)	22	2	1	○
		消防署から駅舎跡地西側までの緊急車両移動時間(分)	3	2	2	○
		駅舎跡地から JR 駅までの車両移動時間(分)	14	5	8	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標として、「安全・快適なまちづくりの推進」(①安心して住み続けることができるまちづくりの推進、②連絡道路の整備等による地域内移動の円滑化、③新たな交通環境の整備)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-④ 汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標等のアウトカム指標を設定している例等

表 2-(3)-ア-④- i 汚水処理人口普及率に加え、水質改善に係る指標等のアウトカム指標を設定している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		汚水処理人口普及率（%）	47.1	59.7	57.9	×
		現在の B O D の汚濁負荷量 (mg/l)	8.8	7.5	6.3	○
	水環境対策関連事業への参加者数（人）	3,240	3,564	3,538	×	
事例の内容	当該計画は、生活排水対策として汚水処理施設整備を促進し、公共用水域の水質向上を図るとともに、水環境の保全・創出を図るものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（B O D：生物化学的酸素要求量（微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。))を設定し、事業による効果を測定している。					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		農業用水基準の達成（pH）	7.3	6.0～7.5	7	○
		農業用水基準の達成（C O D (mg/L))	6.7	6 以下	4	○
		農業用水基準の達成（S S (mg/L))	10.4	100 以下	8	○
		農業用水基準の達成（D O (mg/L))	8.3	5 以上	12	○
		農業用水基準の達成（T - N (mg/L))	1.3	1 以下	1.0	○
		市全体の耕地面積減少率（5 年後）（%）	-8.2	-1.0	1.3	○
		市全体の耕地面積減少率（10 年後）（%）	-8.2	-0.7	—	—
		農業集落排水計画区域における汚水処理人口（普及率）（%）	61.0	78.2	100	○
		浄化槽計画区域における汚水処理人口（普及率）（%）	24.5	62.6	43	×
		個人設置型浄化槽による処理人口（人）	9,549	9,851	9,791	×

事例の内容	当該計画は、公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進するものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（pH：水素イオン濃度、COD：化学的酸素要求量（酸化剤で化学反応として酸化させた場合に消費される酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。）、SS：浮遊物質（水中に存在する不溶解性物質の量。一般に値が大きいほど水が濁っている。）、DO：溶存酸素（水中に溶存する酸素の量。一般に値が小さいほど水質は悪い。）、T-N：全窒素（窒素化合物の総量））を設定し、事業による効果を測定している。				
3 計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	旧市の汚水処理人口普及率（%）	59.1	69.0	72.2	○
	旧市以外の旧町の汚水処理人口普及率（%）	62.0	70.0	69.0	×
	河川の水質観測地点のBOD（mg/l）	7.6	5.0	3.4	○
事例の内容	当該計画は、川の清流復活と、自然と触れ合いができる快適な水環境及び住環境の形成を図るものであり、汚水処理人口普及率という指標に加えて、水質に関するアウトカム指標（BOD：生物化学的酸素要求量（微生物が有機物を分解するために使った酸素の量。一般に値が大きいほど水質は悪い。））を設定し、事業による効果を測定している。				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-④-ii 地域再生計画において、河川等の水質改善という目的を掲げ汚水処理施設整備事業等を実施している 8 計画

計画の目的	指標
生活排水対策として公共下水道事業と浄化槽設置事業を一体的に推進するとともに、本市では、こうした地域の資源を守り、生活環境をより良いものとするために水環境に対する啓発を図ることにより、公共用水域の水質を保全し、美しく豊かな自然環境を未来に継承することを目指している。	汚水処理人口普及率（%）
	現在のBODの汚濁負荷量（mg/l）
	水環境対策関連事業への参加者数（人）
公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進する。	農業用水基準の達成（pH）
	農業用水基準の達成（COD（mg/L））
	農業用水基準の達成（SS（mg/L））
	農業用水基準の達成（DO（mg/L））
	農業用水基準の達成（T-N（mg/L））

	農業集落排水計画区域における汚水処理人口（普及率）（％）
	浄化槽計画区域における汚水処理人口（普及率）（％）
	個人設置型浄化槽による処理人口（人）
	市全体の耕地面積減少率（5年後）（％）
	市全体の耕地面積減少率（10年後）（％）
<p>汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道と浄化槽を一体的に整備するとともに、河川・水路などの一斉清掃や、河川愛護など多くの市民活動を促進することにより、川の清流復活と、自然とふれあいができる快適な水環境及び住環境の形成を図り、地域の再生を目指す。</p>	旧市の汚水処理人口普及率（％）
	旧市以外の旧町の汚水処理人口普及率（％）
	河川の水質観測地点のBOD（mg/l）
<p>本区域である農村地域の河川及び排水路等の公共用水域は、未処理放流される家庭用雑排水等により水質汚染が進行し、基幹産業である農業の魅力を衰退させる要因にもなっている。そこで農業集落排水施設と浄化槽設置の2事業を汚水処理施設整備交付金を活用して、経済的かつ効率的な整備を行い、農村地域の生活環境を改善する。</p>	汚水処理人口普及率（％）
<p>当該地区の農業生産基盤、自然環境の保全、集落の良好な住環境の確保を図る必要があることから、農業集落排水事業の推進や合併処理浄化槽の設置促進に努め、一層の水質浄化対策を進めるとともに、市民との協働による美化運動を展開しながら、豊かな自然生態系を有する農環境の維持再生を目指し、人と自然が共生した市街地周辺生活環境の再生を図る。</p>	汚水処理人口普及率（％）
<p>良好な生活環境と自然環境の保全を図るため、下水道事業の計画的な推進と、合併処理浄化槽の設置支援として交付金を活用することにより、汚水処理施設整備の強化を図り、産業と自然の共存するまちづくりを目指す。</p>	汚水処理人口普及率（％）
	汚水処理面積（ha）
	イベント等開催回数（回）
	河川愛護活動実施回数（回）
	事業系 総排出量（トン/事業所）
	1事業所当たりの排出量（トン）
	家庭系 総排出量（kg/人）
	1人当たりの排出量（トン）
	事業所系家庭系排出量合計（％）
直接資源化量（％）	

	総資源化量 (%)
	中間処理による減量化量 (%)
	埋立最終処分量 (トン)
市街化区域外の地域は、市街化区域内の地域と比べて生活排水処理施設の整備が十分ではないため、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び市町村設置型浄化槽の三つの施設を連携させ、効率的・効果的に整備を行うことにより、生活環境の改善及び良好な水環境の保全を図るとともに、住民が健やかで豊かな生活を享受できる活力ある地域づくりを目指す。	市街化区域外の生活排水処理整備率 (%)
	下水道出前講座の累計受講者 (人)
汚水処理施設整備交付金を活用し、全国水準より低い汚水処理人口普及率を向上させることにより、水のかがやきを再生させ、「水が生きているまち」としてふさわしいまちづくりを推進する。	汚水処理人口普及率 (%)
	出前環境教室の開催 (人)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑤ 同一地区で引き続き実施された次期計画において、新たにアウトカム指標を設定している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標 (指標)	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	4m 以上の道路の整備率 (%)	28	60	55	×
	土地利用率の向上度 (%)	36	80	66	×
	公園へ歩いて行ける区域の割合 (%)	0	20	21	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標として「良好な居住環境の形成」(①土地区画整理事業により都市基盤の整備を行い、狭隘道路の解消、土地利用の向上による良好な居住環境を創出する、②地域生活基盤施設、調整池の整備を行い、災害の不安を解消し、安全に暮らせるまちを形成する)を定め、目標の達成状況を測る指標として上記 3 指標を設定しているが、アウトプット指標しか設定されておらず、事業による効果を測定することは困難である。</p> <p>当該市では、事後評価において、「当初設定した指標は、全てアウトプット指標であったため、事業の整備量でしか評価を行うことができなかった」、「指標を設定する際には、できるだけアウトカム指標を用いるようにすることで、事業の効果を住民や地区に与えた影響等で評価できるようにする」として、次期計画では、次の指標を設定している。</p> <p>① 新規住宅着工数 (地区内において、土地区画整合法第 76 条の建築許可申請が行われた戸数の累計値)</p>				

	② 居住環境の改善率（地区内の計画上の宅地面積に対する土地区画整理法第 99 条の使用収益の開始が行われた宅地面積の割合） ③ 公共空地（学校・公園）までの所要時間（地区内の主要箇所から、最寄りの学校又は公園まで移動するのにかかる時間の平均値）
--	---

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥ 目標値が適切に設定されておらず、事後評価を適切に実施することが困難となっている例

表 2-(3)-ア-⑥-i 事業との整合性が確保されていない例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	歩行者・自転車数の増加（人）	422	450	353	×
	居住者数（人）	13,712	14,500	13,343	×
	主要住宅団地からの駅への移動距離移動時間の短縮（m/分）	300	340	498	○
事例の内容	<p>当該計画では、区域内での「自転車利用の促進」及び「観光促進」を目標の一つに定め、サイクリングロード等の道路整備や基盤整備を実施しているが、目標の達成度を測る指標として設定した「歩行者・自転車数」の測定箇所は付近で道路事業を 1 事業実施しているものの、サイクリングロード整備事業等の指標に関係する道路事業等の実施箇所とは離れている。</p> <p>このため、計画に基づく事業との整合性が確保されておらず、事後評価を実施する際に、事業による効果が適切に把握できていない。</p> <p>なお、当該市は、交流人口の動きを測定するには、数箇所では交通量調査を行い、その平均値を取る方法にした方が良かったとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-ii 事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できない例

計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	港湾施設 1 か所及び漁港施設における必要係船延長に対する、安全に使用できる物揚場の延長比率（%）	14	83	65	×
	港湾施設 1 か所及び漁港施設において、イベント等による利用者の増加（人）	10,000	12,000	103,000	○
	港湾施設 2 か所において、航路・泊地浚渫による潮待ち時間の解消（分）	—	0	0	○

	港湾施設 2 か所及び漁港施設において、港の安定した出漁機会の確保による漁獲量減少の抑制 (t)	17,130	17,130	23,022	○
事例の内容	<p>当該計画は、計画作成主体である県が管理する港湾施設 2 か所及び計画作成主体である市が管理する漁港施設の防波堤等を整備するとともに、おさかなまつり等のイベントを実施するものである。</p> <p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つに「交流人口の増加（港湾施設 1 か所及び漁港施設において、イベント等による利用者の増加）」を設定し、基準値 10,000 人/年に対し目標値 12,000 人/年と設定し、実績値が 103,000 人/年と 10 倍以上増加していた。</p> <p>交流人口増加の結果の内訳をみると、1,500 人増加という目標を設定していた漁港施設で 500 人の増加、500 人増加という目標を設定していた港湾施設 1 か所で約 92,500 人の増加となっていた。</p> <p>計画作成主体である県及び市は、この結果について、港湾施設 1 か所において、魚介類の直販所施設が整備され（注）、販売体制が整い、交流人口の増加に相乗効果をもたらしたと評価している。</p> <p>（注）直販所施設は計画作成市でない当該港湾施設所在市の事業を活用した漁協組合により整備されている。</p> <p>しかし、指標として設定されたイベント参加者数の目標値は、直販所施設の整備事業を把握せずに設定されたため、事後評価を実施する際に計画に基づく事業そのものの効果が検証できないものとなっている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-iii 目標値が適切に設定されているか疑義がある例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交流人口（万人）	864.8	916.7	969.3	○
		間伐等森林整備事業実施区域面積（ha）	0	14	13	×
		間伐等森林整備事業実施区域面積（ha）	0	64	112	○
		J R 駅から神社までのアクセス時間（分）	0	-5	-9.6	○
		国道、国道 B P から健康公園までのアクセス時間（分）	0	-1	-0.1	×
		市中心部（市役所）までのアクセス時間（分）	0	-5	-4.4	×
		市役所支所までのアクセス時間（分）	0	-3	-4.2	○
東部拠点都市から市中心部（市役所）までのアクセス時間（分）		0	-3	-3.8	○	

	公園へのアクセスにおける通行危険箇所（落石等）改善（箇所）	0	3	2	×	
	都市計画商業地域（14ha）内の消防初動活動不能地域（幅員5m道路から140m以内）の解消	—	0	0	○	
	交通バリアフリー重点整備地区の歩行空間の確保（m）	0	540	215	×	
	「あんしん歩行エリア」内の交通環境の改善、安全性の確保（m）	0	200	0	×	
	市中心部（市役所）へのアクセス時間短縮（分）	0	-10	-10	○	
事例の内容	<p>当該地区は、山間地域及び海岸地域を多く抱えており、集落間及び市中心部へのアクセス路線の整備が課題となっていた。</p> <p>このため、当該計画では、地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）を活用し、農林水産物の地産地消、特産品の販路拡大等の推進による農林水産業所得の向上、及び医療機関等を含む公共・公益施設への利便性の向上を図るなど、市民生活の向上、住民間の交流の促進及び地域産業の発展を目指すとしている。</p> <p>当該計画では、当該地域の道路を一体的に整備しアクセス性を向上させることにより交流人口を増やすとしているが、道路整備自体が計画期間内に完了せず、アクセス時間の短縮が図られていない（注）指標があるにもかかわらず、交流人口は目標値を大幅に上回り達成している。</p> <p>（注）アクセス時間の短縮は、実測に基づく値ではなく、道路の幅員、形状、舗装等の状況を踏まえ、道路整備実績に比例する形で算出された値である。</p> <p>当該市は、交流人口が大幅に増加している要因として、当該計画に基づく道路整備事業等による環境整備のほか、遷宮に向けた各種イベント事業の波及効果を挙げている。当該計画には交流人口の拡大を図る事業として、道路整備事業のほか、本殿修繕事業が位置付けられているものの、目標値が適切に設定されているか疑義がある。</p> <p>なお、交流人口の増加の要因としては、60年に一度の遷宮という特異な要因によるものが大きいと考えられ、当該指標が達成されたことをもって計画に基づく事業の効果があつたと評価することは困難である。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行者数（人/日）	227	340	1,397	○
		区域内の歩道整備率（%）	11	78	60	×
		鉄道事故件数（件/5年）	6	4	2	○
	事例の内容	当該計画では、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定しており、主要な事業は、道路整備事業及び鉄道安全施設の整備に対する経費				

	<p>補助事業となっている。</p> <p>事後評価時点では、目標の達成度を測る指標として設定された「歩行者数」は目標値を大幅に上回り達成している。</p> <p>これについては、平成23年4月に当該地区に隣接してショッピングセンターがオープンしたことによるものが大きいと考えられ、また、歩行者数を増やす要因となり得る宅地整備、商業施設整備及び美術館整備は、当該計画の関連事業に位置付けられているものの、いずれも他の計画（他地区の都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画）によって実施されているものであり、目標値が適切に設定されているか疑義がある。</p> <p>このため、当該指標が達成されたことをもって計画に基づく事業の効果があつたと評価することは困難である。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑥-iv 計画(交付)期間最終年度等に改めて計画前の歩行者通行量等の傾向を分析し、目標値を修正している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～25年3月31日 (交付期間：平成18年4月1日～23年3月31日)				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域来訪者(人/年)	1,077,484	800,000	860,624	○
		公共交通利用者数(人/年)	162,840	170,000	148,000	×
		広場でのイベント参加者数(人/年)	70,000	90,000	93,795	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「地域来訪者」を設定しており、目標値は、基準値である平成16年の数値(1,045,243人/年)を踏まえ、当初1,100,000人/年と設定していた。</p> <p>しかし、交付期間最終年度である平成22年7月の計画変更の際、「同指標は即効性を得られる値ではないことや、本来の来訪者数は年々減少傾向にあったことを勘案して、基準値(平成16年)からの増加を目標とするのではなく、まち交事業実施前のトレンド(平成11年～15年)を調査し、そこから、都市再生整備計画事業を実施しなかった場合の平成22年度値を推計し、その値と比較した増加率(従来通り約5%)を目標値として再設定した」として、基準値を下回る800,000人/年に下方修正している(注)。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、交付期間の最終年度に改めて計画前の地域来訪者の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p> <p>(注) 基準値も「本来年度であるべき数値が、暦年値を採用していたことが判明したため、事後評価の実施形式にあわせて「年度」の値に変更したものである」として、1,077,484人/年と修正している。</p> <p>また、当該計画では、評価値が修正後の目標値を上回っており、目標達</p>				

		<p>成と評価している。</p> <p>なお、当該市では、次期計画においても、「地域来訪者」を指標に設定しているが、次期計画では、当初の計画作成段階から、過去（平成14年から23年）の傾向を分析して目標値を設定するように改善を図っている。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公園来訪者数（人/年）	550,000	515,000	580,222	○
		利便施設整備による満足度（%）	0	70	83	○
		園内移動時間（分）	20	6	2.5	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標を定量化するための指標の一つとして、「公園来訪者数」を設定している。</p> <p>当該指標に係る目標値は、基準値である平成16年度の数値（720,000人/年）を踏まえ、当初888,000人/年と設定していた。</p> <p>しかし、平成22年3月の計画変更の際、平成8年度から17年度までの来訪者数の傾向を分析し、「年間4%増という過大な目標を改め、過去十年間の減少傾向を低減させる目標値を設定」として、基準値を下回る515,000人/年に下方修正している（注）。</p> <p>（注）基準値も「不適正数値（特異データ及び重複数値）の排除」として、550,000人/年と修正している。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、計画期間最終前年度に改めて計画面の「公園来訪者数」の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p> <p>また、当該計画では、評価値が修正後の目標値を上回っており、目標達成と評価している。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区内商店街歩行者数（人/日）	3,197	3,100	2,872	×
		新規住宅着工件数（件）	0	110	134	○
		消防・災害車両活動可能地域率（%）	34	65	59	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標を定量化するための指標の一つとして、「地区内商店街歩行者数」を設定している。</p> <p>当該指標に係る目標値は、基準値である平成17年度の数値（3,300人/日）を踏まえ、当初3,500人/日と設定していた。</p> <p>しかし、平成21年8月にモニタリングを実施し、3,420人/日であったため、「実施事業に一定の効果は認められるが、過去のトレンドと比較し</p>				

	<p>て過大な目標を設定したことにより、適切な事業評価が困難となっているため、目標値を適正化する」として、同年12月の計画変更の際、平成14年度から17年度までの歩行者数の傾向を分析し、基準値を下回る3,100人/年に下方修正している（注）。</p> <p>（注）基準値も、記載誤りがあったとして、3,197人/日と修正している。</p> <p>当該計画は、計画作成当初から目標値の設定を適切に行うことができたものであるが、計画期間最終前年度に改めて計画前の歩行者数の傾向を分析し、目標値を下方修正している。</p>
--	--

（注）当省の調査結果による。

表2-(3)-ア-⑦ 都市再生整備計画における指標別目標達成数

（単位：指標、％）

指標種類	指標数	達成数
アウトプット指標（事業量、事業の実施率等）	119	89(74.8)
満足度	91	65(71.4)
公共施設利用者数	64	43(67.2)
歩行者・自転車通行量	57	23(40.4)
居住人口	46	26(56.5)
観光入込客数	43	22(51.2)
鉄道駅、停留所等乗降客数	23	14(60.9)
イベント参加者数	15	11(73.3)
地域コミュニティ活動への参加者数	14	11(78.6)
電車、バス等利用者数（乗車数）	11	6(54.5)
その他（空き店舗率、雇用者・従業者数、宿泊客数等）	94	48(51.1)
合計	577	358(62.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「達成数」欄の（ ）内の数値は「指標種類」欄に掲げた各指標の総数に占める割合である。

表 2-(3)-ア-⑧ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

(12) 満足度調査	
1. 指標分野	各種満足度調査
2. 活用の対象となるケース	<p>様々なケースで利用可能であり、計画区域の目標に合わせた調査を実施することができます。</p> <p>既採択計画区域では、道路利用、施設利用、居住環境、まちづくり関心度、歩行環境、景観等、多様な満足度調査が実施されています。</p>
3. データ	<p>市民、住民、通過交通、交通機関利用者、施設利用者等に対してアンケート調査等を実施します</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①市町村が実施している世論調査、アンケート調査等（過去、交付開始前年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用、時間等の問題から、交付開始前年度に調査を実施できない場合には、市町村が実施した既存の調査の結果を従前値として活用することが考えられます。 ・全市的に実施したアンケートの一部を切り出す作業が伴いますが、対応可能な場合もあります。 ・定期的に行われている調査の場合、過去のデータの収集が可能な場合もあります。 <p>②アンケート調査（交付開始前年度、終了年度）</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項は記載を省略しました。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>市町村全体等のデータは、調査結果を踏まえ、適切に反映させたいと考えられます。</p>
過去データが収集できない場合	<p>調査の制約上、基本的には事業前後の2時点比較となることが少なくないと考えられ、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） ・事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）
活用上の注意	<p>満足度調査は様々な事業で活用可能であり、その結果が極めて分かりやすいという特徴を持ちます。しかしながら、事業完了地区の状況を踏まえると、以下の諸点に注意し、この方法を採用するかどうかを判断する必要があります。</p> <p>①事後評価時点でアンケート調査等を実施できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象（調査対象）となる施設が事後評価段階で完成していない場合が対象となります。 ・満足度調査の場合、事後評価で論理的に「見込み値」を設定することは困難であり、この方法を採用することは適切ではありません。 <p>②従前データを収集できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の調査結果がなく、新規にアンケート調査等も実施せず、事後段階の調査のみで評価を行うことは望ましくありません。交付開始前年度にアンケート等を実施し、従前データを収集します。 ・事後に実施する調査で、例えば「従前を1とした場合の満足度は」というような調査方法は望ましくありません。 <p>③従前従後の調査方法が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のアンケート調査の結果等を活用する場合、ある程度の調査方法の違いが生じることはやむを得ません。 ・ただし、調査対象範囲（計画区域内か計画区域外か）、調査対象数（人数）、調査項目（質問内容）については、整合性が図られる必要があります。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ア-⑨ 都市再生整備計画における満足度指標の目標値について、十分な説明がなされないまま設定されている例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		南北連絡時間（分）	10	3	2.7	○
		公園利用者数（人/年）	20,000	22,500	20,563	×
交通環境満足度（%）		10	50	79.8	○	
	浸水家屋数（戸）	4	0	0	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「交通環境満足度」の基準値は、計画作成時に駅利用者及び地域住民を対象にアンケート調査を実施し、交通機能について「おおむね満足」又は「どちらかと言えば満足」と答えた人の割合である約 10.0%とされている。</p> <p>この満足度指標の目標値の設定方法を調査したところ、駅利用者及び地域住民の半数以上が満足することを目指すとしてされているのみで、設定根拠について十分に説明されていない。</p> <p>なお、当該市は、満足度指標の目標値をどの水準に設定すれば事業の妥当性があると言えるのかなど、設定に苦慮したとしており、国から目標値の設定に関する指針等を示してほしいとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行環境の満足度（%）	11	50	36	×
		公共施設の満足度（%）	17	50	60	○
まち並み景観の満足度（%）		27	50	44	×	
	祭りの来場客数（人）	20,000	25,000	14,000	×	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>これらのうち、満足度指標として「歩行環境の満足度」（当該地区内の道路・散策路の移動における安全性について、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）、「公共施設の満足度」（当該地区内の公園などの状況及び公共施設（公園や道路）のバリアフリーについて、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）及び「まち並み景観の満足度」（当該地区の歴史的なまちなみの保存・活用状況について、非常に満足又はやや満足と回答した人の割合）の 3 指標を設定している。</p> <p>これら満足度指標の目標値の設定方法を調査したところ、いずれも「居</p>					

		住者及び来訪者の半分程度が満足する環境を目指す」として目標値を50%としたとして説明されているのみで、設定根拠について十分に説明されていない。				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行者満足度（%）	48.9	83.1	94.8	○
		やすらぎ空間充足度（%）	36.9	49.1	85.3	○
		子育て環境満足度（%）	30	65	97.7	○
		防災エリア率（%）	41.5	75	100	○
住環境改善率（%）	27.7	80	97.9	○		
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記5指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「歩行者満足度」、「やすらぎ空間充足度」及び「子育て環境満足度」の目標値の設定方法を調査したところ、次のとおり、いずれの指標も設定根拠について十分な説明がなされないまま目標値が設定されている。</p> <p>① 「歩行者満足度」の基準値は、当該地区内の中学校生徒を対象に通学幹線道路の安全度（満足度）について、アンケート調査を実施し、「良い」又は「まあまあ良い」と回答した者の割合である48.9%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の1.7倍、約8割を超える人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>② 「やすらぎ空間充足度」の基準値は、地区住民を対象にして実施したアンケート調査において、公園整備事業の必要性について「この地区には公園が無いため、非常に満足できる」又は「事業には、ある程度理解できる」と回答した者の割合である36.9%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の1.33倍、約半数の人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>③ 「子育て環境満足度」の基準値は、保育所通所児父兄を対象としたアンケート調査において、保育所移転事業について「非常に満足できる」又は「ある程度満足できる」と回答した者の割合である30.0%とされている。</p> <p>目標値については、基準値の2倍以上の人々が満足することを旨として目標値を設定したとされているのみである。</p>					
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成18年4月1日～23年3月31日				

目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	満足度（％）	70	90	88.0	×
	交流と憩いの空間形成（㎡）	800	14,700	14,700	○
	居住世帯の増加（世帯）	360	410	374	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記3指標を設定している。</p> <p>「満足度」の基準値は、市民を対象にアンケート調査を実施し、住んでいる地域の居住基盤に満足しているかについて、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合である70%とされている。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、当該市は期待値として設定したもものとしており、目標水準が妥当か十分に説明されていない。</p>				
5 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅前広場で危険を感じる割合（％）	65.3	32.7	14.2	○
	未就学児の教育・保育施設の満足度（点）	-2.46	2.30	7.44	○
	駅前広場が不便だと感じる割合（％）	45.2	22.6	17.1	○
	駅南地区東西間の連絡強化（分）	7	4	4	○
	駅南地区と駅間の連絡強化（分）	26	18	14	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記5指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「駅前広場で危険を感じる割合」、「未就学児の教育・保育施設の満足度」及び「駅前広場が不便だと感じる割合」の目標値の設定方法を調査したところ、次のとおり、いずれの指標も設定根拠について十分な説明がなされないまま目標値が設定されている。</p> <p>① 「駅前広場で危険を感じる割合」の基準値は、当該地区住民を対象にしたアンケート調査において、駅前広場において車の走行が危険と感じると回答した人の割合である65.3%とされている。</p> <p>目標値については、駅前広場に危険性を感じる人の割合を50%減少させるとして目標値を設定したと説明されているのみである。</p> <p>② 「未就学児の教育・保育施設の満足度」の基準値は、当該地区の幼稚園及び保育所に通園する乳幼児の保護者を対象にしたアンケート調査において、「満足（10点）」、「どちらかと言えば満足（5点）」、「どちらとも言えない（0点）」、「どちらかと言えば不満（-5点）」、「不満（-10点）」と回答があったものを点数化して集計したマイナス</p>				

		<p>2.46点とされている。</p> <p>目標値については、「不満」、「どちらかと言えば不満」又は「どちらとも言えない」と回答した保護者を半減させるとして目標値を設定したとされているのみである。</p> <p>③ 「駅前広場が不便だと感じる割合」の基準値は、当該地区住民を対象にしたアンケート調査において、駅前広場が不便と感じると回答した人の割合である45.2%とされている。</p> <p>目標値については、駅前広場が不便と感じる割合を50%減少させるとして目標値を設定したとされているのみである。</p>				
6	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		用途地域の人口（人）	2,967	3,200	3,589	○
		公共施設の利用者数（人/年）	125,738	130,000	90,692	×
		歩行環境の満足度（%）	9.5	20.0	35.2	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記3指標を設定している。</p> <p>満足度指標である「歩行環境の満足度」の基準値は、平成18年11月に実施されたイベントの際に、市民を対象にアンケート調査を実施し、学校・図書館・公民館周辺などでの防犯性・安全性について満足と答えた人の割合である9.5%とされている。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、当該アンケート調査結果の2倍の満足度を目指すとされているのみであった。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ア-⑩ 事業内容を踏まえ、一定の考え方をもって満足度指標の目標値が設定されている例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		芸術文化の振興（ポイント）	3.6	3.7	3.8	○
公園・緑地の整備（ポイント）		3.5	3.6	4.2	○	
	来街観光者数（人/年）	100,000	120,000	150,000	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、「住・遊・学」の自立生活圏として、新たな情報発信の構築及び自然及び歴史遺産との共生とアメニティー性のある拠点の創造」を目標に定め、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>これらのうち、満足度指標である「芸術文化の振興」及び「公園・緑地の整備」については、当該市で毎年 6 月に実施しているアンケート調査において、「1 非常に不満、2 不満、3 やや不満、4 やや満足、5 満足、6 非常に満足」の回答区分の番号を評価点に置き換え、総評価点を総回答者数で除した平均値を採用している。</p> <p>目標値の設定方法を調査したところ、いずれも基準値である平成 19 年度時点では当該整備地区の満足度が市全体の満足度より低かったことから、歴史・文化遺産の整備が遅れているといった当該地域の課題を解決するため、公園整備や記念広場整備等の事業を実施することにより満足度を市全体の平均値まで引き上げることを目指すとして、市全体の平均値を目標値として設定している。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業満足度（%）	15	70	57	×
駅東地区定住人口（人）		207	900	142	×	
	駅東口来客者数（人/年）	0	200,000	293,932	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、「新しいエントランスの創造」を目標に定め、目標の達成度を測る指標として満足度指標である「事業満足度」を設定している。</p> <p>当該計画作成時に実施したアンケートにおいては、当該地区について、どのような方法でまちづくりを行うのが良いかという設問に対し、土地区画整理事業によってまちづくりを行うことが良いと答えた人の割合が 65.2%であり、最も多かった。</p> <p>土地区画整理事業等を行う当該計画において、事業満足度の目標値の設定に当たっては、当該アンケート結果を踏まえ、65.2%を上回る 70.0%と設定している。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-① 地域再生計画における事後評価実施状況

(単位：計画、%)

区 分	計 画 数
事後評価実施	56 (73.7)
事後評価未実施・不十分	16 (21.1)
指標が設定されておらず効果の発現状況が的確に把握できない	2 (2.6)
基準値が適切に設定されておらず効果の発現状況が測定できない	1 (1.3)
国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していない	10 (13.2)
指標を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からない	3 (3.9)
計画期間を延長したため事後評価していないもの、事後評価はしているものの、国の統計結果が公表されていないなどとして、指標の一部が測定できていないもの	4 (5.3)
合 計	76 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

【参考】 計画期間を延長したため、当省の調査中に事後評価結果を入手できなかった計画又は事後評価結果を入手したものの一部指標が測定中としている計画

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 7 月 4 日～27 年 12 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		総事業費（億円）	—	300	—	—
		雇用者数（施設整備段階）（人）	—	300,000	—	—
		雇用者数（施設稼働段階・域内雇用者）（人/日）	—	1,500	—	—
		雇用者数（施設稼働段階・その他施設維持管理スタッフ、警備）（人工/年）	—	7,000	—	—
	事例の内容	<p>当該計画は、民間事業者の活力もいかしながら、観光や情報通信関連の産業振興及び新規企業立地を促進し、地域経済の活性化と就業の場を創出することで、厳しい経済・雇用状況を改善するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 4 指標を設定している。</p> <p>当初認定後に施設設計計画が変更されたこと、北京オリンピック開催等の影響による資材高騰があったこと、平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の経済不況等の影響により、当初計画から分譲住宅棟の販売期間等を見直す必要性が生じたため、計画期間終期を 23 年 7 月から 27 年 12 月に延長したことから、計画期間中のため事後評価はしていない。</p>				

2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 3 月 31 日～30 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公営住宅の目的外入居戸数 (戸)	0	2	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、当該地区に就労する者に対し、公営住宅の利用を可能とすることで、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るものであり、上記 1 指標を設定している。</p> <p>当該計画は平成 20 年 3 月 31 日に認定され、当初 25 年 3 月 31 日までが計画期間とされていたが、当該計画を利用している入居者が 25 年 3 月 31 日以降も引き続き居住を希望するなど需要があったため、30 年 3 月 31 日まで計画期間の延長を行っていることから、事後評価を実施していない。</p>					
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		農業用水基準の達成（pH）	7.3	6.0～7.5	7	○
		農業用水基準の達成（COD (mg/L)）	6.7	6.0	4	○
		農業用水基準の達成（SS (mg/L)）	10.4	100.0	8.0	○
		農業用水基準の達成（DO (mg/L)）	8.3	5.0	12	○
		農業用水基準の達成（T-N (mg/L)）	1.3	1.0	1.0	○
		市全体の耕地面積減少率（5 年後）（%）	-8.2	-1.0	1.3	○
		市全体の耕地面積減少率（10 年後）（%）	-8.2	-0.7	—	—
		農業集落排水計画区域におけ る汚水処理人口（普及率）（%）	61.0	78.2	100	○
		浄化槽計画区域における汚水 処理人口（普及率）（%）	24.5	62.6	43	×
	個人設置型浄化槽による処理 人口（人）	9,549	9,851	9,791	×	
事例の内容	<p>当該計画は、公共用水域の水質保全と、快適な生活環境の確保に努め、農業生産環境の改善により、魅力ある農村社会の形成を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 10 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、1 指標（市全体の耕地面積減少率（10 年後））については、農業センサスの結果が公表されていないため、指標が測定できていない。</p>					

4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		I C から工業団地間の走行時間（分）	15	12	—	—
		工業団地から工業団地間の走行時間（分）	37	34	34	○
		スマート I C から中心市街地間走行時間（分）	29	24	25	×
		観光入込客数（人）	13,202,700	13,862,835	13,144,500	×
		森林整備による地域環境の改善 利用区域内における森林整備面積（ha）	1.6	6.5	14.8	○
分譲率（%）		0	100	60	×	
事例の内容	<p>当該計画は、市道及び林道を整備することで、産業地域と周辺地域のアクセス強化を図り、森林地域の保全・活用に努めるとともに、近隣市との連絡網の強化を図ることで道路ネットワークを充実させ、地域間交流を促進し、人・モノ・情報が交流する魅力的でにぎわいのある都市を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 6 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、1 指標については、事業が完了していないことから、指標が測定できていない。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-② 設定された指標のうち、国から委託等を受けた事業の報告に必要な指標など一部しか測定していない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業利用企業における雇入れ数（名）	0	1,278	1,457	○
		事業利用求職者数（名）	0	1,805	5,308	○
		事業利用企業数（社）	0	103	—	—
		事業利用企業における雇入れ数（社）	0	88	—	—
		事業利用求職者の地域内における就職件数（名）	0	1,022	—	—
官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数（人）		0	800	—	—	

	自治会加入率 (%)	64.6	70	—	—												
	地域活動への参加 (%)	18.2	30	—	—												
	本市のNPO団体数 (団体)	22	30	—	—												
事例の内容	<p>当該計画は、多様な異業種連携や産学官の協調により、地域の産業をけん引していく人材の育成と雇用を創出することを図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記9指標を設定している。</p> <p>しかしながら、指標を測定しているのは、「地域提案型雇用創造推進事業」を所管する厚生労働省への報告が必要である2指標のみであり、下表のとおり、残る7指標のうち、3指標については、評価値を測定しておらず、また、4指標については資料が残っていないため、評価値を測定したかどうかは不明である。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業利用企業数</td> <td rowspan="2">企業を対象とした事業でないため測定不能</td> </tr> <tr> <td>事業利用企業における雇入れ数</td> </tr> <tr> <td>事業利用求職者の地域内における就職件数</td> <td>厚生労働省に報告する必要がないため測定していない</td> </tr> <tr> <td>官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数</td> <td rowspan="4">資料不存在のため不明</td> </tr> <tr> <td>自治会加入率</td> </tr> <tr> <td>地域活動への参加</td> </tr> <tr> <td>本市のNPO団体数</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の理由	事業利用企業数	企業を対象とした事業でないため測定不能	事業利用企業における雇入れ数	事業利用求職者の地域内における就職件数	厚生労働省に報告する必要がないため測定していない	官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数	資料不存在のため不明	自治会加入率	地域活動への参加	本市のNPO団体数
指標	未測定の理由																
事業利用企業数	企業を対象とした事業でないため測定不能																
事業利用企業における雇入れ数																	
事業利用求職者の地域内における就職件数	厚生労働省に報告する必要がないため測定していない																
官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数	資料不存在のため不明																
自治会加入率																	
地域活動への参加																	
本市のNPO団体数																	
2	計画区分	地域再生計画															
	計画期間	平成18年7月3日～21年3月31日															
目標 (指標) の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況												
	新規雇用者数 (人)	0	158	55	×												
	シルバー人材活用 (人)	0	20	—	—												
	障害者雇用 (人)	0	10	0	×												
	工芸生産組合立ち上げ	—	(設立)	(未設立)	×												
	桑畑面積 (㎡)	0	5,000	3,000	×												
	養蚕農家の育成 (戸)	0	10	0	×												
事例の内容	<p>当該計画は、伝統工芸技術者やマーケティング技能者を育成することで伝統工芸工房の集積を図り、雇用機会創出と観光拠点の構築を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記6指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「地域提案型雇用創造推進事業」を所管する厚生労働省への報告が必要である1指標(新規雇用者数)及び4指標(障害者雇用、工</p>																

		<p>芸生産組合立ち上げ、桑畑面積、養蚕農家の育成)は測定しているものの、「シルバー人材活用」については評価値を測定していない。</p> <p>なお、当該市は、「シルバー人材活用」の評価値を測定していない理由について、資料がないため不明としている。</p>				
3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成18年7月3日～23年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		I T 関連産業就業者数(人)	不明	7,000	—	—
		I T 関連企業数(社)	不明	70	—	—
		先進・実践結合型 I T 産業人材養成による育成人数(人)	0	90	129	○
モバイルサポート人材養成による育成人数(人)		不明	200	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、情報通信産業の持続的発展・集積を目指すとともに、雇用の創出につなげることで地域の活性化を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p> <p>しかしながら、評価値を測定しているのは、支援措置に係る指標である「先進・実践統合型 I T 産業人材養成による育成人数」のみであり、残り3指標については、評価値を測定していない。</p> <p>なお、当該市は、「I T 関連産業就業者数」、「I T 関連企業数」及び「モバイルサポート人材養成による育成人数」の評価値を測定していない理由について、資料がないため不明としている。</p>					
4	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成19年9月20日～22年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市商工業振興条例に基づく優遇制度の適用を受けた企業の設備投資額(億円)	104.0	150.0	88	×
		社会動態の増減数(人)	-1,938.0	現状維持	—	—
		地域雇用創造推進事業を利用する求職者等の就職者数(人)	0	658	637	×
ハローワークの有効求人倍率(倍)		不明	プラス0.2倍	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、I T 産業を担う技術者や I T ビジネスを推進する人材の育成等を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p>					

しかしながら、下表のとおり、「社会動態の増減数」及び「ハローワークの有効求人倍率」の2指標は、評価値を測定していない。

表 評価値を測定していない理由

指標	未測定の理由
社会動態の増減数	計画には、「平成 18 年マイナス 1,938 人→平成 21 年現状維持」と記載されているのみで、基準年が記載されておらず、かつ、指標の設定に係る積算資料が保存されていないため、「平成 21 年現状維持」が、平成 18 年と同じマイナス 1,938 人とするを目標とするのか、平成 18 年にマイナス 1,938 人となる前の平成 17 年の社会動態を目標とするのか不明のため測定できなかった。
ハローワークの有効求人倍率	支援施策「地域雇用創造推進事業」の遂行上必要ないデータのため、把握していない。

5	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（雇用拡大メニュー）（人）	0	230	433	○
		事業メニュー別雇用者数（人材育成メニュー）（人）	0	240	245	○
		事業メニュー別雇用者数（就職促進メニュー）（人）	0	25	—	—
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（人材育成メニュー）（人）	0	545	528	×
		事業メニュー別利用企業数・利用者数（就職促進メニュー）（人）	0	250	10,147	○
	事例の内容	<p>当該計画は、光技術産業における専門的人材の育成、食品加工における高付加価値化・新商品開発を担う人材の育成、誘致を進めているコールセンターに対応した人材の育成、きめ細かな接客・接遇のできる観光人材の育成を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 5 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「事業メニュー別雇用者数（就職促進メニュー）」については、計画作成時に指標の測定方法を検討しておらず、平成 20 年度に実績が把握できないことを労働局へ相談した結果、次年度以降、当該指標の</p>				

		実績は把握しなくてもよいと回答を受けたため。評価値を測定していない。														
6	計画区分	地域再生計画														
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日														
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況											
	新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）（所）	—	160	—	—											
	製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）（億円）	設定していない	1,050	—	—											
	製造品出荷額（億円）	25,168	27,000	20,146	×											
	事業所数（工業）（所）	5,350	6,500	2,323	×											
	新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）（人）	—	3,670	—	—											
	従業者数（工業）（人）	93,386	100,000	76,309	×											
	中核リーダーの養成（人）	0	40	48	○											
	システムアーキテクトの養成（人）	0	110	59	×											
	創造的工学技術者の育成（人/年）	0	25	—	—											
	付加価値額（輸送用機器・光電子技術）（億円）	8,523	8,949	—	—											
	外国人研究者数（人）	67	100	—	—											
	外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数（件）	34	50	—	—											
	事例の内容	<p>当該計画は、製造業の再生を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 12 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、7 指標については、評価値を測定していない。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）</td> <td rowspan="4">測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。</td> </tr> <tr> <td>製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）</td> </tr> <tr> <td>新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）</td> </tr> <tr> <td>創造的工学技術者の育成</td> </tr> <tr> <td>付加価値額（輸送用機器・光電子技術）</td> <td rowspan="3">詳細不明</td> </tr> <tr> <td>外国人研究者数</td> </tr> <tr> <td>外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の原因	新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）	測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。	製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）	新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）	創造的工学技術者の育成	付加価値額（輸送用機器・光電子技術）	詳細不明	外国人研究者数
指標	未測定の原因															
新規企業立地数（輸送用機器・光電子技術）	測定方法不明のため測定できなかった。 また、工業統計の産業分類と異なるため、工業統計結果からも把握できない。															
製造品出荷額の増加額（輸送用機器・光電子技術）																
新規雇用創出数（輸送用機器・光電子技術）																
創造的工学技術者の育成																
付加価値額（輸送用機器・光電子技術）	詳細不明															
外国人研究者数																
外国人研究者が関わる産学共同研究等の実施件数																

7	計画区分	地域再生計画									
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日									
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況					
		文化環境への満足度（%）	56.6	75.0	50.7	×					
		生産額の増加（億円）	—	2,850	—	—					
		国内外の企業誘致・創出（件）	—	700	—	—					
		コミュニティビジネス事業者数（事業者）	54	100	59	×					
		雇用創出（人）	—	20,000	—	—					
		観光入込客数（万人）	1,642	2,000	1,740	×					
		外国人延宿泊者数（人）	404,108	600,000	690,000	○					
当該市の美しさ評価（%）		54.6	70.0	76.5	○						
事例の内容	<p>当該計画は、構造改革特区及び都市再生プロジェクトの取組との一体的な運用を図りながら、地域経済の活性化と雇用の創造を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 8 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、3 指標については、評価値を測定していない。</p> <p>表 評価値を測定していない理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>未測定の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産額の増加</td> <td rowspan="3">目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。</td> </tr> <tr> <td>国内外の企業誘致・創出</td> </tr> <tr> <td>雇用創出</td> </tr> </tbody> </table>					指標	未測定の理由	生産額の増加	目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。	国内外の企業誘致・創出	雇用創出
指標	未測定の理由										
生産額の増加	目標値は、平成 15 年度に認定された構造改革特別区域計画において示された「同特区計画の実施によりおおむね 10 年間で見込まれる区域内の経済的社会的効果」の数値であり、基準値はない。また、当該指標は、事後評価時において、測定方法が不明として未測定となっていることから、評価値もない。										
国内外の企業誘致・創出											
雇用創出											
8	計画区分	地域再生計画									
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日									
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況					
		就職者数（国の支援措置）（人）	0	1,013	1,902	○					
就職者数（市独自展開事業）（人）	0	2,000	—	—							
事例の内容	<p>当該計画は、産業の振興と人材育成事業を実施して、地域経済の活性化と大きな雇用創出を目指すものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「就職者数（市独自展開事業）」については、市の各部局において把握し評価しており、地域再生計画としての取りまとめまでは行っておらず、評価値を測定していない。</p>										

9	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 9 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		人材養成数（プログラム修了者数）（人）	0	30	37	○
	陶器産業出荷額（市内專業窯元推定額）（億円）	10	11	—	—	
	事例の内容	<p>当該計画は、陶器産業人材の育成及び産業振興を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「陶器産業出荷額（市内專業窯元推定額）」については、組合から聴取して測定する予定であったが、当該組合が解散してしまい測定が困難となったことから、評価値を測定していない。</p>				
10	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～平成 21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		月間有効求人数（人）	7,418	8,618	6,549	×
	事業所・企業新設率（%）	3.9	4.2	—	—	
	事例の内容	<p>当該計画は、雇用の拡大と地域経済の活性化を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記 2 指標を設定している。</p> <p>しかしながら、「事業所・企業新設率」については、事業所・企業統計調査の結果を用いて新設数を測定しようとしていたが、当該調査は平成 18 年度をもって終了したため、評価値を測定していない。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-③ 指標の評価値を測定し事後評価したかどうかについて、資料がなく分からないとしている例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市内の開業率が廃業率を上回ること	—	—	—	—
市内の製造品出荷額が 1,500 億円を超えること（億円）		1,316	1,500	—	—	
	市内の耕作放棄地面積が 100ha 未満となること（ha）	101.16ha	100	—	—	

事例の内容	<p>当該計画は、大学の知見を活用し、地元事業者との共同研究開発事業等を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定している。</p> <p>しかしながら、当該市は、地域再生計画で設定した指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、資料紛失のため不明としている。</p>				
2 計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成19年7月4日～21年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	総事業費（億円）	—	74	—	—
	施設稼働後の経済効果（事業開始後の年商）（億円）	—	65	—	—
	施設整備段階における新規雇用（建設に伴う雇用）（人）	—	68,000	—	—
	施設稼働段階における新規雇用（店舗開業に伴う新規雇用）（人）	—	600	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、IT産業や卸売業等の誘致を推進するものであり、目標の達成度を測る指標として、上記4指標を設定している。</p> <p>しかしながら、指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、詳細は不明である。</p>				
3 計画区分	地域再生計画				
計画期間	平成19年9月20日～22年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	観光業の雇用創出数（人）	0	94	—	—
	情報通信業の雇用創出数（人）	0	252	—	—
	製造業の雇用創出数（人）	0	29	—	—
事例の内容	<p>当該計画は、エコツーリズム等を推進し、観光と連携した地域振興を図るとともに、企業誘致を進めている情報通信産業（コールセンター、コンテンツ産業等）向けの人材養成を図るオペレーターの育成事業などを行い、雇用確保と産業振興を図るものであり、目標の達成度を測る指標として、上記3指標を設定している。</p> <p>しかしながら、当該市は地域再生計画で設定した指標の評価値を測定し事後評価を行ったかについて、資料が保存年限を超過し、廃棄したため不明としている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-④ 交付終了時の見込みの状況を推計して評価し、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施し評価するとしているものの、実際は実施していない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公共施設の利用人数（人/年）	298,000	548,000	352,000 （見込み）	—
		地域への回遊人数（人/年）	3,500	16,000	3,900 （見込み）	—
地域内におけるイベント 会議開催件数（件/年）	150	250	300 （見込み）	—		
事例の内容	<p>当該市は、平成 24 年 2 月に実施した事後評価において、全ての評価指標の値を見込み値とし、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施することとしていたが、実施していない。</p> <p>当該市は、施設整備や公園整備等の事業が完了後、施設の運営・管理を別の部署が担当することになったが、当該計画の策定や国土交通省への手続に従事した者がおらず、フォローアップを実施する必要があるとの認識がなかったとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		まちなか環境に対する満足度（%）	38	65	45 （見込み）	—
		まちなか歩行者の増加（人/日）	69,353	78,000	31,272 （見込み）	—
		地区内定住人口の増加（人）	4,326	4,700	5,641 （見込み）	—
		商品販売額の増加（億円/年）	750	850	781 （見込み）	—
歩行空間に対する満足度（%）	58	87	88 （見込み）	—		
事例の内容	<p>当該市は、平成 23 年 2 月に実施した事後評価において、全ての評価指標の値を見込み値とし、翌年度以降に確定値を求めるためのフォローアップを実施することとしていたが、業務多忙として実施していない。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	地区の現況に対する満足度調査（%）	14	20	11 （見込み）	—	

	住民活動参加者数の向上(人/回)	35	45	40 (見込み)	—	
	老朽住宅率(%)	60	30	24	○	
事例の内容	<p>当該市は、平成24年2月に実施した事後評価において、次の2指標の値を見込み値としており、翌年度以降に確定値を求めるための、フォローアップを実施することとしていたが、実施していない。</p> <p>① 地区の現況に対する満足度調査</p> <p>当該指標は、平成21年6月、地区内の住民及び事業者を対象にアンケート調査を実施しており、その時点では、事業(土地区画整理事業、道路整備、鉄道駅の高架化等)が実施中であることから、完成予想図等を添付して調査を実施し、見込み値での事後評価は行っているものの、フォローアップは実施していない。</p> <p>当該市は、土地区画整理事業等が完了しておらず、上記のアンケート調査を実施しても、事後評価と同様に見込み値で行うことになるため、毎年度先送りにしているが、平成28年度には事業が完了する見込みであり、その後にフォローアップを実施する予定であるとしている。</p> <p>② 住民活動参加者数の向上</p> <p>当該指標は、計画最終年度の平成21年7月頃に開催予定の「まちづくりの会」の総会参加者数を事後評価の評価値とすることとしていた。</p> <p>しかし、同会長の体調不良、土地区画整理事業に対する訴訟の審理の長期化等のため、役員会が平成21年8月に開催されたのみで総会は開催されなかった。</p> <p>このため、事後評価(平成21年12月)における評価値は、「事業の進捗により、まちづくりの機運が高まり参加者の増加が見込まれる」との推測のみで、基準値の35人から5人増加の40人とした。</p> <p>当該市は、「まちづくりの会」が土地区画整理事業を推進する当初の役割を終えていることや、会員(地権者)の高齢化、地区外への転出等もあり、総会は平成16年12月以降開催されておらず、総会の参加者数の測定を事業完了後のフォローアップ時に行うことはますます困難な状況になると考えられ、計画期間途中で指標を見直すべきであったとしている。</p>					
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区浸水世帯(棟)	198	0	0 (見込み)	—
		地区内消防利水範囲(ha)	2	9	9	○
		自主防災組織の設立(地区)	0	2	2	○

	公園利用世帯数（世帯）	0	239	202 （見込み）	—
事例の内容	<p>当該市は、平成 25 年 3 月に実施した事後評価時点では、「地区浸水世帯」及び「公園利用世帯数」は、25 年 4 月に調査を行い、確定値とするとしていたが、①上記 2 指標の見込み値は、工事が完了すれば、そのまま確定値になり、改めてフォローアップをして目標値の達成状況を確認する必要はなかったこと、②公園利用世帯数はフォローアップをしても数値は変わらないことなどを理由に、実施していない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

【参考】 社会資本総合整備計画の事後評価と併せて事後評価するとして、都市再生整備計画の事後評価を実施していない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		当該地区における都市計画道路の概成整備率（％）	75	90	—	—
		当該地区と高速 I C 間との自動車所要時間（短縮時間）（分）	10	8	—	—
交通事故件数（件）		225	180	—	—	
	まちづくり活動・会合等の開催回数（回/年）	1	6	—	—	
事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能とされており、当該市は、社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		当該地区における緊急輸送道路又は広域避難路に指定されている道路の概成整備率（％）	91	100	—	—
	交通事故件数（件）	206	165	—	—	

	事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能とされており、当該市は社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区の幹線道路の渋滞損失時間の削減率	1.0 (788,361.04 人・時間 /km・年)	0.9	—	—
		交通事故件数（件）	354	283	—	—
		当該地区における環状型道路ネットワークとして機能する道路の整備率（%）	61	71	—	—
	事例の内容	<p>当該市では、平成 22 年度にまちづくり交付金が社会資本整備総合交付金に統合されたことに伴い、平成 22 年 12 月に社会資本総合整備計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）を作成し、本都市再生整備計画を含む 4 事業を基幹事業として位置付けた。</p> <p>社会資本総合整備計画に位置付けられた都市再生整備計画事業の事後評価については、都市再生整備計画が先行して終了した場合、社会資本総合整備計画の最終年度又は最終年度後に一緒に行うことも可能（必ずしも、社会資本整備総合交付金の交付期間の途中で実施する必要は無い）とされており、当該市は、社会資本総合整備計画の計画期間終了後に実施予定である事後評価の中で扱うこととしたとしている。</p> <p>このため、既に都市再生整備計画が終了しているにもかかわらず、社会資本総合整備計画が終了するまで、事後評価が行われていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑤ 見込み値で実施した事後評価結果と確定値で実施したフォローアップ結果に乖離が生じているにもかかわらず、事後評価結果のみ公表して、フォローアップ結果を公表していない例

1	計画区分	都市再生整備計画
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日

目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																																
の達成状況	生活道路等の整備状況に対する満足度（％）	47.4	50.1	41.6	×																																																
	公園・緑地等の整備状況に対する満足度（％）	10.2	25.7	33.3	○																																																
	来街者満足度（％）	22	30	21	×																																																
	地域交流センターの利用者数（人/年）	21,947	34,660	32,812	×																																																
	歩行者通行量（人）	2,942	2,383	2,537	×																																																
事例の内容	<p>当該市では、事後評価時点において、事業が未完了であるとして、表1のとおり、見込み値により評価を行い、事業完了後のフォローアップにおいて改めて確定値を測定して評価を行っている。</p> <p>表1 見込み値の測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>見込み値の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活道路等の整備状況に対する満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>公園・緑地等の整備状況に対する満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>来街者満足度</td> <td>簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出</td> </tr> <tr> <td>歩行者通行量</td> <td>本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、表2のとおり、見込み値と確定値には乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、フォローアップ結果は公表されていない。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果は公表された。</p> <p>表2 見込み値及び確定値の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th>見込み値 (a)</th> <th>確定値 (b)</th> <th>差異 (b-a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活道路等の整備状況に対する満足度</td> <td>47.4</td> <td>50.1</td> <td>65.8</td> <td>41.6</td> <td>-24.2</td> </tr> <tr> <td>公園・緑地等の整備状況に対する満足度</td> <td>10.2</td> <td>25.7</td> <td>56.2</td> <td>33.3</td> <td>-22.9</td> </tr> <tr> <td>来街者満足度</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>-9</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>21,947</td> <td>34,660</td> <td>39,316</td> <td>32,812</td> <td>-6,504</td> </tr> <tr> <td>歩行者通行量</td> <td>2,942</td> <td>2,383</td> <td>2,278</td> <td>2,537</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table>					指標	見込み値の測定方法	生活道路等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	公園・緑地等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	来街者満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施	地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出	歩行者通行量	本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出	指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)	生活道路等の整備状況に対する満足度	47.4	50.1	65.8	41.6	-24.2	公園・緑地等の整備状況に対する満足度	10.2	25.7	56.2	33.3	-22.9	来街者満足度	22	30	30	21	-9	地域交流センターの利用者数	21,947	34,660	39,316	32,812	-6,504	歩行者通行量	2,942	2,383	2,278	2,537	259
指標	見込み値の測定方法																																																				
生活道路等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
公園・緑地等の整備状況に対する満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
来街者満足度	簡易調査として完成後イメージパス等を用いた街頭アンケートを実施																																																				
地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出																																																				
歩行者通行量	本指標に係る事業の大半が未完了であるため、過年度の調査結果及び他の通行量調査による類似地点での調査結果に基づき算出																																																				
指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)																																																
生活道路等の整備状況に対する満足度	47.4	50.1	65.8	41.6	-24.2																																																
公園・緑地等の整備状況に対する満足度	10.2	25.7	56.2	33.3	-22.9																																																
来街者満足度	22	30	30	21	-9																																																
地域交流センターの利用者数	21,947	34,660	39,316	32,812	-6,504																																																
歩行者通行量	2,942	2,383	2,278	2,537	259																																																

2	計画区分	都市再生整備計画																																			
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日																																			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																
	駅周辺のまちの魅力度（西側） （%）	16.2	28.3	20.8	×																																
	駅周辺のまちの魅力度（東側） （%）	7.1	14.3	25.7	○																																
	地域交流センターの利用者数 （人/年）	43,031	45,079	46,785	○																																
	ワークショップ等への住民参 加人数（人）	265	600	733	○																																
事例の内容	<p>当該市では、事後評価時点において、事業が未完了であるとして、表 1 のとおり、3 指標については、見込み値により評価を行い、事業完了後のフォローアップにおいて改めて確定値を測定して評価を行っている。</p> <p>表 1 見込み値の測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>見込み値の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（西側）</td> <td>簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（東側）</td> <td>簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら、表 2 のとおり、見込み値と確定値には乖離が生じており、実際には目標が達成できていない指標があるにもかかわらず、フォローアップ結果は公表されていない。</p> <p>なお、当省の調査後に当該フォローアップ結果は公表された。</p> <p>表 2 見込み値及び確定値の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th>見込み値 (a)</th> <th>確定値 (b)</th> <th>差異 (b-a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（西側）</td> <td>16.2</td> <td>28.3</td> <td>42.8</td> <td>20.8</td> <td>-22.0</td> </tr> <tr> <td>駅周辺のまちの魅力度（東側）</td> <td>7.1</td> <td>14.3</td> <td>49.4</td> <td>25.7</td> <td>-23.7</td> </tr> <tr> <td>地域交流センターの利用者数</td> <td>43,031</td> <td>45,079</td> <td>77,000</td> <td>46,785</td> <td>-30,215</td> </tr> </tbody> </table>					指標	見込み値の測定方法	駅周辺のまちの魅力度（西側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施	駅周辺のまちの魅力度（東側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施	地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出	指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)	駅周辺のまちの魅力度（西側）	16.2	28.3	42.8	20.8	-22.0	駅周辺のまちの魅力度（東側）	7.1	14.3	49.4	25.7	-23.7	地域交流センターの利用者数	43,031	45,079	77,000	46,785	-30,215
指標	見込み値の測定方法																																				
駅周辺のまちの魅力度（西側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施																																				
駅周辺のまちの魅力度（東側）	簡易調査として完成後イメージパース等を用いた街頭アンケートを実施																																				
地域交流センターの利用者数	施設が未完成のため、市内の近しい状況にある施設の建替え前後の利用者数動向により、見込み値を算出																																				
指標	基準値	目標値	見込み値 (a)	確定値 (b)	差異 (b-a)																																
駅周辺のまちの魅力度（西側）	16.2	28.3	42.8	20.8	-22.0																																
駅周辺のまちの魅力度（東側）	7.1	14.3	49.4	25.7	-23.7																																
地域交流センターの利用者数	43,031	45,079	77,000	46,785	-30,215																																

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥ 指標の測定が適切に行われておらず、効果の把握ができていない例

表 2-(3)-イ-⑥-i 歩行者通行量について、測定方法が適切ではない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心街の通行人数（人/年）	221,188	243,300	135,359	×
		総合運動公園内客数（人/年）	124,943	162,400	144,694	×
市民プールの利用者数（人/年）		0	8,000	1,280	×	
総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×		
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 4 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中心街の通行人数」については、基準値及び評価値のいずれも実測調査の結果によるものではなく、地区人口や通学生徒等数に、推測のみに基づき設定した推定通行率、買い物・ウォーキング率等を掛けるなどして算出されたものであり、必ずしも実態を反映した値となっておらず、事業の効果を適切に測ることができていない。</p> <p>当該市は、基準値等の実測調査を行わなかった理由は不明であるが、中心街において通行人数の実測調査を行い、その結果得られた数値を使用すべきであったとしている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		商店街歩行者通行量	248,509	275,000	229,185	×
		観光文化施設入場者数	825,807	1,000,000	1,589,925	○
計画区域内居住人口		33,820	34,000	34,200	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「商店街歩行者通行量」について、当該市は平成 23 年度以降、通行量調査の実施時期を従前の 8 月から 10 月に変更したため、同じ条件で測定できないとして、8 月に簡易調査（5 地点）を実施した。しかし、調査担当部局との事前調整が適切に行なわれなかったことから、この簡易調査の 5 地点の中に、基準値の測定地点「旧商業施設前」が含まれていなかった。</p> <p>このため、当該市は、基準値と評価値を比較した正確な評価ができないとして、当該計画の事後評価及びフォローアップ評価では、「旧商業施設</p>					

前」の代わりに、近くの測定地点「商業ビル前」を採用している。
 しかしながら、単に基準値と評価値で測定地点が異なっているだけではなく、下表のとおり、「商業ビル前」の基準年度の通行量は、「旧商業施設前」よりも1割以上多いため、代替できるものではない。

表 基準値及び評価値の測定結果

基準値（平成 18 年 8 月）		評価値（平成 23 年 8 月）	
測定地点	歩行者通行量	測定地点	歩行者通行量
遊戯施設前	36,820	遊戯施設前	31,933
ビル前	49,169	ビル前	40,271
旧商業施設前	64,021	商業ビル前	69,275
広場前	65,268	広場前	57,439
スポーツ店前	33,231	スポーツ店前	30,267
合計	255,652	合計	229,185
商業ビル前	71,164	旧商業施設前	測定していない

3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		駅東地区定住人口（人）	207	900	142	×
		駅東口来客者数（人/年）	0	200,000	293,932	○
		事業満足度（%）	15	70	57	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「駅東口来客者数」については、計画作成時には駅東口が開設されていなかったため、基準値 0 人（16 年度）とし、想定していた地区内居住人口、周辺人口等に基づいて、年間来客者数の目標値を 200,000 人（22 年度）と設定している。</p> <p>当該市は、駅東口開設後の平成 22 年 7 月の平日及び休日の 2 日間、地区内に新設された商業施設の入口等計 5 か所で通行者数を測定し、年間来客者数を算出した結果、目標値を約 47% 上回る実績値（293,932 人/年）となり、当該指標に係る目標を達成したと評価している。</p> <p>しかしながら、当該指標に係る評価値の測定は、来客者数が少ない閑散期（2 月等）には実施しておらず、年間を通じて比較的来客者数が多い繁忙期（ボーナス商戦時期及び夏休み開始時期）のみ実施した結果を基に推計していることから、適切な評価となっていない（過大な評価となっている）可能性があると考えられる。</p> <p>また、当該指標については平成 22 年度以外に測定しておらず、その増減傾向は不明である。</p>				

4	計画区分	都市再生整備計画																																												
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日																																												
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																																								
		中央商店街通行量（平日・休日） （人/日）	8,423	9,600	8,820	×																																								
		街なかエリア居住人口（人）	1,758	1,850	1,774	×																																								
		観光文化施設入場者数（人/年）	111,449	131,000	149,059	○																																								
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中央商店街通行量」については、平成 19 年度に 8,423 人/日（基準値）であったものを 24 年度に 9,600 人/日に増加させることを目標としている。</p> <p>基準値及び評価値はいずれも平日及び休日の各 1 日に測定した歩行者通行量の平均値を採用しているが、測定時期は、基準年度である平成 19 年度が 7 月下旬であったものを、20 年度から 22 年度までは 6 月下旬から 7 月上旬までに（ただし、平成 22 年度の休日の測定は、測定日が雨天だったため 7 月下旬に実施）、23 年度以降は 5 月下旬に変更されている。</p> <p>当該市は、5 月下旬は 6 月や 7 月に比べ降雨の可能性が低く、また、7 月中旬以降に中央商店街で開催されるイベント等特殊要因の影響が少ないことから、平成 23 年度以降は測定日を 5 月下旬に変更したとしている。</p> <p>当該指標は、目標を達成していないものの、測定時期を 5 月下旬とした平成 23 年度から 25 年度までは全て基準値を上回っている。</p> <p>しかしながら、この増加理由が事業効果によるものか、下表のとおり測定時期や測定日の天候状況が統一されていないことによるものか、判断が困難となっている。</p> <p style="text-align: center;">表 歩行者通行量に係る測定時期、天候及び測定値</p> <p style="text-align: right;">（単位：人/日）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定日 （平日）</td> <td>7/20 （雨のち曇り）</td> <td>6/27 （晴）</td> <td>7/3 （曇りのち小雨）</td> <td>6/25 （雨一時曇り）</td> <td>5/20 （晴れ夕方曇り）</td> <td>5/25 （雨のち曇り）</td> <td>5/24 （快晴）</td> </tr> <tr> <td>測定日 （休日）</td> <td>7/22 （曇り時々晴）</td> <td>6/29 （晴のち小雨）</td> <td>7/5 （曇りのち小雨）</td> <td>7/25 （晴）</td> <td>5/22 （雨のち曇り）</td> <td>5/27 （晴）</td> <td>5/27 （晴）</td> </tr> <tr> <td>測定値</td> <td>8,423</td> <td>8,251</td> <td>6,183</td> <td>7,502</td> <td>8,936</td> <td>8,466</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">基準値よりも少ない</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">基準値よりも多い</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	測定日 （平日）	7/20 （雨のち曇り）	6/27 （晴）	7/3 （曇りのち小雨）	6/25 （雨一時曇り）	5/20 （晴れ夕方曇り）	5/25 （雨のち曇り）	5/24 （快晴）	測定日 （休日）	7/22 （曇り時々晴）	6/29 （晴のち小雨）	7/5 （曇りのち小雨）	7/25 （晴）	5/22 （雨のち曇り）	5/27 （晴）	5/27 （晴）	測定値	8,423	8,251	6,183	7,502	8,936	8,466	8,820			基準値よりも少ない			基準値よりも多い		
区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																																							
測定日 （平日）	7/20 （雨のち曇り）	6/27 （晴）	7/3 （曇りのち小雨）	6/25 （雨一時曇り）	5/20 （晴れ夕方曇り）	5/25 （雨のち曇り）	5/24 （快晴）																																							
測定日 （休日）	7/22 （曇り時々晴）	6/29 （晴のち小雨）	7/5 （曇りのち小雨）	7/25 （晴）	5/22 （雨のち曇り）	5/27 （晴）	5/27 （晴）																																							
測定値	8,423	8,251	6,183	7,502	8,936	8,466	8,820																																							
		基準値よりも少ない			基準値よりも多い																																									

5	計画区分	中心市街地活性化基本計画																															
	計画期間	平成 19 年 2 月 1 日～24 年 3 月 31 日																															
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																											
		路面電車市内線一日平均乗車 人数（人）	10,016	13,000	11,476	×																											
中心商業地区の歩行者通行量 （日曜日）（人）		24,932	32,000	27,407	×																												
	中心市街地の居住人口（人）	24,099	26,500	23,507	×																												
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標として上記 3 指標を設定している。</p> <p>上記指標のうち、「中心商業地区の歩行者通行量（日曜日）」について、平成 18 年 8 月（日曜日）に 1 日測定した値を基準値として採用し、19 年も同様の方法で 8 月に 1 日だけ測定していた。しかし、平成 20 年は 11 月にも測定したところ、同年 8 月の調査結果よりも 10.8%増加しており、歩行者通行量は天候やイベントの内容に影響を受けやすいことから、より正確な実態を把握するため、21 年以降は各年 3 月、5 月、8 月及び 11 月の計 4 回測定することとした。</p> <p>第 1 期計画の目標値は、平成 18 年 8 月の基準値を基に、23 年 8 月の状況を想定して設定されているものの、第 1 期計画の事後評価（最終フォローアップ）では、18 年から 20 年までは 8 月に測定した値、21 年以降は年 4 回測定した平均値を採用している。平成 21 年以降の評価値は、下表のとおり、各年 8 月の値に比べて最大 4,971 人の差があり、過大な評価となっている。</p> <p>なお、次期計画では、各年 3 月、5 月、8 月及び 11 月の計 4 回測定し、その平均値で一貫して採用することとしている。</p> <p>表 歩行者通行量の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 18 年</th> <th>19 年</th> <th>20 年</th> <th>21 年</th> <th>22 年</th> <th>23 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事後評価 (a)</td> <td>24,932</td> <td>26,105</td> <td>25,328</td> <td>23,673</td> <td>25,126</td> <td>27,407</td> </tr> <tr> <td>各年 8 月 (b)</td> <td>24,932</td> <td>26,105</td> <td>25,328</td> <td>23,354</td> <td>20,155</td> <td>22,773</td> </tr> <tr> <td>差 (a-b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>319</td> <td>4,971</td> <td>4,634</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	事後評価 (a)	24,932	26,105	25,328	23,673	25,126	27,407	各年 8 月 (b)	24,932	26,105	25,328	23,354	20,155	22,773	差 (a-b)	0	0	0	319	4,971	4,634
区分	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年																											
事後評価 (a)	24,932	26,105	25,328	23,673	25,126	27,407																											
各年 8 月 (b)	24,932	26,105	25,328	23,354	20,155	22,773																											
差 (a-b)	0	0	0	319	4,971	4,634																											

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-ii 満足度指標について、測定方法が適切ではない例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅利用者数（人/日）	1,000	3,100	5,288	○	

	人口の定着（人）	22,900	24,600	28,836	○
	産学連携交流センターの入居率（%）	—	60.0	100.0	○
	まちの魅力度（%）	—	50.0	93.4	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「まちの魅力度」を設定し、目標を達成するために土地区画整理、産学連携交流センター・地域交流センター等の整備を行った。結果は、目標を大きく上回って達成し、当該市では「地区の魅力が向上した」と評価している。</p> <p>しかしながら、評価値を測定するためのアンケート調査は、当該計画で整備した地域交流センターのオープンイベントの参加者に対し、「本地区の魅力は高まったと思いますか」と質問しているものであり、評価値の結果が高まりやすい方法で測定されている。</p> <p>なお、当該市の事後評価委員会は、「誰を対象に実施するかで全く違う結果も出るので、次回の計画策定時に指標として使用する際は、よく検討する必要がある」と指摘している。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画			
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日			
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	居住環境満足度（%）	55	70	68.0	×
	景観形成建築物等件数（件）	143	170	162	×
	地域来訪観光客数（人/年）	3,790,000	4,200,000	4,365,000	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「居住環境満足度」を設定している。</p> <p>「居住環境満足度」の測定方法をみると、表 1 のとおり、基準値を設定するための平成 17 年度のアンケート調査では 8 つの設問の回答を集計しているが、評価値を測定するための 22 年度のアンケート調査では、17 年度のアンケート調査と同じ 7 つの設問に加え、6 つの設問を追加し、合計 13 の設問の回答を集計しており、基準値と評価値の測定方法が異なっている。</p> <p>平成 17 年度のアンケート調査及び 22 年度のアンケート調査において、共通する設問について集計すると、表 2 のとおり、17 年度が 59.7%、22 年度が 65.4%となり、当該市が 55%から 68.0%に「居住環境満足度」が上昇したと評価しているほどの効果は上がっていない。</p> <p>また、アンケート調査の集計では、肯定又は否定が明らかでない「どちらでもない」と回答したものが肯定的な回答として集計されており、「どちらでもない」を含めずに集計すると、表 3 のとおり、17 年度が 44.5%、22 年度が 44.1%となっており、効果は上がっていない。</p>				

表1 平成17年度及び22年度アンケート調査の設問内容

平成17年度アンケート調査の設問	平成22年度アンケート調査の設問
問12 日用品の買い物に不自由を感じることはありますか？	問11 日用品の買い物に不便を感じることはありますか？
問13 騒音や悪臭など、環境の変化を感じることはありますか？	対応する設問なし
問14 近隣の人同士集えるような施設や機会はありますか？	問7 近隣の人同士集えるような施設や場所はありますか？
問15 バスや電車の利用について不便を感じることはありますか？	問9 路線バスや電車の利用にあたり不便を感じることはありますか？
問17 火災等の災害に対する不安を感じることはありますか？	問5 火災等の災害に対する不安を感じることはありますか？
問18 公園や散策路などの整備は行き届いていると思いますか？	問6 公園や散策路などの整備は行き届いていると思いますか？
問19 公共施設の利用にあたり不自由を感じることはありますか？	問10 公共施設(市役所、銀行・郵便局、教育・文化施設等)の利用にあたり不便を感じることはありますか？
問20 夜間の歩行で不安(不便)を感じることはありますか？	問8 夜間、街を歩いている不安や歩きづらさを感じることはありますか？
	<p>【新たに追加】</p> <p>問1 現在のお住まいに満足していますか？</p> <p>問2 現在の場所に今後も住み続けたいですか？</p> <p>問3 当該地区の街並み・景観に対して誇り(自慢に思うこと)を持っていますか？</p> <p>問4 当該地区を取り巻く、生活環境に不快や不便を感じることはありますか？</p> <p>問15 当該地区では、近年さまざまな都市環境整備(道路、街路灯、公園等の整備)を進めてきましたが、以前と比べて、街の様子に変化を感じられましたか？</p>

	問16 お住まいや地区全体をみて、今の住み心地はどうですか？
計 8 問	計 13 問

表2 平成17年度及び22年度アンケート調査結果の比較

平成17年度アンケート調査結果				平成22年度アンケート調査結果			
設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)	設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
問12	619	396	64.0	問11	540	295	54.6
問14	619	306	49.4	問7	536	382	71.3
問15	619	496	80.1	問9	539	367	68.1
問17	619	310	50.1	問5	543	333	61.3
問18	619	399	64.5	問6	515	411	79.8
問19	619	404	65.3	問10	524	441	84.2
問20	619	274	44.3	問8	542	216	39.9
計	4,333	2,585	59.7	計	3,739	2,445	65.4

表3 平成17年度及び22年度アンケート調査結果の比較（「どちらでもない」と回答した者を除く）

平成17年度アンケート調査結果				平成22年度アンケート調査結果			
設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)	設問	有効回答者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
問12	619	355	57.4	問11	540	230	42.6
問14	619	185	29.9	問7	536	231	43.1
問15	619	440	71.1	問9	539	272	50.5
問17	619	220	35.5	問5	543	207	38.1
問18	619	251	40.5	問6	515	256	49.7
問19	619	249	40.2	問10	524	309	59.0
問20	619	227	36.7	問8	542	145	26.8
計	4,333	1,927	44.5	計	3,739	1,650	44.1

3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		定住者による満足度(%)	38	50	52	○
		区域内居住人口(人)	2,000	2,100	2,119	○
まちづくりへの関心度(人/5年)	0	100	376	○		

	事例の内容	<p>当該市では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「定住者による満足度」を設定しているが、次のとおり、基準値と評価値の調査対象が異なっており、比較できるものとはなっていない。</p> <p>基準値：平成 17 年度に全市民を対象とした「市民の声アンケート」を実施し、「公共施設整備（生活道路）の満足度」について、全回答者に占める「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合</p> <p>評価値：土地区画整理事業区域内の居住者を対象に住民アンケートを実施し、「公共施設整備（生活道路）の満足度」について、土地区画整理事業区域内の回答者に占める「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合</p>				
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		歩行環境の満足度（%）	9.5	20.0	35.2	○
		用途地域の人口（人）	2,967	3,200	3,589	○
		公共施設の利用者数（人/年）	125,738	130,000	90,692	×
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「歩行環境の満足度」を設定し、事後評価方法書において、基準値を測定した際と同様にイベントに併せてアンケート調査を実施するとしている。</p> <p>しかし、事後評価において、平成 23 年 11 月開催のまちづくり交付金評価委員会に併せ、同年 9 月に実施した地区内の自治会加入者を対象とするアンケート調査により測定した満足度を評価値としており、基準値と評価値の測定方法が大きく異なっていることから、比較できるものとはなっていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-iii 市全域の実績のうち中心市街地のみの実績を指標として設定したが、計画期間中に基準値と同様の方法で測定し評価することが困難となったにもかかわらず、指標を変更しないまま市全域の実績をもって中心市街地の実績としている例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	平日の歩行者通行量（人）	25,788	30,500	26,978	×
	鉄道駅一日乗降客数（人）	36,477	45,300	41,128	×
	エコシール年間受取枚数（枚）	400,000	500,000	719,193	○

事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「エコシール年間受取枚数」を設定している。</p> <p>「エコシール年間受取枚数」は、中心市街地内のエコシール制度加盟店が、利用客に配布するため、制度事務局から買い取ったエコシールの枚数により達成状況の評価を行うこととしていたが、同制度が平成 21 年 6 月に廃止されたことにより、これに基づく当該指標の達成状況の測定ができない状況となった。</p> <p>このため、当該市では、エコシールとは異なる「エコポイントの市内総付与件数」を用いて評価値を算出し、目標を達成したとしている。</p> <p>しかしながら、この「エコポイント」は、中心市街地に限られておらず市全域が付与対象となっているものであり、基準値と比較し評価できるものとはなっていない。</p>
-------	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-iv その他、指標の測定方法が適切ではない例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		市道整備によるアクセス時間の改善（分）	15	5	5	○
		U J I ターンの幹旋人数（累計）（人）	—	60	179	○
		農林業及び自然体験交流人口（人）	26,800	28,200	24,200	×
		間伐実施面積（ha）	440	460	558	○
	事例の内容	<p>当該市は、当省の調査時点において、当初、「農林業及び自然体験交流人口」について、i) 基準値 26,800 人の算定方法及び ii) 内閣府の「地域再生計画における支援措置に関するアンケート調査」（平成 25 年 4 月）に対して回答した評価値 24,200 人の算定方法が分からないとしていた。</p> <p>その後、算定方法について、改めて当該市が当該計画を共同で作成した県に確認したところ、基準値の算定方法が判明し、これを基に平成 24 年度の評価値の再計算を当該市に求めたところ 14,784 人となり、同アンケート調査で回答した評価値は約 1 万人過大となっていた。</p> <p>また、「間伐実施面積」についても、同アンケート調査に 558ha と回答しているが、当該市が県に算定方法を確認し、これに基づいた値を当該市に確認したところ正確な数値は 283 ha であり、過大に評価されていた。</p> <p>なお、「U J I ターンの幹旋人数（累計）」については、当該市は算定方法が不明としており、適切に測定されたものかどうか分からないものとなっている。</p>				

2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公園・緑地に対する満足度（%）	56	60	79	○
		都市計画道路の通過時間（分）	6	5	5	○
地域コミュニティセンター年間利用者数（人/年）		8,486	12,000	15,364	○	
	道路景観に対する満足度（%）	31	36	48	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「公園・緑地に対する満足度」を設定し、入り江を埋立て公園・緑地を整備する事業を実施している。</p> <p>当該事業については、当該計画（平成 20 年度～24 年度）において、既に公有水面の埋立に関する許認可手続が終わった南側区域を整備することとし、次期計画（平成 25 年度～28 年度）で残る北側区域を整備することとしていた。</p> <p>その後、平成 21 年当初になって、北側区域も、公有水面の埋立に関する許認可を取得できることになったことから当該市は、工事の効率的執行の観点から、南北全区域を一体的に施工する計画変更（同年 3 月）を行っており、この計画変更により、当該計画で行う予定であった南側区域の上物整備（公園・緑地整備）の時期を、次期計画に先延ばししている（南北区域ともに、埋立は当該計画で、上物整備は次期計画でそれぞれ実施）。</p> <p>当該市は、予定どおり当該計画の最終年度（平成 24 年度）に事後評価を行う必要があるのかどうか、また、実施する場合の手法について県に協議した結果、公園・緑地の「完成予想図（イメージ図）」を住民に示して、本事業に対する住民のニーズ及び今後の整備計画（内容）に対する住民の満足度についてアンケート調査で把握する方法により、事後評価を行っている。</p> <p>しかしながら、このように計画当初に計画内容が大幅に変更された計画については、「完成予想図（イメージ図）」を用いて事後評価を実施しても、計画の効果を測定しているとは言えず、指標の変更について検討する余地があったと考えられる。</p> <p>なお、当該市は、事後評価の実施方法について、国土交通省（地方整備局）に相談したが、問題ないとの回答があったとしている。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交差点の渋滞長（m）	580	200	700	×
		従業者数（人）	11,800	13,300	11,509	×
居住者数（人）		21,000	21,500	24,845	○	
	「ふれあい広場」事業の参加者数（人）	1,000	2,000	2,288	○	

事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「交差点の渋滞長」を設定しているが、基準値は3月に渋滞長を測定しているのに対し、評価値は6月に渋滞長を測定しており、季節変動の影響があるにもかかわらず測定時期が統一されていない。</p> <p>当該市は、事後評価書の作成に間に合わせるため、平成23年6月に、渋滞長の評価値の測定を実施したものであり、実施時期を統一しなければならないという認識がなかったとしている。</p>				
4 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	公共施設の利用人数（人/年）	298,000	548,000	352,000 (見込み)	—
	地域への回遊人数（人/年）	3,500	16,000	3,900 (見込み)	—
	地域内におけるイベント会議開催件数（件/年）	150	250	300 (見込み)	—
事例の内容	<p>当該計画では、地域外から訪れる人の回遊性を高めたいとして、目標の達成度を測る指標の一つとして「地域への回遊人数」を設定し、測定方法は、地域内の寺院への参拝・観光人数を寺院からの聞き取りにより確認するとしている。</p> <p>しかし、当該市は、見込み値を測定する時点において、観光客を判断する方法が定義付けられておらず、観光客数の把握が困難であったとしており、そもそも適切に測定できるものとはなっていない。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑦ 効果発現要因の分析内容が事実と異なる例

1 計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	駅南線の歩行者交通量（人/日）	4,196	4,620	3,298	×
	まちづくり活動の参加人数（人/年）	240	264	190	×
	地区内における低未利用地の割合（ha）	5.7	5.1	4.6	○
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「駅南線の歩行者交通量」を設定している。</p> <p>当該市は、「駅南線の歩行者交通量」が目標未達成である要因について、当該地域からの人口流出等を理由に挙げているが、実際には下表のとおり、当該地域の人口は増加しており、原因分析が不十分なものとなっている。</p>				

		このことについて、当該市は、事業効果分析調査を委託した業者からの成果物の確認が不十分であったとしている。					
		表 当該地区の居住者数					
		(単位：人)					
		区分	平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
		居住者数	16,648	16,919	17,287	17,746	18,607
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画					
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日					
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況	
		中心市街地の小売年間販売額（億円）	816.59	869.39	709.80	×	
		中心市街地の歩行者・自転車通行量（人）	50,260	51,000	48,332	×	
		市街への観光客入込数（万人）	365	372	383	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心市街地の歩行者・自転車通行量」を設定している。</p> <p>当該計画の事後評価（最終フォローアップ）において、歩行者・自転車通行量の目標達成に寄与する主要事業であるバリアフリー化施設等整備事業（民間バス事業者の低床バス買い替え支援（購入費補助））については、低床バスの導入により 3,823 人の歩行者・自転車通行量の増加に寄与したと説明されている。</p> <p>しかし、当該市に確認したところ、計画期間中には、バリアフリー化施設等整備事業の導入実績は確認できず、当該事後評価の内容は、事実関係を十分確認しないまま記載されたものであった。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑧ 歩行者通行量について、あらかじめ予備日を設定している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		都市計画道路の通行者数(人/日)	1,027	1,283	1,292	○
		来街者数(人)	1,255	1,255	872	×
		商業年間販売額(百万円)	24,689	24,689	25,568	○
	事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「都市計画道路の通行者数」を設定している。</p> <p>当該市が設定している「都市計画道路の通行者数」の測定方法を調査し</p>				

		たところ、平日1日の歩行者数を測定することとしているが、天候による影響を考慮し、荒天の場合の予備日をあらかじめ設定している。				
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成20年7月1日～26年3月31日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心市街地における歩行者・自転車通行量(人/日)	7,000	9,000	7,476	×
	中心市街地における都市福利施設の利用者数(人/年)	77,000	93,000	117,009	○	
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心市街地における歩行者・自転車通行量」を設定している。</p> <p>当該市が設定している「中心市街地における歩行者・自転車通行量」の測定方法を調査したところ、土曜日1日の歩行者数を測定することとしているが、天候による影響を考慮し、雨天の場合の予備日をあらかじめ設定している。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑨ 歩行者通行量について、次期計画では年4回測定し、その平均値を用いることとしている例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成19年2月1日～24年3月31日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	路面電車市内線一日平均乗車人数(人)	10,016	13,000	11,476	×
	中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)(人)	24,932	32,000	27,407	×
	中心市街地の居住人口(人)	24,099	26,500	23,507	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「中心商業地区の歩行者通行量(日曜日)」を設定しており、当初各年8月(日曜日)に1日だけ測定した値を使用することとしていた。</p> <p>しかし、歩行者通行量は天候やイベントの内容に影響を受けやすいことから、より正確な実態を把握するため、次期計画では、各年3月、5月、8月及び11月の計4回測定し、その平均値を用いることとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑩ 目標値に達しなかった要因が適切に把握されていない例

1	計画区分	中心市街地活性化基本計画			
	計画期間	平成19年5月1日～25年3月31日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	歩行者通行量(人)	59,219	84,600	49,328	×

		「夜間人口」(居住人口)(人)	7,575	8,025	8,619	○
		「昼間人口」(従業者数)(人)	33,483	34,383	35,243	○
	事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している歩行者通行量は、天候等の影響を受けるなど、測定方法に注意が必要な指標である。</p> <p>事後評価では、歩行者通行量の目標値が達成しなかった主な理由として、測定日の悪天候やイベントの有無を挙げており、要因が適切に把握されていない。</p> <p>【事後評価結果】</p> <p>平成24年度の通行量調査において、基準値である59,219人を約1万人下回る結果となり、最終的に目標値を達成することはできなかった。平成23年度までは、基準値を下回ることにはなかったが、24年度の調査日は、全くイベントがなく、夕方から雷雨だったこともあり、大幅に減少した。</p>				
2	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成19年11月1日～25年3月31日				
	目標(指標)の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		居住人口(人)	12,268	12,800	12,407	×
		空き店舗数(店)	55	46	68	×
		歩行者通行量(駅周辺地区)(人)	13,732	14,400	12,428	×
		歩行者通行量(城跡周辺地区)(人)	1,715	1,800	1,884	○
		文化施設の入込み客数(人)	150,984	169,000	156,782	×
	事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している歩行者通行量は、天候等の影響を受けるなど、測定方法に注意が必要な指標である。</p> <p>当該計画では、7月下旬から8月上旬の平日2日間の平均値を評価値とする方法で評価していたところ、事後評価では目標を達成することができなかったが、当該市は、目標未達成の理由を、評価年度である平成24年度の調査日が両日とも例年よりも気温が高く、猛暑であったためとしており、要因が適切に把握されていない。</p> <p>当該市では、次期計画(中心市街地活性化基本計画(平成25年5月～30年3月))でも「歩行者通行量」を指標に設定しているが、猛暑を避けるために測定時期を10月に変更しているものの、特に予備日等を設定しているわけではないことから、依然として降雨等の天候による影響を受ける可能性がある。</p>				

	<p>なお、当該市では、予算に限りもあるため、測定日の予備日を設ける等の対応は行っていないとしている。</p> <p>【事後評価結果】</p> <p>「市民ふれあい広場整備（地域生活基盤施設）」等の一部事業は計画どおり進捗しなかったものの、「生協病院移転整備」等の他の事業はおおむね予定どおり進捗・完了した。歩行者通行量は、平成20年度以降緩やかに減少していたが、23年度には14,606人となり目標値を206人上回った。しかし、目標年度である平成24年度は猛暑の影響もあり（調査日の最高気温は37.3度）、計画期間中で最も少ない12,428人と目標値を1,972人下回る結果となった（基準値も下回った）。</p>
--	--

（注）当省の調査結果による。

表2-(3)-イ-⑪ 歩行者通行量について、目標を達成した要因が適切に把握できていない例

計画区分	都市再生整備計画																								
計画期間	平成18年4月1日～21年3月31日																								
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																				
	来街者数（人/日）	0	486	341	×																				
	歩行者数（人/日）	626	650	770	○																				
	交流人口数（観光情報センター来館者数）（人/日）	43.9	50	54.5	○																				
事例の内容	<p>当該計画の目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「歩行者数」は、平成17年3月28日に実施された「商店街交通量調査」の数値を基準値としているが、調査日の天候は雨、最高気温は13度であったことから、この気象条件が歩行者数(626人)に影響を及ぼしている可能性がある。</p> <p>また、それ以前の3年間の実績は、表1のとおり、増加傾向であったにもかかわらず、天候の影響を受けた基準値に基づき目標値が設定されているため、平成15年及び16年より低い数値となっており、目標を達成した要因が適切に把握されていない。</p> <p>表1 計画期間前の商店街交通量調査の実施結果</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成14年</th> <th>15年</th> <th>16年</th> <th>17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者数</td> <td>607</td> <td>702</td> <td>1,133</td> <td>626</td> </tr> <tr> <td>調査日</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> <td>3/26</td> </tr> <tr> <td>天候</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>晴れ</td> <td>雨</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成14年	15年	16年	17年	歩行者数	607	702	1,133	626	調査日	3/26	3/26	3/26	3/26	天候	晴れ	晴れ	晴れ	雨
区分	平成14年	15年	16年	17年																					
歩行者数	607	702	1,133	626																					
調査日	3/26	3/26	3/26	3/26																					
天候	晴れ	晴れ	晴れ	雨																					

<p>なお、計画期間開始後の商店街通行量調査の結果は、表 2 のとおりである。</p> <p>表 2 計画期間開始後の商店街交通量調査の実施結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> <th>26年</th> <th>27年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩行者数</td> <td>754</td> <td>613</td> <td>717</td> <td>770</td> <td>784</td> <td>667</td> <td>706</td> <td>560</td> <td>745</td> </tr> </tbody> </table>										区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	歩行者数	754	613	717	770	784	667	706	560	745
区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年																				
歩行者数	754	613	717	770	784	667	706	560	745																				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑫ 歩行者通行量の測定回数

(単位：計画、%)

測定回数	都市再生整備計画	中心市街地活性化 基本計画	計
1回	38 (66.7)	31 (64.6)	69 (65.7)
2回	13 (22.8)	12 (25.0)	25 (23.8)
3回	0 (0.0)	3 (6.3)	3 (2.9)
4回	0 (0.0)	2 (4.2)	2 (1.9)
その他	6 (10.5)	0 (0.0)	6 (5.7)
計	57 (100)	48 (100)	105 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、割合を示す。なお、割合は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%にならない。

表 2-(3)-イ-⑬ 歩行者通行量を 1 年に 1 回しか測定していない理由

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 21 年 3 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
目標 (指標)	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	居住人口 (人/年)	6,715	7,484	6,857	×
	歩行者通行量 (人/年)	8,394	8,400	7,395	×
	観光交流客数 (万人/年)	728	800	633	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして、「歩行者通行量」を設定しており、商工会議所が毎年 11 月最終日曜日に実施している歩行者通行量等調査の結果を活用している。</p> <p>当該市は、「歩行者通行量」を 1 年に 1 回しか測定していない理由について、歩行者通行量等調査は市が補助金を交付し商工会議所が実施しており、必要に応じて測定箇所の追加や変更等は行っているが、歩行者通行量を複数回測定するためには、新たに予算の確保が必要となり、その必要性を財政当局に説明できず、実施できていないとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑭ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）

(3) 交通環境等	
1. 指標分野	交通環境等
2. 活用の対象となるケース	<p>交通利便性、快適性の向上に加え、都市活動の活発化を図る地区において道路等の利用状況を測るために活用します。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <p>①中心市街地等における賑わいの創出等</p> <p>②観光振興、交流活動の促進等</p> <p>③交通環境の改善（歩行環境、交通利便性）</p>
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <p>①道路、駅前広場の自動車、自転車、歩行者交通量</p> <p>②民間敷地の公共的な空間（公開空地、広場等）の歩行者交通量</p> <p>計画区域内または区域に隣接する施設が対象となりますが、基本事項に記載したように、計画区域との関係が強いと認められる場合には区域外を対象とすることも可能とします。</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①道路交通センサス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表資料 <p>②都道府県、市町村による交通量調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期、不定期で実施されていることがあります。 <p>③他者保有データの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街などで定期的に歩行者交通量を計測しているケース等があり、この種の資料を活用することが考えられます。 <p>-----</p> <p>複数時点のデータを収集・計測する場合、調査時点により調査地点が異なることがあります。異なる調査地点を同一調査地点として見なす場合は、両地点の立地環境・特性を十分勘案した上で、比較・分析を行います。</p>
5. 解説	
データの収集期間	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、計測の日時、曜日等がデータに与える影響が大きいと考慮されるため、十分に留意する必要があります。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>データの性質上、市町村全体のデータを定義することが難しいため、数値目標の設定にあたって考慮する必要性は低いと考えられます。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）
過去データが収集できない場合	<p>過去のデータが取得できない場合には、事業前後、事業中のみのデータで評価を行う必要があります。このような場合、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） ・事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑮ 平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務（中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業）報告書（平成 26 年 3 月経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室）（抜粋）

表 2-(3)-イ-⑮-i 第 1 章 3-1 イギリスの例～TCM-KPI（抜粋）

⑦ 来街者数

ア 指標の概要

「来街者数」については、「中心市街地における歩行者活動（通行量）」の 1 指標を必須項目として設けている。

商業活性化のためには、まず中心市街地に人を呼び込むことが、イギリスの TCM の主要命題となっており、指標としても特に重要なものとして位置づけられている。

データの収集方法については、その実施頻度、調査日、調査時間帯、調査地点等をガイドラインにおいて示している。

■指標の概要

指標	採用	位置づけ・使われ方	データ収集方法
中心市街地における歩行者活動（通行量）	◎必須	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の行動は、中心市街地の活性化にとって非常に重要 中心市街地の全ての関係者、特に小売店や潜在投資家にとっての関心事項である TCM 計画が成功をもたらすかどうかを検討するためにも、中心市街地の来訪者数は重要な指標 	<ul style="list-style-type: none"> 特定地点や特定日時の歩行者の通行量を計測する 四半期ごとに 1 週間を抽出 1 週間のうち、日曜日、繁忙日、平常日の 3 日間を調査 1 日当たり朝・昼・夕の 3 回計測 複数地点で調査 手動計測、センサー計測

イ 指標検討上の示唆

中心市街地に人を呼び込むことの重要性については、我が国の中心市街地にとっても同様であり、「歩行者通行量」は、主要指標の 1 つとなっており、来街者数の増加は今後も引き続き、重要な指標となる。

イギリスでは、歩行者通行量の計測方法について、ガイドライン的に示しているが、我が国における計測方法は、空き店舗と同様、個々の中心市街地によって異なっている点が課題である。

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑮-ii 第 1 章 5 定量指標のまとめと考察（抜粋）

■新指標のまとめ		
分類	指標	説明
人 口	居住人口の社会増	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会において、居住人口の絶対数ではなく、中心市街地外から中心市街地内へ移転してきた社会増を指標として取り扱う ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・中心市街地面積の変更がない限りは、居住人口で比較するのと同じになる ・他都市との比較（ランキング、偏差値）をする指標として意味を持つ ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	市全体における中心市街地の人口割合	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・人口減少社会における街なか居住の推進効果を測定することができる ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	人口集中度	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化に対応した指標 ・偏差値を活用した他都市との比較をする指標 ・計算式は、（人口の偏差値＋人口密度偏差値＋人口密度増加率偏差値）÷3を標準的とし、データ制約等に応じて適宜加工 ・住民基本台帳をもとに毎年度の集計が可能
	住宅総数に占める集合住宅の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ化を住宅面から測る指標 ・中心市街地内の居住を積極的に推進する中心市街地にとって有効 ・国勢調査を用いることになるため、通常は5年に1回の指標となるが、住宅着工統計と組み合わせることにより年度ベースの補正は可能
	住宅供給戸数	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加の先行指標としての活用を想定 ・住宅着工統計、建築確認申請、固定資産台帳を活用
雇 用	従業者数（業種別）	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の産業構造の把握する指標 ・中心市街地としての機能集積状況を把握する指標 ・中心市街地における商業・サービスの顧客としての指標 ・国勢調査、経済センサスを活用、5年に1回の集計となるため、定点観測的な指標として用いることを想定
	昼間人口（昼夜間人口比率）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者数に学生等を加えた指標 ・国勢調査を活用、5年に1回の集計となるため、定点観測的な指標として用いることを想定
交 流	来街者数	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量等の指標 ・すでに主要指標の1つとなっているが、今後も引き続き重要 ・計測の仕方の統一を図り、計測頻度を増すことで、指標としての信頼性を向上させる
	街区内滞留時間	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内の滞留状況を把握し、歩行者通行量を補完 ・アンケート調査又は携帯電話の位置情報データを活用
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地へのアクセス性向上を測る指標 ・駐車場不足が課題となっている中心市街地にとって有効 ・駐車時間等をもとに、来街者の属性、来街目的の把握にも活用 ・市町村で駐車場台数等を集計している場合あり ・商店街共通駐車券事業との連携も想定
	交通分担率	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地へのアクセス性向上を測る指標 ・中心市街地への来街手段を把握 ・把握結果をもとに、改善対象とする公共交通の利用目標を設定 ・アンケート調査、公共交通運営者に対する調査

（注） 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑯ 年間商品販売額の推計精度を高めようとしたが、適当な手法が見いだせず、次期計画においては指標としないとした例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	中心市街地の小売年間販売額（億円）	816.59	869.39	709.80	×
	中心市街地の歩行者・自転車通行量（人）	50,260	51,000	48,332	×
	市街への観光客入込数（万人）	365	372	383	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「中心市街地の小売年間販売額」について、当該市は、計画作成当初は、商業統計及び経済センサスの統計結果を用いることで効果の測定が可能と判断していたが、当該統計は毎年実施されず、平成 21 年の経済センサスにおいては、小売年間販売額が調査対象とされなかった。このため、中間フォローアップの際には、16 年の商業統計を基に、中心市街地にある大型店舗のサンプル調査結果に加え、商店街に対する調査結果や観光統計結果を活用し推計することとした。</p> <p>特に、商店街に対する調査を踏まえた中小小売店の販売額については、商店街組合保有データやヒアリングなどによって、できるだけ精度を高めようと工夫したとしている。</p> <p>しかしながら、精度を上げることができず、推計数値では施策の効果の発現状況を正確に把握することができなかつたほか、リーマンショック後の経済情勢の変化や、東日本大震災の影響等、事業効果以外の影響が大きく、事業の効果測定の上では適さないと判断し、次期計画では主要指標ではなく、参考値として測定することとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑰ 過去の商業統計の結果と毎年度の市独自のアンケート調査を併用し推計しており、当該アンケート調査においては、年間商品販売額に加え、前々年度及び前年度からの増加・減少率も把握している例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 19 年 5 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	中心商店街の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（休日）（人/日）	54,252	56,000	54,411	×
	中心市街地の小売業年間商品販売額（百万円）	10,731	11,000	9,953	×
	中心市街地の居住人口（人）	3,968	4,200	4,306	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「中心市街地の小売業年間商品販売額」について、当初は、商業統計調査から測定することとしていたが、毎年度把握するため、商店街振興組合等の会員である小売業を営む店舗及び大型小売店舗に対し、市で独自にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ推計している。</p> <p>また、同アンケート調査においては、販売額の回答数が推計に十分なものにならないことに備え、前々年度及び前年度の販売額と比較した増加・減少率についても把握している（注）。</p> <p>（注）実際は、販売額の回答数が見込みどおり確保できたため、前年度からの増加・減少率のデータは推計には使用していない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑱ 過去の商業統計の調査結果を基に評価値を推計することが困難として、過去の調査結果をそのまま使用している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	商業年間販売額（百万円）	24,689	24,689	25,568	○
	来街者数（人）	1,255	1,255	872	×
	都市計画道路の通行者数（人）	1,027	1,283	1,292	○
事例の内容	<p>目標の達成度を測る指標の一つとして設定している「商業年間販売額」について、計画期間中に計画区域内からの大型店舗撤退（平成 20 年 5 月及び 22 年 1 月）という影響があったにもかかわらず、商業統計調査が平成 19 年度以降実施されていないことから、当該区域の 19 年度値を評価値として事後評価している。</p> <p>当該市は、平成 16 年度値と 19 年度値を比較すると値が増加していたが、この増加傾向から評価値を推計するのは無理があるとして、19 年度値を据え置く形で評価値としたとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑱ まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）まちづくり交付金指標活用マニュアル（抜粋）

(6) 商業活動	
1. 指標分野	商業活動
2. 活用の対象となるケース	<p>商業活動、観光活動の活発化等を狙いとする地区において、計画区域内の商業活動状況の変化を測るために活用します。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <p>①経済活動の活性化（消費向上、雇用創出等）</p> <p>②観光活動に経済効果増大（同上）</p>
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <p>①小売販売額、商業販売額等</p> <p>②商業従業者数</p> <p>③その他（来店者数、店舗数・空き店舗数等）</p>
4. 収集方法 (出典資料)	<p>①商業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町丁目、小字単位で収集できますが、一般的な集計単位ではないため、収集に手間と時間を要します。 <p>②事業所・企業統計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業統計調査と同じ。 <p>③他者保有データの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街組織が独自に来街者数、売上げ等を集計しているケースがあります。 ・また、大型商業施設等では店舗ごとにデータを集計している筈です。 ・公表の可否の問題はあるが、可能な範囲でこれらのデータ提供を依頼します。 <p>④都道府県、市町村等が実施する商圈調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数年おきに実施されている場合があります。 ・調査間隔が均等でない場合もありますが、留意した上で活用することは可能です。
5. 解説	
データの収集期間	基本事項に記載の通りとします。
市町村全体等のデータの反映	地域の動向は地区にも関係することが予想されることから、市町村全体等の動向を踏まえて数値目標を設定することが考えられる。
独自の調査、計測方法	<p>商業統計等の指定統計は、市町村が予め町丁目・小字単位に集計していないケースが少なくなく、過去の個票（調査票）を活用したデータ収集には多大な労力を要します。そのため、経年的なデータ収集の可能性を踏まえつつ、他者保有データの活用、計画区域に限定した独自調査を実施すること等が考えられます。</p> <p>来店者数、店舗数等については、独自調査による収集が比較的容易です。ただし、経年比較等を行う観点から、できるだけ既存統計等を活用することが望まれます。</p>
過去データが収集できない場合	<p>過去のデータが取得できない場合には、事業前後、事業中のみのデータで評価を行う必要があります。このような場合、過去のデータ推移との比較ができないため、以下の点に留意して評価を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定根拠に関する十分な説明（事前評価） ・事業前後のデータ推移と事業との因果関係の分析（事後評価）
新規施設の取り扱いについて	<p>大型商業施設等、データ収集対象が新規立地施設の場合、販売額、従業者数等の従前値が0となります。このような場合、施設ができれば効果が出るのは当たり前であるため、評価にあたっては工夫が必要です。</p> <p>例えば、単独施設のみを対象とするのではなく、計画区域全体または複数の施設を対象に評価を実施すること等が考えられます。</p> <p>一方、単独施設のみを対象に評価する場合には、数値目標の妥当性について適切に説明する必要があります。</p>

(注) 枠は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑳ 満足度が向上しなかった原因を分析できず、事業効果が把握できなかった例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
目標（指標）	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
の達成状況	駅施設利用者の満足度(%)	0	60	38	×
	定住人口の増加割合(%)	0	10	3	×
	交流イベント回数(回)	0	4	0	×
	浸水危険エリアの減少(%)	25	10	13	×
事例の内容	<p>当該計画では、目標の達成度を測る指標の一つとして「駅施設利用者の満足度」を設定し、目標を達成するために駅周辺を整備（区画道路、街区公園、駐輪場、公衆トイレ、河川改修等）したものの、目標が達成できなかったと評価している。</p> <p>当該市に目標が達成できなかった要因を聴取したところ、アンケート調査の回答者が当該地区の土地利用の遅れなど駅関連施設以外の不満感を駅関連施設自体の満足度を含めて回答したため目標が達成できなかったのではないかと推測はしているものの、アンケート調査において、回答理由は質問していないため、何が原因で満足度が向上しなかったのか分析できず、事業効果が把握できなかったとしている。</p> <p>なお、当該市は、国から測定・分析手法を示してほしいとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-ウ-① 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成 27 年 9 月 1 日内閣府地方創生推進室）（抜粋）

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

地方公共団体の目的に応じて、指標はどのようなものの設定が適切かについて、具体的な例は示されていない。

（注） 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-② まちづくり交付金評価の手引き（平成 20 年 8 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

表 2-(3)-ウ-②-i 第 3 部事後評価の進め方 2. 事後評価の内容 2-3 フォローアップの実施（抜粋）

2-3 フォローアップの実施

フォローアップは、次の場合に実施します。

- 数値目標の達成状況を「見込み」で評価を実施した指標について、「確定値」を計測する場合
- 交付終了後 1 年以内に達成見込み「あり」とした指標について、「確定値」を計測する場合
- 今後のまちづくり方策において「改善策」を必要とする場合

(1) フォローアップの実施時期

フォローアップは、交付終了後、目標を定量化する指標について「確定値」を計測できる適切な時期に実施して下さい。原則として交付終了の翌年度に実施することとします。

(2) フォローアップ計画と実施内容

フォローアップによって、目標を定量化する指標の「確定値」や改善策実施後の値を計測し、改めて達成状況を確認することで評価を確定させます。

フォローアップ計画は、事後評価の「(4) 今後のまちづくり方策の作成」に含まれるもので、事後評価時にあわせて検討し、事後評価シートに記入します。フォローアップの実施は、このフォローアップ計画に従うことを原則とします。

事後評価で用いた「見込み」の値と、フォローアップによって計測された「確定値」との間に大きな差がある場合は、**現在、フォローアップ報告書の提出は求められていない。** 今後のまちづくり方策に反映させます。

(3) フォローアップの公表と国への報告

フォローアップの結果は、「様式 4 まちづくり交付金 フォローアップ報告書」に記入して、適宜、公表するとともに、国に提出して下さい。

公表方法は、評価結果の公表方法に準じて下さい。

(4) 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

事後評価を実施する地区において、引き続きまちづくり交付金を活用する場合には、次期のまちづくり交付金事業は、「今後のまちづくり方策」及び「フォローアップ計画」と整合が取られていなければなりません。

すなわち、目標を定量化する指標について「確定値」をフォローアップで計測しますが、その結果によっては、次期の都市再生整備計画を適切に見直して下さい。改善策の実施については、次期の都市再生整備計画に具体的に含まれることにより、次期事業において確実に改善させます。

■ 図 3-4 次期交付金事業を行う場合の今後のまちづくり方策とフォローアップとの関係

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-②-ii まちづくり交付金指標活用マニュアル 4-2 指標別事項 (2) 集客等 (抜粋)

(2) 集客等	
1. 指標分野	集客等
2. 活用の対象となるケース	<p>人を集め、賑わい創出に活用します。また、計画区域の活性化に活用することもあります。</p> <p>主に以下のような目標を設定している計画区域での活用が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地等における賑わいの創出等 ② 観光振興、交流活動の促進等 ③ 市街地の環境、快適性の向上等
3. データ	<p>収集の対象となるデータは以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地区観光入込客数（計画区域全体）、観光スポット来訪者数（計画区域内の特定エリア）、観光施設等利用者数等（計画区域内の特定施設） ② 地区来街者数、商店街来街者数（利用者数）等（計画区域内の特定エリア、特定施設）
4. 収集方法（出典資料）	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が独自に実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は市町村によって異なります。（市町村全体、行政区域をいくつかに分割した地域ごと、主な観光地、観光施設等） ② 都道府県、観光協会等で実施している観光統計調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査単位は都道府県によって異なります。 ③ 全国統一基準の観光統計調査（※） <ul style="list-style-type: none"> ※調査が始まったばかりであり、現在のところ実用性は低いと考えられますが、今後利用していくことが考えられます。 ④ 他者保有資料の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や市町村等が保有している利用者数等のデータ <p>測定方法の具体例が示されている。</p> <p>しかし、平成 20 年に作成されたものであることから、記載内容が古いままとなっているものがある。</p>
5. 解説	<p>基本事項に記載の通りとします。</p> <p>なお、観光統計調査等は、計画時期（平成等）の影響は大きいと考えられるため、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
データの収集期間	<p>データの収集期間については、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
市町村全体等のデータの反映	<p>市町村全体等のデータの反映については、計画区域の観光統計調査等と、市町村等のデータと比較する際には、基本的に計画区域の過去の傾向から数値目標を設定します。</p>
独自の調査、計測方法	<p>統計資料等、既存のデータを活用できない場合には、市町村、市町村以外の団体が保有するデータの活用、市町村職員による実測などの方法が考えられますが、以下の点に留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年的な比較が可能である（出典、方法が同じか）。 ・一定の信頼性を確保できる（出典、方法の妥当性、計測時期）

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-②-iii 第 1 部事業評価の考え方 5. 事後評価の考え方 (抜粋)

<p>④事後評価の手続き</p> <p>1) 事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価作業前に「方法書」を作成し、国に提出します。</p> <p>2) 事後評価の結果は、第三者機関（まちづくり交付金評価委員会）による審議、住民への公表の手続きを経て、「事後評価シート」に取りまとめ、国に報告することとし、国は必要に応じて助言をすることとします。</p> <p>3) 原則として、交付終了後、毎年フォローアップを行い、国に報告することとします。なお、継続してまちづくり交付金を交付している場合は、今後のまちづくり施策は新しい都市再生整備計画に反映</p> <p>現在は「方法書」及び「事後評価シート」は国に提出することになっておらず、社会資本整備総合交付金に統合されてからの事後評価手続と異なっている。</p>
--

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-③ 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル<平成 27 年度版> (内閣府地方創生推進室) (抜粋)

<p>(3)目標指標の設定の考え方</p> <p>(a)定量的な指標の設定</p> <p>設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定してください。その際、絶対値の改善はもちろんのこと、一定地域内でのシェアの改善や過去の傾向と比較した変化率の改善等を採用することも考えられます。</p> <p>また、中心市街地にある公共公益施設・商業機能等へのアクセスのしやすさ、公共交通機関等の利用可能な公共サービス量、公共公益施設の維持管理コスト、新規出店数等の指標について、上記の居住人口等の数値目標と併せて活用することも考えられます。</p> <p>中心市街地活性化の基本方針に沿った効果を、これら数値目標の達成状況から把握する。複数の目標指標を適切に組合せることで総合的に判断することができます。</p> <p>設定した指標は、原則、毎年フォローアップを行ない、かつ、計画期間内に達成されることを前提に、毎年計測できる指標を設定してください。</p> <p>地方公共団体の目的に応じて、指標はどのようなもの設定が適切かについて、具体的な例は示されていない。</p>
--

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(3)-ウ-④ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室) (抜粋)

IV. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理します。特に、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映することが必要です(新たな基本計画の認定にあたって、内閣府はその反映状況等を確認します)。

フォローアップ報告書は、定期フォローアップと同様に、各市町村のホームページ等で公表して頂くほか、内閣府において年度毎に報告書を作成し、公表します。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果(目標指標の実績値を含む)についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査(例:経済センサス)の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1: 年度途中で計画期間が満了する場合も同様です(6月終了の場合、8月末に提出)。

※2: 年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。

(27年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ)。

※3: 3/31時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ 指標別の測定方法の留意点等について具体的に記載されていない。

最終フォローアップ報告書に最新値が確定しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です(この場合は、事前に内閣府にご相談下さい)。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、あくまで最新値の追記という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

(4) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進

勧 告	説明図表番号
<p>（適切な情報収集による計画作成、実施及び見直し）</p> <p>地域活性化3計画では、それぞれ、①地域再生基本方針において、地域の声を踏まえて、地域が自主的・自立的に取り組むこと、②都市再生基本方針において、市町村の自主性を尊重し、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮すること、③中心市街地活性化基本方針において、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を総合的かつ一体的に推進することとされており、地域の実情を踏まえた適切な情報収集を行い、それを計画の作成、実施及び見直しに反映させていくこととされている。</p>	表 2-(4)-①
<p>（地域住民等との連携）</p> <p>地域活性化3計画では、それぞれの基本方針において、計画の作成や実施に当たり、地域住民等（注）と連携を図ることとされている。</p> <p>（注）地域再生基本方針においては、「住民、NPO、企業等」が、都市再生基本方針においては、「地域団体等」と「民間をはじめとした多様な主体」が、中心市街地活性化基本方針においては、「地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等」が例示されている。</p>	表 2-(4)-②
<p>（中間評価を踏まえた計画の見直し）</p> <p>地域活性化3計画を実施するに当たっては、それぞれ、①地域再生基本方針において、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとし、目標の達成状況等についても確認するよう努めること、②「都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集」（平成22年3月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）において、モニタリングは、交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業であり、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であること、③中心市街地活性化基本方針において、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めることとされており（地域再生計画のフォローアップ、都市再生整備計画のモニタリング、中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップを総称して、以下「中間評価」という。）、中間評価の実施に努めることとされている。</p> <p>また、①地域再生基本方針において、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行うこと、②都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集において、事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等は、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であるこ</p>	表 2-(4)-③

と、③中心市街地活性化基本方針において、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行うこととされており、それぞれ、中間評価結果を踏まえ、必要な場合に計画を見直すことの重要性が示されている。

(情報の提供)

地域再生法第 36 条では、内閣総理大臣は、政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

今回、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組と位置付けられている地域住民等との連携や中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査した結果、次のとおり、適切に取り組み効果の発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果の発現がみられない計画があり、国の情報提供も不十分な状況がみられた。

ア 地域住民等との連携状況

地方公共団体における地域住民等との連携状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例がみられた。

① 地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

i) 地域住民等のニーズを適切に把握して計画に反映している例

既存施設を活用して子育て支援施設を整備する計画について、市民に対するアンケート結果を基に子育て支援施設の整備を決め、公募で選任された子育て経験のある市民等の意見を踏まえて施設の整備内容の検討を行ったもの

ii) 地域住民等からのアイデアを活用して事業を実施している例

地元の有識者から、地域のブランド品（特産品）を活用して市のイメージアップを図り観光客を誘致するというアイデアが提供されたことを受けて事業内容に反映し、計画を作成したもの

iii) 地域住民等の意見を踏まえて計画を見直している例

まちづくり条例に基づく地域住民等の提案を受けて計画を作成し、計画期間途中においても、事業の進め方等について地域住民等と検討を重ねつつ計画を進めたもの

② 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が

表 2-(4)-④-i、ii

表 2-(4)-⑤-i

表 2-(4)-⑤-ii

表 2-(4)-⑤-iii

<p>目標値に達していない例</p> <p>i) 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分な例 観光地へのアクセス道路を整備して観光客誘致を図る計画について、整備による過剰な車両進入に対する地域住民の不安の声等を受け、道路の供用が延期されていたもの</p> <p>ii) 事業実施主体となる民間事業者との事前調整が不十分な例 駐車場や空きスペースに植樹を行う事業について、駐車場事業者の協力を得られず事業が着手されていなかったもの</p>	<p>表 2-(4)-⑥-i</p> <p>表 2-(4)-⑥-ii</p>
<p>イ 中間評価等を踏まえた計画の見直し状況</p> <p>地方公共団体における中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査したところ、次のとおり、中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画を見直し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない、又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。</p> <p>① 中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例</p> <p>i) 中間評価の結果を踏まえて事業の追加・見直している例 観光客等の誘致を図る計画について、中間評価において景観満足度や歴史ガイドの活用人数が目標を達成していなかったことから、有識者等を構成員とした会議において改善方策を検討し、当該検討結果を踏まえ、当初予定していた案内標識等の整備に加え、史跡の発掘調査・復元整備等の新規事業を追加したもの</p> <p>ii) 効果の発現状況を踏まえて事業の見直している例 鉄道利用者の増加を図るため、鉄道の運行頻度を増加させる交通社会実験を行う事業について、事業期間を2期に分けて、1期の実績を踏まえて検討し、2期では1期で効果の発現が認められた区間に重点的に増発運行を行ったもの</p> <p>iii) 地域の状況を踏まえて計画を見直している例 地域の雇用創出を図る計画について、農作物等の生産・加工・流通の各工程で必要とされる人材を育成する事業を実施していたものの雇用が十分に増加しなかったことなどを踏まえて検討し、地元の大学等から提案されるアイデアを事業化・商品化につなげることが重要として、新たに地元の大学で地域資源を更に付加価値の高い製品等へ転換できるビジネスモデル等を企画できる人材を育成する事業を実施し、新商品を開発したもの</p> <p>② 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していな</p>	<p>表 2-(4)-⑦-i</p> <p>表 2-(4)-⑦-ii</p> <p>表 2-(4)-⑦-iii</p>

<p>い又は把握していたが特段の対応をしておらず、関連する指標が目標値に達していない例</p>	
<p>i) 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない例</p>	<p>表 2-(4)-⑧-i</p>
<p>歩道や運動公園等の整備を行い歩行者通行量の増加を図る計画について、計画期間途中で用地確保が困難となり歩道の改装整備事業の内容を大幅に変更するなど、事業内容に大きな変化があったものの、国土交通省のマニュアル等で中間評価の実施が義務付けられていないとして、中間評価により状況を把握せず、代替事業の追加などの対策を講じていないもの</p>	
<p>ii) 中間評価により把握した課題に対応していない例</p>	<p>表 2-(4)-⑧-ii</p>
<p>中間評価において、近隣町に大型商業施設が開業した影響により中心市街地の小売業の年間商品販売額の目標達成が困難と見込んでいたが、内閣府に中間評価結果を報告した際に同府から未達成の要因等の聴取を受けたものの、目標達成のための取組についての指導・助言は特になく、当該市も適切な対応手段がないとして、特に事業の追加や見直しを実施していないもの</p>	
<p>また、国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例が、次のとおりみられた。</p>	
<p>地域再生計画のうち、地域の雇用創出を図る実践型地域雇用創造事業並びにその前身事業である地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（これらを総称して、以下「地域雇用開発のための事業」という。）を活用する計画については、計画の作成主体である地方公共団体は、当該事業の指標として、事業の利用求職者数・利用企業数（以下「事業利用者数」という。）と就職者数・創業者数（以下「雇用創出数」という。）を設定し、毎年度、その目標の達成状況を評価して厚生労働省に提出することとされている。同省では、指標の目標の達成状況を踏まえて廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。具体的には、実践型地域雇用創造事業では、i) 事業全体の雇用創出数の達成状況が 50%未満又は 2 年連続して 90%未満の場合は翌年度の事業の委託の継続を原則不可、ii) 同 50%以上 90%未満の場合は個々の事業の雇用創出数が 90%未満かつ事業利用者数が 80%未満であれば廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。</p>	<p>表 2-(4)-⑨</p>
<p>今回、当省が調査した地域雇用開発のための事業を活用した計画の中には、計画初年度の雇用創出数が目標値の 50%未満となったことから、厚生労働省から事業の委託を取り消されている例がみられた。</p>	<p>表 2-(4)-⑩</p>

<p>ウ その他の取組</p> <p>その他、地方公共団体における計画作成、実施及び見直しに係る取組状況を調査したところ、近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、近隣市等の状況を十分把握しておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。</p> <p>① 近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例</p> <p>近隣に人口や経済規模の大きな市があり、同様の取組を実施しても成功しないとして、自市の強みである飲食産業に着目して食文化を活用した事業を実施し、指標の一つである「サービス・飲食業のシェア」が目標値に達しているもの</p> <p>② 近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例</p> <p>市町村合併の結果、市内に類似施設が多数存在する中で施設整備を行い、利用者数が目標値に達していないもの</p>	<p>表 2-(4)-⑪</p> <p>表 2-(4)-⑫</p>
<p>エ 国による事例集の情報提供等の取組</p> <p>今回、各府省が公表・配布している地域活性化3計画に係る事例集の内容や情報提供の状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しに係る取組に着目した事例が紹介されていないのがみられた。また、事例集については、各府省において別個に作成され、それぞれのウェブサイトで公表されており、総覧性に乏しいものとなっていた。</p> <p>① 地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例の掲載状況</p> <p>i) 地域再生計画に関する事例集（内閣府）</p> <p>内閣府は、「地域の元気は日本の元気－特区・地域再生事例集－」（平成 21 年 3 月）や「地域再生戦略交付金活用事例」（平成 27 年 8 月）などを作成している。しかし、これらには、取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。</p> <p>ii) 都市再生整備計画に関する事例集（国土交通省）</p> <p>国土交通省は、平成 22 年 3 月に「都市再生整備計画を活用したまちづくり事例集」を作成し、プロセス別の事例紹介として、「18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する」、「21. 交付期間中にモニタリング（中間評価）を行う」等の項目を設けて、地域住民等との連携や</p>	<p>表 2-(4)-⑬-i、ii</p> <p>表 2-(4)-⑭</p>

<p>中間評価の取組に着目した事例を紹介している。</p> <p>iii) 中心市街地活性化基本計画に関する事例集（内閣府）</p> <p>内閣府は、平成 21 年 5 月及び 24 年 6 月に「中心市街地活性化取組事例集」を作成している。このほか、毎年度、前年度に計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画の事後評価結果を取りまとめた「最終フォローアップ報告」において「好取組事例」を紹介している。しかし、これらには取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。</p> <p>② 情報提供の方法</p> <p>地域活性化 3 計画に関する事例集については、次のとおり、各府省において、それぞれ別個に作成され、それぞれ自省のウェブサイトで公表されている。</p> <p>経済産業省においては、中心市街地における商店街の再生事例等を紹介した「好きなまちで挑戦し続ける」を平成 25 年に作成し、同省のウェブサイトで公表しているほか、中心市街地活性化基本計画に係る同省の支援措置を活用した取組事例集「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをめざして～戦略補助金を活用した中心市街地活性化事例集～」を作成して、同省のウェブサイトで公表している。</p> <p>また、総務省（自治行政局）においては、地域活性化 3 計画を含む地域活性化の取組を紹介した「地域力創造優良事例集」を作成して、同省のウェブサイトで公表しているほか、地域活性化に取り組む地方公共団体自らが発信する「地域の元気創造プラットフォーム」を構築し、同省のウェブサイトで公表している。</p> <p>さらに、国土交通省においては、中心市街地の活性化を推進するまちづくり会社等の活動を紹介した「まちづくり会社等の活動事例集」や、「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」等を同省のウェブサイトで公表している。また、上記① ii) の事例集についても国土交通省のウェブサイトで公表しているものの、内閣府のウェブサイトからリンクが貼られていない。</p> <p>一方、地域再生基本方針においては、内閣府が、地域再生の成功事例を示すこととしているほか、関係府省の協力の下、地域再生に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進のためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表することとされている。内閣府では、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、構造改革特別区域計画及び総合特別区域計画に関する情報サイトとして「地域活性化総合情報サイ</p>	<p>表 2-(4)-⑮-i、ii</p> <p>表 2-(4)-⑯</p>
--	--

ト」を設置し、これらの制度や支援施策、認定された計画、好取組事例、地域活性化に関する専門家等に関する情報を提供していたが、平成 27 年 6 月に閉鎖された。その後、28 年 5 月 31 日に「地方創生総合情報サイト」として再開されたものの、上記の他省庁が作成した事例集の掲載は行われておらず、また、地域住民等との連携や中間評価の結果を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例も掲載されていない。内閣府は、今後提供する情報の充実を図っていくとしている。

【所見】

したがって、内閣府は、地方公共団体における地域活性化に係る取組について、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

i) 地域住民等との連携、ii) 中間評価結果を踏まえた計画の見直し等の地域活性化に取り組む地方公共団体の参考となる事例等を収集し、取りまとめ、その結果をウェブサイト等を活用し、一元的に公表すること。

表 2-(4)-① 適切な情報収集による計画作成、実施及び見直しに関する規定

○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、府省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に取り組む計画を支援してきたところである。

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

市町村や民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動
- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)(抜粋)

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義 (略)
2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(4)-② 地域住民等との連携に関する規定

○ 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)(抜粋)

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ① 地域再生のためのひとつづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPOや、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、地域の实情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地域の重要な政策テーマに応じて、地方公共団体との連携の下で、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援する。

○ 地域再生法(平成17年法律第24号)(抜粋)

第12条 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並び

に認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 地域再生推進法人

三 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4～11 （略）

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 （略）

2 都市再生整備計画において具体的明らかされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下視点を明らかかつ迅速実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア （略）

イ 民間のまちづくりに関する活動等と連携・協働

○ 計画・事業・運営への地域団体等の積極的な参加と民間をはじめとした多様な主体による取組の推進やアイデア・ノウハウ等の活用が図られること。また、必要に応じて、市町村による都市再生推進法人の指定や、市町村都市再生協議会を組織することにより、官民連携の取組を図ること。

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

第117条 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 市町村

二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の

規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）（抜粋）

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備

（1）市町村の推進体制の整備等

基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、連携を図ることが必要である。また、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。

なお、男女共同参画の視点も踏まえて、地域住民等の理解と参画を得ていくことが重要である。

○ 中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）（抜粋）

第15条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地

整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

- ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの
- 二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者
 - イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所
 - ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの
- 2・3 (略)
- 4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
 - 一 当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - 三 当該中心市街地をその区域に含む市町村
- 5 (略)
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-③ 中間評価を踏まえた計画の見直しに関する規定

○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1)・2) (略)

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

イ・ロ (略)

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。

a. 地方公共団体が単独

b. 複数の地方公共団体が共同

c. a.、b. のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同

なお、法第 5 条第 1 項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。法第 5 条第 4 項第 5 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 6 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる事項が記

載された地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第8号に掲げる地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県若しくは他の市町村と共同で、同項第13号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあつては、都道府県及び市町村が共同で、認定申請を行うものとする。

なお、都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

② 地域再生計画の認定申請に当たつての留意事項

イ 地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ハ～ホ (略)

4)～6) (略)

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たつては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たつては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。

ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告

を求めた場合には、その内容を公表する。

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義及び目標

（都市再生の意義）（略）

（地域の知恵を結集した中長期的な都市構想・戦略の共有）

都市再生の推進に当たっては、地域の住民、民間企業、NPO、地方公共団体等が連携し、地域が目指す都市の姿やそれを実現するための都市再生の進め方について、地域の知恵を結集して具体性の高い中長期的な都市構想・戦略を確立し、共有することが重要である。

この際、活用可能な資源、直面する課題等は、地域により様々であることを踏まえ、地域特性を踏まえた都市構想・戦略を確立する必要がある。

（都市の基本的構造の在り方）（略）

（経済活動を支える都市）（略）

（安心して快適に生活できる都市）（略）

（持続可能な経営ができる都市）（略）

（魅力ある美しい都市）（略）

（災害に強い都市）（略）

（環境負荷の小さい自然と共生した都市）（略）

2 （略）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 （略）

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下の視点を明らかにしつつ、迅速に実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

○ 得られる成果を重視し、計画に基づき実施される事業・施策についてできる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。

○ 既存施設の活用、ソフト施策との連携、民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組などを重視することにより、事業・施策の効率的実施と文化、環境、生物多様性、居住等の都市の機能の増進が図られること。

○ 構造改革特別区域、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果の発揮が図られること。

○ 将来にわたって継続的かつ一体的に都市の多様な機能を確保する施設等の維持管理が図られること。

○ 都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集（平成 22 年 3 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）

21. 交付期間中にモニタリング（中間評価）を行う

モニタリング（中間評価）は、市町村が交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業です。事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等により、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効です。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1.～5. （略）

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

（1） 認定基本計画の進捗状況の把握等

- ① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といった PDCA サイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとするとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

- ② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- ③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。
- ④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認

する。

⑤ (略)

(2) (略)

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備 (略)

2. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

中心市街地の活性化を図るため、第4章から第8章までに掲げる事業等について、総合的かつ一体的に推進し、生活空間としての中心市街地の魅力向上を図ることが重要であることから、市町村は、基本計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について基本計画に記載する。

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

基本計画の作成に当たり、市町村は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析することが必要である。

また、このニーズ等に基づき中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが必要である。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市町村は、地域の現状や地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析した上で、中心市街地の活性化を進めるために必要な第4章から第8章までに掲げる事業等を基本計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが必要である。このため、これら事業等が互いに連携して相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成段階から、当該事業者や、必要な許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-④ 地域再生に係る情報提供に関する規定
 表 2-(4)-④-i 地域再生法の一部を改正する法律案の概要 (抜粋)

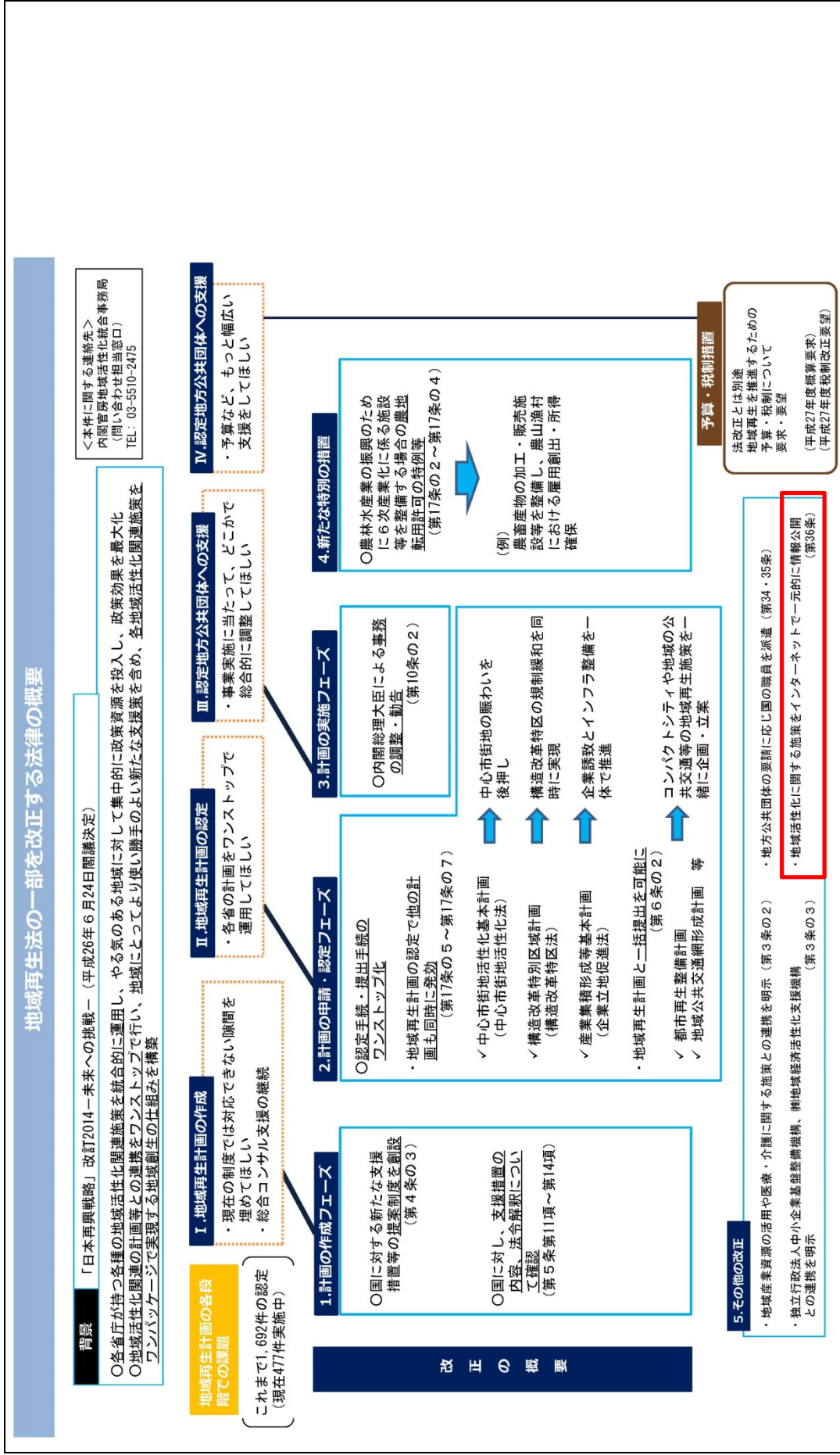


表 2-(4)-④-ii 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

第 36 条 内閣総理大臣は、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

【参考】 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

2. 「地方創生の深化」を目指す

(1)・(2) (略)

(3) 「地方創生版・三本の矢」

ローカル・アベノミクスの浸透を目指し、新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくりを進めていくため、国は「地域しごと創生会議」を開催し、具体的な事例に基づきつつ、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」など、それぞれのテーマに即した先進事例から得られる課題を検討するとともに、地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援し（「地方創生版・三本の矢」）、様々なプロジェクトの組成と、その自立化に向けた事業運営に対する的確な支援策を講じていくこととする。

3. 政策パッケージ

(1)～(3) (略)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A (略)

B 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

【施策の概要】 (略)

【主な重要業績評価指標】 (略)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
(略)

今後は、市町村の計画作成に向けた検討の進捗状況や更なる意見・要望等も踏まえて、関係施策と連携した支援施策の充実に向けた検討を更に進めていくほか、コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、以下の取組を進める。

1. 目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティ化の効果の発揮が期待され、他の参考となる市町村の取組を取り上げ、関係省庁が連携して支援し、モデルケース化する。これらの先行事例における取組内容やノウハウの収集・蓄積、情報提供等を進めることにより横展開につなげ、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-⑤ 地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

表 2-(4)-⑤-i 地域住民等のニーズを適切に把握して計画に反映している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		子育て活動支援施設の利用者数（人/日）	100	265	766	○
避難圏域における避難面積（㎡/人）		1.3	1.7	1.8	○	
	公共施設の耐震化率（%）	30	80	90	○	
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前の平成 18 年度に市民に対してアンケート調査を実施して地域のニーズを把握しており、その結果、子育てや防災についての要求が高かったことを踏まえ、子育て支援施設や防災施設を整備する都市再生整備計画を作成している。</p> <p>また、当該市では、子供と子育て家庭にやさしい、子育て支援のための拠点施設の内容について、保育及び建築関係の学識経験者、認可保育所・認可外保育施設・幼稚園といった乳幼児の保育・教育関係者、子育て支援に携わる NPO 法人やボランティアの代表、子育てサークルで活動している保護者の代表のほか、公募で選任された子育て経験のある市民の計 10 名による子育て支援総合施設整備検討委員会を設置している。</p> <p>当該検討委員会では、他市の先進施設の整備内容等を参考に、施設に必要となる機能を検討し、①親同士・子供同士の交流機能、育児に関する相談窓口、育児に関する情報展示コーナー、子供の一時預かり施設、育児ボランティアを育成・支援するための機能等を持たせることと、②財政事情等を考慮し、既存施設の活用も検討すべきこと、③医師会等との緊密な連携や利用者の利便性を考慮した開館日時の設定などについて、当該市に対して提案している。</p> <p>当該市では、当該提案を踏まえ、従来宿泊施設として利用されていた施設を活用して、子育て支援施設や防災施設を整備したほか、医師会等との連携や利用しやすい開館日時の設定等の運営を行っている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域防災力・防犯力向上についての満足度（%）	23	40	52	○
		公民館の年間利用者数（人）	20,000	24,000	26,230	○
		防災防犯活動への参加者の割合（%）	5	10	16	○
自動車交通についての不満度（%）		83	70	50	○	
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前の平成 16 年度から 18 年度にかけて、地元説明会・地区懇談会を開催し、地域住民へ事業の説明や住民からの意見聴取を行っており、この際に意見・要望の多かった、地区内の幹線道路や通学路である生活道路の整備、排水対策などを都市再生整備計画の事業として取り入れている。</p> <p>また、計画期間中も、毎年、事業の進捗状況等を地域住民に周知しながら実施している。</p>					

3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域雇用創造推進事業による雇用創出人数（人）	0	516	598	○
		雇用拡大支援事業の参加事業所数（社）	0	200	213	○
		人材育成事業への参加者数（人）	0	1,010	1,055	○
就職促進事業への参加者数（人）	0	1,010	923	×		
事例の内容	<p>当該計画は、情報関連産業、コールセンター及び観光産業の人材育成を行い地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>当該計画では、計画で実施する事業について、事前に事業者及び求職者を対象とした調査を実施している。例えば、情報関連企業に対しては、採用において重視するスキルのほか、計画している講座のカリキュラム案を示し、講座の内容は希望するスキルを充足した内容となっているか、計画している講座の受講生を採用する希望があるか（ニーズがあるか）等を確認しており、ニーズを踏まえて希望の少なかった講座のカリキュラムの見直し（よりシステム開発に特化する等）を検討している。</p> <p>また、計画期間中は官民共同の協議会において各年度の事業運営計画を作成するなど、適時関係者のニーズを踏まえて計画を見直しつつ事業を実施している。この結果、効果を上げた事業については、計画期間終了後も継続的に実施している。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑤-ii 地域住民等からのアイデアを活用して事業を実施している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域ブランドの関連企業数（社）	15	26	47	○
		年間乗船数（人）	26,879	28,000	41,803	○
	活動参加者数（人）	0	400	2,892	○	
事例の内容	<p>当該市では、公益財団法人の理事から地域資源を活用した市のイメージアップの提案を受け、イベント企画にノウハウのある NPO 法人と協働で地域ブランドを活用したイベントを開催し、当該イベントに関連して企業誘致等の事業を展開する地域再生計画を作成している。</p> <p>イベントの実施に当たっては、地域住民等からアイデアを募り、そこで出た地域資源を使ったアート作品の展示方法、場所等をイベントの運営に反映したほか、多くの地域住民等がボランティアとして参加している。</p> <p>当該市は、このような取組により市民相互のネットワークづくりや市民と企業・専門家との協働関係づくりを図ることができたとしている。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交流人口の拡大（人）	0	3,700	6,058	○
耕作放棄地の活用（㎡）	0	3,000	3,000	○		

	事例の内容	<p>当該市では、統廃合により使用しなくなる学校施設の有効活用を図る計画について、地域住民から閉校後の学校施設を行政施設等に有効活用するよう要望を受け、市民等から利活用アイデアを公募したほか、地域住民による「利活用方策地元検討会」と意見交換を行っている。</p> <p>当該市では、これら意見を踏まえ、宿泊施設を有する農林業・自然体験施設（グリーンツーリズム施設）に転用を行う地域再生計画を作成している。</p> <p>また、転用後の施設における事業内容についても、地域住民やグリーンツーリズム関係者とともに検討を重ねて、当該意見を施設運営等に反映している。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		観光地利用者数（人）	406,997	500,000	576,877	○
		路面電車利用者数（人）	25,294	30,000	43,813	○
		ロープウェイシニア割引利用者数（人）	5,234	7,000	13,431	○
地域の歴史文化交流事業参加者数（人）		390	500	527	○	
地域交流イベントの実施回数（回）	1	4	5	○		
	事例の内容	<p>当該計画は、観光客の誘致を図ることを目的とした都市再生整備計画であり、計画の作成及び実施に当たり、観光に関心のある市民、観光関係の民間事業者及び自然環境の専門家による懇談会において、観光地の活用方法・今後の方向性を検討している。</p> <p>当該市では、懇談会の検討を踏まえ、「誰でも観光地を訪れることができる」ようにすることを目的として整備することとし、シニア層や障害者に配慮し、観光施設へのアクセスについてバリアフリー化の対応を行っている。</p>				
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		観光入込客数（人）	532,000	542,000	643,837	○
		道の駅観光施設利用者数（人）	39,800	40,800	223,901	○
	公園パークゴルフ場利用者数（人）	3,500	3,800	5,300	○	
	事例の内容	<p>当該市では、市内に所在する道の駅の観光入込客は一定数あるものの、道の駅の周辺観光施設の観光入込客数が低迷しており、道の駅の観光客を他の施設にどのように誘導するかが課題となっていた。</p> <p>このような状況を踏まえ、当該市では、観光協会等の各種団体、有識者及び地域住民からなる協議会を設置して協議を行っている。</p> <p>その結果、周辺観光施設である水族館について、道の駅の建物の陰になっており、立地に問題があるとの結論に至り、水族館の移転改修等を行うこととし、また、水族館の移転改修に当たって、著名な水族館プロデューサーの知見を活用して改修することで観光客の誘致に成功している。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑤-iii 地域住民等の意見を踏まえて計画を見直している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		緑道の通行者数（人）	0	1,200	2,490	○
		公園利用者数（人）	0	810	1,220	○
市道の狭隘道路に接した住宅の割合（%）	10.9	7.0	5.9	○		
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前から、まちづくり条例を制定し、地域住民等で構成されるまちづくり協議会から当該市に対してまちづくりの提案を行える仕組みを整備しており、当該計画は、同協議会から提案されたまちづくり構想に基づき作成したものである。</p> <p>当該まちづくり構想では、狭あいな生活道路が多く、緊急車両の通行に不安があることや、小規模な公園が多くまとまった緑地が少ないこと等が当該地区の課題であるとして、その改善のため緑道及び公園の整備等を行う事業を提案しているほか、計画期間途中においても協議会において事業の進め方等について検討を重ねつつ、実施している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 7 月 4 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		食品マイスター（社会人）育成数（人）	0	20	26	○
		人材を派遣した市内事業所における新製品・新技術開発及び生産工程改善への取組（%）	0	50	62	○
		人材を派遣した市内事業所においてブランド郷土食として開発した新製品（品）	0	3	4	○
		修士（工学・食品化学コース）育成数（人）	0	15	10	×
修士（工学・食品化学コース）の市内事業所就職者数（人）	0	8	4	×		
事例の内容	<p>当該計画は、郷土食のブランド化を図るための人材を育成することを目的としたものであり、当該計画の実施に当たっては、産官学の関係者で構成する協議会を設置して、当該協議会及びその傘下の専門部会により、毎年度、事業の実施状況を評価検証している。</p> <p>また、人材養成プログラムの内容が企業のニーズと合致しているかを見極めるため、地元企業との意見交換会等により企業が求める人材に対する意見を聴取し、それらの意見を人材養成プログラムに反映している。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区の人口増加率（%）	3.16	5.0	5.11	○
駅アクセス道路の歩行者交通量・自転車交通量（人・台/日）		2,140	3,790	4,680	○	
鉄道乗降人員（人/日）	2,308	2,400	3,183	○		

	地区内通学路の歩道等整備率 (%)	38.5	41.0	41.6	○
事例の内容	<p>当該地区では、駅舎がカーブに設置されており、乗降時に車両とホームとの間に空間ができ危険であること、駅までのアクセスが不便であること等の問題があり、地域住民からの要望により、本都市再生整備計画を作成している。</p> <p>当該市では、地域住民の意見・要望等を把握して計画に反映するため、平成19年度に、地域住民や地区内の小学校、中学校及び高校を対象としてアンケート調査を実施して、駅の利用実態、駅利用上の問題点、改善要望等を把握している。</p> <p>また、平成19年5月に地域住民を構成員に含む協議会を設置しており、協議会での検討の結果、施設整備の効果を検証することが必要として、代表的な数路線を実際に整備（カラー舗装化等）して地域住民等から利用状況を把握する交通社会実験を実施している。</p> <p>これらの取組により把握したニーズを踏まえ、当初計画で予定していた大規模な交差点改良を中止し、歩行者と自転車の安全を確保するために歩車分離の整備に変更したほか、整備箇所や整備内容の変更を行っている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥ 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例

表 2-(4)-⑥-i 地域住民等からのニーズ把握や事前調整が不十分な例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		りんごの木オーナー制度の契約本数（本）	969	1,000	620	×
		高速道路インターチェンジから観光名所までの移動時間の短縮（分）	0	-15	-13	×
		市街地から観光名所までの移動時間の短縮（分）	0	-15	-8	×
		農産物直売所の客数（人）	19,000	20,000	16,320	×
		観光地の入園者数増加（人）	45,414	50,000	18,370	×
		神社参拝者数（人）	6,081	6,500	3,691	×
		体験農業の参加者数（人）	969	1,000	620	×
	事例の内容	<p>当該計画は、観光地へのアクセス道路を整備することで観光客の誘致を図ることを目的として、道整備交付金を活用して市道の整備事業等を行うものである。</p> <p>しかし、当該市では、計画で整備した道路について、公安委員会及び地域住民から地区内の生活道路への大型車両の流入に対する懸念・不安の声が挙がり一部供用が延期されたほか、観光客誘致のために実施した体験農業等の事業について、農家の高齢化・後継者不足による廃業の影響から、計画の目標達成に十分寄与できなかったとしている。</p>				

2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		駅施設利用者の満足度（%）	0	60	38	×
		定住人口の増加割合（%）	0	10	3	×
交流イベント回数（回）		0	4	0	×	
	浸水危険エリアの減少（%）	25	10	13	×	
事例の内容	<p>当該計画では、鉄道駅設置に伴い、居住環境の形成を図ることを目的として、土地区画整理事業を行うとともに、都市再生整備計画事業により駅周辺の整備を行っている。また、都市再生整備計画事業の効果促進事業として、地域住民からまちづくりリーダーを養成し、地域住民が主体となってまちづくりを推進するためのワークショップ等を実施することとしていた。</p> <p>しかし、当該市が、土地区画整理事業を実施する地区でワークショップを開催した結果、地元意見として時期尚早であるとの意見があったため1回の開催にとどまった。これは、元々住民の多い地区ではない上、同事業が未完了で新規居住の住民も少ない段階であり、地域住民によるまちづくりリーダーの養成は数の少ない既存住民から選ぶことになるなど、既存住民に負担を押し付けることになると考えられたためである。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		鉄道駅の年間乗降客（人）	2,000,000	2,100,000	1,823,540	×
地区内イベント参加者数（人）		30,000	35,000	18,904	×	
	避難地の空白地帯の解消面積比（%）	70	90	83	×	
事例の内容	<p>当該計画は、国道沿いにおける道の駅建設に併せ、当該地区への観光客等の誘致を図ることを目的に、当該施設に併設する観光交流センター等の施設や観光地周辺の市道整備等を行うものである。</p> <p>しかし、計画開始後、地権者の反対により道の駅の建設が中止されたため、観光施設の整備を中止している。</p> <p>このため、当該計画は、当初から大きく前提が変わっており、当該市では、新たに地区内の別の観光地である庭園や歩道の整備事業を追加して計画を継続しているが、新たに追加した事業についても、歩道整備に関連して整備する予定であった広場について、地権者と調整が付かず中止となっている。</p> <p>なお、当該計画は、その後、平成 23 年度から 26 年度にかけて第 2 期計画を、27 年度からは第 3 期計画を実施しているが、依然として、庭園整備や歩道整備は完了していない。</p>					
4	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				

目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	小売業年間商品販売額（億円）	872	880	806	×
	歩行者通行量（人）	326,833	350,000	275,154	×
	まちなか滞留時間（3時間以上の割合）（%）	37.4	40	30.4	×
事例の内容	<p>当該計画では、中心市街地活性化の指標の一つに、歩行者通行量の増加を図ることを掲げ、活性化に向けた取組を進めており、計画事業の一つとして、広幅員でバリアフリーの歩道を整備することで歩行者が通行しやすくする事業を実施することとし、地域住民等と意見調整を行っていた。</p> <p>しかし、計画開始後に、車線数を減らして歩道の拡幅を図る整備手法に対して市民合意が整わず、計画期間中に事業が完了できていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥-ii 事業実施主体となる民間事業者との事前調整が不十分な例

1	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心市街地における歩行者・自転車通行量（人/日）	7,000	9,000	7,476	×
	中心市街地における都市福祉施設の利用者数（人）	77,000	93,000	117,009	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、公共駐車場の整備に併せて、駐車場や空きスペースに植樹を行う事業等を行っている。</p> <p>しかし、上記事業について、駐車場の緑化整備のために駐車可能台数を減らす必要があることから駐車場事業者の合意が得られず、当該事業が着手できていない。</p> <p>また、民間の住宅供給を促進するため、空き家情報を収集し提供する事業についても、計画期間中に、空き家の把握方法や同事業に参加する事業者のメリットについて空き家情報提供を協働して実施することとなる民間事業者との調整が付かず、着手できていない。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公共施設の利用人数（人）	298,000	548,000	352,000 （見込み）	—
		地域への回遊人数（人）	3,500	16,000	3,900 （見込み）	—
	地域内におけるイベント会議開催件数（件）	150	250	300 （見込み）	—	
	事例の内容	<p>当該計画では、地域への観光客の誘致を目的として、観光客の交通手段となるレンタサイクル事業の実施を予定していたが、既に民間事業者が独自でレンタサイクル事業を実施しており、新たなレンタサイクル事業の引受先や事業用地が見付からなかったことから、当該事業を実施できていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦ 中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例

表 2-(4)-⑦-i 中間評価の結果を踏まえて事業の追加・見直している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		景観満足度（%）	37.9	60	66.2	○
		ウォークラリー参加人数（人）	85	170	210	○
	歴史ガイドの活用人数（人）	2,083	3,100	3,992	○	
事例の内容	<p>当該計画は、計画期間の中間年である平成 21 年 12 月に中間評価を実施したところ、「景観満足度」及び「歴史ガイドの活用人数」について目標値に達していなかった。</p> <p>このため、当該市では、有識者等を構成員とした会議において改善方策を検討し、目標を達成するために、当初予定していた案内標識等の整備に加え、緑地整備事業や史跡の発掘調査・復元整備等の事業を新たに追加している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業利用企業における雇入れ数（人）	0	1,278	1,457	○
		事業利用求職者数（人）	0	1,805	5,308	○
		事業利用企業数（社）	0	103	—	—
		事業利用企業における雇入れ数（人）	0	88	—	—
		事業利用求職者の地域内における就職件数（人）	0	1,022	—	—
		官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数（人）	0	800	—	—
		自治会加入率（%）	64.6	70	—	—
		地域活動への参加（%）	18.2	30	—	—
NPO 団体数（団体）		22	30	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」を活用して求職者に対する研修や経営者向けセミナー等を行い、地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）は、毎年度、事業の実施内容、その効果である事業利用求職者数及び雇用創出数（事業利用企業における雇入れ数）の状況を把握して事業を評価することとなっている。</p> <p>当該計画においても、この仕組みに基づき毎年度評価を行っており、受講者から実地研修を求める要望が多かったことを踏まえ実地研修の充実を図ったほか、講座の中で就職に直接つながる資格の取得に十分対応できなかったことを踏まえ、資格取得講座を実施するなど、事業の見直しに反映している。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦-ii 効果の発現状況を踏まえて事業の見直している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	鉄道乗客数（人）	1,017,920	1,044,000	1,111,405	○
	居住者数（人）	42,973	44,000	43,653	×
	観光客入込数（人）	32,884	39,000	32,301	×
事例の内容	<p>当該計画では、鉄道乗客数について、1,044,000 人を目標としていたところ、目標を大きく上回る 1,111,405 人の効果を上げており、次のような取組を実施している。</p> <p>当該計画の主要事業である高頻度運行社会実験について、事業の実施時期を第 1 期（平成 18 年度～19 年度）と第 2 期（平成 19 年度～22 年度）に分け、第 1 期における事業の実施効果を分析し、その結果を踏まえて第 2 期では効果の発現が認められた区間への増発運行の重点化を行っているほか、多くの利用者数が見込める地域を選定し、当該地域に臨時駅を整備している。</p> <p>また、鉄道利用促進のため実施したパーク＆ライド駐車場についても、第 1 期において駐車場の利用登録率が高くニーズはあったものの、実際の利用率は平成 19 年度の月平均で 45%と低かったことから、当該市では、この結果を踏まえて第 2 期では登録可能台数を増やしたところ、計画最終年度の平成 22 年度は 4 月から 7 月までの月平均利用率が 84%に上昇したとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦-iii 地域の状況を踏まえて計画を見直している例

1	計画区分	地域再生計画			
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～24 年 3 月 31 日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	製造品出荷額等（万円）	10,625,907	12,362,100	12,803,857	○
	就職者数（平成 18～20 年度）（人）	0	403	536	○
	就職者数（平成 21～23 年度）（人）	0	400	578	○
	コーディネーター人材育成数（人）	0	15	21	○
	プレイヤー人材育成数（人）	0	25	51	○
事例の内容	<p>当該計画は、地域の雇用創出を図ることを目的として、当初、平成 18 年度から 21 年度にかけて、地域の農作物等の生産・加工・流通に至る各工程で必要とされる人材を育成する事業を実施することとしていた。</p> <p>しかし、上記の取組を実施しているものの、新産業創出や雇用の加速的増加につながっていないため、既存の産官学連携や産業間・異業種間連携事業において提案されるアイデアを事業化・商品化につなげることが重要として、平成 19 年度に新たに、地元の畜産大学において、農畜産物やバイオマスなどの地域資源を更に付加価値の高い製品等へ転換するビジネスモデル等を企画できる人材等を育成する事業を追加している。</p> <p>また、平成 21 年度には、依然として地域の雇用環境が厳しいとして、</p>				

		地域の農作物等の生産・加工・流通に至る各工程において必要とされる人材を育成する事業等を引き続き実施している。				
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		新規企業立地件数（件）	0	7	0	×
		起業にともなう設備投資の増加（億円）	0	25	0	×
		講座実施数（回）	0	10	10	○
		講座における受講者数（人）	0	2,160	2,093	×
		新規雇用創出数（人）	0	259	285	○
	事例の内容	<p>当該計画は、地域の産業振興や地域の雇用創出を図るため、当初、地元大学の医療技術学部と高等専門学校との医工連携の成果を製品化する医療関係の民間事業者等に対して融資を行うこととしていた。</p> <p>しかし、当該市の有効求人倍率が 0.73（平成 19 年 4 月時点）と厳しい状況にある中で、介護事業、製造業、小売業等における雇用面の課題を解決し雇用を促進させる必要があるとして、これらの分野で必要とされている人材を育成する事業を追加している。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑧ 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない
又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達していない例

表 2-(4)-⑧-i 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	総合運動公園内容客数（人）	124,943	162,400	144,694	×
	中心街の通行人数（人）	221,188	243,300	135,359	×
	市民プールの利用者数（人）	0	8,000	1,280	×
	総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×
事例の内容	<p>当該計画は、「中心街の通行人数」の増加のため、歩道、運動公園等の整備事業を行うものである。</p> <p>しかし、計画期間途中に用地確保が困難となったため、「中心街の通行人数」の増加に最も関係の深い道路に歩道を整備する事業を歩道を整備しない舗装整備事業に変更している。</p> <p>この事業内容の変更により、事業効果の見込みも変わるものと考えられるが、当該市では、都市再生整備計画では、中間評価（モニタリング）は義務付けられていないことから、中間評価を実施しておらず、代替事業の追加等の対策も講じていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

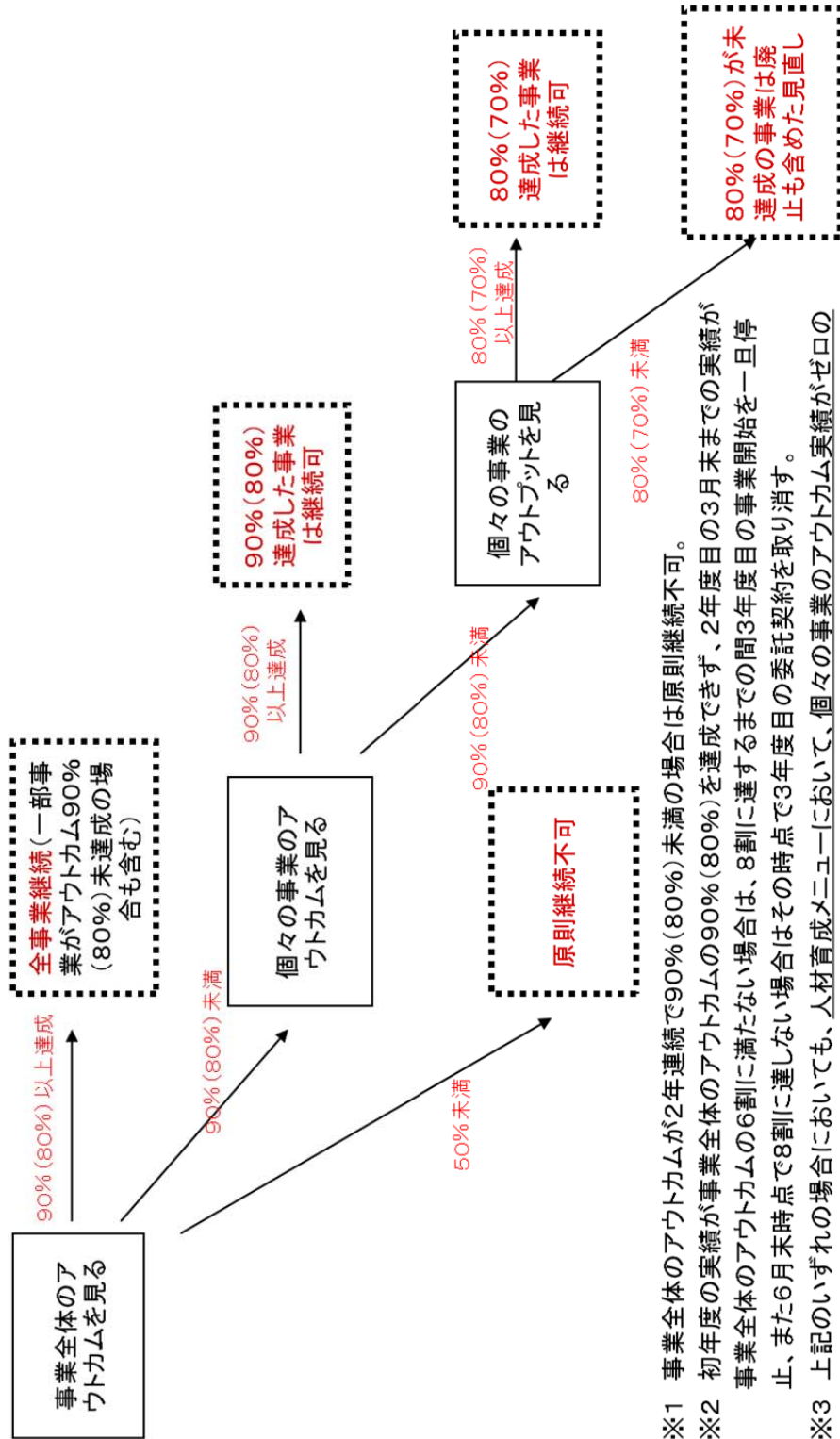
表 2-(4)-⑧-ii 中間評価により把握した課題に対応していない例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 11 月 1 日～26 年 10 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	中央商店街の歩行者通行量（千人）	170.5	195	128.3	×
	路面電車の年間乗車人数（千人）	7,287	7,400	6,866	×
	中心市街地内の観光客数（千人）	1,348	1,600	1,379	×
	小売年間商品販売額（百万円）	263,982	264,000	208,301	×
事例の内容	<p>当該計画は、計画で設定した目標がいずれも未達成となっている。</p> <p>当該市は、中間評価において、近隣町に開業した大型店舗の影響から、このままでは小売年間商品販売額の目標は達成困難であると分析していたが、適切な対応手段がないとして、特に事業の追加や見直しは実施していない。</p> <p>なお、当該計画は、中間評価の結果を内閣府に報告しているが、当該市は、同府からは、目標未達成の要因等について質問はあったものの、目標達成のための取組についての指導・助言は特段なかったとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑨ 実践型地域雇用創出事業 継続の可否の判断基準

実践型地域雇用創出事業 継続の可否の判断基準



※1 事業全体のアウトカムが2年連続で90% (80%) 未満の場合は原則継続不可。

※2 初年度の実績が事業全体のアウトカムの90% (80%) を達成できず、2年度目の3月末までの実績が事業全体のアウトカムの6割に満たない場合は、8割に達するまでの間3年度目の事業開始を一旦停止、また6月末時点で8割に達しない場合はその時点で3年度目の委託契約を取り消す。

※3 上記のいずれの場合においても、人材育成メニューにおいて、個々の事業のアウトカム実績がゼロの場合は、廃止も含めた見直しを行う。また、人材育成メニューにおいて個々の事業のアウトカム実績が2年連続でゼロの場合は、原則廃止する。

(注) 厚生労働省の資料による。

表 2-(4)-⑩ 国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 9 月 20 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		雇用創出数（人）	0	210	—	中止
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」を活用して求職者に対する研修や経営者向けセミナー等を行い、地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）では、毎年度、事業の実施状況とその効果である事業利用者数や雇用創出数を確認し、事業全体の雇用創出数が目標値の 50%に達しないなどの場合は、次年度以降の事業の委託を継続しないこととされている。</p> <p>当該計画では、計画開始後に I T 技術者養成事業に必要な機器購入等に当たって会計上のトラブルがあり、事業を適切に実施することができなかつた。当該市は、平成 19 年 12 月に中間評価を実施し、上記の現状を厚生労働省に報告し、同省から改善の指示を受けたものの、結果的に初年度実績は、雇用創出 40 人の目標値に対して 14 人であった。</p> <p>厚生労働省は、当該計画について、事業全体の雇用創出数が目標値の 50%に達しなかつたことから、平成 20 年 6 月に事業の委託の継続を取り消している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		新規雇用者数（人）	0	158	55	×
		シルバー人材活用（人）	0	20	—	—
		障害者雇用（人）	0	10	0	×
		工芸生産組合立ち上げ	—	—	—	×
		桑畑面積（㎡）	0	5,000	3,000	×
養蚕農家の育成（戸）	0	10	0	×		
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を活用して地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）では、毎年度、事業の実施状況や雇用創出数等の目標値の達成状況を評価し、事業終了時に当初の目標値に達する可能性が極めて低い場合は、事業の委託の継続を取り消すこととされている。</p> <p>当該計画は、下表のとおり、「絹織物織子育成事業」及び「手作り工芸産業事業化支援人材育成事業」を上記の支援施策を活用して実施していたところ、平成 19 年度において、事業全体の雇用創出について目標値に達</p>					

しなかったことから、実績の芳しくなかった「手作り工芸産業事業化支援人材育成事業」について、厚生労働省から事業の委託の継続を取り消されている。

表 目標（雇用創出数）の達成状況

(単位：人)

区分	平成 18 年度		19 年度		20 年度	
	絹織物織子育成事業	目標値	20	目標値	20	目標値
評価値		11	評価値	20	評価値	19
手作り工芸産業事業化支援人材育成事業	目標値	6	目標値	5	目標値	—
	評価値	4	評価値	1	評価値	—

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑪ 近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 5 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	休日歩行者通行量（人）	20,206	27,000	15,605	×
	空き店舗率（%）	21.3	15	17	×
	サービス・飲食業のシェア（%）	33.8	40	43.9	○
	居住人口（人）	12,735	14,500	14,999	○
事例の内容	<p>当該市では、当該市が所在する県は人口も多く商業も活発な市への一極集中が著しいため、そのような市と似たようなまちづくりをしては中心市街地の活性化を図ることは困難であると考え、自市の強みである食文化を活用したご当地グルメに関する事業を含めた中心市街地活性化基本計画を作成しており、指標の一つとして「サービス・飲食業のシェア」を設定している。</p> <p>当該計画では、ご当地グルメに関するイベント開催し、PR 事業等を通じて市の知名度向上を図ったほか、事業効果が一過性に終わらないよう日常的・継続的な来街者の増加を図るため、長期間を掛けて行うスタンプラリー形式のイベントも開催している。</p> <p>当該市では、この結果、取組が全国的に取り上げられ、市外から来街者を呼び込む誘因となったとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑫ 近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例

計画区分	都市再生整備計画													
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日													
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況									
	総合運動公園内容客数（人）	124,943	162,400	144,694	×									
	中心街の通行人数（人）	221,188	243,300	135,359	×									
	市民プールの利用者数（人）	0	8,000	1,280	×									
	総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×									
事例の内容	<p>当該市では、総合運動公園の拡充（多目的広場の整備）と老朽化した市民プールの建て替えを行っている。</p> <p>しかし、当該計画で指標として設定した総合運動公園や市民プールの利用者数について、いずれも目標値に達していない。</p> <p>当該市は、平成 17 年に 1 市 6 町が合併して成立した人口 12 万人超の市であり、市内には運動施設が 23 か所（うちプール 5 か所）存在しているが、目標値の設定の際にこれら近隣の類似施設の影響を考慮した様子はないが、目標値が過大であったと考えられる。</p> <p>なお、計画期間後の利用者数を確認したところ、下表のとおり、総合運動公園内の多目的広場及び市民プールともに、平成 25 年度の利用者数は、23 年度から増加していない。</p> <p style="text-align: center;">表 多目的広場と市民プールの利用者数</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 23 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td style="text-align: center;">11,935</td> <td style="text-align: center;">11,499</td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td style="text-align: center;">1,280</td> <td style="text-align: center;">1,193</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 23 年度	25 年度	多目的広場	11,935	11,499	市民プール	1,280	1,193
区分	平成 23 年度	25 年度												
多目的広場	11,935	11,499												
市民プール	1,280	1,193												

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑬ 地域再生計画に関する事例集

表 2-(4)-⑬-i 「地域の元気は日本の元気—特区・地域再生 事例集—」(平成 21 年 3 月内閣府)(抜粋)

目次 抜粋	<p>目次</p> <p>I 特区・地域再生を組み合わせた事例 (略)</p> <p>II 代表的な特区の事例 (略)</p> <p>III 代表的な地域再生の事例</p> <p>代表的な地域再生の事例 (日本地図上の位置)</p> <p>代表的な地域再生の事例 (全 19 例)</p> <p>地域のつながり再生関係</p> <p>北海道西興部村 (西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」) 7 2</p> <p>東京都豊島区 (文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画) 7 4</p> <p>愛知県安城市 (地域情報の共有で安全、安心なまちづくり) 7 6</p> <p>地域の知の拠点再生関係</p> <p>山形県 (「食農もがみ」食と農ブランド形成計画) 7 8</p> <p>岐阜県、大垣市 (金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想) 8 0</p> <p>静岡県、浜松市 (知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画) 8 2</p> <p>京都府、大阪府、奈良県 (けいはんな学研都市知的再生計画) 8 4</p> <p>愛媛県松山市 (健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生) 8 6</p> <p>地域の雇用再生関係</p> <p>北海道倶知安町 (国際リゾート都市“くっちゃん”の確立) 8 8</p> <p>京都府和束町 (行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生) 9 0</p> <p>島根県大田市 (輝き再び石見銀山計画 (地域資源を活用した産業・観光再生計画)) 9 2</p> <p>熊本県荒尾市 (地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大) 9 4</p> <p>沖縄県うるま市 (うるま市振興 QOL プロジェクト) 9 6</p> <p>道整備交付金・汚水処理施設整備交付金関係</p> <p>福井県、勝山市 (ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画) 9 8</p> <p>道整備交付金・転用関係</p> <p>福岡県、黒木町 (黒木町「環境共生の里づくり」再生計画) 1 0 0</p> <p>熊本県、山都町 (潤い、文楽、そよ風でづるまちづくり計画) 1 0 2</p> <p>汚水処理施設整備交付金関係</p> <p>石川県七尾市 (「でか山のまち・ななお」の再生計画) 1 0 4</p> <p>港整備交付金関係</p> <p>愛媛県、八幡浜市 (“みなとまち八幡浜”再生計画) 1 0 6</p> <p>その他</p> <p>神奈川県横浜市 (横浜型企業誘致・産業立地促進計画) 1 0 8</p>
----------	--

地域再生計画の支援措置のグループ別に事例を紹介している。

事例
抜粋

[金型技術・技能の伝承により世界に誇れる「ものづくり」拠点を形成]

金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想（岐阜県、大垣市）

背景

- 大垣市を中心とした地域は、ものづくり産業が集積しており、この基盤を「金型」「精密加工」など高度な技術が支えている。
- 金型産業界には、技術の継承について強い危機感があり、人材の育成が喫緊の課題である。
- 「大垣市産業活性化アクションプラン」（平成 16 年 3 月策定）に、「人材育成」を産業活性化の柱の一つに掲げている。

経緯及び効果

- 地域の教育機関、金型産業界、行政機関がそれぞれの役割を果たしつつ、企業が求める次世代金型人材を育成し、地域の金型関連企業への人材を確保し定着させる仕組みを構築する。
- 平成 18 年 7 月 1 日に岐阜大学に設置された「金型創成技術研究センター」において、金型技術に特化した教育システムを構築し、創造的かつ意欲ある若手技術者を養成・輩出する。

平成 20 年度までの実績：養成人数 91 人、定着人数 14 人

- 企業の競争力強化（従業者一人あたりの付加価値額向上）を通じて、地域経済の活性化と地域再生を図る。

現役社会人対象の金型技術実力アップ講座 平成 20 年度までの受講者数：10 人

【マスコミのとりあげ】

新聞：平成 18 年度 4 件、平成 19 年度 14 件、平成 20 年度 7 件

今後の予定等

- 岐阜大学が、「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムで、養成目標人数としている 4 年目で 33 人、5 年目で 38 人の中から、大垣市を中心とした地域の金型関連企業への定着を目指す。
- 指標の一つとして、大垣市における一般器械器具製造業の従業者一人あたりの付加価値額を、平成 16 年を基準として平成 25 年に 1.2 倍を目指す。
- 大垣市では、商工会議所と連携し現役社会人を対象に金型技術実力アップ講座を開催し、技術者のスキルアップの取組を進めていく。



概要

本事例集では、地域再生計画の支援措置のグループ別に事例を紹介している。この事例の記載をみると、地域住民等との連携や中間評価の取組について触れている事例も一部あるものの、それらに着目して事例を整理しているものではない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑬- ii 「地域再生戦略交付金活用事例」(平成 27 年 8 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	目次なし
事例 抜粋	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> 【北海道当麻町】木育の推進と林業の活性化による雇用・定住促進 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">地域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少・雇用確保 ○ 基幹産業である林業の衰退 </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">事業概要</p> <p>森林施業作業路網の整備、町産材を活用した新築住宅建築の支援を行い林業の活性化による雇用の確保を図りながら、町産材を活用した木育拠点施設の整備を行い、子どもの頃から地元への愛着を持つことによって定住の促進を図る。(交付決定額：265百万円)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">KPI (業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木育推進拠点施設雇用人数 2人 (H27) ⇒15人 (H29) ○木育推進拠点施設年間利用者数 600人 (H27) ⇒8,000人 (H29) </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">事業イメージ図</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p>北海道</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; width: fit-content;"> 人口：6,960人 (H25) </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">政策間連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農水省・林野庁事業との連携 ○地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)と戦略交付金の連携 </div> </div> </div> </div>
概要	<p>本事例集は、地域再生計画と連動した支援措置のうち地域再生戦略交付金の活用事例を取りまとめたものであり、地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して整理しているものではない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑭ 「都市再生整備計画に関する事例集」(平成 22 年 3 月国土交通省)
(抜粋)

目次 抜粋	目 次
	この事例集について 1
	第 1 部 “こんなことに都市再生整備計画が活用できる”
	~まちづくりのテーマ別 取り組み事例 5
	1) 住んでいる人の利便性を増進するまちづくり
	01. 中心市街地を再生する 6
	02. 大規模未利用地を核に中心市街地を再生する 10
	03. 面的開発と一体的に新しいまちをつくる 16
	04. 地域のコミュニティ拠点をつくる 18
	05. 高齢者福祉や子育てを支援する 20
	06. バリアフリーが整備されたまちをつくる 22
	07. 山村などの過疎地の暮らしを守る 24
	08. 安心して暮らせる防災まちづくりを進める 26
	09. 公共交通により住民の足を確保する 28
	10. 環境にやさしいまちをつくる 30
	11. 自然災害の被災から復興する 32
	2) 交流を拡大するまちづくり
	12. 観光交流を拡大させる 36
	13. 歴史的なまちなみを活かす 38
	14. 景観まちづくりを進める 42
	15. 地域の産業・特産品を活用する 46
	3) 事業の推進を助けるまちづくり
	16. 関連事業と一体となって周辺整備を行う 50
	17. ユニークな事業でまちづくりにアクセントを加える 50
	第 2 部 “こうすると都市再生整備計画を上手に活用できる”
	~まちづくりのプロセス別 取り組み事例 59
	18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する 60
	19. 事業の推進に住民と協働する 62
	20. 庁内で連携して事業調整を行う 64
	21. 交付期間中にモニタリング(中間評価)を行う 66
	22. 事後評価を円滑に実施し、住民にわかりやすく説明する 68
	23. 交付終了後も住民主導のまちづくりを継続する 70
	24. 第一期のまちづくりの成果を活かして次期のまちづくりを推進する 72
	参考資料：都市再生整備計画とまちづくり交付金制度の概要 75

まちづくりのテーマごとに事例を紹介している。

プロセス別に事例を紹介している。地域住民等との連携や中間評価にも着目して事例を紹介している。

18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する

地域住民等との連携に着目して事例を紹介している。

都市再生整備計画の作成段階において、住民やNPO、観光協会、商
り、アンケート調査を実施することにより、まちづくりに住民のアイ
を招き入れていきます。

事例 住民のまちづくり構想を都市再生整備計画に活かす
福島県福島市「飯坂地区」(平成 18-22 年度)

- 地区内の一部である湯沢地区から始まった景観協定の締結や街なみ環境整備事業などのまちづくり活動は、飯坂地区全体の再生を見据えた地域づくり懇談会へと発展しました。
- 懇談会は、県や市がオブザーバとして参加していますが、活動は町内会、観光協会、商工会などの地元主導で行われ、平成 17 年 7 月、まちづくりの提案書が懇談会より提出されました。
- この提案書がベースとなって都市再生整備計画が策定されました。

(中略)

21. 交付期間中にモニタリング(中間評価)を行う

中間評価に着目して事例を紹介している。

モニタリング(中間評価)は、市町村が交付期間中に、事業の進捗状況や
その後の事業の進め方に資するために行う点検作業です。事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画
の修正等により、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効です。

事例 モニタリング結果をホームページで公表
沖縄県浦添市「仲間地区」(平成 19-23 年度)

- 浦添市では、交付期間中の仲間地区について、中間年度にあたる平成 21 年度にモニタリング(中
間評価)を実施しました。
- その結果を市のホームページで積極的に公表し、住民の意見を募集しています。

(中略)

§ モニタリングの実施方法

- これまで事後評価を行った地区の事後評価シートを見ると、多くの地区でモニタリングを実施したことが報告されています。大きく分けると次の3点のような取り組みを行っています。
 - ① 交付期間中に実際に指標を計測し、目標の達成見込みを確認する。
 - ② 庁内の関係各課と協議し、事業の進捗状況を確認する。
 - ③ 地域住民や事業者等の関係者とワークショップや懇談会を開催し、これまでに実施してきた事業について評価を行いながら、今後の事業について話し合う。
- モニタリングの結果を受けて、指標や数値目標の見直し、事業の追加や削除など、都市再生整備計画の適切な修正が行われた地区では、まちづくり効果を確実にあげています。
- 特に指標については、市町村の統計書など経年データがあり、かつ、毎年度把握するようなデータを用いると確実にモニタリングを実施することができます。

本事例集では、プロセス別に事例を整理しており、その中で地域住民等との連携や
中間評価に着目して事例を紹介している。

(注) 1 当省の調査結果による。
2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑮ 中心市街地活性化基本計画に関する事例集

表 2-(4)-⑮- i 「中心市街地活性化取組事例集」(平成 21 年 5 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	目 次																																																																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 市街地の整備・改善のために取り組む事例 </div>																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="9">事業の種類</th> <th rowspan="2">頁</th> </tr> <tr> <th>地域資源・地域特性活用</th> <th>市街地再開発</th> <th>移転跡地・遊休地活用</th> <th>空き店舗・空きビル活用</th> <th>学校・文化施設整備</th> <th>病院・医療機関整備</th> <th>交通利便性・回遊性向上</th> <th>コミュニティ形成</th> <th>助成・統制支援施策</th> <th>その他(イベント等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小樽市</td> <td>「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>三沢市</td> <td>中央町地区都市再生土地区画整理事業</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>										市町村名	事業名	事業の種類									頁	地域資源・地域特性活用	市街地再開発	移転跡地・遊休地活用	空き店舗・空きビル活用	学校・文化施設整備	病院・医療機関整備	交通利便性・回遊性向上	コミュニティ形成	助成・統制支援施策	その他(イベント等)	小樽市	「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用	○									○	3	三沢市	中央町地区都市再生土地区画整理事業	○										3								
	市町村名	事業名	事業の種類										頁																																																					
			地域資源・地域特性活用	市街地再開発	移転跡地・遊休地活用	空き店舗・空きビル活用	学校・文化施設整備	病院・医療機関整備	交通利便性・回遊性向上	コミュニティ形成	助成・統制支援施策	その他(イベント等)																																																						
小樽市	「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用	○									○	3																																																						
三沢市	中央町地区都市再生土地区画整理事業	○										3																																																						
(中略)																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都市福利施設の整備に取り組む事例 </div>																																																																		
(中略)																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 街なか居住の推進に取り組む事例 </div>																																																																		
(中略)																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 商業の活性化に取り組む事例 </div>																																																																		
(中略)																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 公共交通活性化等の一体的な推進に取り組む事例 </div>																																																																		
事例 抜粋	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>地方公共団体名</td> <td colspan="10">岩見沢市(北海道)</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td colspan="10">商業活性化</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="10">(株)ZAWA. Com</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>ラルズ跡地活用事業</td> <td>事業期間</td> <td colspan="8">H21~H22</td> </tr> <tr> <td>支援措置名</td> <td>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業</td> <td>支援期間</td> <td colspan="8">H21~H22</td> </tr> </table>											地方公共団体名	岩見沢市(北海道)										分類	商業活性化										実施主体	(株)ZAWA. Com										事業名	ラルズ跡地活用事業	事業期間	H21~H22								支援措置名	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業	支援期間	H21~H22							
	地方公共団体名	岩見沢市(北海道)																																																																
分類	商業活性化																																																																	
実施主体	(株)ZAWA. Com																																																																	
事業名	ラルズ跡地活用事業	事業期間	H21~H22																																																															
支援措置名	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業	支援期間	H21~H22																																																															
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大規模店舗ラルズの跡地を活用して、共同店舗、駐車場、無料休憩所、交流スペース、ユニバーサルトイレを整備し、また百餅やぐらを設置する。 ➢ 広場(ぶらっとパーク)において、商店街や学生、<u>NPOなどと連携してイベントを定期的に関催</u>。駐車場は車止めの取り外しが可能で、いつでもイベントの開催ができる広場として活用できるよう整備を行う。 ➢ 岩見沢の代表的なお祭りである百餅まつりで使用していた百餅やぐらを常設することによって、市民だけでなく観光客の集客も回る。 </div>																																																																		
連絡先: 経済部 商工観光課 Tel: 0126-23-4111(内274)																																																																		

事業の種類ごとに事例を紹介している。

概要	<p>本事例集は、中心市街地活性化基本計画の中の個別の事業の紹介となっており、主に事業概要を記載している。</p> <p>上記の事例では、NPOと連携して事業を実施している旨に触れており、事業概要の説明の中で地域住民等との連携や中間評価の取組に触れている事例も一部あるものの、それらに着目して整理したものではない。</p>
----	---

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑮-ii 「中心市街地活性化基本計画平成 25 年度最終フォローアップ報告」
 (平成 26 年 8 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>
	<ul style="list-style-type: none"> ● I. 中心市街地活性化基本計画 最終フォローアップの概要 …… 1 ページ ● II. 目標指標分野別分析結果の概要 …… 2 ページ <ul style="list-style-type: none"> (1)集計結果 (2)取組の進捗状況 (3)目標達成の状況 (4)基準値からの改善状況及び目標達成状況 ● III. 中心市街地活性化テーマ別分析結果の概要 …… 7 ページ <ul style="list-style-type: none"> (1)集計結果 (2)取組の進捗状況 (3)目標達成の状況 (4)基準値からの改善状況及び目標達成状況 ● IV. 計画期間終了後の中心市街地の状況 …… ページ <ul style="list-style-type: none"> (1)進捗・完了状況及び活性化状況について (2)中心市街地活性化協議会の意見について (3)市民からの評価、市民意識の変化について ● V. 取組の進捗状況及び目標を達成した好調な事例 …… 12 ページ ● VI. 取組の進捗状況及び目標達成見通しに関する各市からの報告 …… 14 ページ



毎年度、最終フォローアップ報告書を公表したもののの中から好事例を紹介している。

● V. 取組の進捗状況及び目標を達成した好調な事例

事例
抜粋

② 空き店舗率の低下に繋がっている事例

計画で設定した指標とその目標値及び評価値を記載している。

市町村名	弘前市（青森県）【平成20年7月9日認定】			
計画期間	平成20年7月～平成26年3月			
目標指標	中心商店街空き店舗率			
基準値	13.7% (平成18年)	実績値	8.5% (平成25年)	目標値 8.5% (平成25年)
取組概要	<p>○計画区域内の空き店舗に新たに小売・サービス業の店舗を出店する事業者に対し店舗改修費等の補助を実施し、空き店舗の利活用の促進を図った。</p> <p>○商店街振興組合等と連携し、空き店舗情報を収集してポータルサイトを活用した情報提供を行い、情報の集約や地権者と利用・取得希望者のマッチングの支援や、専門家を活用した空き店舗への魅力ある業種・業態の誘致、県の融資を活用して開業する者に対して、市が保証料や利子の一部を補助する支援を実施した。</p> <p>○上記施策を中心市街地活性化協議会や関係各団体と密に連携しながら一体的に推進した結果、中心市街地の空き店舗率は大幅に改善され、中心市街地の賑わい創出に繋がった。</p>			
	 <p><空き店舗を活用して開業した飲食店></p>		 <p><中心商店街の様子></p>	

概要

本事例集は、中心市街地活性化基本計画の取組内容を記載するとともに、その効果として、計画で設定した指標とその評価値等を紹介する内容となっている。しかし、上記の事例のように、商店街振興組合等との連携について言及しているものも一部あるが、地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して事例を紹介しているものではない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑯ 地域活性化に関する事例集一覧

事例集の名称	関係する計画	作成日	作成府省
地域の元気は日本の元気－特区・地域再生事例集－	地域再生計画	平成 21 年 3 月	内閣府
地域再生戦略交付金活用事例	地域再生計画	平成 27 年 8 月	内閣府
地域再生計画を活用した新たな取組～農村地域・中山間地域等における好事例の紹介～	地域再生計画	平成 27 年 12 月	内閣府
都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集	都市再生整備計画	平成 22 年 3 月	国土交通省
まち交大賞受賞地区紹介	都市再生整備計画	平成 17 年度～	国土交通省
中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ報告	中心市街地活性化基本計画	平成 23 年度～26 年度	内閣府
中心市街地活性化取組事例集	中心市街地活性化基本計画	第 1 版:平成 21 年 5 月 29 日 第 2 期認定分:平成 24 年 6 月 29 日	内閣府
コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをめざして～戦略補助金を活用した中心市街地活性化事例集～	中心市街地活性化基本計画	平成 23 年 1 月	経済産業省
まちづくり会社がまちを動かす!～事例から学ぶ 5 つのポイント～	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	経済産業省
好きなまちで挑戦し続ける	中心市街地活性化基本計画	平成 25 年	経済産業省
まちづくり会社等の活動事例集	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	国土交通省
中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	国土交通省
地域力創造優良事例集	地域活性化 3 計画等	平成 20 年度～22 年度	総務省
地域政策の動向調査	地域活性化 3 計画等	昭和 51 年～	総務省
地域の元気創造プラットフォーム	地域活性化 3 計画等	平成 26 年度～	総務省

(注) 当省の調査結果による。

(5) 計画期間中に発現した効果を持続させていく取組の推進

勸 告	説明図表番号
<p>ア 計画期間終了後の効果測定の実施状況</p> <p>計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために設定した指標の値の推移を継続的に測定（以下「継続的な効果測定」という。）しているか調査したところ、継続的な効果測定を実施しているものは291計画のうち71計画（24.4%）、実施していないものは99計画（34.0%）であった。このほか、都市再生整備計画において、評価を確定させるために計画期間終了後に効果測定を実施していると回答があったものが121計画（41.6%）あった。</p> <p>継続的な効果測定を実施している主な理由は次のとおりであった。</p> <p>① 同様の目的を有する次期計画を実施中であり、当該次期計画の中間評価・事後評価を行うことが前計画の継続的な効果測定になっているとするもの（44計画）</p> <p>② 引き続き市街地活性化に取り組んでいくために必要な情報であるとするもの（2計画）</p> <p>③ 事後評価の際に1回だけ測定するのみであれば、そこで認められた効果が一時的なものか検証できないためとするもの（2計画）</p> <p>④ その他、市の総合計画の指標として継続的に把握している、今後の参考となる可能性もあるため各年のデータを把握しているとするもの等（23計画）</p> <p>一方、継続的な効果測定を実施していない主な理由は次のとおりであった。</p> <p>① 事後評価を実施した際に各指標の目標値を上回る結果が得られたことから、継続的に効果測定する必要性を感じなかったなどとするもの（9計画）</p> <p>② 継続的な効果測定について、国のマニュアル等で実施や報告が求められていないとするもの（8計画）</p> <p>③ 計画期間終了後も継続的に効果を測定していきたいが、近い時期に事業を実施する予定がなければ、継続的な効果測定に係る所要の予算配賦について財政当局の理解が得られない、継続的な効果測定に取り組む時間がないなど、コスト・事務負担に関するもの（6計画）</p> <p>④ ハード整備事業の効果について、どの時点で効果測定・評価を行うか、単年度の実績で評価を行うか、複数年度の実績で評価を行うかなど、実施時期、手順等が国のマニュアル等で明確になっていないとするもの（1計画）</p> <p>⑤ 継続的な効果測定を実施していない理由は不明とするもの（42計画）</p> <p>⑥ その他、次期計画に基づき新しい事業が展開されていることから行っ</p>	<p>表 2-(5)-①</p> <p>表 2-(5)-②</p> <p>表 2-(5)-③</p>

<p>ていない、継続して推移を把握していくような指標ではないとするもの等（33 計画）</p>	
<p>イ 一定期間経過後の施設利用者数等</p> <p>今回調査対象とした計画以前に公費を投入し整備されたものも含めて複合施設等の利用者数の推移等を調査したところ、一定期間経過後に施設利用者数が大幅に減少しているものが3事例みられた。</p> <p>これらの市では、いずれも施設利用者数等の効果の発現状況を継続的に把握し、その結果を踏まえて対策を講ずることにより、利用者数の減少に歯止めをかける努力をしており、中には一時的に利用者数の減少がみられた商業施設について、市が対策を講じた後に、利用者数が増加している例もみられた。</p>	<p>表 2-(5)-④</p>
<p>ウ 関係府省の対応等</p> <p>内閣府及び国土交通省は、地方公共団体に対し継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。</p> <p>なお、国土交通省は、事業完了後から継続的に中長期にわたり得られる効果（ストック効果）に着目した情報収集をし、研修等を活用して地方公共団体に情報提供を行っている。収集した事例の中には、平成 20 年度までに整備した事業の効果を継続的に測定し、新たな課題（観光客数の維持、向上等）に対応するため、新たな都市再生整備計画を作成・実施している例など、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している事例等、計画で発現した効果を持続させるための取組を収集・分析し、地方公共団体の参考となる取組事例等を紹介するなど、情報提供の充実に努めること。</p>	<p>表 2-(5)-⑤～ 表 2-(5)-⑨- i、ii 表 2-(5)-⑩</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、内閣府及び国土交通省は、継続的な効果測定やその結果を踏まえた対策の実施等、計画期間中に発現した効果を持続させていく取組を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>地方公共団体に対し、計画期間終了後も効果を持続させていくことの重要性を示すとともに、継続的な効果測定の実施状況、計画期間終了後の対策や効果が持続している事例等、計画で発現した効果を持続させるための取組を収集・分析し、地方公共団体の参考となる取組事例等を紹介するなど、情報提供の充実に努めること。</p>	

表 2-(5)-① 計画期間終了後の継続的な効果測定の実施状況

(単位：計画、%)

区 分	地域再生計画	都市再生整備 計画	中心市街地活 性化基本計画	計
実施しているもの	13 (17.1)	18 (10.5)	40 (90.9)	71 (24.4)
うち次期計画等で 実施	4	7	33	44
未実施のもの	63 (82.9)	32 (18.7)	4 (9.1)	99 (34.0)
確定値を測定するた めに実施(注2)	—	121 (70.8)	—	121 (41.6)
合 計	76 (100)	171 (100)	44 (100)	291 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都市再生整備計画については、数値目標の達成状況の検証に見込みの値を用いた場合や、数値目標が達成できなかったために改善策を実施した場合に、適切な時期（原則、交付終了の翌年度）に改めて達成状況を確認し、評価を確定させるためのフォローアップを実施することとされている。しかし、当該フォローアップは、把握できなかったデータを捕捉する性格のものであり、計画で発現した効果が持続しているか把握するために測定するものとは異なる。

3 () 内は割合を示す。

表 2-(5)-② 計画期間終了後の継続的な効果測定を実施している主な理由

区 分	主 な 理 由	件数
同様の目的を有する 次期計画において取 り組んでいるため	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画において、前計画と同じ指標を設定し、計画実施による効果を把握することとしているため。 現在実施中の計画において、開始から3年経過後にモニタリングを実施する予定であり、このモニタリングが前計画のフォローアップも兼ねることになる。 	44
次期計画はないが、 引き続き市街地活性 化に取り組んでいく ために必要な情報で あるため	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の終了後、次期計画等を作成する予定はないが、市民アンケートの調査結果や協議会の意見を踏まえるとともに、これまで培ったソフト事業の継続や港湾エリアの再開発、商業施設跡地の再活用等、官民協働により引き続き市街地活性化に取り組んでいくため。 本計画の終了後、市独自の「中心市街地まちづくり推進プラン」を実施しているため。 	2
事後評価において把 握した数値が一時的 なものなのか検証す るため	<ul style="list-style-type: none"> 今後取り組むべき課題等の内容については事後評価・フォローアップ時と変わっておらず、活性化度合いを測る物差しになるものと考えている。事後評価が正しかったのかということを確認する意味が大きい。 事後評価において把握した数値が一時的なものなのか検証することが望ましいと判断した。 	2

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の総合計画の指標として継続的に把握している。 ・ 本計画で設定した指標については、今後の参考となる可能性もあるため、計画期間終了後も各年のデータを把握している。 ・ フォローアップ評価という形では行っていないが、必要があれば対策を講ずるため、施設の利用状況は随時把握している。 	23
-----	---	----

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-③ 計画期間終了後の継続的な効果測定をしていない主な理由

区 分	主 な 理 由	件数
事後評価を実施した際に各指標の目標値を上回る結果が得られたため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価において目標値を上回る結果を得ることができ、フォローアップの必要性がなかったため。 ・ 計画期間内に事業も完了しており、計画に記載した目標は達成しているため。 	9
国のマニュアル等で実施や報告が求められていないため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後評価後のフォローアップについて、国のマニュアル等で実施することが定められていないため。 ・ 国のマニュアルで計画期間終了後における効果測定結果の報告等が求められていないため。 	8
コスト・事務負担に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間終了後も継続的に効果を測定していきたいが、近い時期に事業を実施する予定がなければ、そのような取組に係る所要の予算配賦について財政当局の理解が得られない。 ・ 新たに事業を実施していることから、過去の事業のフォローアップに割く時間がないため。 ・ 業務多忙のため、実施に至っていない。 	6
実施時期、手順等が国のマニュアル等で明確になっていないため	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード整備事業の効果について、どの時点で効果測定・評価を行うか、単年度の実績で評価を行うか、複数年度の実績で評価を行うかなど、実施時期、手順等がマニュアル等で明確になっていないため。 	1
不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に効果測定を行っていない理由は不明である。 	42
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間終了後のフォローアップは可能であるが、事業が終了してから相当期間経過した後の数値は本事業の効果かどうかの判断が難しいこと、次期計画に基づき新しい事業が展開されていることから行っていない。 ・ 設定した指標は継続して把握していくような指標ではないため。 	33

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-④ 施設を整備したものの、一定期間経過後に施設利用者数が大幅に減少している例

1	事例の内容	<p>市街地再開発により、今回調査対象とした中心市街地活性化基本計画の計画区域内に中心市街地の集客拠点として飲食店や市立図書館等の複合施設が平成 13 年 1 月に整備されている。</p> <p>当該複合施設の来館者数を調査したところ、下表のとおり、平成 19 年度には 619 万人に達していたものの、25 年度には 433 万人まで減少している。</p> <p>表 来館者数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="432 656 1394 757"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 13 年度</th> <th>16 年度</th> <th>19 年度</th> <th>22 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来館者数</td> <td>4,998,782</td> <td>5,941,422</td> <td>6,190,584</td> <td>5,156,102</td> <td>4,334,227</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当該市では、当該複合施設は中心市街地活性化の核的施設であることから、当該施設の公的施設部分の利用率・利便性の向上、空き区画の積極的な活用などの支援策を講ずることにより、集客力向上を図ることとしている。</p>	区分	平成 13 年度	16 年度	19 年度	22 年度	25 年度	来館者数	4,998,782	5,941,422	6,190,584	5,156,102	4,334,227													
区分	平成 13 年度	16 年度	19 年度	22 年度	25 年度																						
来館者数	4,998,782	5,941,422	6,190,584	5,156,102	4,334,227																						
2	<p>計画区分</p> <p>計画期間</p> <p>目標（指標）の達成状況</p> <p>事例の内容</p>	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>平成 19 年 5 月 1 日～24 年 3 月 31 日</p> <table border="1" data-bbox="416 1070 1394 1507"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th>評価値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺院境内の歩行者・自転車通行量（人）</td> <td>8,552</td> <td>10,000</td> <td>10,310</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中心市街地（15 地点）の歩行者・自転車通行量（人）</td> <td>263,903</td> <td>320,000</td> <td>226,105</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>中心市街地（36 町丁字）の居住人口（人）</td> <td>9,660</td> <td>10,900</td> <td>9,817</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>複合施設及び生涯学習センターの年間利用者数（人）</td> <td>300,726</td> <td>368,000</td> <td>454,399</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該市では、新しい魅力拠点の創出と市民も訪れることができる生活創造拠点の整備を目的として、地域に多く残る古い蔵や古民家等を活用し、市、商店街、地元企業等の出資により設立されたまちづくり会社が、平成 17 年 11 月に商業施設を整備しており、当該施設の運営事業を当該計画に位置付けている。</p> <p>当該商業施設の利用者数を調査したところ、下表のとおり、平成 19 年度には 18 万人に達していたが 23 年度には 14 万人まで減少している。</p> <p>このことについて、当該市では、i) 平成 19 年度は開業から約 2 年しか経っておらず、「オープン効果」のプラス影響が続いていたこと、ii) 20 年度から店舗の入れ替わりが始まり、土産や飲食の物販店舗以外の業態の出店や一部空き店舗が出たことが原因であるとしている。</p>	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況	寺院境内の歩行者・自転車通行量（人）	8,552	10,000	10,310	○	中心市街地（15 地点）の歩行者・自転車通行量（人）	263,903	320,000	226,105	×	中心市街地（36 町丁字）の居住人口（人）	9,660	10,900	9,817	×	複合施設及び生涯学習センターの年間利用者数（人）	300,726	368,000	454,399	○
指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																							
寺院境内の歩行者・自転車通行量（人）	8,552	10,000	10,310	○																							
中心市街地（15 地点）の歩行者・自転車通行量（人）	263,903	320,000	226,105	×																							
中心市街地（36 町丁字）の居住人口（人）	9,660	10,900	9,817	×																							
複合施設及び生涯学習センターの年間利用者数（人）	300,726	368,000	454,399	○																							

平成 22 年度以降の利用者数をみると、下表のとおり、約 14 万人前後で推移しており、運営主体であるまちづくり会社では、店舗の入れ替わりに際しては、飲食店が入居していたところには飲食店を入居させるといったように集客物販につながる店舗を維持することにより、利用者数の安定を図っているとしている。

なお、当該市は、利用者数を維持させるために、当該商業施設への運営費補助や当該施設を会場としたイベントの開催などを実施しているとしている。

表 施設利用者数の推移

(単位：人)

区分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
利用者数	182,181	159,771	205,142	135,508
区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	140,715	135,963	137,218	138,593

(注) 当該市では、平成 21 年度における利用者数の増加は、特殊要因であるとしている。

3	計画区分	都市再生整備計画																												
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日																												
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																								
		観光入込客数（人/年）	532,000	542,000	643,837	○																								
		道の駅観光施設利用者数（人/年）	39,800	40,800	223,901	○																								
		公園パークゴルフ場利用者数（人/年）	3,500	3,800	5,300	○																								
	事例の内容	<p>当該計画では、道の駅の建物の陰となっている水族館を土産物店に隣接する位置に移転し、著名な水族館プロデューサーの知見を活用し世界初の水槽の新設等の改修を行った。その結果、利用者数が大幅に増加している。</p> <p>しかしながら、下表のとおり、施設改修前と比べると依然として高い効果が発現しているものの、平成 26 年度には 25 年度と比べ約 9 万 5,000 人（約 3 割）減少となっている。</p> <p>また、平成 25 年度から 27 年度までの各年度 4 月から 11 月までの利用者数をみると、27 年度には 25 年度と比べ約半減となっている。</p> <p>表 施設利用者数の推移</p> <p>(単位：人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改修前</th> <th>平成 24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>39,800</td> <td>194,199</td> <td>286,355</td> <td>191,306</td> <td>129,930</td> </tr> <tr> <td>4 月～11 月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>261,891</td> <td>170,742</td> <td>129,930</td> </tr> <tr> <td>25 年度比</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>65.2</td> <td>49.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 24 年度の値は、平成 24 年 7 月から 25 年 3 月までの値であり、27 年度の値は、27 年 4 月から同年 11 月までの値となっている。</p>					区分	改修前	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	利用者数	39,800	194,199	286,355	191,306	129,930	4 月～11 月	—	—	261,891	170,742	129,930	25 年度比	—	—	100	65.2	49.6
区分	改修前	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度																									
利用者数	39,800	194,199	286,355	191,306	129,930																									
4 月～11 月	—	—	261,891	170,742	129,930																									
25 年度比	—	—	100	65.2	49.6																									

	<p>当該市では、平成 25 年 4 月、水族館の集客力の維持と水族館効果を高め、地域の活性化を図ることを目的として、当該水族館の利用促進連絡会議（構成員：市観光振興課、各総合支所産業課、水族館指定管理者、地域観光協会及び観光協会連絡協議会。オブザーバー：水族館プロデューサー）を発足し、当該水族館の移転改築後においても引き続き、水族館プロデューサーから適宜、助言を受けながら、利用者数を確保するため、展示内容の工夫や広報に取り組んでいるとしている。</p> <p>なお、平成 27 年 11 月、当該市のまちづくり協議会から当該市長に対し、効果を持続させるため、次のような内容の答申書が提出されている。</p> <p>① 観光客入込数は前年度比で 16%減少となっており、今後は、当該水族館の集客力を持続させるための魅力づくりや一度訪れた者に再び訪れてもらえるような景観を含めた環境整備について、地域住民や関係機関と一体となった取組を進めることが重要</p> <p>② 移転改築した当該水族館の集客効果を一過性にしないために、他自治区の観光スポットと連携した取組を行うなど、関係団体等が連携しながら、市が一体となって観光推進体制に取り組んでいくことにより、点から線、更には面的な観光施策の展開を進めていくべき</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑤ 地域再生計画に関するアンケート調査（平成 27 年 9 月 4 日内閣府地方創生推進室）調査票（抜粋）

問42	目標の達成状況について、各目標ごとにお選びください。(リスト選択式) また、その具体的な内容についてご回答ください。(記述式) ※定量的な目標を設定している場合は、目標値に対する実績値をご記入ください。																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">達成状況</th> <th style="width: 50%;">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">目標①</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標②</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標③</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標④</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目標⑤</td> <td>▼プルダウンリストからお選びください</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">●「達成状況」が「未実施」の場合は、このシート内の以後の設問に対する回答は不要です。「VI」のシートへお進みください。</p>		達成状況	具体的内容	目標①	▼プルダウンリストからお選びください		目標②	▼プルダウンリストからお選びください		目標③	▼プルダウンリストからお選びください		目標④	▼プルダウンリストからお選びください		目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください	
	達成状況	具体的内容																	
目標①	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標②	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標③	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標④	▼プルダウンリストからお選びください																		
目標⑤	▼プルダウンリストからお選びください																		
問43	各目標の達成状況に係る具体的な要因について、各目標ごとにご回答ください。(記述式)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td style="width: 15%; text-align: center;">目標①</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標②</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標③</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標④</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">目標⑤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	目標①		目標②		目標③		目標④		目標⑤									
目標①																			
目標②																			
目標③																			
目標④																			
目標⑤																			
問44	目標を達成しなかった指標については、目標を達成するための対応策を本アンケートにより報告させている。 しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。																		
問44-2	問44-1において目標を達成する見込みありと回答した場合は、その目標を達成するための対応策についてご回答ください。(記述式)																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; font-size: small;">●回答が終わりましたら、問45へお進みください。</p>																		
問45	計画策定時に設定した目標の事業着手後の現在における妥当性の有無について、次のうち当てはまるものをお選びください。(単一回答選択式)																		
	<input type="radio"/> 1.妥当性がある <input type="radio"/> 2.妥当性がない																		

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(5)-⑥ 地域再生計画認定申請マニュアル(総論)(平成 27 年 9 月内閣府地方創
生推進室)(抜粋)

「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように取組及び目標の効果測定にあたっては重要業績評価指標(KPI)の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

また、記載にあたっては、次のような様式を検討材料とすることが考えられます。

計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために、設定した指標の値の推移を継続的に測定することの重要性について示されていない。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表2-(5)-⑦ 社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成27年4月9日付け
国官会第102号国土交通事務次官通知) (抜粋)

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果(以下「事前評価の結果」という。)を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二 整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価(以下「中間評価」という。)の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価(以下「事後評価」という。)の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。

- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況(社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。)
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針

- 5 地方公共団体等が中間評価又は事後評価の実施に当たっては、評価の透明性又は効果の検証を確保するため、事後評価時に今後の方針を検討し報告することとされている。しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データ把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

- 6 交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

第4 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表2-(5)-⑧ まちづくり交付金評価の手引き 第3部事後評価の進め方2-2事業の成果及び実施過程の検証（事後評価シートの作成を含む）（平成20年8月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）（抜粋）

○(1) 成果の評価

④都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標について、数値目標が達成できたか否かを検証します。事後評価の中でもっとも重要な部分です。

ア) データの計測時期

目標を定量化する指標ごとにデータの計測を行いますが、できる限り最新データが取得できる適切な時期に計測を行うこととします。ただし、その後の事後評価の手順及びそれに要する期間等を考慮すると、目安としては遅くとも8～9月初め頃までには計測し終えていることが望まれます。

イ) データの計測方法

都市再生整備計画に記載された「従前値」の求め方と同様の方法で計測することを原則とします。なお、計測方法はあらかじめ方法書に記載するので、方法書作成時には計測方法が検討されていることとなります。

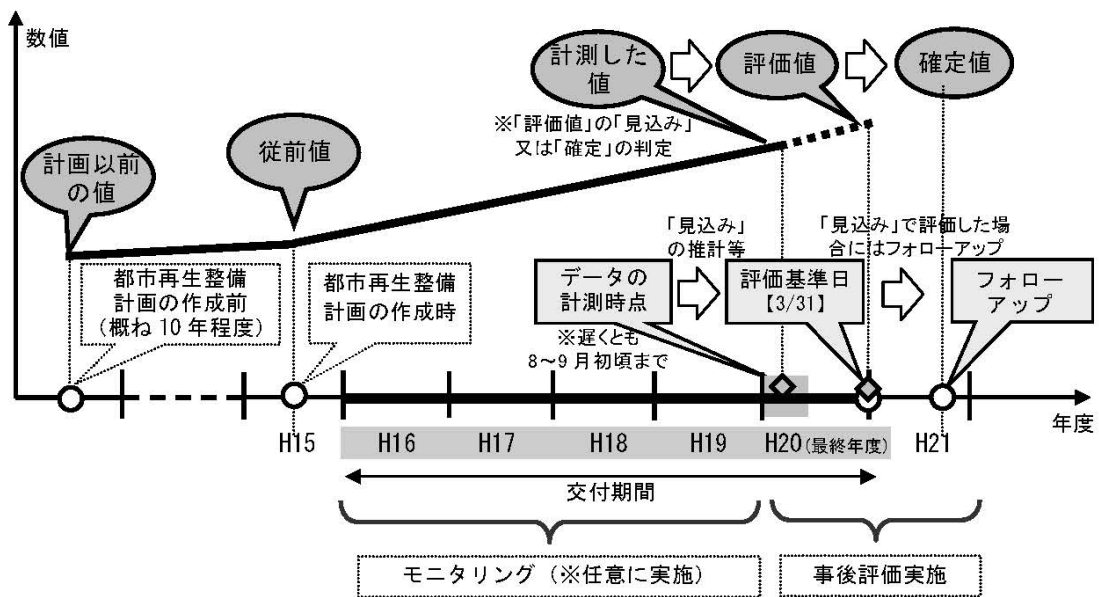
やむを得ず、従前値と同様の計測方法を採れない場合や方法書の記載と異なる手法で計測せざるを得ない場合には、適切と判断できる別の手法により計測することができますが、その場合には、まちづくり交付金評価委員会に報告することとします。

ウ) 評価値の考え方

数値目標を達成したかどうかは、評価基準日（交付終了年度の最終日）における値を「評価値」とし、これによって評価します。

しかしながら、計測時期の目安として遅くとも8～9月初め頃までとしているため、多くの場合は、計測時点でのデータと過去の実績のデータ等を参考して、評価基準日における「見込み」の値を推計し、それを暫定的に「評価値」として代用します。

また、「見込み」の値を用いて評価を行った指標については、原則、交付終了の翌年度にフォローアップを行うことにより、評価基準日における「評価値」を「確定値」として求め直し、それをもって再度、数値目標が達成されたか否かを検証します。



■ 図 3-4 評価に用いる値の概念の整理 (交付期間を平成 16～20 年度とした場合)

まちづくり交付金の交付終了年度の最終日を評価基準日として評価を行い、未確定の数値がある場合には、交付終了時の見込みの状況を推計して評価した上で、交付期間が終了した翌年度に（翌年度に確定しない場合は、確定後速やかに）確定の数値を求めるためにフォローアップを行うことになっているが、これは把握できなかったデータを捕捉する性格のものである。

このため、計画期間終了後に、計画で発現した効果が持続しているか把握するために測定するものとは異なる。

○(3) 今後のまちづくり方策の作成

事後評価時に効果を持続させるために行う方策や未達成の目標を達成するための改善策などを検討することとされている。

しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

(3) 今後のまちづくり方策の作成

まちづくり交付金の効果の持続を図るため、交付終了後におけるまちづくり方策についても検討し、実施を図ることが事後評価の特徴のひとつです。従って、「今後のまちづくり方策」は、成果の良否を問わず必ず作成するものです。

今後のまちづくり方策は、P D C AサイクルにおけるA (Act=改善)でもあり、交付終了後のまちづくりの基本的な考え方を検討するP (Plan=計画)でもあります。交付金の効果を交付終了後も持続・活用するために何をなすべきか検討する視点のほかに、達成できなかった目標ややり残した課題について、必要な措置を講ずる改善の視点も含めて検討する必要があります。

①まちの課題の変化

まちづくり交付金を活用するきっかけとなった当該地区のまちの課題について、事業を実施したことで解決できたのか、未解決の残された課題はないか、また、まちの変化に伴い発生した新たな課題はないか等について検証します。

②今後のまちづくり方策

今後のまちづくり方策は、これまでに整理した「(1) 成果の評価」「(2) 実施過程の検証」「(3) 効果発現要因の整理」の結果を踏まえ、今後必要となるまちづくりの方針やとるべき施策・事業等について幅広く検討します。

「(3) 効果発現要因の整理」は、個々の指標の成果に着目して要因整理を行うのに対し、「(4) 今後のまちづくり方策」では、まちづくり交付金の事業全体を俯瞰して、まちに及ぼした効果の持続・活用、未解決の課題の改善のあり方等を検討するものです。

従って、個々の指標が目標を達成したかどうかにかかわらず、そもそも交付金を活用するきっかけとなったまちの課題まで立ち返って課題解決の状況やまちの変化を確認したり、計画そのものが課題解決に有効であったかどうか等の検証も含め、さらに、これまでの評価結果（実施過程の評価や効果発現要因の整理）も踏まえて、総合的な視野をもって今後のまちづくり方策を検討します。

(留意事項) フォローアップ計画の作成

数値目標の達成状況について「見込み」の値で評価した指標や交付期間終了後1年以内に達成見込み「あり」とした指標については、フォローアップにより「確定値」を計測する必要があります。また、数値目標を達成していない指標については、今後のまちづくり方策の一環として改善策を検討しますが、改善策はフォローアップとして実施します。

そこで、今後のまちづくり方策には、これらのフォローアップ計画も含まれます。後述の「2-3 フォローアップの実施」を参照して下さい。

なお、当該地区において引き続きまちづくり交付金を活用しようとする際には、今後のまちづくり方策とフォローアップ計画及び次期都市再生整備計画との間で整合が図られる必要があります。

③まちづくり経験の次期計画や他地区への活かし方用

まちづくり交付金による経験を、当該地区における次期計画や他地区におけるまちづくり（施策及び事業等）に活用することが重要です。今後、まちづくりを行う地区に対する申し送り事項として、うまくできた経験、うまくいかなかった経験を整理し、どのように活用することが望ましいのか整理します。

④検討体制

今後のまちづくり方策の検討にあたっては、効果発現の要因整理と同様に、事業担当課のみでの検討ではなく、庁内関係各課の参画を必須とし、必要に応じて外部の有識者（学識経験者、まちづくり専門家等）の参画を求め、総合的かつ専門的な知見をもって検討されることが望まれます。

望ましい検討体制や検討内容等については、《事後：参考1》を参照して下さい。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(5)-⑨ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル（平成 27 年 7 月内閣府地方創生推進室）（抜粋）

表 2-(5)-⑨-i IV. 最終フォローアップ 4. 最終フォローアップ報告書の記載例（抜粋）

3. 今後について

目標指標に関連する、計画終了後の取組や方針について記入して下さい。

【記載例】

目標達成に向けた主要事業である〇〇〇〇地区商業活性化事業は、厳しい経済情勢を受けて計画期間内に完了しなかったため、計画当初に見込んでいた効果が得られなかった。一方で、△△△△や□□□□などの集客の核となる施設の整備は、歩行者通行量の増加に効果があったことから、引き続き、商業・業務・住居施設を整備する市街地再開発事業や、駅ビルの商業施設である商業活性化事業（〇〇〇プラザの増床など）を実施するとともに、△△△地区の再開発に向けた取組を推進し、各地区の魅力を高める。

また、商店街のショッピングモール化の推進により、歩行者通行量増の効果が得られたことから、天候の影響を受けずに買い物や散策ができるよう、アーケード整備などの関連する事業を実施する。

さらに、道路整備効果を中心市街地全体に波及させ、回遊性の向上を図るため、各エリアを繋げる路線の整備に向けた検討を行う。

事後評価時に「目標指標に関連する、計画終了後の取組や方針について」検討し報告することとされている。

しかし、継続的な効果測定を行うことの重要性や、データの把握時期、把握した結果どうすべきかなど具体的な手順等を示していない。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表2-(5)-(9)-ii IV. 最終フォローアップ2. 最終フォローアップに係る留意点(抜粋)

IV. 最終フォローアップ

1. 最終フォローアップの概要

最終フォローアップは、計画期間終了後に実施するフォローアップです。

具体的には、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について評価・報告をして頂きます。また、計画期間終了年度における目標指標の実績値、事業実施状況など、基本計画の成果について評価するとともに、今後の課題について整理します。特に、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォロー

中心市街地活性化基本計画の事後評価結果については、計画期間満了から2か月以内に内閣府に提出することになっている。

しかし、計画期間終了後も計画で発現した効果が持続しているか把握するために、設定した指標の値の推移を継続的に測定することの重要性については示されていない。

2. 最終フォローアップに係る留意点

(1) 目標指標のデータについて

最終フォローアップにおいては、基本計画に定められている目標指標全てが対象となります。原則、計画期間終了年度の成果（目標指標の実績値を含む）についてフォローアップし、計画期間満了から2ヶ月以内に内閣府に提出し、概ね3ヶ月後に公表して頂きます(※1)。目標指標の実績値は、計画期間終了年度(※2)に調査が実施され、計画期間終了後2ヶ月以内に取りまとめられるものを基本とします(※3)。

なお、国の統計調査(例：経済センサス)の公表時期等の関係で、計画期間終了年度のデータが揃わない場合は、推計値によるフォローアップも可とします。

※1：年度途中で計画期間が満了する場合も同様です(6月終了の場合、8月末に提出)。

※2：年度途中で計画期間が満了する場合は、満了日から遡って1年以内のデータも可とします。

(27年6月末終了の場合、26年7月から27年6月までのデータ)。

※3：3/31時点の住民基本台帳調査で、4月にとりまとめを行う場合や、2月に実施した歩行者通行量調査のとりまとめが5月に完了する場合などが該当します。

(2) 最終フォローアップ報告書提出後のデータ更新について

最終フォローアップ報告書の提出期限までに計画期間終了年度のデータの取りまとめが完了しない場合は、最新値が確定した後、報告書に追記することが可能です(この場合は、事前に内閣府にご相談下さい)。

データ更新は、既に公表された内容を変更するのではなく、あくまで最新値の追記という形になりますのでご留意下さい。

【例】最終フォローアップは推計値で実施し、フォローアップ報告書の公表から半年後に調査結果が確定したため、その確定値およびその数値に基づいた総括内容を追記しておきたい場合など。

(注) 枠及び枠内のコメントは当省が付した。

表 2-(5)-⑩ 国土交通省がストック効果に着目した情報収集を行い、情報提供している事例

計画区分	都市再生整備計画																												
計画期間	平成 16 年 4 月 1 日～21 年 3 月 31 日																												
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況																								
	登閣者数（人/年）	199,230	219,000	287,091	○																								
	歩行者数（人/12H）	373	500	558	○																								
	人口（人）	30,413	30,700	31,198	○																								
事例の内容	<p>当該市では、「歩いて暮らせるまちづくり 歩いて巡るまち」を目標とし、道路美装化、電線類地中化、景観助成等の事業を実施し、全ての指標について目標値を達成している。</p> <p>当該市では、指標の一つである登閣者数について、計画期間終了後も引き続き測定するとともに、当該計画の効果を持続させるために、民間企業とのタイアップによる観光宣伝や景観助成等の街並み環境整備の実施等を継続的に行っている。</p> <p>さらに、継続的な効果測定の結果も踏まえ、観光客数の維持・向上や交通対策、防災対策等の新たな課題に対応するため、平成 26 年度から実施している次期計画では、観光交流センター、観光駐車場及び多目的広場の整備を実施している。</p> <p>表 登閣者数の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登閣者数</td> <td>189,686</td> <td>222,434</td> <td>220,193</td> <td>247,874</td> <td>287,091</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> <tr> <td>登閣者数</td> <td>330,573</td> <td>392,895</td> <td>422,996</td> <td>440,993</td> <td>439,508</td> </tr> </tbody> </table>					年度	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	登閣者数	189,686	222,434	220,193	247,874	287,091	年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	登閣者数	330,573	392,895	422,996	440,993	439,508
年度	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度																								
登閣者数	189,686	222,434	220,193	247,874	287,091																								
年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度																								
登閣者数	330,573	392,895	422,996	440,993	439,508																								

（注）国土交通省提出資料に基づき当省が作成した。

3 地域再生計画における申請手続の簡素合理化

勸 告	説明図表番号
<p>(地域再生計画の認定手続等のワンストップ化)</p> <p>平成 26 年 11 月に、地域再生法の一部改正により、認定・提出手続をワンストップ化する制度を設け、地方公共団体が地域再生計画と関連する複数の計画を一体的に作成しやすくするとともに、事務負担の軽減を図っている(以下、この改正を「平成 26 年 11 月改正」という。)</p> <p>① 認定手続のワンストップ化</p> <p>地方公共団体が、以下の i) から iii) までの計画に基づく事業及び措置を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣から当該地域再生計画の認定を受けたときに、当該地域再生計画と一緒に作成した以下の 3 計画も認定又は同意の効力が発生する。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。</p> <p>i) 中心市街地活性化基本計画(内閣総理大臣認定の効力)</p> <p>ii) 構造改革特別区域計画(内閣総理大臣認定の効力)</p> <p>iii) 産業集積形成等基本計画(主務大臣(経済産業大臣等)の同意の効力)</p> <p>上記のワンストップ化の制度を活用して、平成 28 年 3 月までに中心市街地活性化基本計画 4 計画及び構造改革特別区域計画 1 計画が地域再生計画とともに認定されている。</p> <p>② 提出手続のワンストップ化</p> <p>地方公共団体が、地域再生計画と以下の i) から vii) までの計画を一緒に作成した場合、これらの計画を、内閣総理大臣に地域再生計画と併せて提出することができる。また、提出を受けた内閣総理大臣は遅滞なく関係行政機関の長にその写しを送付することとされ、その場合、以下の 7 計画が関係行政機関の長に提出又は送付があったものとみなすこととされている。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。</p> <p>i) 都市再生整備計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>ii) 立地適正化計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>iii) 地域住宅計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>iv) 農山漁村活性化計画(農林水産大臣への提出)</p> <p>v) 広域的地域活性化基盤整備計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>vi) 地域公共交通網形成計画(国土交通大臣及び総務大臣への送付)</p> <p>vii) 観光圏整備計画(国土交通大臣及び農林水産大臣への送付)</p>	<p>表 3-①</p>
<p>なお、平成 26 年 11 月改正前においても、「地域再生基本方針の一部変更について」(平成 19 年 12 月 7 日閣議決定)において、地方公共団体が同一の区域において、地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動した支援措置のほか、「構造改革特別区域基本方針」(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)に</p>	<p>表 3-②</p>

定める特例措置及び中心市街地活性化基本方針に定める特別の措置の活用をする場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができる」とされていた。

しかし、次のとおり、地域再生計画に関連する事業及び措置を記載し、地域再生計画と一緒に作成する計画の中で、地域雇用創造計画については認定手続及び提出手続のワンストップ化の対象となっていない。

(地域再生計画と地域雇用創造計画の関係)

地方公共団体が、認定地域再生計画に基づく中核的な支援施策の一つとなっている地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 10 条に基づく地域雇用開発のための事業（注 1）を行うに当たっては、同法第 6 条に基づく地域雇用創造計画を作成し、厚生労働大臣の同意を得る必要がある。

このため、地域雇用開発のための事業を実施するためには、内閣総理大臣による地域再生計画の認定及び厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意の双方が必要となっている。

また、地域雇用創造計画においても、厚生労働大臣の同意を得て、地域雇用開発促進法に基づき国から受けられる支援措置は、地域雇用開発のための事業の委託のみである。

さらに、この地域の活力の再生を行う地域再生計画と地域雇用創造計画に基づく事業の関係について、地域雇用開発促進法第 14 条では、国は、同法に基づく地域雇用開発のための事業の委託等の措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする」とされている。

（注 1）事業開始年度別に次のとおりとなっている。

- ① 「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」（平成 17 年度～18 年度）
- ② 「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」（平成 19 年度～23 年度）
- ③ 「実践型地域雇用創造事業」（平成 24 年度以降）

（注 2）「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」の対象地域については、同意雇用機会増大促進地域（地域雇用機会増大計画を作成し厚生労働大臣の同意を得た地域）又は、事業実施の直近 1 年間の有効求人倍率が 1 倍未満の地域とされ、後者の場合は、地域雇用創造計画の厚生労働大臣の同意が不要となっていた。

(ワンストップ化の対象とならなかった理由)

平成 26 年 11 月改正の際に、地域雇用創造計画の同意手続をワンストップ化の対象としなかった理由について、内閣府は、平成 26 年 11 月改正の際に、地域雇用創造計画を含めて認定手続及び提出手続のワンストップ化の余地があると思われる計画の制度を所管する省庁にその可否について照会したところ、厚生労働省から、以下の①及び②の理由により困難との回答があっ

表 3-③

<p>たためとしている。</p> <p>① 地域雇用創造計画の同意に当たっては、都道府県労働局に設置される地方労働審議会の意見を踏まえる必要があること。</p> <p>② 計画同意前のみならず同意後の事業の実施段階や中間評価の段階などに厚生労働省（都道府県労働局及び公共職業安定所）が指導・助言を行っており、計画の同意協議に係る提出窓口が内閣府になれば混乱が生じるおそれがあること。</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画の記載内容の類似性、マネジメント、手続等を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>ア 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載内容等の類似性</p> <p>地域再生計画と地域雇用創造計画の法定の記載事項及び今回当省が調査した両計画の記載事項等の比較を行ったところ、次のとおり類似する点が多くみられた。</p> <p>(7) 法定の記載事項</p> <p>地域再生計画は、地域再生法第5条第2項から第4項まで並びに地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第2条及び別記様式第1において、地域雇用創造計画は地域雇用開発促進法第6条第2項及び第3項において、それぞれ、次の事項を計画書に記載する、又は記載するよう努めることとされており、両計画では記載事項が重複している。</p> <p>① 地域再生計画 区域、目標、事業、計画期間等</p> <p>② 地域雇用創造計画 区域、地域重点分野、地域雇用開発を促進するための方策、計画期間、雇用動向、目標等</p> <p>また、内閣府が作成している「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（平成27年12月14日内閣府地方創生推進室）では、実践型地域雇用創造事業を活用した地域再生計画の記載に当たっては、地方公共団体が厚生労働省に提出した同事業の「事業構想」の該当部分を抜き出して記載しても構わないとしている。</p> <p>(イ) 調査した計画の記載事項</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画20計画を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 地域雇用創造計画の内容を把握できた9計画について、両計画の記載内容を比較したところ、区域及び計画期間はいずれも同じであった。</p> <p>また、指標及びその目標値についても9計画中7計画でほぼ共通し</p>	<p>表3-③（再掲）、④、⑤</p> <p>表3-③（再掲）</p> <p>表3-⑥</p> <p>表3-⑦、⑧</p> <p>表3-⑨</p> <p>表3-⑩-i～ix</p> <p>表3-⑩-ii～</p>
--	---

<p>ていた（注1）。</p> <p>② 事業（地域再生計画）と地域雇用開発を促進するための方策（地域雇用創造計画）の記載内容について、一部異なっていたが、いずれも地域経済の活性化、雇用機会の創出を図るものであり、地域再生計画・地域雇用創造計画の双方に記載することに差し支えのない内容であった（注2）。</p> <p>（注1） 9計画9計画とも共通した指標（例：雇用者数）を設定しているが、加えて、</p> <p>① うち2計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画にはない指標（市独自の事業実施による就職者数、有効求人倍率等）を設定していた。</p> <p>② うち7計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画で設定されている事業の利用者数を設定していなかった。</p> <p>今回、地域における雇用機会の創出（地域再生計画）、地域における雇用創造といった制度の主旨に鑑み、①の2計画については共通していないと整理したものの、②の7計画については、事業の利用者数は雇用機会の創出等という目標を達成するための中間的な目標であるため、「ほぼ共通」と整理した。</p> <p>なお、上記のほか両計画では指標は一致するものの目標値が一致しないものが4計画あるが、厚生労働省は、目標値の違いは現存する両計画書の作成時点の違いによるものであり、同時期に作成された計画で同じ地域雇用開発のための事業を活用したものであれば、本来は一致するものとしているため、同じものと整理した。</p> <p>（注2） 9計画9計画ともに、地域雇用創造計画では、地域再生計画に記載のない、地域雇用開発のための事業以外の国の支援施策（例：地域雇用開発助成金、地域創業助成金、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく各種支援制度等）を活用した事業が記載されている。</p> <p>なお、注1なお書きのとおり、時点の違いにより地域雇用開発のための事業等が一致しないものが5計画あるが、同じものと整理した。</p>	<p>vii、ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i、viii（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～iv、vi、viii、ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-ii、v～vii（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i、ii、v、vii、ix（再掲）</p>
<p>イ 計画のマネジメント等</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画及び地域雇用創造計画を調査した結果、次のとおり、両計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画のマネジメントが行われるとみられる例があった。</p> <p>① 地域再生計画と地域雇用創造計画で同じ指標と目標値を設定し、計画期間途中で当該目標値を変更しているにもかかわらず、地域雇用創造計画のみを変更し（注）、地域再生計画は変更しておらず、目標値の変更について認定を行った内閣府に申請・情報提供されていないものが2計画</p> <p>② 地域再生計画の支援措置として地域雇用開発のための事業のみを活用した計画について、地域雇用開発のための事業は、同事業の実績報告により事後評価をしているが、同事業以外の事業も含めた地域再生計画</p>	<p>表3-⑩</p>

<p>全体の事後評価は実施していないため、地域再生計画にのみ設定した指標の評価値を測定しておらず、地域再生計画全体の効果の発現状況を把握したものとなっていないものが3計画</p> <p>(注) 地域雇用創造計画では、厚生労働省が地方公共団体に対して参考送付した「地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造計画に係る計画案の送付について(参考送付)」(平成19年8月1日付け厚生労働省職業安定局事務連絡)において、地域雇用開発のための事業に係る事業実施計画等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなす旨の規定を定めることが望ましいとされ、本事例では、当該事務連絡を受けて当該みなし規定を定めており、計画期間途中で事業実施計画等で目標値を変更している。</p>	<p>表3-⑦(再掲)</p>
<p>ウ 地域再生計画の認定手続及び地域雇用創造計画の同意手続</p> <p>内閣総理大臣による地域再生計画の認定手続と厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意手続は、次のとおりである。</p> <p>(7) 地域再生計画の認定手続</p> <p>地域再生基本方針5の3)③において、地域再生法第5条第4項に掲げる記載事項が記載されている場合のほか、当該基本方針で定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定(又は変更)に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得ることとされており、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画を認定しようとするときは、内閣府は厚生労働省に同意を求めている。当該同意を求められた厚生労働省は、別途地方公共団体から同意の求めがあった地域雇用創造計画と内閣府から同意の求めがあった地域再生計画との間に齟齬(そご)を来していないかなどの観点で確認しているとしている。</p> <p>なお、地域再生計画と連動した支援措置が地域雇用開発のための事業のみである場合は、内閣府が認定に当たって同意を求める行政機関は厚生労働省のみとなっている。</p>	<p>表3-①、③(再掲)</p>
<p>(4) 地域雇用創造計画の同意手続</p> <p>地域雇用開発促進法第6条第6項において、市町村等から地域雇用創造計画の同意の求めがあった場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県労働局に置かれる審議会の意見を聴かなければならないとされており、厚生労働省は、地域雇用創造計画の同意を行う際には、内閣府等7行政機関に協議している。当該協議を受けた内閣府は、地域再生計画の確認を踏まえて変更した点を地域雇用創造計画に反映するよう指摘するなど、両計画の整合性を中心に確認を行っているとしている。また、厚生労働省は、並行して都道府県労働局に置かれる地方労働審議会の意見聴取の手続を行っている</p>	<p>表3-③(再掲)</p>

としている。

(ウ) 手続の効率化の検討等

上記(ア)及び(イ)のとおり、内閣府と厚生労働省は、認定又は同意を行うに当たって、お互いに事前に協議や同意の求めを行い類似する書類をそれぞれ確認している現状にある。これらの計画書を一本化して、認定手続をワンストップ化することによる事務効率化のメリットは、地方公共団体のみならず、国においても享受できるものと考えられる。

一方、平成26年11月改正で認定手続がワンストップ化された3計画と比較して、地域雇用創造計画の同意については、あらかじめ地方労働審議会の意見を聴取する必要があるといった相違点がみられる。また、平成26年11月改正においては、認定手続がワンストップ化された3計画と地域再生計画の計画書は一本化されていない。これらのことから、内閣府及び厚生労働省は、認定手続のワンストップ化や計画書の一本化は、法制的な面も含めて、検討する必要があるとしている。

エ 調査対象とした地方都市からの意見

今回、調査対象とした地方都市から、次のような意見があった。

- ① 地域雇用開発のための事業を実施する場合、地域再生計画の認定申請及び地域雇用創造計画の同意の求めの前に、あらかじめ地域雇用開発のための事業の構想を記載した書類を厚生労働省に提出することになっており、その際には、地域雇用創造計画の案及び地域再生計画の案も提出している。これら三つの書類は、内容がほぼ同一であり、重複感がある。
- ② 地域雇用創造計画を地域再生計画に読み替えることにより作成すべき書類を減らすことや、両計画の申請・協議窓口を一本化するなどの申請事務の効率化を図ってほしい。

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、関係府省が一体となって意欲ある地方公共団体の主体的な取組を総合的に支援する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

地域再生計画と地域雇用創造計画について、一体的に作成できるよう計画書の書式を統一化するなどできる限り書類等の簡素合理化を図り、協議等を要しない計画変更の際も府省相互で情報共有する仕組みを設けた上で、更なる手続の簡素合理化の検討を進め、その結果を踏まえ所要の措置を講ずること。

表 3-① 地域再生計画の認定手続のワンストップ化に関する規定等

○ 地域再生法の一部を改正する法律案に係る趣旨説明（第 187 回国会地方創生に関する特別委員会第 2 号（平成 26 年 10 月 14 日））（抜粋）

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであり、これまで、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

政府としては、少子高齢化が進展し、人口の減少が続く中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域産業の成長及び雇用の維持、創出を早急に対応すべき重要課題として位置づけ、地域の活性化に取り組む地方公共団体の声を聞きつつ、国の地域活性化施策の制度改善に向けた所要の検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、地域活性化関連の計画の認定等について手続のワンストップ化を可能とするほか、地方公共団体からの提案等に対して内閣総理大臣が一元的に対応するとともに、地方公共団体の要請に応じて内閣総理大臣が関係省庁間を調整する等の措置を講ずることにより、関係省庁が一体となって、意欲ある地方公共団体の主体的な取り組みを総合的に支援するため、この法律案を提出する次第であります。

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

(1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2) 移住及び定住の促進に資する事業

(3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を

- 設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項
- 三 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項
- 四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項
- イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
- ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの
- ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業
- 五 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項
- 六 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
- 七 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。）が行うものに関する事項
- 八 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条

件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

九 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等（以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。）の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。）に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設（以下「地域農林水産業振興施設」という。）を整備する事業に関する事項

十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十二において「産業集積形成等基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5～10 (略)

11 地方公共団体は、第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

12～15 (略)

16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

17 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。

18 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十六項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

19 内閣総理大臣は、第十六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(都市再生整備計画等の提出)

第6条の2 地方公共団体は、第五条第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十六項の認定を行うものとする。

3 第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の中欄に掲げる大臣にその写しを送付するものとする。

4 別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があったものとみなす。

(構造改革特別区域計画の認定のの特例)

第17条の30 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定のの特例)

第 17 条の 31 第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定 (同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。) があったものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の特例)

第 17 条の 32 第五条第四項第十三号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意 (同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。) があったものとみなす。

別表 (第六条の二関係)

都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第四十六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画	国土交通大臣	同法第四十七条第一項の規定による提出
都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画 (同条第二項第四号に掲げる事項 (同法第四十六条第一項の土地の区域における同条 第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務であって市町村又は同条第三項に規定する特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。) が記載されているものに限る。)	国土交通大臣	同法第八十三条第一項の規定による提出
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成十七年法律第七十九号) 第六条第一項の規定により作成した地域住宅計画	国土交通大臣	同法第七条第一項の規定による提出
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成十九年法律第四十八号) 第五条第一項の規定により作成した活性化計画	農林水産大臣	同法第六条第一項の規定による提出
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 (平成十九年法律第五十二号) 第五条第一項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画	国土交通大臣	同法第十九条第一項の規定による提出
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号) 第五条第一項の規定により作成した地域公共交通網形成計画 (当該地域公共交通網形成計画の変更があったときは、その変更後のもの)	国土交通大臣 及び総務大臣	同法第五条第八項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の規定による送付
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促	国土交通大臣	同法第四条第七項

進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四條第一項の規定により作成した観光圏整備計画（当該観光圏整備計画の変更があったときは、その変更後のもの）	及び農林水産大臣	（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による送付
--	----------	-------------------------------

（注）下線は当省が付した。

表3-② 地域再生基本方針の一部変更について（平成19年12月7日閣議決定）新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 地域再生計画の認定手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域再生計画の記載事項</p> <p>地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。</p> <p>また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、5)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。</p> <p>このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。</p> <p>イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。</p> <p>ロ 法令等を遵守しているものであること。</p> <p>ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。</p> <p>なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置、中心市街地活</p>	<p>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 地域再生計画の認定手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域再生計画の記載事項</p> <p>地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。</p> <p>また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、5)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。</p> <p>このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。</p> <p>イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。</p> <p>ロ 法令等を遵守しているものであること。</p> <p>ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。</p> <p>なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置及び構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置の双方を活用す</p>

<p>性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。</p>	<p>る場合は、両措置を併記した計画を作成し、認定を申請することができるものとする。</p>
---	--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-③ 地域再生計画と地域雇用創造計画の関係

<p>○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）</p>
<p>2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p>
<p>1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進</p> <p>イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援</p> <p>全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自立的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。</p> <p>このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫の競争をいかした取組を支援する。</p> <p>ロ 各種プログラムの推進</p> <p>地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるようにすることが効果的である。</p> <p>このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。</p>
<p>5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p>
<p>1)・2) (略)</p> <p>3) 地域再生計画の認定手続</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 地域再生計画の記載事項</p> <p>イ 地域再生計画の記載事項は、法第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び内閣府令で定めるとおりである。</p> <p>ロ 法第 5 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあ</p>

っては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあっては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。

ニ 法第5条第4項第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活力向上地域をそれぞれ設定するものとする。

a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。

i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

ii) 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置

iii) 事業者の本社機能の移転又は強化に係る人材育成・人材確保施策の実施

iv) 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施

v) その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組

なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることとする。

b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、内閣府令第29条に掲げる要件の全てに該当する地域であることとする。

なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第1号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を定めることとする。

i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること

ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められていることが認められる地域であること

ホ また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

ヘ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

- a. 法令等を遵守しているものであること
- b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

ト また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

④ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第4項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、③ホに基づき6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ (略)

4)・5) (略)

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3)④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を

行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※1）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※2）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針4の3）特定政策課題の具体的なテーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	
実践型地域雇用創造事業	<p>地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等に加え、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる取組等を内容とする雇用対策事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。</p> <p>地域再生計画の認定を支援の要件とする。</p> <p>雇用創造に向けた意欲が高い地域において、地域が提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に委託して実施する。</p>	厚生労働省	省 略

○ 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(平成28年4月1日内閣府地方創生推進室)(抜粋)

1-11 実践型地域雇用創造事業(厚生労働省):【B0906】

① (略)

② 支援措置の内容

地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域内の市町村(特別区を含みます。以下、この事業について「市町村」という。)及び経済団体等から構成される協議会(以下、「協議会」という。)が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を支援します。

事業額は、1地域1年度当たり2億円、2以上の市町村が共同で地域雇用創造計画を策定した地域にあっては2.5億円を上限とし、同一地域における事業期間は、3年を上限とします。

なお、一の協議会が同時に二以上の事業構想を提案することはできません。

③ 支援措置に係る必要な手続

実践型地域雇用創造事業の実施に当たり、協議会は、あらかじめ、別途各都道府県労働局に雇用対策事業の構想を提出し、有識者等からなる第三者委員会による選抜の結果、当該構想が採択されることが必要です。

④ 認定申請にあたって必要な書類

各都道府県労働局へ提出した事業構想を添付してください。

○ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 (略)

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。

二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出(以下「雇用の創造」という。)の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

五 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

(地域雇用創造計画)

第6条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自発雇用創造地域の区域

二 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」という。）に関する事項

三 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

四 計画期間

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

4 市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、地域雇用創造協議会の意見を聴くように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用創造計画に係る地域が自発雇用創造地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

- 7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置 (地域雇用開発のための事業)

第10条 政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

- 2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)

第14条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体への援助)

第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

- 2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。

○ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月31日参議院厚生労働委員会）

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する

雇用対策の強化に努めること。

○ 「実践型地域雇用創造事業募集について～平成 28 年度第 1 次募集～」(抜粋)

2. 対象地域

以下の(1)、(2)のいずれにも該当する地域が対象となります。

(1) 地域雇用開発促進法(昭和 62 年法律第 23 号)に規定する同意自発雇用創造地域(※)であること。

※ 同意自発雇用創造地域とは

地域雇用開発促進法第 2 条に規定する自発雇用創造地域(以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する地域をいう。)であって、当該地域の市町村等が単独又は共同して実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ同法第 6 条に規定する地域雇用創造計画を策定し、同条の規定に基づく厚生労働大臣の同意を得ている又は得る予定としている地域をいいます。

(ア) 一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域であること。二以上の市町村の区域とすることは、原則として隣接した市町村からなる区域とすること。

(イ) その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること。

具体的には、下記 A から B までのいずれかに該当すること。

A 最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が全国平均(全国平均が 1 倍以上のときは 1、0.67 倍未満のときは 0.67)以下であること。

B 次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a) 最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が 1 倍未満であること。

(b) 応募市町村における最近 5 年間の人口減少率が全国における最近 5 年間の人口減少率以上であること。

(c) 応募市町村が「まち・ひと・しごとの創生に関する地方版総合戦略」を策定していること又は平成 27 年度中に策定する予定であること。

(ウ) その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること

(2) 実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)に規定する地域再生計画を策定し、同法の規定に基づく内閣総理大臣の認定(変更申請に係る認定を含む。)を得ている又は得る予定としている地域であること。

○ 地域提案型雇用創造促進事業について(平成18年度)(厚生労働省職業安定局平成18年1月)(抜粋)

2 事業の対象地域

(1) 基本的考え方

以下のいずれをも満たす地域を対象地域とします。

[1] 雇用機会が少ない地域であること。

[2] 地域再生計画の認定を受け、自発的に地域の雇用創造に取り組む地域であること。

(2) 具体的な判断基準

(1) [1]について

以下のいずれかを満たす地域

イ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第9条第1項に規定する同意雇用機会増大促進地域である地域

ロ パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業(以下「事業」という。)実施の直近1年間における当該地域の有効求人倍率(※1)の平均(※2)が概ね1倍未満である地域

なお、上記イ、ロに該当しない地域であっても、当該地域の基幹産業における事業所数、従業員数、製造品出荷額、年間商品販売額等が減少していることに伴い雇用情勢が今後悪化する蓋然性が極めて高い地域については、対象地域に該当とすることとします。

※1 当該地域を管轄する公共職業安定所における一般の有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む。)の数字を使用してください。当該地域が公共職業安定所の管轄区域と一致しない場合の計算方法は以下のとおりです。

(イ) 当該地域が公共職業安定所の管轄区域の一部である場合

当該地域に係る有効求人数・有効求職者数は、それぞれ、当該地域の事業所数

- ・ 労働力人口が当該地域が含まれる公共職業安定所の管轄の全事業所数・全労働力人口に占める割合により按分して算定します。

(ロ) 当該地域が複数の公共職業安定所の管轄区域にまたがる場合

(地域の有効求人数の合計÷地域の有効求職者数の合計)により算定した数値とします。

[例] 地域：α市及びβ町

[A 安定所の管轄：α市全域(のみ)
B 安定所の管轄：β町全域及びγ町全域]

・ β町の事業所数割合

= β町の事業所数 ÷ β町とγ町の事業所数の合計

・ β町の労働力人口割合

= β町の労働力人口 ÷ β町とγ町の労働力人口の合計

・ 地域の有効求人数

= A 安定所の有効求人数 + B 安定所の有効求人数 × β町の事業所数割合

- ・地域の有効求職者数
 $= A \text{ 安定所の有効求職者数} + B \text{ 安定所の有効求職者数} \times \beta \text{ 町の労働力人口割合}$
- ・地域の有効求人倍率
 $= \text{地域の有効求人数} \div \text{地域の有効求職者数}$

※2 平均の求め方（12か月）は以下のとおりです。

- ・ 有効求人数の平均（A）：各月の有効求人数の合計 \div 12
- ・ 有効求職者数の平均（B）：各月の有効求職者数の合計 \div 12
- ・ 有効求人倍率の平均 $= A \div B$

（注）各月の求人倍率から平均を求めるものではありません。

○ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成19年法律第79号）による改正前の地域雇用開発促進法（抜粋）

第2条（略）

2 この法律において「雇用機会増大促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 その地域内に求職者が多数居住し、かつ、当該求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。
- 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

3～5 （略）

第5条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて雇用機会増大促進地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用機会増大計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用機会増大計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 雇用機会増大促進地域の区域
- 二 雇用機会増大促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 三 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 四 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域雇用機会増大計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域雇用機会増大計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 その地域雇用機会増大計画に係る地域が雇用機会増大促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。
- 二 第2項第2号から第4号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域雇用機会増大計画が第4項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第4項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の場合について準用する。

第9条 政府は、第5条第4項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画（同条第7項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る雇用機会増大促進地域（以下「同意雇用機会増大促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意雇用機会増大促進地域内において事業所を設置し、又は整備して同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

（注）下線は当省が付した。

表 3-④ 地域雇用開発促進法第五条第六項及び第六条第六項の審議会を定める政令（平成13年政令第319号）（抜粋）

内閣は、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

地域雇用開発促進法第五条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第六条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

（注）下線は当省が付した。

表 3-⑤ 地域雇用開発促進法施行規則（平成13年厚生労働省令第193号）（抜粋）

（権限の委任）

第14条 法第五条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の権限（政令で定める審議会の意見を聴くことに限る。）並びに法第六条第五項及び第六項（関係行政機関の長に協議することを除く。）（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の権限は、それぞれの同意に係る計画に定める地域を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

（注）下線は当省が付した。

表 3-⑥ 地域再生計画の記載事項に関する規定

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

- (1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項

第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

三 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

五 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

六 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再

生拠点」という。)の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。)が行うものに関する事項

八 生涯活躍のまち形成地域(人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業(以下「生涯活躍のまち形成事業」という。)に関する事項

九 遊休工場用地等(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等(以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。)の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。)に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域(同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。)における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設(以下「地域農林水産業振興施設」という。)を整備する事業に関する事項

十一 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別区域計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十一において「中心市街地活性化基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十二において「産業集積形成等基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出又は経

済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

○ 地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抜粋）

（地域再生計画の認定の申請）

第 1 条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項 に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～十四 （略）

2 （略）

（地域再生計画の記載事項）

第 2 条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあっては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

五 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、第四条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第五条第四項第四号イの事項を記載する場合 第六条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第三十八条において同

じ。)又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第七条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ニ 法第五条第四項第四号ハの事項を記載する場合 除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

七 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

ハ 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置の内容及びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環

境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

- 2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。
- 3 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。
- 4 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第四号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-3 その他の事業

6 計画期間

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 地域再生法第5条第4項第1号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由も併せて記載してください。

注2 地域再生法第5条第4項第2号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法も併せて記載してください。

注3 地域再生法第5条第4項第4号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度も併せて記載してください。

注4 1、4及び7に掲げる事項については、記載するよう努めること。

(注) 下線は当省が付した。

表3-⑦ 地域雇用創造計画の記載事項に関する規定

○ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（抜粋）

（地域雇用創造計画）

第6条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自発雇用創造地域の区域

二 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」という。）に関する事項

三 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

四 計画期間

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項に関する事項

○ **地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造計画に係る計画案の送付について(参考送付)(平成19年8月1日付け厚生労働省職業安定局事務連絡)(抜粋)**

地域雇用開発促進法第2条第3項に基づく自発雇用創造地域における地域雇用創造計画の策定等については、「平成19年度における地域雇用創造推進事業の実施に係る審査結果について」(平成19年7月19日付け職発第0719001号)等の通知にて御連絡したとおり、地域雇用創造推進事業の今年度の第一次実施予定地域の採択内定通知を発出し、当該地域等における地域雇用創造計画の策定・同意に向け、関係地方公共団体担当部局等と調整中であるものと思料されますが、地域雇用創造計画に盛り込むべき記載内容について、多数の問い合わせ等をいただいているところであり、今般、別添のとおり同計画案を参考送付するので、地域雇用開発促進法の円滑な施行に向けて、今後とも地方公共団体担当部局等と緊密な連携を図っていただくようよろしくお願い致します。

○○地域雇用創造計画

平成○○年○月

○○市町村

目次

I	自発雇用創造地域の区域	○
1	自発雇用創造地域の区域	○
2	要件該当区域であることの明示	○
II	労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	○
1	地域の概況	○
2	人口、労働力人口、就業構造等の動向	○
3	地域内の労働力需給状況等の雇用面における課題や雇用動向を踏まえた雇用開発計画の方向性	○
III	地域雇用開発の目標に関する事項	○
1	地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出	○
(1)	アウトプット指標	○
(2)	アウトカム指標	○
(3)	当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法	○
2	地域雇用創造推進事業以外の雇用創出事業の実施に伴う雇用創出	○
IV	地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項	○
1	地域重点分野の設定	○

2 地域重点分野に係る市町村自らが当該分野において行う雇用機会の創出に関する施策及び今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

V 地域雇用創造協議会に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

1 協議会の名称及び構成員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

2 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

1 地域雇用開発の促進のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VII 計画期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VIII 自発雇用地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

III 地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出

(1) アウトプット指標 (略)

(2) アウトカム指標 (略)

(3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法

① アウトプット指標設定の根拠 (略)

② アウトカム指標設定の根拠 (略)

③ 当該目標の把握の方法 (略)

※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。

※ 「地域雇用創造推進事業・事業構想提案書」において記載した、毎年度ごとに事業を利用し、創出された雇用者数を常用雇用、常用雇用以外及び創業者別の人数を記載すること。

なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、下記の「VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項」の「1 地域雇用開発の促進のための措置」において盛り込むこととなる地域雇用創造推進事業の実施に伴い、本計画期間中における事業内容や目標数値の変更が想定されるが、事業内容やアウトプット・アウトカムの目標数値の変更が生じた場合は、その都度、本計画の変更手続きは行わずに、上記のように、いわゆる「みな

し規定」を本計画中に盛り込むことが望ましい。

また、「事業構想提案書」において記載した、「地域求職者等の主な就職予定先」及び「地域求職者等の主な創業分野」についても、参考として記載すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑧ 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項

	地域再生計画	地域雇用創造計画
記載事項	1 地域再生計画の名称 2 地域再生計画の作成主体の名称 3 地域再生計画の区域 4 地域再生計画の目標 5 地域再生を図るために行う事業 5-1 全体の概要 5-2 特定政策課題に関する事項 5-3 法第5条の特別の措置を適用して行う事業 5-4 その他の事業 6 計画期間 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項	1 自発雇用創造地域の区域 2 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項 3 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項 4 地域重点分野に関する事項 5 地域雇用創造協議会に関する事項 6 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 7 計画期間 8 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

(注) 「地域再生計画」欄の記載事項は、地域再生法第5条第2項から第4項まで並びに地域再生法施行規則第2条及び別記様式第1に基づき、「地域雇用創造計画」欄の記載事項は、地域雇用開発促進法第6条第2項及び第3項に基づき、当省が作成した。

表 3-⑨ 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(平成28年4月1日内閣府地方創生推進室)(抜粋)

1-8 実践型地域雇用創造事業(厚生労働省):【B0906】

①~④ (略)

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、実践型地域雇用創造事業の活用方法について、記載してください。なお、記載に当たっては、各都道府県労働局へ提出した、実践型地域雇用創造事業の委託に係る雇用対策事業の事業構想の該当部分を抜き出し、記載をしても構いません。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑩ 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項の比較

表 3-⑩-i 地域再生計画（さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト）と地域雇用創造計画（札幌市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	札幌市		
計画	地域再生計画(さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト)	地域雇用創造計画 (札幌市地域雇用創造計画)	
区域	3 地域再生計画の区域 札幌市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 北海道 札幌市	
指標 (目標値)	4-3 地域再生計画の数値目標 前述の取組みを進めるに当たっては、「食のまち札幌の推進」、「健康・福祉サービスの充実」、「札幌らしい新産業の育成と拡大」の3つの重点項目については、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)」を活用するとともに、併せて札幌市独自の産業振興施策に取り組みむことにより、産業人材の育成を図り、地域経済の活性化と大きな雇用機会の創出を目指すものである。 【数値目標】 産業人材の育成事業等による就職者数 3,013 人 このうち地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)による就職者数 1,013 人、本市独自の事業実施による就職者数 2,000 人。	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 (略) (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 276 人 (常雇 115 人、常雇以外 155 人、創業者 6 人) ② 平成 21 年度 364 人 (常雇 160 人、常雇以外 195 人、創業者 9 人) ③ 平成 22 年度 375 人 (常雇 174 人、常雇以外 191 人、創業者 10 人) 合 計 1,015 人 (常雇 449 人、常雇以外 541 人、創業者 25 人) (後略) (3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法 ①～③ (略) <参考> ※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された	

		<p>場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。</p> <p>(参考：地域雇用創出推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 平成20年度 276人(常雇115人、常雇以外155人、創業者6人)</p> <p>② 平成21年度 364人(常雇160人、常雇以外195人、創業者9人)</p> <p>③ 平成22年度 373人(常雇172人、常雇以外191人、創業者10人)</p> <p>合計 1,013人(常雇447人、常雇以外541人、創業者25人)</p>
<p>事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 「地域雇用創出推進事業【B0902】を活用した事業</p> <p>■事業実施主体 (略)</p> <p>■構成員 (略)</p> <p>■実施する事業内容</p> <p>I 雇用拡大メニュー</p> <p>A 企業経営強化事業</p> <p>(1) 企業経営強化・相談事業</p> <p>(2) 食の安全安心セミナー(HACCP専門コース)</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) <u>地域雇用開発助成金の活用</u></p> <p><u>地域雇用開発促進法に基づき雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</u></p> <p>(2) <u>企業立地促進法に基づき各種支援制度の活用</u></p> <p><u>平成19年12月に、北海道を事務局として札幌市、小樽市、石狩市(旧厚田村、旧浜益村部分を除く。)、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、安平町、むかわ町、厚真町、白老町、登別市、室蘭市及び伊達市(旧大滝村部分を除く。)の11市4町で構</u></p>

	<p>II 人材育成メニュー</p> <p>A 「食のまち・さっぽろ」推進人材育成</p> <p>(1) 食のブランド開発・安全安心を担う人材育成事業</p> <p>(2) マーケティング、販売促進を担う人材育成事業</p> <p>(3) 流通業界高度化、東アジア圏への販路拡大人材育成事業</p> <p>(4) 食の創業塾（すすきのオーナー養成）</p> <p>B さっぽろ健康・福祉サービス人材育成</p> <p>(1) 介護予防サービス人材育成事業</p> <p>(2) 認知症ケア人材育成事業</p> <p>C さっぽろ新産業人材育成</p> <p>(1) 組込み系IT人材育成事業</p> <p>(2) 映像コンテンツ人材育成事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p> <p>(1) 合同企業説明会の開催</p> <p>(2) ホームページによる就職情報の発信</p> <p>5-3-2 札幌市が独自で展開する事業</p> <p>(1) 食関連産業分野</p> <p>① アジア圏等経済交流促進事業</p> <p>② 国内販路拡大支援事業</p> <p>③ 都心部における北海道の魅力発信事業</p>	<p>成す、「道央中核地域産業活性化協議会」が設立され、現在基本計画を策定しているところである。</p> <p>集積する業種としては、①自動車関連産業、②機械金属関連産業、③医薬品関連産業、④情報関連産業の4業種を対象として、産業集積を図るべく同法への取組みを実施する予定であり、経済産業大臣による基本計画同意後に事業化を進めていく。</p> <p>(3) <u>JAPANブランド育成支援事業（経済産業省）</u></p> <p>地域の伝統的な技術や素材などを活用して世界に通用するブランド確立に取り組みプロジェクトを支援する事業で、対象は商工会議所や商工所等が行うプロジェクトとなっている。総事業費の2/3相当額（上限2,000万円）が補助される。</p> <p>本市では、札幌商工会議所が提案した『スイーツの街・札幌ブランド発信事業』が平成18年度に採択され、19年度も引き続き実施したところである。</p> <p>(4) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>A 企業経営強化事業</p> <p>ア 企業経営強化・相談事業</p> <p>イ 食の安全安心セミナー（HACCP専門コース）</p> <p>ウ 健康・福祉サービス事業所講演会</p> <p>エ 映像コンテンツ制作専門家講習</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象とすること）</p> <p>A 「食のまち・さっぽろ」推進人材育成</p> <p>ア 食のブランド開発・安全安心を担う人材育成事業</p> <p>イ マーケティング、販売促進を担う人材育成事業</p>
--	--	--

	<p>④ 「食のまち」札幌の推進</p> <p>⑤ 魅力ある食づくり推進事業</p> <p>⑥ 札幌ブランド構築・推進事業</p> <p>⑦ 新たな秋のイベント事業</p> <p>⑧ 「顔の見える農業」推進事業</p> <p>⑨ 定山溪地区生ごみ堆肥化推進事業</p> <p>⑩ 家庭用廃食油資源化促進事業</p> <p>(2) 健康・福祉サービス産業分野</p> <p>① 地域包括支援センター（介護・健康何でも相談センター）運営事業</p> <p>② 介護予防事業の充実</p> <p>③ 認知症サポーター養成事業</p> <p>④ 高齢者ひとくち講座・口腔ケア推進事業</p> <p>(3) 新産業分野</p> <p>① 首都圏ビジネスチャンス拡大支援事業</p> <p>② 企業連携構築事業</p> <p>③ さっぽろコンテントスマケット創出事業</p> <p>④ さっぽろフィルムコミッション強化事業</p> <p>⑤ 高度情報通信人材育成・活用事業</p> <p>⑥ 新産業育成推進事業</p> <p>⑦ 北海道大学連携型起業家施設運営事業</p> <p>⑧ さっぽろバイオクラスタ構想“BIO-S”推進事業</p> <p>⑨ 企業誘致促進事業</p> <p>⑩ 雇用創出型ニュービジネス立地促進事業</p>	<p>ウ 流通業界高度化、東アジア圏への販路拡大人材育成事業</p> <p>エ 食の創業塾（すすきのオーナー養成）</p> <p>B さっぽろ健康・福祉サービス人材育成</p> <p>ア 介護予防サービス人材育成事業</p> <p>イ 認知症ケア人材育成事業</p> <p>C さっぽろ新産業人材育成</p> <p>ア 組込み系IT人材育成事業</p> <p>イ 映像コンテンツ人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 合同企業説明会の開催</p> <p>イ ホームページによる就職情報の発信</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組み</p> <p>(1) 食関連産業分野</p> <p>① アジア圏等経済交流促進事業</p> <p>② 国内販路拡大支援事業</p> <p>③ 都心部における北海道の魅力発信事業</p> <p>④ 「食のまち」札幌の推進</p> <p>⑤ 魅力ある食づくり推進事業</p> <p>⑥ 札幌ブランド構築・推進事業</p> <p>⑦ 新たな秋のイベント事業</p> <p>⑧ 「顔の見える農業」推進事業</p> <p>⑨ 定山溪地区生ごみ堆肥化推進事業</p> <p>⑩ 家庭用廃食油資源化促進事業</p> <p>(2) 健康・福祉サービス産業分野</p> <p>① 地域包括支援センター（介護・健康何でも相談センター）運営</p>
--	--	---

	<p>① ベンチャー支援事業 (4) 集客交流産業分野</p> <p>① さっぽろ雪まつり魅力アップ事業 ② ライラックまつり魅力アップ事業 ③ 「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」開催費負担</p> <p>④ 藻岩山魅力アップ事業 ⑤ 定山溪温泉活性化補助 ⑥ 新たな秋のイベント事業【再掲】 ⑦ 大通公園スケスケテイニング・スクエア事業 ⑧ 平岡公園・梅林ライトアップ事業 ⑨ 北緯 43° 花香る北の街づくり事業 ⑩ 観光都市さっぽろ推進事業 ⑪ 首都圏シティPR 事業 ⑫ ターゲット別国内観光プロモーション事業 ⑬ 国際観光誘致事業 ⑭ 北海道洞爺湖サミット開催関連事業 ⑮ 都心部における北海道の魅力発信事業【再掲】</p> <p>(5) ものづくり産業分野</p> <p>① ものづくり産業活性化支援事業 ② コミュニティ型建設業創出事業</p> <p>(6) 地域重点分野全体に係ること</p> <p>① 中小企業金融対策資金 ② 元気がんばれ資金 ③ 就業者総合サポート事業</p>	<p>事業</p> <p>② 介護予防事業の充実 ③ 認知症サポーター養成事業 ④ 高齢者ひとくち講座・口腔ケア推進事業</p> <p>(3) 新産業分野</p> <p>① 首都圏ビジネスチャンス拡大支援事業 ② 企業連携構築事業 ③ 「創造都市さっぽろ (sapporo ideas city)」の活用と推進 ④ さっぽろコンテントマーケティング創出事業 ⑤ さっぽろフィルムコミッション強化事業 ⑥ 高度情報通信人材育成・活用事業 ⑦ 新産業育成推進事業 ⑧ 北海道大学連携型起業家施設運営事業 ⑨ さっぽろバイオクラスタ構想“BIO-S”推進事業 ⑩ 企業誘致促進事業 ⑪ 雇用創出型ニュービジネス立地促進事業 ⑫ ベンチャー支援事業</p> <p>(4) 集客交流産業分野</p> <p>① さっぽろ雪まつり魅力アップ事業 ② ライラックまつり魅力アップ事業 ③ 「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」開催費負担 ④ 藻岩山魅力アップ事業 ⑤ 定山溪温泉活性化補助 ⑥ 新たな秋のイベント事業【再掲】 ⑦ 大通公園スケスケテイニング・スクエア事業</p>
--	---	---

	④ 団塊の世代及び女性の起業支援事業	⑧ 平岡公園・梅林ライトアップ事業 ⑨ 北緯43° 花香る北の街づくり事業 ⑩ 観光都市さっぽろ推進事業 ⑪ 首都圏シェアIPR事業 ⑫ ターゲット別国内観光プロモーション事業 ⑬ 国際観光誘致事業 ⑭ 北海道洞爺湖サミット開催関連事業 ⑮ 都心部における北海道の魅力発信事業【再掲】 (5) ものづくり産業分野 ① ものづくり産業活性化支援事業 ② コミュニティ型建設業創出事業 (6) 地域重点分野全体に係ること ① 中小企業金融対策資金 ② 元気がんばれ資金 ③ 就業者総合サポート事業 ④ 団塊の世代及び女性の起業支援事業
計画期間	6 計画期間 地域再生計画認定の日から平成23年3月末まで	VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標(目標値)」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-ii 地域再生計画（釧路市雇用創造計画）と地域雇用創造計画（釧路市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	釧路市	
計画	地域再生計画（釧路市雇用創造計画）	地域雇用創造計画（釧路市地域雇用創造計画）
区域	3 地域再生計画の区域 釧路市の全域	1 自発雇用創造地域の区域 北海道釧路市
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 具体的には年度平均有効求人倍率を現在（平成 19 年度）の 0.45 倍から過去 10 年間の最高値である、平成 12 年度の 0.54 倍への引き上げと、3 年間の雇用創出の目標を 97 人とし、雇用の拡大を目指す。	5 事業実施による効果 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 34 人（常雇 34 人、常雇以外人、創業者 人） ② 平成 21 年度 39 人（常雇 39 人、常雇以外人、創業者 人） ③ 平成 22 年度 39 人（常雇 39 人、常雇以外人、創業者 人） 合計 112 人（常雇 112 人、常雇以外人、創業者 人） （後略） (3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法 ①～③（略） <参考> ※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。

		<p>(参考：地域雇用創出推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 平成20年度 29人 (常雇29人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>② 平成21年度 34人 (常雇34人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>③ 平成22年度 34人 (常雇34人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>合計 97人 (常雇97人、常雇以外人、創業者人)</p>
事業	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域雇用創出推進事業【B0902】</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア 地場産皮革製品開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア IT人材育成事業</p> <p>イ 工業技術講習会</p> <p>ウ 建設関連技能講習会</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア U・Iターフェア事業</p> <p>イ 社会福祉施設マッチング事業</p> <p>ウ 就職促進事業</p> <p>エ 専門的人材誘致・確保事業</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) <u>地域雇用開発助成金の活用</u></p> <p><u>地域雇用開発促進法に基づき雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</u></p> <p>(2) <u>企業立地促進法に基づき各種支援制度の活用</u></p> <p><u>釧路白糠地域産業活性化協議会を立ち上げ産業活性化基本計画を作成中。</u></p> <p>(3) 地域雇用創出推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア 地産地消推進事業</p> <p>イ 地場産品市場拡大事業</p>

	<p>5-3-2 釧路市で行う事業</p> <p>1 産業再生の取組み</p> <p>(1) 観光分野振興事業(平成16年度～)</p> <p>① 体験型(滞在型)観光推進事業</p> <p>② 地域間連携推進事業(異国プロジェクト)</p> <p>③ 交通観光資源活性化調査事業</p> <p>④ 観光・食産業連携事業</p> <p>(2) 情報通信分野事業(平成16年度～)</p> <p>① ITシステムの開発促進</p> <p>② 農家、農協等と連携した農産物栽培履歴管理システムの事業化検討</p> <p>③ 釧路ITクワーター推進協会(民間団体)へ</p>	<p>ウ 新製品開発事業</p> <p>地場産皮革製品開発事業</p> <p>地場産食材普及改良事業</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア IT人材育成事業</p> <p>イ 工業技術講習会</p> <p>ウ 建設関連技能講習会</p> <p>エ 職長安全衛生責任者研修</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア U・Iターフェア事業</p> <p>イ 社会福祉施設マッチング事業</p> <p>ウ 就職促進事業</p> <p>エ 専門的人材誘致・確保事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) 地場産品の普及促進事業(平成16年度～継続)</p> <p>地産地消の推進</p> <p>販路拡大/台湾との交流促進</p> <p>(2) 観光分野振興事業(平成16年度～)</p> <p>体験型(滞在型)観光推進事業</p> <p>地域間連携推進事業(異国プロジェクト)</p> <p>観光通観光資源活性化調査事業</p> <p>観光・食産業連携事業</p> <p>(3) 情報通信分野事業(平成16年度～)</p> <p>ITシステムの開発促進</p> <p>農家、農協等と連携した農産物栽培履歴管理システムの事業化</p>
--	--	---

	<p>の活動支援</p> <p>④ I T産業の人材育成、交流・連携の促進</p> <p>(3) 福祉分野(平成18年度～)</p> <p>① 自立支援プログラム</p> <p>(4) ものづくり分野(平成15年度～)</p> <p>① 技術開発・技術相談等の支援</p> <p>② 職業能力開発等の支援</p>	<p>検討</p> <p>銚路 I Tクラスター推進協会(民間団体)への活動支援</p> <p>I T産業の人材育成、交流・連携の促進</p> <p>(4) 福祉分野(平成18年度～)</p> <p>自立支援プログラム</p> <p>(5) ものづくり分野(平成15年度～)</p> <p>技術開発・技術相談等の支援</p> <p>職業能力開発等の支援</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>地域再生計画の認定日～平成23年3月31日</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標(目標値)」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-iii 地域再生計画（即戦力となる中核的人材創出計画）と地域雇用創出計画（北見地域雇用創出計画）の比較

計画作成主体	北見市	
計画	地域再生計画（即戦力となる中核的人材創出計画）	地域雇用創出計画（北見地域雇用創出計画）
区域	3 地域再生計画の区域 北見市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 北海道北見市
指標（目標値）	4. 地域再生計画の目標 このため、今後の発展が期待される I T 産業、観光産業において、地域の特性を生かした産業振興を推進するため、即戦力となる中核的な人材の創出を図る。具体的には、様々な産業発展に結び付いていることが期待できる地域雇用創出推進事業を実施し、3年間で210人の雇用の創出を目指す。	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創出推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 40人（常雇26人、常雇以外14人、創業者人） ② 平成20年度 70人（常雇42人、常雇以外28人、創業者人） ③ 平成21年度 100人（常雇58人、常雇以外42人、創業者人） 合計 210人（常雇126人、常雇以外84人、創業者人）
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2（略） 5-3 その他の事業 5-3-1 地域雇用創出推進事業（新パッケージ事業） ①・②（略） ③ 事業内容 ア. 高度 I T 技術者養成事業 イ. 「滞在型」観光確立支援事業 ウ. 就職支援事業	VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施（地域創業助成） <u>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業する者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用を推進を図り、創業による雇用機会の創出に努める。</u> <u>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</u>

	<p>5-3-2 その他自治体独自の取組み</p> <p>① 産学官共同研究開発委託事業</p> <p>② 企業立地促進事業</p> <p>③ 企業立地報奨制度</p> <p>④ 地域職業訓練センター支援事業</p> <p>⑤ 雇用就業推進事業</p> <p>⑥ 中小企業融資制度</p> <p>⑦ 観光振興事業</p> <p>⑧ 北見駅観光案内所運営費</p>	<p>(2) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニユーム該当なし</p> <p>② 人材育成メニユーム</p> <p>ア 高度IT技術者養成事業</p> <p>イ 「滞在型」観光確立支援事業</p> <p>③ 就職促進メニユーム</p> <p>ア 就職支援事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組み</p> <p>(1) 産学官共同研究開発委託事業</p> <p>(2) 企業立地促進事業</p> <p>(3) 企業立地報奨制度</p> <p>(4) 地域職業訓練センター支援事業</p> <p>(5) 雇用就業推進事業</p> <p>(6) 中小企業融資制度</p> <p>(7) 観光振興事業</p> <p>(8) 北見駅観光案内所運営費</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>認定の日から平成22年3月末まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成22年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-iv 地域再生計画（地域の人材育成を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン）と地域雇用創造計画（青森市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	青森市																					
計画	地域雇用創造計画（青森市地域雇用創造計画）																					
区域	1 自発雇用創出地域の区域 青森県青森市																					
指標（目標値）	3 地域再生計画の区域 青森市の全域	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創出推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 75人 ② 平成20年度 125人 ③ 平成21年度 155人 合計 355人																				
事業	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>○ 「地域雇用創出推進事業」における実施効果（地域求職者等の就職者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>総数</th> <th>うち常用雇用</th> <th>うち常雇以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>75</td> <td>53</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>125</td> <td>73</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>155</td> <td>93</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>355</td> <td>219</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：人</p>	実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外	20年度	75	53	22	21年度	125	73	52	22年度	155	93	62	計	355	219	136	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) <u>中心市街地活性化法</u> 計 画 名：青森市中心市街地活性化基本計画 (2) <u>構造改革特区</u> 該当なし (3) <u>地域再生計画</u></p>
実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外																			
20年度	75	53	22																			
21年度	125	73	52																			
22年度	155	93	62																			
計	355	219	136																			
	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2（略）</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 支援措置「地域雇用創出推進事業」（新パッケージ事業）により取り組む</p> <p>(1) 事業の実施主体（略）</p> <p>(2) 事業の具体的内容と実施期間</p> <p>I. 雇用拡大メニュー</p>	<p>5 目標を達成するための中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン)</p> <p>3 地域再生計画の区域 青森市の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>○ 「地域雇用創出推進事業」における実施効果（地域求職者等の就職者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>総数</th> <th>うち常用雇用</th> <th>うち常雇以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>75</td> <td>53</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>125</td> <td>73</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>155</td> <td>93</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>355</td> <td>219</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：人</p>	実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外	20年度	75	53	22	21年度	125	73	52	22年度	155	93	62	計	355	219	136
実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外																			
20年度	75	53	22																			
21年度	125	73	52																			
22年度	155	93	62																			
計	355	219	136																			

	<p>① パサーージュ広場出店者の起業家支援事業</p> <p>② 陸奥湾海産資源販路拡大事業</p> <p>③ 青森産品（りんご、カシス、ホタテ加工品等）商談能力向上事業</p> <p>④ 介護事業主雇用管理研修</p> <p>II. 人材育成メニュー</p> <p>① 観光コース提案者育成事業</p> <p>② 携帯コンテンツ作成研修事業</p> <p>③ 八甲田山岳ガイド育成事業</p> <p>④ 情報通信関連産業人材育成事業</p> <p>⑤ ホームヘルパーキャリアアコンサルティング事業</p> <p>⑥ ホームヘルパースキルアップ研修会</p> <p>III. 就職促進メニュー</p> <p>① ホームページ開設による情報提供事業</p> <p>5-3-2 本市独自の取り組み</p> <p>(1) 商業ベンチャー支援事業</p> <p>(2) つくり育てる漁業推進事業</p> <p>(3) ナマコの食ブランド化推進事業</p> <p>(4) 青森市物産展開催事業</p> <p>(5) 経営革新セミナー</p> <p>(6) I T Sを活用した観光情報提供</p> <p>(7) ユビキタス実証実験</p> <p>(8) 八甲田地区観光商品造成支援事業</p> <p>(9) 雇用促進助成金及び情報通信関連雇用促進補助金</p> <p>(10) 無料職業紹介業務</p>	<p>「遊休農地を活用した新たなチャレンジ計画」(平成18年7月3日:第4回認定)</p> <p>「次世代に引き継ぐ豊かで美しい自然環境計画」(平成18年3月31日:第3回認定)</p> <p>(4) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施(地域創業助成)</p> <p>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業する者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用を推進を図り、創業による雇用機会の創出に努める。</p> <p>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</p> <p>(5) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組み事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</p> <p>青森県が策定した津軽地域雇用開発促進計画に平成19年10月1日付で厚生労働大臣が同意し、深浦を含む津軽地域が同意雇用開発促進地域となった。</p> <p>(6) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>平成19年度に認定された企業立地促進法に基づく基本計画では、青森市を含む津軽地域6市7町2村の区域で①光技術関連産業、②あおもり農工ベสต์ミックス新産業、③あおもりウエルネスランド構想関連産業の3つの産業集積を図ることとしている。</p>
--	---	--

	<p>(11) 経営者支援セミナー (12) 福祉の仕事相談フェア (13) 福祉施設就労体験事業</p>	<p>活用できる支援制度は、協議会活動支援、産業立地支援などの協議会に対する支援、設備投資減税など企業に対する支援、頑張る地方応援プログラムにおける交付税算定措置、<u>企業立地促進に係る地方交付税措置などがある。</u></p> <p>(7) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア パサーージュ広場出店者の起業家支援事業 イ 陸奥湾海産資源販路拡大事業 ウ 青森産品（りんご、カシス、ホタテ加工品等）商談能力向上事業</p> <p>エ 介護事業主雇用管理研修</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア 観光コース提案者育成事業 イ 携帯コンテンツ作成研修事業 ウ 八甲田山岳ガイド育成事業 エ 情報通信関連産業人材育成事業 オ ホームヘルパーキャリアアップ研修会 カ ホームヘルパースキルアップ研修会</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア ホームページ開設による情報提供事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>① 商業ベンチャー支援事業 ② つくり育てる漁業推進事業 ③ ナマコの食ブランド化推進事業 ④ 青森市物産展開催事業</p>
--	---	---

		<p>⑤ 経営革新セミナー</p> <p>⑥ I T S を活用した観光情報提供</p> <p>⑦ ユビキタス実証実験</p> <p>⑧ 八甲田地区観光商品造成支援事業</p> <p>⑨ 経営者支援セミナー</p> <p>⑩ 福祉の仕事相談フェア</p> <p>⑪ 福祉施設就労体験事業</p> <p>⑫ 雇用促進助成金及び情報通信関連雇用促進補助金</p> <p>⑬ 無料職業紹介業務</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 認定の日から平成 23 年 3 月末まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-v 地域再生計画（弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン）と地域雇用創出計画（弘前市地域雇用創出計画）の比較

計画作成主体	弘前市																																																								
計画	地域再生計画（弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン）	地域雇用創出計画（弘前市地域雇用創出計画）																																																							
区域	3 地域再生計画の区域 弘前市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 青森県弘前市																																																							
指標（目標値）	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>本地域再生計画の支援措置「地域雇用創出推進事業」におけるアウトプット指標 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニユー</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用拡大メニユー（事業主を対象）</td> <td>50</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>人材育成メニユー（地域求職者を対象）</td> <td>145</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>就職促進メニユー</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>245</td> <td>390</td> <td>390</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>本地域再生計画の支援措置「地域雇用創出推進事業」におけるアウトカム指標 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニユー</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用拡大メニユー（事業主を対象）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人材育成メニユー（地域求職者を対象）</td> <td>60</td> <td>85</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>就職促進メニユー</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>95</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>	事業メニユー	20年度	21年度	22年度	計	雇用拡大メニユー（事業主を対象）	50	90	90	230	人材育成メニユー（地域求職者を対象）	145	200	200	545	就職促進メニユー	50	100	100	250	計	245	390	390	1,025	事業メニユー	19年度	20年度	21年度	22年度	計	雇用拡大メニユー（事業主を対象）	—	—	—	—	—	人材育成メニユー（地域求職者を対象）	60	85	95	95	240	就職促進メニユー	5	10	10	10	25	計	65	95	105	105	265	<p>III 地域雇用開発の目標に関する事項</p> <p>1 地域雇用創出推進事業の実施に伴う雇用創出</p> <p>(1) アウトプット指標</p> <p>イ 雇用拡大メニユー（利用企業数）</p> <p>① 平成 20 年度 80 社</p> <p>② 平成 21 年度 120 社</p> <p>③ 平成 22 年度 120 社</p> <p>合計 320 社</p> <p>ロ 人材育成メニユー（利用者数）</p> <p>① 平成 20 年度 135 人【地域求職者数 130 人、在職者 5 人】</p> <p>② 平成 21 年度 185 人【地域求職者数 180 人、在職者 5 人】</p> <p>③ 平成 22 年度 185 人【地域求職者数 180 人、在職者 5 人】</p> <p>合計 505 人【地域求職者数 490 人、在職者 15 人】</p> <p>ハ 就職促進メニユー</p> <p>① 平成 20 年度 50 人【地域求職者数 50 人、在職者 0 人】</p> <p>② 平成 21 年度 100 人【地域求職者数 100 人、在職者 0 人】</p> <p>③ 平成 22 年度 100 人【地域求職者数 100 人、在職者 0 人】</p> <p>合計 250 人【地域求職者数 250 人、在職者 0 人】</p>
事業メニユー	20年度	21年度	22年度	計																																																					
雇用拡大メニユー（事業主を対象）	50	90	90	230																																																					
人材育成メニユー（地域求職者を対象）	145	200	200	545																																																					
就職促進メニユー	50	100	100	250																																																					
計	245	390	390	1,025																																																					
事業メニユー	19年度	20年度	21年度	22年度	計																																																				
雇用拡大メニユー（事業主を対象）	—	—	—	—	—																																																				
人材育成メニユー（地域求職者を対象）	60	85	95	95	240																																																				
就職促進メニユー	5	10	10	10	25																																																				
計	65	95	105	105	265																																																				

(2) アウトカム指標

- ① 平成20年度 65人 (常雇 33人、常雇以外 29人、創業者 3人)
 - ② 平成21年度 95人 (常雇 45人、常雇以外 47人、創業者 3人)
 - ③ 平成22年度 105人 (常雇 55人、常雇以外 47人、創業者 3人)
- 合計 265人 (常雇 133人、常雇以外 123人、創業者 9人)

(アウトカム指標の内訳)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			アウトカム指標 設定の概観
	常雇	常雇以外	創業者	常雇	常雇以外	創業者	常雇	常雇以外	創業者	
ロ 人材育成 メニュー ①地元特産品流通・販売促進事業	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	受給した地域高齢者の数が地域福祉分野の飲食料品卸売業等に雇用または飲食料品小売業等の個人事業主となる。これは、人材育成研修の効果により、地域人材育成研修の効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
②福祉・ICT人材育成事業	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	受給した地域高齢者の数が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、ICT人材育成研修の効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
③高齢者人材育成事業	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	受給した地域高齢者の数が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、高齢者人材育成研修の効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
④コーポレート人材育成事業	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	10人 0人 0人 0人	受給者の80%以上が過労死を回避し、健康増進を図られる。これは、コーポレート人材育成研修の効果により、健康増進を図られる。
⑤ホテル従業員人材育成セミナー	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	受給者の33%が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、ホテル従業員人材育成セミナーの効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
⑥観光ガイド養成講座	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	受給者の36~50%が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、観光ガイド養成講座の効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
⑦観光ボランティア人材育成事業	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	7人 0人 0人 0人	受給者の80%以上が過労死を回避し、健康増進を図られる。これは、観光ボランティア人材育成事業の効果により、健康増進を図られる。
⑧地域福祉メニュー ①福祉会ホームページ事業	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	情報提供を活用した地域福祉として、事業利用者のニーズに応える。これは、ホームページの効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
ロ 人材育成メニュー ①福祉会ホームページ事業	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	受給者の36~50%が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、ホームページの効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
ハ 高齢者人材育成メニュー ①福祉会ホームページ事業	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	5人 0人 0人 0人	受給者の36~50%が地域福祉分野の就業率を向上させる。これは、高齢者人材育成メニューの効果により、地域福祉分野の就業率を向上させる。
合計	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	65人 0人 5人 2人	

事業	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 支援措置 地域雇用創出推進事業(新パッケージ事業)により取り組む事業</p> <p>(1) 事業の実施主体</p> <p>(2) 地域重点分野の設定</p> <p>(3) 事業の具体的内容</p> <p>I 雇用拡大メニュー(事業主を対象)</p> <p>1) 地元特産品商品開発マーケティング事業</p> <p>2) 野菜工場推進事業</p> <p>3) 観光コンシェルジュ養成事業</p> <p>①フィルムツアーリズムセミナー</p> <p>②インバウンド観光セミナー</p> <p>③温泉旅館経営指導セミナー</p> <p>II 人材育成メニュー(地域求職者を対象)</p> <p>1) 地元特産品流通・販売促進事業</p> <p>2) 光関連産業人材育成事業</p> <p>①組込ソフト開発人材育成事業</p> <p>②CAD/CAM 技術者人材育成事業</p> <p>③コールセンター人材育成事業</p> <p>3) 観光産業人材育成事業</p> <p>①ホテル従業員人材育成事業</p> <p>②観光ガイド養成講座</p> <p>③観光サポーター人材育成事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施 (地域創業助成金)</p> <p>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業者の者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用を推進を図り、創業による雇用創出に努める。</p> <p>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</p> <p>(2) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</p> <p>青森県が策定した津軽地域雇用開発促進計画に平成 19 年 10 月 1 日付で厚生労働大臣が同意し、深浦を含む津軽地域が同意雇用開発促進地域となった。</p> <p>(3) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>平成 19 年度に認定された企業立地促進法に基づく基本計画では、深浦町を含む津軽地域 6 市 7 町 2 村の区域で①光技術関連産業、②あおり農工パストミックス新産業、③あおりウェルネスランド構想関連産業の 3 つの産業集積を図ることとしている。</p> <p>活用できる支援制度は、協議会活動支援、産業立地支援などの協議会に対する支援、設備投資減税など企業に対する支援、頑張る地方応援プログラムにおける交付税算定措置、企業立地促進に係る地</p>
----	---	--

	<p>1) 協議会ホームページ事業</p> <p>5-3-2 本市独自の取り組み</p> <p>(1) 光技術産業関連事業</p> <p>(2) 農工ベスタミックス構想推進事業</p> <p>(3) 四大まつり等観光事業</p> <p>(4) 弘前感交劇場推進プロジェクト</p> <p>(5) 東北新幹線新青森駅開業に向けた観光振興事業</p>	<p><u>方交付税措置などがある。</u></p> <p>(4) 地域雇用創造推進事業の活用 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>1) 地元特産品開発マーケティング事業</p> <p>2) りんごIT情報人材促進セミナー</p> <p>3) 野菜工場推進事業</p> <p>4) 観光コンシェルジュ養成事業</p> <p>①フイルムツアーズムセミナー</p> <p>②インバウンド観光セミナー</p> <p>③温泉旅館経営指導セミナー</p> <p>人材育成メニュー（地域求職者を対象）</p> <p>1) 地元特産品流通・販売促進事業</p> <p>2) 光関連産業人材育成事業</p> <p>①組込ソフト開発人材育成事業</p> <p>②CAD/CAM技術者人材育成事業</p> <p>③コールセンター人材育成事業</p> <p>3) 観光産業人材育成事業</p> <p>①ホテル従業員人材育成事業</p> <p>②観光ガイド養成講座</p> <p>③観光サポーター人材育成事業</p> <p>就職促進メニュー</p> <p>1) 協議会ホームページ事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) 光技術産業関連事業</p> <p>(2) 農工ベスタミックス構想推進事業</p> <p>(3) 四大まつり等観光事業</p>
--	---	---

		(4) 弘前感交劇場推進プロジェクト (5) 東北新幹線新青森駅開業に向けた観光振興事業
計画期間	6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで	VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-vi 地域再生計画(産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト)と地域雇用創造計画(福島県会津地域雇用創造計画)の比較

計画作成主体	福島県、会津若松市、喜多方市、福島県南会津郡下郷町、福島県南会津郡檜枝岐村、福島県南会津郡只見町、福島県南会津郡南会津町、福島県耶麻郡北塩原村、福島県耶麻郡西会津町、福島県耶麻郡磐梯町、福島県耶麻郡猪苗代町、福島県河沼郡会津坂下町、福島県河沼郡湯川村、福島県河沼郡柳津町、福島県大沼郡三島町、福島県大沼郡金山町、福島県大沼郡昭和村、福島県大沼郡会津美里町	
計画	地域再生計画(産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト)	地域雇用創造計画(福島県会津地域雇用創造計画)
区域	3 地域再生計画の区域 会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町並びに福島県耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町並びに福島県河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに福島県大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の全域	1 自発雇用創造地域の区域 福島県会津地域 (会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)
指標(目標値)	4 地域再生計画の目標 ー目標における指標ー ①本計画による、新規雇用者数の合計(計画期間終了時) 835人 ②本計画による、新規創業者数の合計(計画期間終了時) 46人	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標(略) (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 401人(常雇342人、常雇以外39人、創業者20人) ② 平成20年度 442人(常雇376人、常雇以外43人、創業者23人) ③ 平成21年度 442人(常雇376人、常雇以外43人、創業者23人) 合計1,285人(常雇1,094人、常雇以外125人、創業者66人)

		<p>(参考：地域雇用創造推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 1年度目 275人 (常雇235人、常雇以外26人、創業者14人)</p> <p>② 2年度目 303人 (常雇258人、常雇以外29人、創業者16人)</p> <p>③ 3年度目 303人 (常雇258人、常雇以外29人、創業者16人)</p> <p>合計 881人 (常雇751人、常雇以外84人、創業者46人)</p>
<p>事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置</p> <p>I 雇用拡大メニュー</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業</p> <p>(2) 会津地域の資源・特色を活かしたもののづくり分野における就職促進事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>II 人材育成メニュー</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業</p> <p>(2) 会津地域の資源・特色を活かしたもののづくり分野における就職促進事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p>	<p>VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) 地域の雇用再生プログラム支援措置</p> <p>a 事業名 <u>ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業</u></p> <p>b 事業内容 <u>大手半導体製造業・地元中小企業と工業高校とが一体となつて取り組むものづくり人材育成</u></p> <p>(2) 地域再生総合プログラムに基づく支援措置以外の省庁施策の活用</p> <p>a 事業名 <u>中小企業地域資源活用プログラム</u></p> <p>b 事業内容 <u>産業の技術、農業水産品、観光資源等を活用した新事業の創出</u></p> <p>(3) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>a 事業名 <u>企業立地等を通じた地域産業活性化</u></p> <p>b 事業内容 <u>基本計画に基づく企業立地・集積・事業高度化等に係る各種支援により、産業活性化を図ることになる雇用の創出</u></p> <p>(4) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>a 事業内容 <u>地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域 (会津地域)</u></p>

	<p>(1) 専門窓口設置による相談・訓練事業 (2) 求職者と企業マッチング事業 (3) 情報発信事業</p> <p>5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置に よらない独自の取り組み</p> <p>1. 観光産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①会津高等技術専門学校による人材育成事業 ②尾瀬環境学習支援事業の推進 ③へルスツーリズム連携事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①会津地域経済循環推進協議会の設立 ②ビジット南会津推進事業 ③会津地区郷土料理推奨店事業 ④下野街道観光誘客事業</p> <p>2. ものづくり産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援 センターによる技術支援事業 ②ふくしま産品振興アクションプログラム (平成18年6月)の推進 ③食と農の絆づくり推進事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①新規就農者支援事業 ②会津ブランド推進事業</p>	<p>において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域 雇用開発助成金を支給する。</p> <p>(5) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー (事業主を対象)</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業 (2) 会津地域の資源・特色を活かしたものでづくり分野における就職促進 事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>② 人材育成メニュー (地域求職者等を対象)</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業 (2) 会津地域の資源・特色を活かしたものでづくり分野における就職促進 事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>(1) 常設専門窓口設置による相談・訓練事業 (2) 求職者と企業マッチング事業 (3) 情報発信事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>1. 観光産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①会津高等技術専門学校による人材育成事業 ②尾瀬環境学習支援事業の推進 ③へルスツーリズム連携事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①会津地域経済循環推進協議会の設立</p>
--	---	---

	<p>③特定法人貸付事業（旧：喜多方市アグリ特区）</p> <p>3. 先端産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①企業誘致・立地企業振興対策の推進 ②産学官連携の推進 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①企業OB人材マッチング事業 ②会津産IT技術認定 ③企業誘致促進事業</p>	<p>②ビジット南会津推進事業 ③会津地区郷土料理推奨店事業 ④下野街道観光誘客事業</p> <p>2. ものづくり産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターによる技術支援事業 ②ふくしま産品振興アクションプログラム（平成18年6月）の推進 ③食と農の絆づくり推進事業 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①新規就農者支援事業 ②会津ブランド推進事業 ③特定法人貸付事業（旧：喜多方市アグリ特区）</p> <p>3. 先端産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①企業誘致・立地企業振興対策の推進 ②産学官連携の推進 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①企業OB人材マッチング事業 ②会津産IT技術認定 ③企業誘致促進事業</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>認定の日から平成23年3月末日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標（目標値）」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-vii 地域再生計画（「とっとり高度人材『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－）と地域雇用創造計画（鳥取県地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	鳥取県、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		
計画	地域再生計画（「とっとり高度人材『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－）	地域雇用創造計画（鳥取県地域雇用創造計画）	
区域	3 地域再生計画の区域 米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の全域	1 自発雇用創造地域の区域 鳥取県 〔米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町〕	
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 (1) 現状と課題（略） (2) 目標 【地域雇用創造推進事業における雇用創造に向けた目標】 アウトプット指標 事業利用件数 雇用創出件数 平成20年度 212 52 平成21年度 1,326 488 平成22年度 1,398 512 合計 2,936 1,052	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 イ 雇用拡大メニユー（利用企業数）（略） ロ 人材育成メニユー（利用者数） ①1年度目 94人【地域求職者76人、在職者18人】 ②2年度目 911人【地域求職者729人、在職者182人】 ③3年度目 963人【地域求職者771人、在職者192人】 合計 1,968人 ハ 就職促進メニユー ①1年度目 118人【地域求職者80人、在職者38人】 ②2年度目 410人【地域求職者292人、在職者118人】	

		<p>③3年度目 430人【地域求職者 276人、在職者 154人】 合計 958人 (後略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>①1年度目 52人【常雇 38人、常雇以外 14人、創業者 0人】 ②2年度目 485人【常雇 336人、常雇以外 149人、創業者 0人】 ③3年度目 509人【常雇 352人、常雇以外 157人、創業者 0人】 合計 1,046人</p>
<p>事業</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組</p> <p>(1) 雇用拡大メニュー</p> <p>① 事業拡大等に要する即戦力人材確保事業</p> <p>② 「燦然」人材について語るトップセミナー等開催事業</p> <p>③ 「人材ナビゲーター」派遣事業</p> <p>(2) 人材育成メニュー (地域求職者等を対象)</p> <p>① ビジネススタッフ増強事業</p> <p>② テクニカルサポート育成事業</p> <p>③ エンジニア (品質工学・液晶技術) 育成事業</p> <p>④ アパレル・電気・機械オペレーター育成事業</p> <p>⑤ IT人材育成事業</p> <p>(3) 就職促進メニュー</p> <p>① UJIターン就職フェア実施事業</p>	<p>VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) 地域雇用開発助成金の支給</p> <p>a 事業内容： 地域に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主等に対して地域雇用促進奨励金等を支給</p> <p>(2) 地方再生中小企業創業助成金の支給</p> <p>a 事業内容： 雇用改善の動きが弱い地域における地方再生分野に該当する分野で創業する事業主に対して創業支援金等を支給 (飲食店、飲食料点小売業又はその他の小売業)</p> <p>(3) ものづくり人材育成のための専門学校・地域産業連携事業 (工業高校実践教育導入事業) の実施</p> <p>a 事業内容： 産業界と工業高校の実践的な人材育成プログラムの充実を図り、産業界と工業高校の連携によるもの</p>	

	<p>② (UJIターナー希望者向け) 企業見学会の開催</p> <p>③ (UJIターナー希望者向け) インターンシップの実施</p> <p>④ (県内求職者向け) 企業見学会の開催</p> <p>⑤ (人材育成メニュ参加者向け) 企業見学会・就職フェアの開催</p> <p>5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組</p> <p>(1) 企業立地重点戦略分野</p> <p>① 企業立地促進法に基づく「鳥取県地域産業活性化基本計画」の策定(平成19年10月17日国同意)</p> <p>② 企業立地の促進</p> <p>③ 次世代・地域資源産業育成支援</p> <p>④ 経営革新による新たなビジネスモデルの創出</p> <p>⑤ 打って出る(県外への事業展開)</p> <p>⑥ 「産学金官」連携による産業支援体制</p> <p>⑦ とっとり企業支援ネットワーク</p> <p>⑧ 異業種交流の推進</p> <p>⑨ 中部地区産学金官連携推進連絡会</p> <p>⑩ 産学金官連携情報交換会</p> <p>⑪ 鳥取大学産学・地域連携推進室連絡会</p> <p>⑫ 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業</p> <p>⑬ 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成</p> <p>⑭ 実践的産業人材育成事業</p>	<p>づくり人材育成の仕組みの構築を目指す。特に、鳥取県においては、集積する電気電子産業及びその周辺産業における人材育成のために①回路設計、②ソフトウェア開発、③機械加工、④電力供給、メンテナンス分野等における事業に取り組む。</p> <p>(4) 企業立地促進を通じた地域産業活性化(国同意：平成19年10月17日)</p> <p>a 支援内容：○ 工場立地法の特例に基づく緑地率の緩和</p> <p>○ 農地転用率手続の迅速化</p> <p>○ 立地企業への設備投資減税</p> <p>○ 地方税減免に伴う交付税措置 など</p> <p>(5) 中小企業地域資源活用プログラム</p> <p>a 事業内容：地方中小企業応援ファンド</p> <p>《事業名》 次世代・地域資源産業育成事業</p> <p>○スタート・アップ型(補助金)</p> <p>県と中小機構がファンドを創設し、運用益により企業に助成(運営規模：50億円)</p> <p>○スタート・アップ型(投資)</p> <p>県・中小機構・金融機関等が有限責任組合を創設し、資金を企業に投資(運営規模：7.5億円、5億円)</p> <p>(6) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュ(事業主を対象)</p> <p>ア 事業拡大等に要する即戦力人材確保事業</p> <p>イ 「燦然」人材について語るトップセミナー等開催事業</p>
--	---	--

	<p>⑮ 戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>(2) 事務管理関連分野</p> <p>○ 事務管理部門誘致のための補助制度の創設</p>	<p>ウ 「人財ナビゲーター」派遣事業</p> <p>② 人材育成メニミュー（地域求職者を対象）</p> <p>ア ビジネススタツブ増強事業</p> <p>イ テクニカルサポート育成事業</p> <p>ウ エンジニア（品質工学・液晶技術）育成事業</p> <p>エ アパレル・電気・機械オペレーター育成事業</p> <p>オ IT人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニミュー</p> <p>ア UJIターン就職フェア実施事業</p> <p>イ（UJIターン希望者向け）企業見学会の開催等</p> <p>ウ（県内求職者向け）企業見学会の開催</p> <p>エ（人材育成メニミュー参加者向け）企業見学会・就職フェアの開催</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>《企業立地重点戦略分野》</p> <p>① 企業立地促進法に基づく「鳥取県地域産業活性化基本計画」の策定（平成19年10月17日国同意）</p> <p>② 企業立地の促進</p> <p>③ 次世代・地域資源産業育成支援</p> <p>④ 経営革新による新たなビジネスモデルの創出</p> <p>⑤ 打って出る（県外への事業展開）</p> <p>⑥ 「産学金官」連携による産業支援体制</p> <p>⑦ とつとり企業支援ネットワーク</p> <p>[市町村・経済団体等の取組]</p> <p>ア 異業種交流の推進</p>
--	---	---

		イ 中部地区産学金官連携推進連絡会 ウ 産学金官連携情報交換会 エ 鳥取大学産学・地域連携推進室連絡会 オ 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業 カ 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成 キ 実践的産業人材育成事業 ク 戦略的な人材育成と研究開発 《事務管理関連分野》 ① 事務管理部門誘致のための補助制度の創設
計画期間	6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで	VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-viii 地域再生計画（「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画）と地域雇用創造計画（延岡地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	延岡市		
計画	地域再生計画（「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画）	地域雇用創造計画（延岡地域雇用創造計画）	
区域	3、地域再生計画の区域 延岡市の全域	1 自発雇用創造地域の区域 宮崎県延岡市	
指標（目標値）	4、地域再生計画の目標 4-1・4-2（略） 4-3 目標 前項において述べた課題を解決し、地域の活性化を図るため、以下の通り目標を設定する。 ◆ 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による雇用創出 373 人 (平成 20 年度～平成 22 年度) ◆ 工業統計調査による製造品出荷額について、91 億円アップの 2,831 億円まで回復 (平成 17 年ベース/平成 22 年目標) ◆ 年間有効求人倍率について 0.07 ポイントアップの 0.55 倍まで回復 (平成 19 年ベース/平成 22 年目標)	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 103 人（常雇 90 人、常雇以外 10 人、創業者 3 人） ② 平成 21 年度 135 人（常雇 119 人、常雇以外 13 人、創業者 3 人） ③ 平成 22 年度 135 人（常雇 119 人、常雇以外 13 人、創業者 3 人） 合計 373 人（常雇 328 人、常雇以外 36 人、創業者 9 人）	
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2（略） 5-3 その他の事業	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置	

	<p>5-3-1 地域雇用創出推進事業（新パッケージ事業）</p> <p>(1) 実施主体（略）</p> <p>(2) 実施期間（略）</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア 次世代リダー育成塾</p> <p>イ 企業連携コワーキングネットワーク事業</p> <p>ウ 高度設計能力開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア 起業支援事業</p> <p>イ 市街地産業人材育成事業</p> <p>ウ 設計人材育成事業</p> <p>エ 製造現場人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 就職マッチング事業</p> <p>イ U・I・Jターン人材発掘事業</p> <p>ウ 製造業・情報・サービス業就職説明会</p> <p>エ 広報・情報提供事業</p> <p>5-3-2 その市が独自に行う事業</p> <p>(1) 製造業等技術製品出展助成事業</p> <p>(2) 中小企業技術改善費助成事業</p> <p>(3) 企業立地奨励補助事業（情報サービス施設）</p> <p>(4) 企業立地推進賃料助成事業（情報サービス施設）</p> <p>(5) 企業立地施設整備助成事業（情報サービス施設）</p> <p>(6) 企業立地推進展開事業（情報サービス施設）</p>	<p>(1) <u>地域雇用創出助成金の活用</u></p> <p><u>地域雇用創出促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である</u> <u>雇用創出促進地域その他の雇用創出が必要な地域において、雇用</u> <u>創出に取り組む事業主を支援するため、地域雇用創出助成金を支</u> <u>給します。</u></p> <p>(2) <u>企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</u></p> <p><u>現在集積されている機械金属・プラスチック関連、電気・電子</u> <u>機器関連、医療機器関連産業のポテンシャルを最大限生かした更</u> <u>なる企業集積を図るとともに、今後はIT関連、創薬関連企業の集</u> <u>積を進めるため、これらの施設整備を行います。さらに現在のJR</u> <u>延岡駅を活用し大型コンテナを扱うことができる物流基盤整備を</u> <u>行います。</u></p> <p>(3) <u>地域雇用創出推進事業の活用</u></p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア 次世代リダー育成塾</p> <p>イ 企業連携コワーキングネットワーク事業</p> <p>ウ 高度設計能力開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア 起業支援事業</p> <p>イ 市街地産業人材育成事業</p> <p>ウ 設計人材育成事業</p> <p>エ 製造現場人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 就職マッチング事業</p> <p>イ U・I・Jターン人材発掘事業</p>
--	---	---

	<p>(7) 中小企業資金貸付事業 (8) 商業活性化事業 (9) 商店街空き店舗活用支援事業 (10) まちなか活性化支援事業</p>	<p>ウ 製造業・情報・サービス業就職説明会 エ 広報・情報提供事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組 (1) 製造業等技術製品出展助成事業 (2) 中小企業技術改善費助成事業 (3) 企業立地奨励補助事業 (情報サービス施設) (4) 企業立地推進賃料助成事業 (情報サービス施設) (5) 企業立地施設整備助成事業 (情報サービス施設) (6) 企業立地推進開業事業 (情報サービス施設) (7) 中小企業資金貸付事業 (8) 商店街空き店舗活用支援事業 (9) まちなか活性化支援事業</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 認定の日から平成23年3月31日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-ix 地域再生計画（「にぎわいと活力あふれるまち 元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業）と地域雇用創造計画（鹿児島市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	鹿児島市											
計画	地域再生計画（「にぎわいと活力あふれるまち 元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業）	地域雇用創造計画（鹿児島市地域雇用創造計画）										
区域	3 地域再生計画の区域 鹿児島市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 鹿児島県鹿児島市										
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 (1)・(2) (略) (3) 目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表 1 新パッケージ事業における雇用創出人数 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用創出人数</td> <td>116</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>516</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計	雇用創出人数	116	200	200	516	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 (略) (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 116 人 (常雇 97 人、常雇以外 9 人、創業者 10 人) ② 平成 21 年度 200 人 (常雇 168 人、常雇以外 17 人、創業者 15 人) ③ 平成 22 年度 200 人 (常雇 168 人、常雇以外 17 人、創業者 15 人) 合 計 516 人 (常雇 433 人、常雇以外 43 人、創業者 40 人)
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計								
雇用創出人数	116	200	200	516								
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2 (略) 5-3 その他の事業 5-3-1 地域雇用創造推進事業 (B0902) (1) 雇用拡大メニュー ① IT技術者雇用拡大支援事業〔情報関連産業〕 (2) 人材育成メニュー ① IT技術者養成事業〔情報関連産業〕 ② オペレーター人材育成事業〔コールセンター〕	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) まちづくり交付金の活用実施 <u>インキュベーション・マネージャーの溜員など、創業開もな</u> <u>い企業等の成長の支援や新規創業の促進の取組を強化し、新た</u> <u>な雇用や中心市街地のにぎ、わいの創出、本地域経済の活性化</u> <u>を図る。</u>										

	<p>③ 観光業の魅力発見塾開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>④ 「食」関連分野起業化セミナー開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(3) 就職促進メニュー</p> <p>① 合同就職面接会開催事業〔共通〕</p> <p>② 情報発信事業〔共通〕</p> <p>5-3-2 独自の取組</p> <p>(1) ソフトプラザがごしま管理運営事業〔情報関連産業〕</p> <p>(2) 中小企業情報化促進事業〔情報関連産業〕</p> <p>(3) かごしまITビジネスフェア開催事業〔情報関連産業〕</p> <p>(4) 新規創業者等育成支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>(5) 人材育成事業〔情報関連産業〕</p> <p>(6) 製造業アドバイザー派遣事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(7) 南国鹿児島県産物産と観光展開開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(8) 特産品宣伝事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(9) 特産品コンクール開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(10) 観光と特産品の情報ステーション運営事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(11) 鹿児島県新作観光土産品コンクール事業〔特産品をはじめ</p>	<p>(2) 地域雇用創出事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア IT技術者雇用拡大支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>イ フード開発による雇用拡大事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>ウ ベストサービス実践による雇用拡大支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア IT技術者養成事業〔情報関連産業〕</p> <p>イ オペレーター人材育成事業〔コールセンター〕</p> <p>ウ 観光業の魅力発見塾開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>エ 「食」関連分野起業化セミナー開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 合同就職面接会開催事業〔共通〕</p> <p>イ 情報発信事業〔共通〕</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) ソフトプラザがごしま管理運営事業〔情報関連産業〕</p> <p>(2) 中小企業情報化促進事業〔情報関連産業〕</p> <p>(3) かごしまITビジネスフェア開催事業〔情報関連産業〕</p> <p>(4) ソフトプラザがごしま入居者等支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>(5) 人材育成事業〔情報関連産業〕</p> <p>(6) 製造業アドバイザー派遣事業〔特産品をはじめとする観光関</p>
--	---	--

	<p>はじめとする観光関連産業]</p> <p>(12) 特産品販路開拓推進事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(13) 新特産品創出支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(14) 特産品市場展開支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(15) 企業誘致推進事業〔共通〕</p> <p>(16) 創業塾〔共通〕</p> <p>(17) 中小企業資金融資事業〔共通〕</p> <p>(18) 新規開業支援利子補給金交付事業〔共通〕</p> <p>(19) 鹿児島市就職困難者等雇用促進助成事業〔共通〕</p>	<p>連産業]</p> <p>(7) 南国鹿児島島の物産と観光展開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(8) 特産品宣伝事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(9) 特産品コンクール開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(10) 観光と特産品の情報ステーション運営事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(11) 鹿児島県新作観光土産品コンクール事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(12) 特産品販路開拓推進事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(13) 新特産品創出支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(14) 特産品市場展開支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(15) 企業誘致推進事業〔共通〕</p> <p>(16) 創業塾〔共通〕</p> <p>(17) 中小企業資金融資事業〔共通〕</p> <p>(18) 新規開業支援利子補給金交付事業〔共通〕</p> <p>(19) 鹿児島市就職困難者等雇用促進助成事業〔共通〕</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 地域再生計画認定の日から平成23年3月31日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑪ 地域再生計画と地域雇用創造計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画のマネジメントが行われるとみられる例

区 分	主な事例	事例数
<p>地域再生計画と地域雇用創造計画で同じ指標と目標値を設定し、計画期間途中で当該目標値を変更しているにもかかわらず、地域再生計画の変更を行っていない例</p>	<p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）を活用して雇用対策事業を行う地域再生計画について、地域雇用創造計画で設定している地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の事業利用件数及び雇用創出件数と同じ指標と目標値を設定しており、当該市は、地域再生計画の事後評価は地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告で代替しているとしている。</p> <p>しかし、計画期間途中で事業利用件数の目標値を 2,936 人から 2,736 人に、雇用創出件数の目標値を 1,052 人から 945 人に変更し（注）、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告では、この変更した目標値を基に評価（事業利用件数 1,771 人、雇用創出件数 700 人）しているが、地域再生計画は変更されておらず、目標値を変更したことが認定を行った内閣府に申請・情報提供されていない。</p> <p>（注）地域雇用創造計画では、地域雇用推進事業（新パッケージ事業）に係る事業実施計画等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなす旨の規定を定めており、本事例では、計画期間途中で事業実施計画等で目標値を変更している。この場合、地域雇用創造計画の変更に係る厚生労働大臣への同意の求めの手續は不要であるため、計画の同意の前に行う内閣府への協議も発生しない。</p>	2
<p>国の支援措置に関連する事業の評価のみを行い、支援を受けていない取組も含めた地域再生計画全体の評価を実施していない例</p>	<p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）を活用して雇用対策事業を行う地域再生計画について、地域再生計画の指標として、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による就職者数（目標値 1,013 人）のほか、国の支援措置を受けない市の独自事業による就職者数（目標値 2,000 人）を設定している。</p> <p>しかし、地域再生計画の認定後は、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告により、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による就職者数のみ評価を行っており（評価値 1,092 人）、市の独自事業による就職者数は評価値を測定しておらず、地域再生計画の事後評価として適切なものとなっていない。</p>	3

（注） 当省の調査結果による。